

又崎村のあゆみ

久崎村のあゆみ

## 序



わが町の黎明は、海岸からと「西山町誌」にいられています。

その海岸には、高塩遺跡と二位殿遺跡があり、縄文中期の土器が発見され、貴重なる学術資料となっています。

この海岸周辺の気象、海流それにとまなう海岸浸食、悠久の自然変化の中で、海岸住民の歴史と生活を調査し、ここに「大崎村のあゆみ」を完成されました。委員諸氏と大崎村の長年の御努力と熱意に心から敬意と感謝をささげたいと思います。

本誌により日本海という海を通して郷土の歴史を知り、このことにより郷土を再認識し、裏日本という先入観から脱却して新しい時代へと発展するよすがとされんことを期待する次第であります。

昭和五十九年二月

西山町長 江 尻 勇

## 発刊のことば



七年余の歳月をかけて、一冊の本がここに生まれた。名づけて「大崎村のあゆみ」という。

特別の経験もなく、その道を専門的に歩いたわけでもない同志が、ただ「わが村」を愛するが故に、こつこつと拾い集めてきた資料の集積である。

したがって、文章表現、資料の精選、解釈の深さ、正確度、構成など、今後識者のご批判にまたねばならないが、ただ、かげがえのない「わがふるさと」の生い立ち、風土、文化遺産等々に正直に目を向けた素朴なまじめに賛意を表したい。

かつて町民の手による文化史、「宿場町妙法寺の文化」「西山区七〇年」に続いて、このたび「大崎村のあゆみ」の発刊である。

西山町に文化の灯がまた一つともった感で喜びに堪えない。

消費は美德という、つかい捨ての世相の中で、こうした地道な努力があることに深い敬意と感謝をささげたい。

多くの町民各位が本誌を手になされることを期待し発刊のことばとする次第である。

昭和五十九年二月

西山町教育委員会 教育長 田中敏雄





大 崎 中 央 海 水 浴 場



大 崎 長 浜 海 水 浴 場

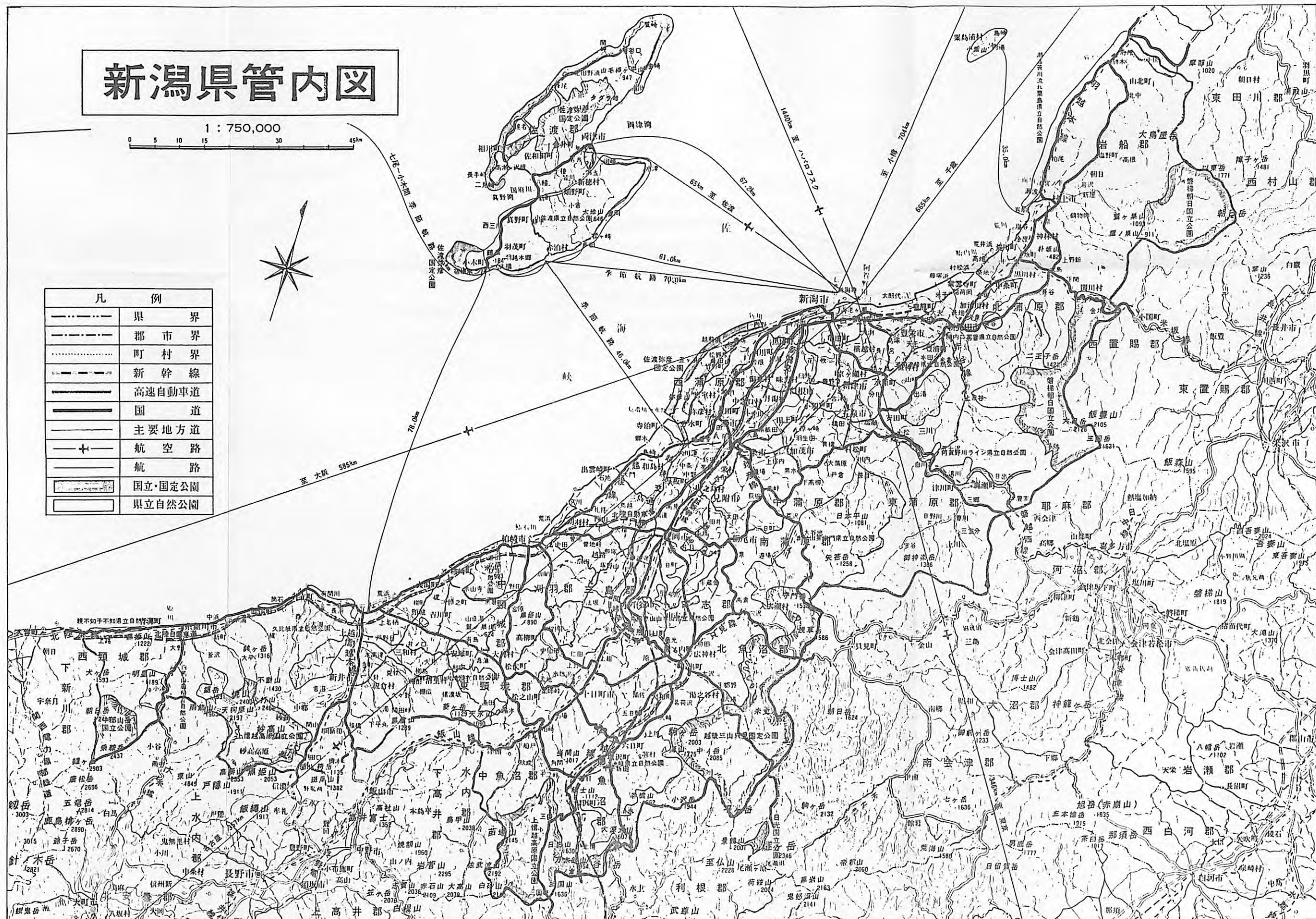
# 新潟県管内図

1 : 750,000

0 5 10 15 30 45km



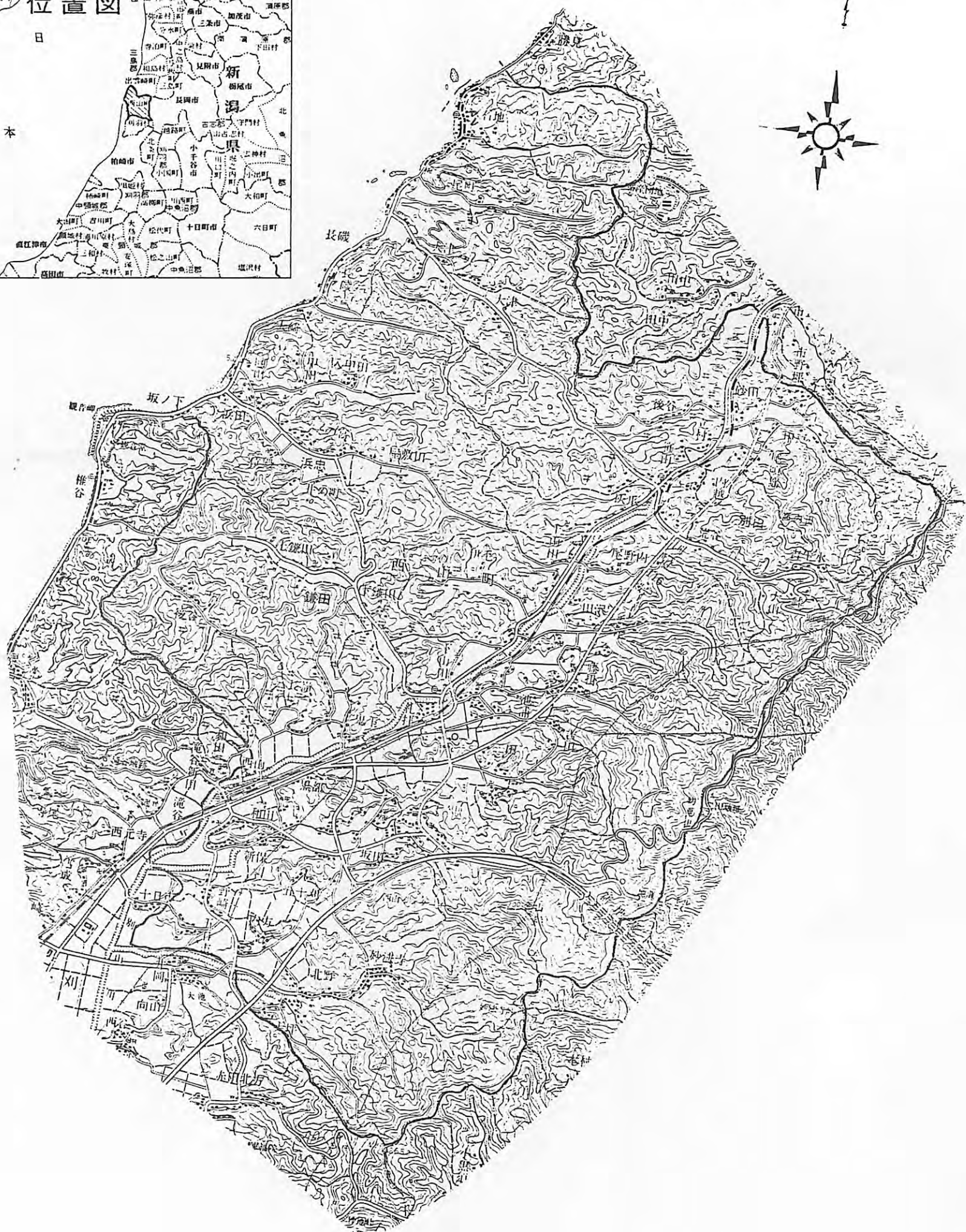
| 凡 例           |         |
|---------------|---------|
| — — — — —     | 県 界     |
| — — — — —     | 郡 市 界   |
| — · — · — · — | 町 村 界   |
| — — — — —     | 新 幹 線   |
| — — — — —     | 高速自動車道  |
| — — — — —     | 国 道     |
| — — — — —     | 主要地方道   |
| — + — + —     | 航 空 路   |
| — — — — —     | 航 路     |
|               | 国立・国定公園 |
|               | 県立自然公園  |





# 西山町全図

$$S = \frac{1}{50,000}$$



# 第一編 総論

## 第一章 概要……………一

### 一、位置……………一

### 二、地勢……………一

1、むかしの地勢……………一

2、古代の地勢……………三

3、浜忠は入江であった……………五

4、大崎村の地勢……………五

5、机立観音縁起……………六

6、古文書に見る海岸浸食……………六

7、越後大地震寛治六年……………七

8、海岸浸蝕……………八

### 三、今の地勢……………八

### 四、気象……………一二

1、旧大田小クラブ活動……………三

2、海流……………三

目次

|       |    |
|-------|----|
| 3、雪   | 二四 |
| 4、季節風 | 二六 |

|         |    |
|---------|----|
| 5、その他の風 | 二六 |
| 6、村民性   | 二〇 |

五、漂流物

|               |    |
|---------------|----|
| 1、椎谷観音        | 二三 |
| 2、蛾眉山下之橋柱     | 二三 |
| 3、石地へ鯨        | 二三 |
| 4、大崎鯨鯨相寄供養塔意趣 | 二三 |
| 5、宮川の鯨        | 二三 |
| 6、長磯の鯨        | 二三 |
| 7、鯨           | 二三 |
| 8、機雷 その一      | 二三 |
| 9、機雷 その二      | 二四 |
| 10、信管の爆発による悲劇 | 二五 |
| 11、富山漁船       | 二六 |
| 12、韓国漁船漂着     | 二六 |

|               |    |
|---------------|----|
| 13、露国軍破砕の一部   | 二七 |
| 14、亀          | 二七 |
| 15、タコブネ       | 二九 |
| 16、オウム貝       | 三〇 |
| 17、タルイカ       | 三三 |
| 18、椰子の実       | 三三 |
| 19、芭蕉の木       | 三三 |
| 20、ハマナス       | 三三 |
| 21、海流調査の人工クラゲ | 三三 |
| 22、ジバサ        | 三四 |
| 23、ハコチャン      | 三四 |
| 24、木材         | 三五 |



|               |   |           |   |
|---------------|---|-----------|---|
| 25、その他        | 三 | 27、古代の漂流着 | 三 |
| 26、大国主命、二田物部命 | 三 | 28、磯回り    | 三 |

|       |   |
|-------|---|
| 六、植 物 | 三 |
|-------|---|

|                  |   |
|------------------|---|
| ◎海岸砂丘一帯に自生している植物 | 三 |
|------------------|---|

|         |   |           |   |
|---------|---|-----------|---|
| 1、ハマナス  | 三 | 6、ネムの木    | 三 |
| 2、月見草   | 三 | 7、ハマヒルガオ  | 三 |
| 3、ハイネズミ | 三 | 8、ハマエンドウ  | 三 |
| 4、ヤブツバキ | 三 | 9、ハマダイコン  | 三 |
| 5、マツ    | 三 | 10、ハマニンニク | 三 |

|       |   |
|-------|---|
| 七、交 通 | 三 |
|-------|---|

|            |   |
|------------|---|
| 第二章 大崎村の歴史 | 三 |
|------------|---|

|        |   |
|--------|---|
| 一、先住民族 | 三 |
|--------|---|

|         |   |
|---------|---|
| 二、人口と戸数 | 三 |
|---------|---|

目次

三、石 高

..... 四

四、国司領主

..... 五

五、古記録に見る大崎村

..... 五

(一) 石地三島石部神社の社記

..... 五

(二) 二田宮伝記(大崎神殿)

..... 五

(三) 刈羽郡旧蹟志

..... 五

(四) 東 鑑

..... 五

六、大崎村の誕生

..... 五

(一) 三村合併

..... 五

(二) 坂ノ下の分村

..... 五

(三) 大崎村と大崎屋

..... 五

(四) 大崎屋について

..... 五

ア 石地大崎屋

..... 五

イ 出雲崎大崎屋

..... 五

## 第二編 政治編

|           |   |
|-----------|---|
| 第一章 時代の變遷 | 六 |
|-----------|---|

|        |   |
|--------|---|
| 一、時の流れ | 六 |
|--------|---|

|             |   |
|-------------|---|
| 二、選挙制度と村の役員 | 三 |
|-------------|---|

|                    |   |
|--------------------|---|
| (一) 村内に於ける衆議員選挙資格者 | 三 |
|--------------------|---|

|           |   |
|-----------|---|
| (二) 歴代総代名 | 四 |
|-----------|---|

|              |   |
|--------------|---|
| (三) 歴代村長及び町長 | 七 |
|--------------|---|

|        |   |
|--------|---|
| 三、町村合併 | 七 |
|--------|---|

|              |   |
|--------------|---|
| 四、戸数人口の移りかわり | 三 |
|--------------|---|

|                    |   |
|--------------------|---|
| 五、明治天皇北陸御巡幸と北陸道の改修 | 七 |
|--------------------|---|

|           |   |
|-----------|---|
| (一) 北陸御巡幸 | 七 |
|-----------|---|

|            |   |
|------------|---|
| (二) 北陸道の改修 | 七 |
|------------|---|

|                     |     |
|---------------------|-----|
| (三) 北陸道改修こぼれ話       | 五   |
| (四) 仁位殿川            | 七   |
| 六、戦乱と大崎村            | 九   |
| 七、漁業権とその争い          | 一〇  |
| 八、流転の船稼業を語る空屋敷      | 一六  |
| 九、明治初期の屋敷           | 一六  |
| 十、土地と農地解放           | 一六  |
| 第二章 財政と自治           | 一〇〇 |
| 一、明治時代の町村と財政状況      | 一〇〇 |
| 二、大田区（明治三十六年度）予算決算書 | 一〇三 |
| 三、大崎村の財政            | 一〇六 |
| 四、租税と納税組合           | 一一〇 |



|        |    |
|--------|----|
| 五、村の組織 | 二二 |
|--------|----|

|        |    |
|--------|----|
| 六、補助規約 | 二三 |
|--------|----|

|               |    |
|---------------|----|
| 第三章 公共事業と道路整備 | 二七 |
|---------------|----|

|             |    |
|-------------|----|
| 一、新潟―寺泊―柏崎線 | 二七 |
|-------------|----|

|       |    |
|-------|----|
| 二、離岸堤 | 二八 |
|-------|----|

|       |    |
|-------|----|
| 三、町農道 | 二九 |
|-------|----|

## 第三編 産業編

|         |    |
|---------|----|
| 第一章 農林業 | 三三 |
|---------|----|

|             |    |
|-------------|----|
| 一、農地解放までの農業 | 三三 |
|-------------|----|

|                 |    |
|-----------------|----|
| 二、農地解放後の農業      | 一七 |
| 三、農業センサスから見た大崎村 | 一六 |
| 四、養蚕、葉たばこ       | 一〇 |
| 五、肥料            | 一三 |
| 六、農機具の移り変り      | 一三 |
| 七、米価格表          | 一五 |
| 第二章 漁業          | 一六 |
| 一、漁法と漁期         | 一四 |
| 二、販売及び貯蔵法       | 一五 |
| 三、海藻            | 一七 |
| 四、海苔つみ          | 一五 |

|           |     |
|-----------|-----|
| 五、海苔の人工養殖 | 一五五 |
|-----------|-----|

|         |     |
|---------|-----|
| 第三章 鋤工業 | 一六三 |
|---------|-----|

|       |     |
|-------|-----|
| 一、石 油 | 一六三 |
|-------|-----|

|       |     |
|-------|-----|
| 二、砂 鉄 | 一六七 |
|-------|-----|

|       |     |
|-------|-----|
| 三、製 塩 | 一七〇 |
|-------|-----|

|         |     |
|---------|-----|
| 第四章 商 業 | 一七二 |
|---------|-----|

|           |     |
|-----------|-----|
| 一、船を使った商人 | 一七三 |
|-----------|-----|

|               |     |
|---------------|-----|
| 二、記録にある商売の見積届 | 一七三 |
|---------------|-----|

|       |     |
|-------|-----|
| 三、観 光 | 一七五 |
|-------|-----|

|           |     |
|-----------|-----|
| (一) ホテル誘致 | 一七五 |
|-----------|-----|

|         |     |
|---------|-----|
| (二) 民 宿 | 一七五 |
|---------|-----|

目次

一〇

|              |    |             |    |
|--------------|----|-------------|----|
| (三) 民宿組合と組合員 | 一六 | (五) 海の観光と漁業 | 一七 |
| (四) 施設       | 一七 | (六) 名勝史蹟    | 一八 |

|          |    |
|----------|----|
| 四、馬市と坂ノ下 | 一九 |
|----------|----|

|               |    |
|---------------|----|
| 第五章 異常気象とその影響 | 二三 |
|---------------|----|

|          |    |
|----------|----|
| 一、海水浴と民宿 | 二三 |
|----------|----|

|        |    |
|--------|----|
| 二、里芋の花 | 二五 |
|--------|----|

|          |    |
|----------|----|
| 三、エゴ(海藻) | 二四 |
|----------|----|

|          |    |
|----------|----|
| 四、美しい夕焼け | 二五 |
|----------|----|

|          |    |
|----------|----|
| 五、漂流、漂着物 | 二六 |
|----------|----|

|          |    |
|----------|----|
| 六、ワカメ大豊作 | 二六 |
|----------|----|

|         |    |
|---------|----|
| 七、サザエ不漁 | 二七 |
|---------|----|

|           |    |
|-----------|----|
| 八、鯨の漂着と冷害 | 二七 |
|-----------|----|

## 第四編 文化編

|             |    |
|-------------|----|
| 第一章 大崎村の文化財 | 一八 |
|-------------|----|

|         |    |
|---------|----|
| 一、有形文化財 | 一八 |
|---------|----|

|                       |    |
|-----------------------|----|
| (1) 二位殿遺跡及び出土品（火焰型土器） | 一九 |
|-----------------------|----|

|          |    |
|----------|----|
| (2) 高塩遺跡 | 一九 |
|----------|----|

|         |    |
|---------|----|
| (3) 刀 剣 | 一九 |
|---------|----|

|       |    |
|-------|----|
| (4) 塚 | 一九 |
|-------|----|

|         |    |
|---------|----|
| (5) 大崎城 | 一九 |
|---------|----|

|           |    |
|-----------|----|
| (6) 木喰観音堂 | 一九 |
|-----------|----|

|         |    |
|---------|----|
| 二、無形文化財 | 一九 |
|---------|----|

|         |    |
|---------|----|
| (一) 伝 説 | 一九 |
|---------|----|

|         |    |
|---------|----|
| 。大崎家の名馬 | 一九 |
|---------|----|

|           |    |
|-----------|----|
| 。安徳天皇と二位尼 | 一九 |
|-----------|----|

|       |    |
|-------|----|
| 。恋の懸橋 | 一九 |
|-------|----|

|           |    |
|-----------|----|
| (二) 大崎のうた | 一九 |
|-----------|----|

|           |    |
|-----------|----|
| (三) 漁師と故事 | 二〇 |
|-----------|----|

|        |    |
|--------|----|
| (四) 方言 | 二〇 |
|--------|----|



第二章 村人のくらし ..... 三九

一、家族構成からみた大崎 ..... 三九

二、長寿者 ..... 三〇

三、出稼ぎ ..... 三三

四、農具民具 ..... 三六

五、水の確保 ..... 三七

六、炊事のしかた ..... 三七

七、風呂 ..... 三六

八、子どもの遊び ..... 三六

九、行事 ..... 三三

|         |    |
|---------|----|
| 十、災害の記録 | 三五 |
|---------|----|

|                    |    |
|--------------------|----|
| (一) 災害の記録          | 三六 |
| (二) 第二室戸台風         | 三七 |
| (三) 新潟地震           | 三九 |
| (四) 第二室戸台風と大崎神社の再建 | 三九 |

|           |    |
|-----------|----|
| 十一 戦争と大崎村 | 四三 |
|-----------|----|

|                          |    |
|--------------------------|----|
| 十二 江戸時代の村人のくらし(浦浜住民のくらし) | 四七 |
|--------------------------|----|

|                                      |    |              |    |
|--------------------------------------|----|--------------|----|
| (1) 浜方御引米願書                          | 四九 | (8) 浦高札      | 五〇 |
| (2) 検見手宛引米書                          | 五三 | (9) 破船覚      | 五一 |
| (3) 越後国刈羽郡大崎村明細帳 <small>ばい</small> 扣 | 五五 | (10) 御用公載紀   | 五四 |
| (4) 浜方御引米願書                          | 五五 | (11) 御用達勤向書  | 五五 |
| (5) 村役人                              | 五五 | (12) 拝借金証文之事 | 五七 |
| (6) 差上申五人組帳之事                        | 五九 | (13) 村方仕來之事  | 五八 |
| (7) 高札                               | 五九 | (14) 諸国御巡見   | 五九 |

## あとがき



# 第一編 總論

## 第一章 概要

### 一 位置

大崎村は、西山町の北部に位置し、旧石地町と柏崎市に隣接し、日本海に沿った約四キロメートルの集落である。村の位置東経一三八度三五分北緯三七度三十分（椎谷観音岬より二、〇〇〇メートル地点、新潟海上保安庁調）

### 二 地勢

#### 1 むかしの地勢

古老が語る昔の大崎村は、今の汀線より一、〇〇〇メートルも沖合に突き出ていたという。

この話を、調査や古文書などにより確かめてみた。

調査に先だって、日本海の水水位の変化や地変の概要を知らなければ調査が出来ないので「日本海の謎」（紺野義夫著）海水準の変化、其の他を次に引用した。

日本海が現在とほぼ同じ姿になったのは、八、〇〇〇年前と考えられる。

さまざまな変化があった。海水準のわずかな上り下りが、海岸線の位置の移動となり、沿岸砂丘の発達、短期間の現象と

しては、海岸浸食による汀線の後退となる。

このような、沿岸地域の自然環境条件の変化を背景として、われわれの先祖の生活がくりひろげられ、縄文、弥生、古墳時代を経て、日本の歴史時代につながる。縄文時代晩期から弥生時代（今から三、五〇〇年前～一、八〇〇年前頃）にかけて、海面は二メートルないし最大五メートル低かったであろうと言う。海岸線の後退現象が日本海側の各所で起っているのは事実であり、特に砂浜海岸で著しい。「勧進帳」の小松市の安宅の関は、八〇〇年前は、海上二キロにあったと伝えられている。

（紺野義夫「日本海の謎」より）

頸城地方の西方約三キロのところ虫生<sup>むしう</sup>に国府があったと伝えられている。今から千数百年前は虫生の海中に二つの栗石（海岸から四〇〇メートル）の向こうまで陸地であった。この地に国府がもうけられていたという。越後の国府は、上越市のひばりが丘（直江津中学校付近）の北方一キロの沖合すでに海中にうずもれてしまったという発表をした学者もいる。

（『新潟県の歴史』、新潟県郷土史研究会）



干潮時の大崎 2 月下旬塩たき鼻（石地小学校下）

## 2 古代の地勢

大崎村の中央部の海中につき出た岬を、手先鼻と呼んでいる。（阿部嘉左衛門周辺を言う）この手先鼻が石地の石部神社々記にある大手さ起と解される。

大崎の住人、押見丸吉（明治三十四年生まれ。七十八歳、調査時も健在、サザエ採りを今も続けておられる磯漁師、五十余年間も大崎海岸から椎谷観音岬沖合までの磯を探り、サザエを拾い続けられた人、海中の岩礁、位置、形、そこにひそむ貝類、魚類のことは家の庭を探すよりわかると言う。）さんの話によると、次の通りである。

「手先鼻沖の館瀬（たてぜー大古館があつたのでつuitと言う）に今もはっきりと先住民族が使用したと思われる立井戸跡がある。同じものが推谷観音岬の沖合のかま瀬（昔安藤の家があつた場所と伝え聞く）にもあり、多くの古老もこの事を伝えている。」



干潮時の大手先鼻 先端は人影

石地、石部神社々記に大國主命が石部山に登られた時に「前略……大手さ起を大崎邑<sup>むら</sup>とい……」とある。石部山（石部神社背後一帯を言う）に登れば、手先鼻（大手さ起）一帯が手に取るようにくっきりと眺められる。（元石地小学校より東へ約二〇〇メートル地点の裏山）

館瀬の井戸穴（立井戸）調査（西山町柏崎市海岸調査図参照）

目的、古老の口碑によれば、館瀬に大古の井戸跡が二ヶ所あると聞く。その実態を調査して、大古の大崎地勢を想定してみる。

日時、昭和五十四年五月二十六日（土曜日）午前六時三十分～八時三十分



場所、手さ起鼻（大崎中央地点、現在阿部平次周辺の沖合）

調査協力者、押見丸吉、田村武志、小野森雄、漁船一、ボート一

気象、晴天、無風、潮の流れなし、透明度良好

各々、漁船、ボートに分乗し押見丸吉ほか二名の案内で現地に向う。透明度が良かったので、すぐに、位置の確認ができた。漁師の大海における、山だて（山と山、又はある物体とを結んで方向や位置を知る方法）の正確さに驚く。第一井戸を水中鏡で観察すると、円形で深さ一メートル前後と推察できた。第一井戸の発見を終り、第二井戸の探索に移る。これも容易に発見できた。両井戸跡とも殆んど同形であった。

第一井戸 国道新潟―寺泊―柏崎線より約六五〇メートル 水深約五・六メートル

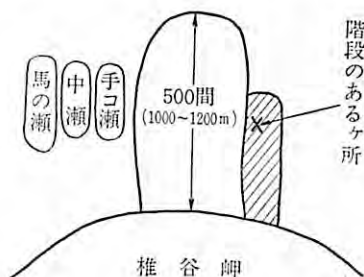
第二井戸 約七四〇メートル

続いて、釜瀬の井戸跡に向い探索するも、海藻が繁茂していて、残念ながら発見することができず後日の調査に委ねることにした。

其の他の井戸跡……汀線より五〜十メートル沖合に（坂之下ゲンの口、手先鼻、塩タキ鼻）に一ヶづつある。又石地形蔵院沖合にも二ヶ所あるという。

釜瀬について（武田嘉一談）

椎谷観音岬の沖合五〇〇間（約九〇〇メートル）まで突き出ている（これを釜瀬という）周囲は、広く多くの瀬があり（手コ瀬、中瀬、馬の瀬）昔は沿岸磯漁が殆んどのため、椎谷の漁場も六〇〇間以内とされていたという。この釜瀬は、他の瀬に比べて浅い瀬で、こ



の瀬に多くの釜跡が残っていることから、釜瀬と言う、と伝えられている。釜瀬の中間約五〇〇メートル陸地寄の所に二段の階段がある。この階段は昔の館、宮社の階段跡と伝えられている。

### 3 浜忠は入江であつた

昭和三十六年～三十七年の二ケ年にわたり、隣接の浜忠の村で土地改良を実施し、河川の改修の折、舟底板が発見された。又、地下一・五メートルから三メートルの地点一帯に、カツボや雑木が海岸に向つてなびいて埋没しているのが発見された。このことから観音岬や大手さ起が一、〇〇〇メートル前後も沖合に出ていたころは、浜忠の村は日本海に続いた入江であり、また山側は沼地であつた（今の農業協同組合周辺の井戸水は飲料水とすることができない）と想定される。今でも、浜忠の村には、江の町、梶取梶返などとそれ等にちなんだ地名や屋号が残っている。又、仁位殿川を挟んで、大崎地内に向山むさみと言う地名がある。（仁位殿遺跡の出土した地点）これらの地名も、入江であつた当時の呼名であつたものが、残されたものであろう。又浜田という田圃の地名も残っている。

以上のことから昔浜忠が入江であつたことが推測できる。

同志社大学教授森浩一氏は日本海地域の大きな特徴として海のそばに湖がある。そう言うところに遺跡があつて、要するにそこが航海の拠点を果したのではないかと言われている。

昭和三十五年十二月二位殿川周辺より、大量の縄文土器が出土した。この出土地点で航海の安全祈願が行なわれ、それに使用した土器ではなかろうか。

現在浜忠村と字名を書いているが、昔は浜津田と書いたとも聞く。

### 4 大崎村の地勢

国土院の二万五千分の一の地図の上に、石部山からの見通方線を引いて見ると、長浜（仁位殿遺跡の発見地）から坂之下（合併前の机立村）は、仁位殿川を中心に大きな入江であり、手先鼻から塩たき鼻（明治十六年に刈羽郡唯一の製塩会社、福地社のあったところ）の間は広い浦浜であったことが十分うかがわれる。

大崎は俗に、椎谷大崎といって、古代はもつと海中に長く出ている、突端は日本海の波濤に直面していたと伝えられている。（P 54 西山町・柏崎市海岸調査図を参照）

## 5 机立観音縁起

机立観音縁起の中の机立ゆらいに「……前略……沉んや我父も当所に於て空し。かくせば誠に足他生劫畹有縁地なり。殊に当所は一千余軒にして諸般便利の地なり。我も当所に住居せばと思ひ、急ぎ所の長に願ひ、船中の資材を取り揚げ、大崎村の住人とこそなり。又、富有自在子孫繁榮なりしが、安藤長者と尊敬せられしも、松樹千年終に朽ちんと星霜の経るに随ひ、従類末葉も悉く断絶して、安藤の井も今は海中に残れり。しかして、大慈物尊の靈地も怒濤の為に壊崩せんことと恐れて此の坂の下へ移し奉る。……以下略」

（……は筆者が打点）

以上のことから推測するとき、大崎の海岸は、広い砂丘と机立（坂の下）仁位殿（浜忠）にかけて、大きな入江であったことや、そこに大きな集落があったことが想像できる。

## 6 古文書に見る海岸浸食

天保四癸巳十月の浜方引米願書に「其後文化十三年寅年十一月当村弥平治、喜三郎、七助、右三人のものと大風大波ニ而居屋敷、秋崩濱高御役永之場所打捨同村長浜と申す所ニ引越……」とある。秋崩れた屋敷跡とは、古代の大崎の其の他の井

戸跡（坂之下ゲンの口）の場所現在海中となっている。

## 7 越後大地震寛治六年（一〇九二）

寺泊下より角田、古潟、砂山、飛山、榎島等大波にて打崩れ海となる。大津波もあり、地震に就いては甚だ簡素であるけれど「日本紀略」の中「日本三代実録第七」貞観五年の条に、

六月十七戊申越中越後大震陸谷易<sup>アツ</sup>処<sup>ハ</sup>水泉涌出<sup>シ</sup>壞<sup>シ</sup>民廬<sup>ヲ</sup>舎<sup>スル</sup>壓死者象

とある。寛治六年当国も亦大暴風雨の洪水であると云はれている「紫雲寺由来記」に風吹き立ち震動、雷雨、車軸の如くに流す事六、七日五百年來の田畑皆埋没、是れ如何なる惡魔の障か……と想ふものゝひとり由来記の作者のみではあるまいと出雲崎編年誌は記載している。

当時の惨状は、想い知ることも出来ないが、昔から地震、津波の被害の少ない土地だと言い伝えられておったから、有史以來の天変地変であつたのではなからうか。

寺泊と柏崎までの日本海に面した山々は削り取られた様な急斜面が多いことは誰しも気付くであらう。之等の地勢はそれを物語っている様である。これに関係があると思われる拔山<sup>ノケヤマ</sup>、拔山下、逃山、片平山、等々沢山の地名が遺っている。昭和三十六年八月五日の石地から出雲崎にかけての集中豪雨の惨状はまだ記憶に新しいが、その何倍、あるいは何十倍であつたのではなからうか。

浜忠に真言宗法高寺がある。この法高寺はもと隣村甲田（現地点から二・五キロ）にあつたという、何時の時代か不詳であるが大洪水、山崩と共に現在地に押流されて来たと伝えられる、元法高寺のあつたと云われる所を寺の沢といっている。

寺の沢とは現在の甲田の奥地にある石動神社の池のある沢である。それより一五〇メートル奥地に大崎家の名馬の伝説を

生んだ鳴環の池があり、今の耕地より四十米ぐらい高い所にある。今見るとこんな高い所に池があると不思議なくらいの場所である。寺の沢と同時に流されたものと考えられる。法高寺は今より約六百五十年前ぐらいまでのことは解るがそれ以前は火事によって不詳とのことである。法高寺の流出や浜忠の入江の埋没を寛治六年の大洪水と年代を同じく考えることは出来ないが、これらのことについては今後の研究にまちたい。

※甲田の入口から浜忠の耕地を約一キロ横断して谷の向側に法高寺がある。

## 8 海岸浸蝕

鳥居下（西村重雄、屋号市蔵の下）に大崎神社の赤い大鳥居が浜にあり、この浜を鳥居下と呼び、現在鳥居は神社へ移封された。此の鳥井下浜と長浜（二位殿遺跡）石地高塩（高塩遺跡が発見された浜）の三ヶ所では、それぞれ、旧きゅう小学校三校の（大田、石地、大津）合同運動会が開かれた。大正四年十月十日には第十一回合同運動会ありと記録されている（大崎議事録）、高塩浜には飛行機（プロペラ復翼機）が着陸、大歓迎を受けたこともあった。

わずか百年間でも数十メートル海岸は浸蝕されている。

## 三 今の地勢

東南には愛宕山（大崎城址）を含む、標高一〇〇メートル前後の小連峰を背に、日本海に臨み、東の山あいを一・五キロメートルの笹子川が流れ、その流域に十六町余の水田がある。幹線道は、国道、新潟―寺泊―柏崎線（元の北陸街道）があり、この道路を挟んで七十数戸が軒を並べており。荒海の渚を踏み、佐渡を展望し、日本海と共に生活し、文化と伝統を受けついで来た村である。

<資料>

明治、大正期からの海岸線の変化



海岸線の変化七十年

国土地理地図まとまる

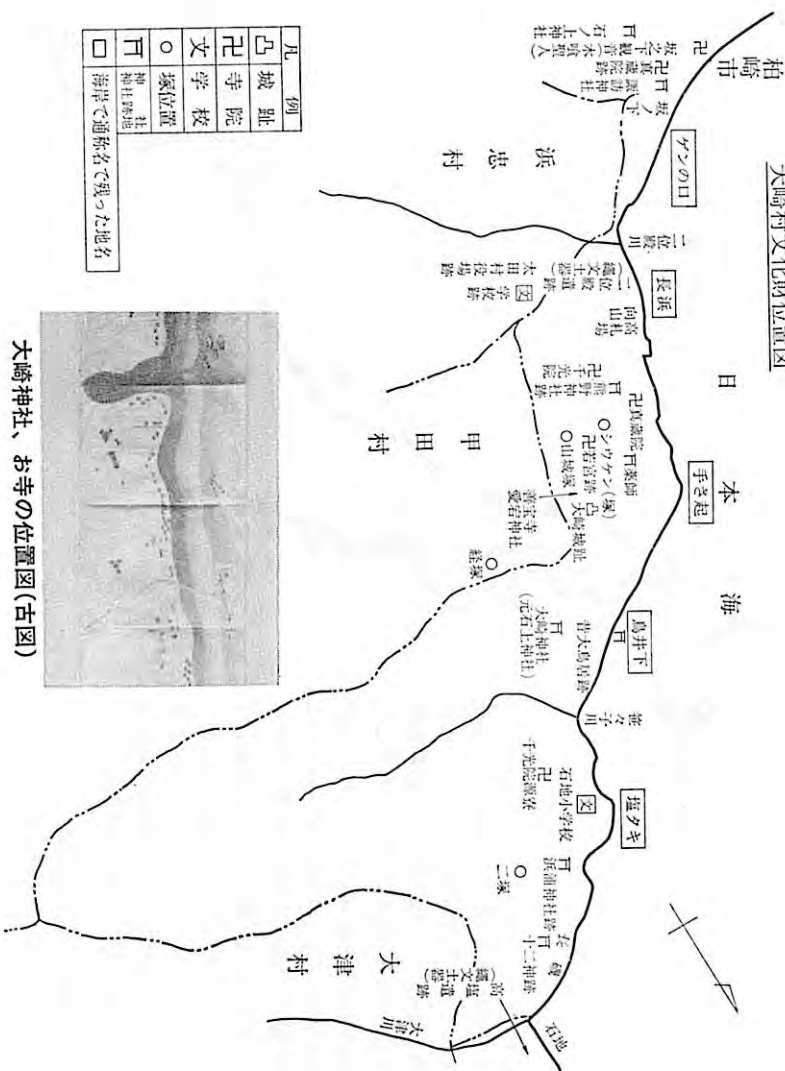
明治末期から約七十年間の日本列島の海岸線変化を示す地図がこの程刊行された。科学技術庁報告書で公表された。

防波堤を作った砂浜がなくなった、という風な海岸線変化のナゾを解明する一端として、斉藤祥・地理第二課長らは戦前と現在の地図の比較調査を試みた。用いられたのは、国土地理院が明治末期（一九〇〇年頃）から大正初めにかけて調査、刊行した五万分の一の旧版地形図と十数年前の調査による最新版地形図とに海岸線がどんな形で何米動いたか、浸食されたか、砂が堆積したのか、人工海岸になったのか、を検討し作製されたもの。

昭和五十四年十月

朝日新聞より

大崎村文化財位置図





○参考一里(約四K)〓三十六町



※懸橋鼻、国道より十三町(一四〇〇メートル)陸地であった。その先、三十町(三二四〇メートル)岩石が続いている。岩石、笠状は約十町

## 第一章 概要



大崎海中測量絵図 (古図)

## 四 気 象

大崎村の産業、文化を語る時、日本海と切り離して語ることには出来ない。日本海の流れ(特に対島暖流)と気象の変化(冬の季節風——北西の風——)が産業・文化を、また村民の人間性の形成に少なからぬ影響を与えていると考えられるからである。

日本海との関係を語るには、少なくとも新潟県全体と、北陸・東北の一部の地勢を認識しなければならない。東北の県境には、苗場山・谷川岳・浅草岳・大目岳・飯豊山などの三国山脈、越後山脈、北陸に続く飛騨山脈があり、大きく能登半島が北東に突き出ており、また佐渡が島が五十キロ前後の沖合にあり、この間に対島暖流が流れ込んでいる。この地勢と気候が県下一般、とくに山間地に雪を多く降らせている。その反面、大崎



寒中にも見られる大崎の「みかん」  
田村弘一氏の裏

海岸は十一月～二月頃まで「雪国の中に南国あり。」と古くから言われ、冬期間（十二月下旬）露地では水仙が咲き、ふきのとうを賞味することが出来る。また、ミカン・ネーブル等も育っている。北越雪譜には「越後国の地勢は、西北は大海に対して陽気なり。東南は高山連なりて陰気なり。ゆゑに西北の群村は雪浅く、南東の諸邑は雪深し……」他国の人、越後はすべて大雪の国と思ふれど、さにあらず、前にも言ふが如く海浜に近き所は雪浅し。雪深きは魚沼・頸城・古志三郡、浅きは刈羽・三島の二郡……と記されている。

# 1 旧大田小クラブ活動

「刈羽郡朝日町石地海岸（大崎海岸）、枝もたわわに、ミカン・ネーブル」「刈羽郡朝日町石地海岸は、いまミカンをはじめネーブルもキンポウカンなど、枝もたわわに豊かな正月風景を見せて、吹雪に明ける越後の谷間となっている。この谷間は柏崎市と三島郡出雲崎町を結ぶ日本海の中間で、石地地域（大崎・浜忠・甲田）ミカン・ネーブルなど五十余本が、隣の柏崎や出雲崎との寒さといひ対照を見せた、南国ぶりである。

このミカンなどは、五十年ほど前、出稼に行った人達が、和歌山・九州・静岡から持ち帰って植えたもの。中には一本で十四貫目もミカンになった木があり、市販よりはるかに甘いという、本場も顔負けのありさま、この不思議な現象の原因をとらえようと、同地内にあった大田小学校科学クラブ気象観測班四十八名が、室星正男教諭の指導で三年間にわたって調べた。毎年九月から三月まで、県下で最も暖かく、シベリアおろしの吹く十二月で気温は六～七度で、名古屋付近と同じ。逆



大崎長磯 水仙 咲く露地 12月

に夏は涼しく、その上あまり上下の差がない海洋性気候の特長を持ち、雪の最も多い二月で、平均三・八センチ、朝のうちに降っても、正午頃にはほとんど消えてしまう。いまミカンのほかビワが二十七本もあり、中には一〇〇年の樹令の木も見え、種子も小さく甘い。またシュロの木三十二本、野性の水仙が無数に生え、十月末からツボミをもち、十一月頃から三月まで咲きはこっている。同校の本間校長の話によると、「能登半島近海を北上する暖流が越佐海峡を通り抜けるとき、主流が石地へ強く突き当たるためと考えられる」と。

昨年五頭の鯨がこの浅瀬に乗り上げたことなども、これを裏付けている。今年は石川県教委と連絡「ビン」を流して調査したいと言う。なお石地農協では、この暖かい立地条件を活用して、野菜・草花・ミカンなど栽培を全戸に奨め、半農半漁の寒村を再建する計画で、部落の人達は明るい希望を持っている。」(昭和三十二年一月一日読売新聞記事)

## 2 海流

沖縄西方では黒潮の一部が分かれて対馬海峡を通過して大部分が津軽海峡へ抜けると言われる。日本海沿岸沿いに北上する対馬暖流は、黒潮に比べて流量では約1/10、流速では約1/2の弱い流れである。流れが弱いために気象の影響を受けやすく、季節的には複雑な変化を起すものと考えられる。

東シナ海で黒潮から分岐して本土沿いに北上するもの(第一分岐流)と隠岐諸島の北側から能登半島沖に至り、そこから佐渡沖を通過して、入道崎沖へ向うもの(第二分岐流)および朝鮮半島の東岸沿いに北上し、北緯三八・五度付近で東へ折れ

てウツリヨウ島の北側から大和堆付近を通り、入道崎付近に向かうもの（第三分岐流）の三つに分かれている。

対馬暖流は春より夏季に最も強く、秋より冬季に弱い。この影響を受けて夏は沿岸沿いに冷水域が出来る。

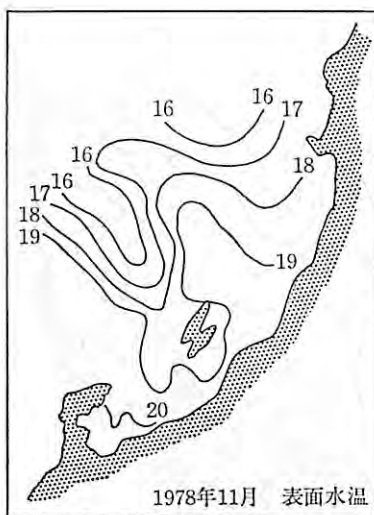
大崎海岸が冬暖かく夏涼しいのは海流温度だけでなく日中は海から陸に向かって吹き（この風を下風しもかぜと言う）、夜は陸から海に向かって吹く風（この風を風という）。風による温度差によって涼しさを感じるためである。

第一分流は能登半島を巡って富山湾に入り、沿岸を北上し大崎海岸に近く流れ込んでいる。

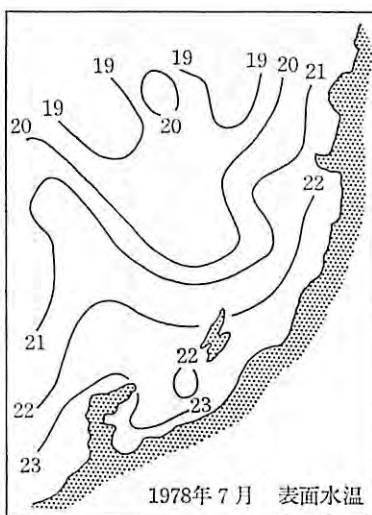
冬期間、長浜・高塩（いずれも縄文土器が出土した地）の海面から水蒸気が立ち上っているのが観察される。このように暖かい潮流の北上は、沿岸の気候を温暖にしそのため沿岸に霜の降ることは少ない。もちろん霜柱など見ることは出来ない。

対馬暖流に於ける五十米層水温の平年差には、能登以西で六〇七年、能登以东で八〇九年の周期がありそうで、そのことと最近の水温推移などを考え合わせると、現在能登以西では高温期に入っており、能登以东も低温から高温への転換期に当たっていると考えられ、ここ一二年は、対馬暖流全般にわたって、高温に移行する傾向がみられる。しかし数十年単位の長い周期からすると低温期に入っており、また、世界的規模の気象から見ても、地球全体の寒冷化は進んでいるという。新潟県水産試験場調査（一九七八）表面水温調査図を見ると十一月と十二月の表面水温は六月と七月上旬の表面水温である。各図表を参照されたい。

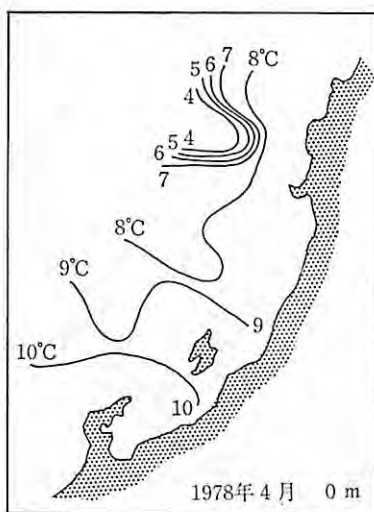
対馬暖流は、時として人や物を運び、又冬の北西の風は古来の大陸文化を運んで来、北陸、東北への到来は九月と十二月が最も多いとされており、漁業・回船業・漂流物（別に記載する）と、産業、文化に大きく影響した。



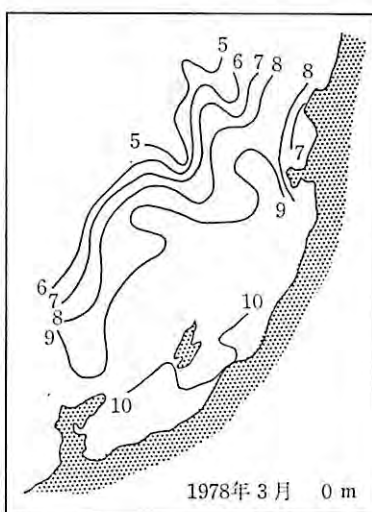
(第2図)



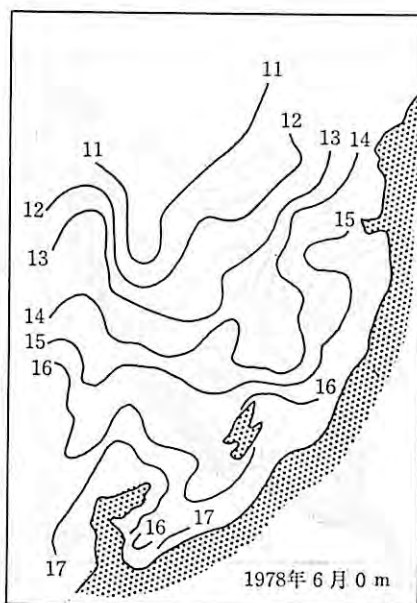
(第1図)



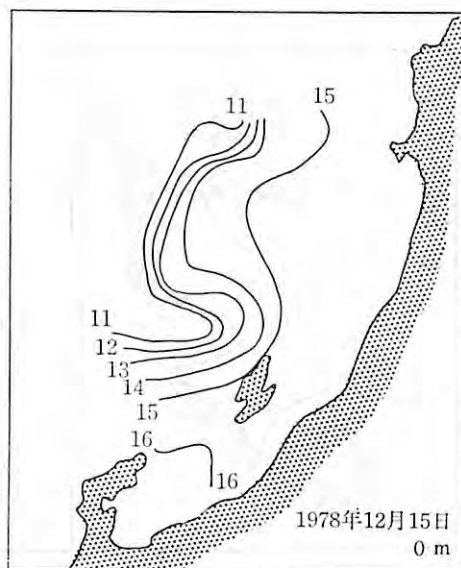
(第4図)



(第3図)



(第5図)



(第6図) 6月の表面水温と同じ温度である。

対馬暖流が冬の間に上げる水蒸気の量は、水に換算して一日約六十五億トンだといわれる。この大量の水蒸気が日本の脊梁の山なみに吹きつけられて、上昇し、多量の雪をもたらすのである。(紺野氏「日本海の謎」より)

#### 4 季節風

山形県庄内海岸における一か月平均の風速は、九米前後、年間一五六日は暴風雨に襲われる。(「家庭と電気」一九八〇年一月号より)

理科年表によると、佐渡相川で年間一〇米以上の風の吹く日数は、一三九日である。山形県酒田は佐渡の相川と同じ一三

九日である。

また、佐渡、相川の冬期三か月間一〇米以上の風の記録を見ると十二月は二十二日、一月は二十六日、二月は二十一日と一か月平均二十二・二日も一〇米以上のきびしい季節風が吹いていることになる。

大崎海岸の天気予報は、佐渡地方を適用しているので冬期間は相川と同じきびしい季節風が吹いていると見てよい。

日本では年間一〇米以上の風が最も少ないのは岐阜県高山で年一回である。京都は年五回である。日本海岸側の季節風とは、全く比較にならない。

（記録は、一九六一—一九七〇の一〇年間の平均値である。大崎での天気予報は佐渡地方を重視するので相川の記録を使った。）

秋の農作物収穫が終わる十一月初めから三月末までは、シベリア大陸の気圧の影響で、発達した低気圧が日本海を渡り、寒冷前線となって通過する。気圧配置は典型的な「西高東低」の冬型となり、垂直に近い等圧線を形成する。

このような気圧配置になった時はシベリア寒気が強く吹きつける。風向は大体北西か北々西で、この風を大崎では「タバカゼ」と言う。風の吹く季節は太平洋岸とほぼ変わらないが、冷気を含んだ風速十メートル前後の風のため、身体に感ずる寒冷度は非常にきびしく、身を切るような寒さである。然し物陰に入り、風が吹き抜けない所では、さして寒気を感じないのである。

この季節風を防ぐため、生活の知恵が生んだと思われる竹の風除が各家に造られてある。竹で造ってあるため、冬期間を過ぎても取り除かず、年中囲いがあり、入口だけが開けてある。これは海岸でなければ見られない風物であったが、昭和三十年頃から竹がなくなり（竹は六十一年周期で花が咲いてなくなるといふ）、材料も近代的なものに変わってきた。昭和四十



年頃から海水浴場として世に知られるようになってから、風致などとの関係もあり、今は少なくなってきた。

この季節風の吹きすさぶ時は、まさに荒れ狂う日本海である。波濤が岩礁に打ち砕け、波しぶきとなり、波の花を舞わせる。岸へ押し寄せてくる川口は真直海に流れることができなく北の方へねじ曲げられてしまう。この季節風の時期こそ、海岸道路・家屋ともに災害の時でもある。（漂流漂着物を参照）

## 5 その他風

「アイの風」（東風）は、夏から秋に多く吹き、恵みの風とも言われ、西に舟荷を運ぶ時である。

南西の風を「クダリ」と言う。突風的に来るので、災難を起こし、人命を吞むことがある。

「タバか風」（北西の風）漁師の最も恐れている風。

「ダシの風」（南東の風）沖に向かって吹くので危険の風。

次に風を唄った歌を紹介する。

。今日はいくだりか明日は時化<sup>しけ</sup>かあいの便りを早く来（読み人大伴家持という。）

。あいの風強吹きや山背のもとだ山背下のたねとなる

。あいが吹かゆかしきりが出ぬかただしや新潟の川止めか

。山背風別れの風だよあきらめしやんせ又何時逢うやら逢えぬやら

。山背風別れの風だと承知はしれど机立て見せぬば風うらむ

。あいの風吹かぬか荷がなうて来ぬかただしや新潟の川止めか

千島寒流、対馬暖流、冬の季節風、春から夏のアイの風は却初から吹き続け、時の流れの中で多くの犠牲と反面限りない

〈資料〉

日本海に於ける対島暖流図（尾形哲男氏に依る）



黒潮の本流から分かれて日本海に入った対島暖流は、大まかに見て、三ツの支流に枝分かれする。これをそれぞれ、第一分枝、第二分枝、第三分枝（図Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ）と名づける。

この様な対島暖流の流れかたが、季節により年によって暖流の流れる道すじや勢いに多少の変化はあるが、三ツの分枝のどれかに乗って、本州沿岸に漂着することになるだろう……以下略



……対島暖流  
Ⅰ 第一分枝  
Ⅱ 第二分枝  
Ⅲ 第三分枝

恩恵をもたらして、生活と文化を培ってきたのである。

## 6 村民性

このような風土の中で、時として大風や高浪による災害を受けながら、半農半漁、それに出稼ぎという経済基盤の中で生活が続けて来た村である。しかし、近郷がまだ深雪に閉じ込められて、冷たい雪の中での生活を繰り返している、二月初旬ころ、ここ大崎では暖かい日差しを受けながら、波静かな浜辺に遠くに佐渡を望みながら海藻採りや投網打ちなどの姿を見ることが出来る。又春から秋にかけての夕焼は、すべてを忘れさせてくれる美しさである。

忍従性と諦観、反面豪気と勤勉性がこの自然の中で培われてきたのである。

現在は自然条件を生かし、環境を整備し、将来の展望に立って、海水浴を中心とした観光へ真剣に取り組んで、海水浴百万観光をめざして、日本海時代に夢を託して努力している。また、かつては各地へ進出して、成功した数多くの「大崎屋」の開拓魂が発揮されることが期待されている。

## 五 漂流物

四面を海に囲まれている我が国には、昔から多くの漂流・漂着の伝説が語り継がれてきた。たとえば秦の始皇帝の命令で蓬萊島に不老不死の薬を捜しに出掛けた人が紀州（和歌山県）に流れ着いたという話もあり現にその墓が残っているという。

除福や、あるいは「お伽草子」や小学校唱歌で知られている、丹波の国（京都府）大江山の酒顛童子も、本来は丹後（京都府北部）の海岸に漂着した碧眼紅毛の異国人だったとする小説が近年発表されたが、これも言ってみれば新しい漂流談で

ある。(以上二話は「日本漂流漂着資料」△荒川秀俊▽による。なお、「北越奇談」には、酒顚童子は蒲原郡砂子塚の産とあると記してある)

## 1 椎谷観音

弘仁二年(八一六)椎谷の海に毎夜不思議な光が見えるので、村人たちが不審に思い、網を降ろしたところ、聖観音菩薩像が引きあげられた。村人たちは喜んで山の上にお堂を建てて安置したのがその始まりという。

## 2 蛾眉山下之橋柱

「文政八年十二月(一八二五)、椎谷の漁師、ある日漁に出るに、一本の流木を見て、薪にせばやと拾い、家に持ち帰り乾かさんとして庇に立て寄せおきしを、椎谷の好事家通るかり、これを見て、ただならぬ木と思ひ、熟視するに、「蛾眉山下<sup>はし</sup>橋」という五文字刻しあり。かの国のものと思ひ、漁人には薪を与えて乞うけるとぞ云々」(北越雪譜)これを聞いて、良寛は「蛾眉山下橋杭」という詩を残している。橋杭は今、高柳町の貞観園に保存されている。(蛾眉山は中華人民共和國四川省にある山)海岸まで川を流れ下って五百里、海を流れること四百里にして椎谷に漂着したものである。

## 3 石地へ鯨

「元禄八年正月十日、石地へ鯨寄申候。同二十日大荒に付き、勝見へ流寄申候故、勝見之者何角と申候得共、石地より甚五右衛門多七参申候て埒明申候。同二十二日入札、九両二分拾七匁にて当町九兵衛落す。」と、出雲崎編年史にあり。

。真藏院古文書より

漂着の年月日は不詳であるが、大崎真藏院古文書に、大崎鯨鯨相寄、供養したことが記されている。原文は左のとおり。  
(真藏院蔵「無常要文」より。)

4 大崎鯨鯢相寄供養塔意趣

光明真言 光明真言 光明真言

。大湊村鰯供養塔婆書様

光明真言 光明真言 光明真言  
多座他阿耨摩捺摩  
阿視婆多阿視婆多那  
舍那舍陀阿婆弗  
婆弗僧柯博多弭莎呵

。鯨の孕児は、人間並に厚く葬った。

5 宮川の鯨

明治四十三年宮川に鯨が一頭揚がった。発見者は押見善治(石地、屋号加賀屋)。大田小学校校長野村成憲さんが児童を連れて鯨を見学に行った。鯨は頭と胴との間に大きく傷があり、その傷口から大きな袋となったものが出ていて、あたかも大鵝を袋で包んだようだったという。鯨のヒゲが金になって、仲買人は大もうけをしたと伝え聞いている。(押見丸吉談)

6 長磯の鯨

昭和三十一年八月二十九日、午後五時頃、長磯の砂浜に遊んでいた子供たちが「大きな魚が来た」と、長磯の伝吉方へ知らせて来た。当時漁師をしていた伝一さんは急ぎ出て見ると、汀より五十メートルぐらいの沖合に、鯨が五頭、動きがとれなくなっており、干潮時であつたので、みるみるうちに浮かび上がってきたという。

近所の人達に応援を求めて、やっとのことで尾にロープをつけたが、尾でたたかれたら大変なので、必死の作業であつた



漂着した鯨（道路上に上げた鯨）昭和31.8.29

## 7 鯨

元禄十六年二月二十九日

尼瀬に鯨寄る

延享二年

尼瀬諏訪町に鯨寄る

昭和五十六年六月三日

柏崎市宮川にイワシ鯨寄る 発見者 柏崎警察署宮川駐在所

体長五メートル胴廻り二・五メートル重量約一トン 鈴木 正志

## 8 機雷 その一

明治末期（四十四年頃）石地高塩に機雷が漂流し、巡洋艦千歳が来て交通止めをして砂浜で爆破した。当時の破片は、石

という。だが人力では曳き上げられず、カグラサン（舟を巻き上げる道具）で巻き揚げた。相談の結果、出雲崎と柏崎の販売所へ連絡をしたが、出雲崎では、価格等予想もつかないと断われ、柏崎でも自販出来ずとのことで富山県の日魯漁業KKへ連絡したら、缶詰加工できそうだというので日通の大型トラック二台で輸送し割腹し、冷凍車で富山へ送った。

ところが缶詰加工は出来ず、油だけしか採取されなかったとのこと（一頭からドラム缶二本ずつとか）後日清算したところ、手取り千五百余円、一戸当たり割前五十余円と（当時の日当、男三百円、女百五十円）しかなかった。

長磯の人たちや出雲崎の漁協などでは、そんなことなら、地元で消化すれば鯨汁で酔われたのに、と残念がったと聞く。

地・大田両小学校にそれぞれ保存された。

## 9 機雷 その二

昭和十六年十二月十一日、西村貞作（屋号清三郎）の家の下に機雷が漂着した。発見者は青木常吉・阿部カツの二人で、直ちに警防団員の西村仁作・押見丸吉に連絡。西村・押見の二人は、発見地点が岩礁のある海中で、自爆の危険があるので、西村仁作は下着一枚でロープを持って海中に入り、機雷に結び付け、岩礁の無い清三郎下に誘導して引き上げ、直ちに県に報告した。同十三日、海軍人事部から岸本さんが来て処理に取りかかった。同地点では、人家に被害が及ぶということで、ソリに積み、警防団員がロープで暴発の危険を恐れながら長浜までひいていった。周囲四百米には避難命令が出され、大田小学校児童は坂ノ下へ避難したが、一回目は失敗、児童が学校へ戻って、待機中に爆破された。被害状況は次のとおり。

。大田小学校のガラス八十余枚壊れる。

。仁位殿周辺の家屋の帯戸が裂ける。

。佐渡見屋は家屋が傾く。

。田村新助は屋根が持ち上がり、ホゾが浮いて下がらなかった。

。浜忠押見吉次郎宅、大崎田村治一郎宅など、一、五キロ前後離れた家までのガラスが破れた。

この機雷はソ連製といわれ、角数本のついた接触機雷であった。

その後二発目が坂ノ下、三発目高塩、四発目石地浜、五発目元石地中学校下（これは自爆）とそれぞれ漂着し、いつどこへ漂着するか村民は戦々恐々たる有様であった。



## 10 信管の爆発による悲劇

昭和二十年八月十五日第二次世界大戦は終った。当時連合軍の上陸にそない、戦争に使用した一切の物を焼却し証拠煙滅をはかった。武器弾薬等は発見次第船で海洋に投棄された。

そのため二十年秋頃よりそれらが季節風で海岸に打ち上げられ、大崎海岸にも発煙筒信管薬莖やその収納箱のまゝで流れ着き、中には荒浪に打砕かれバラ／＼になって漂着したものもあった。発煙筒の発火装置の底部は「マッチ」の摩擦板として使われ便利がられた。（当時は大箱の「マッチ」が配給制で周囲の摩擦面がすぐ減って点火できなくなった）大砲の薬莖（長さ二十八cm直径八cm）はピカ／＼と光ってとても奇麗なので神棚の花立に使用する家が多く、今でも使用している家がある。

反面始末に負いなかったのは、信管であつた。砲金のためピカ／＼光って羽根も付いており、子供には格好の「オモチャ」に見えた。若し爆発でもしたら大変なことになると思いながらも爆発物への無知と珍しさも手伝って、拾い集めて納屋の隅などに隠しておく家があつた。

たま／＼阿部仙三方の二男（米蔵）五歳が見つけてその信管をいじつて、（方言「オモチャや遊び道具など取扱っていること」）遊んでいる内に脇にあつた麻の糸巻機（当時は漁業用糸を麻で撚り造つていた）の心棒に挿して廻している内に右足の脇に落ち、大きな爆発音と共に足の肉が飛散してしまつた。母は直ぐ石地の医者へ背負って行き治療を受けたが、なか／＼血が止まらず、医師にこれ以上の手当は出来ないといわれ当時のことであるから仕方ないと子供をつれて帰宅し、家中一睡もせず看護をしたが出血多量で遂に子供は助からなかつた。「戦争さいなければこんなことにならなかつただらうに」と母は嘆き、其の後長男も亡くなり男系は絶えてしまい、「今だったら手当も出来死なくてもよかつたのに」と命日になると

何時も愚痴られる。

大崎村では次の方々が被害を受けた。

。阿部 仙三 二男 米蔵 五歳 死亡 昭和二十一年二月十七日

。田村盛一郎 長女 洋子 三歳 右手腕と頭を負傷 二十一年三月

。田村盛一郎 小野重之 十六歳 右手人差指

東京疎開同居人

その後三ヶ年位は海に入ると岩の間に信管の挟まっているのが見られた。(西村仁一郎談)

## 11 富山漁船



三嶋郡久田浜に漂着した韓国漁船  
(新潟日報提供)

昭和二十二年、富山県の大形漁船、大崎海岸澗の口(田村勝義宅の下)で激浪の中を漂流していた。漁船はサメ釣に出漁中大風に遭い、不幸にしてエンジンが故障し、運を天に任せ漂流すること三日間、たまたま大崎の沖合を漂流中、陸地に明るい光を発見し、よし、神の助けた、それ綱をゆるめる、あそこへ舟を付けようと一致協力して、漸く無事着岸することが出来た。上陸と同時に、田村勝義宅でまず神を礼拝し、一休みして直ちに四国の琴平社へ参詣に立出した。

## 12 韓国漁船漂着

昭和四十三年一月十六日早朝三島郡出雲崎町久田浜へ韓国漁船「羊東号」(二〇トン)が漁船員五人を乗せて漂着した。遭難した「羊東号」は昨四十二年十二月二十五日江原道溟州

郡住文津港（三十八度線近い地点）を出航沖合にて鰯漁を繰業中、機関部に故障を生じ漂流中、僚船、「金成号」が発見し曳航中ロープが切れて、二十日間の漂流となった。当時の状況を世話なされた小黒市四郎さんに聞くと、同町井之鼻で雜貨商を営む「与板屋」さんが牛乳配達の帰りに発見して小黒市四郎宅へ背負込んだ。二十日間の疲労の上真黒なので黒人だと思ったという、それというのは鰻をとるため機関用の重油をボロに滲ませて燃したため油煙が皮ふにしみ込んでいたためであった。鰻を取らせ風呂に入れたがしみ込んだ油煙は洗い落せなかったという。衣類は靴下に至るまで叮嚀に補修してあり韓国妻女の儉約と質素振が伺がわれたという。残念なことに密入国の疑をもたれて地元民との対話は極力さげさせられ、疲れを癒す暇もなく与板屋に連行されたが、その疑も晴れて無事本国に送還されたと聞く。



露国（ソビエト）軍艦の破片の一部  
石部神社にあり

### 13 露国軍破砕の一部

明治三十八年九月二十七、八兩日日本海戦に全滅したる露艦（ソビエト連邦）の破砕なり

十月二十九日当浦に漂着せり依而紀念の為猷納す

拾得者 灰野 兵吉

灰野栄二郎

坂野甚三郎

石地三嶋石部神社にあり

### 14 亀

昭和四十八年二月十四日、坂ノ下玄ノ口（小島雄平と武田一郎との中間を玄ノ口と

言う。の浜へ印度洋産のオサガメが漂着した。阿部賢治・西村博邦（当時中学生）が発見、長岡銃砲店で剥製とし、須藤平治美氏に保管されている。幅〇、九メートル、長さ一、五メートル、目方約百五十キロと言われている。

一年前の昭和四十七年二月に同じ印度洋産のオサガメが近藤喜蔵宅の海岸に漂着している。前記のものよりやや小型であるが、立派に剥製されて保存されている。

大正 十四年十一月二十二日 アカウミガメ 南洋産大崎沖合で角網に入る

重量五十貫（一八八キロ）甲の廻り一五尺（四・五米）

五日間飼育後海に放つ 捕獲者 田村 乙蔵

昭和四十一年一月二十五日

アカウミガメ 大崎坂之下に漂着 拾得者不明

体長六八センチ 巾七〇センチ、重量三十二キロ

石地小学校に保存

昭和四十三年二月五日

オサガメ 大崎 田村庄治宅下に漂着

体長一・三メートル 重量約一五〇キロ 拾得者 近藤喜一（保存）

昭和四十八年一月

ベッコウガメ 大崎ホテル下に漂着

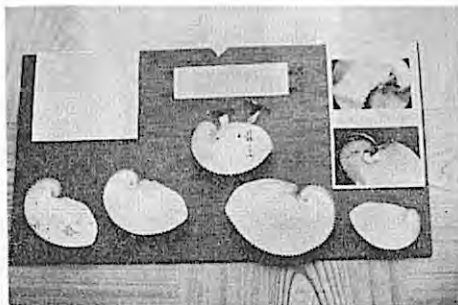
体長四四センチ 巾二五センチ 拾得者 田村 辰巳

昭和五十三年十二月

ベッコウガメ 大崎長磯に漂着



亀 大正14年11月22日捕いられたもの  
重量188キロ廻り4.5メートル



55年漂着した「タコガイ」 56.9. 撮

昭和五十四年十一月

昭和五十五年一月十九日

昭和五十五年一月二十一日

昭和五十五年一月二十二日

体長二〇センチ 巾十五センチ 拾得者 田村 清伍

ベッコウガメ 石地 石井漁師の網に入る

体長二五センチ 巾二〇センチ 発見者 石井 節雄

オサガメ 出雲崎町蛇崩海岸 発見者 田村 勝義

体長一・三メートル 重量一七〇キロ 相沢 武雄

ベッコウガメ 拾得者 阿部紀久治

アカウミガメ 大崎ホテル下に漂着

体長一・一メートル 巾〇・六メートル

重量約五〇キロ 拾得者 光村 正男

昭和五十六年二月三十日

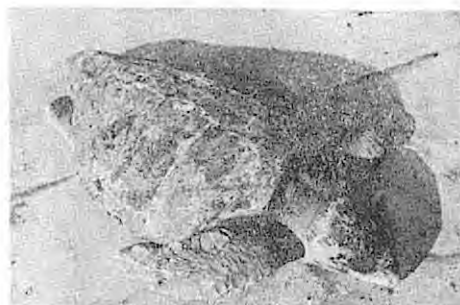
オサガメ

拾得者 阿部 孝一

体長一・四メートル 重量約一八〇キロ

15 タコブネ

晩秋から初冬にかけて北西の季節風が吹きだすと、よく寄り着く。(本名はカイダコと呼び、カイを持ったタコの意味。)このカイダコの殻(当地では舟と呼んでいる。)は、カイダコの雌が作り、この殻に乗って、遠くの熱帯・亜熱帯の海から対馬暖流に乗って日本海に漂流してくる。二本のウチワ状になった腕(当地方では足と呼んでいる。)を殻の両側に



漂着した「アカウミガメ」 55.1.22  
田村勝義宅にあり

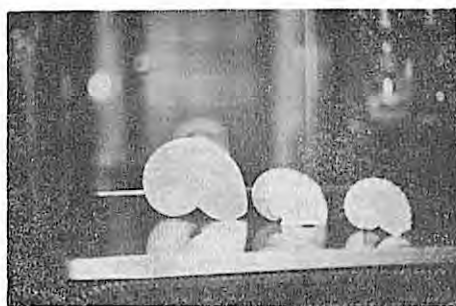
出して、水を掻いて泳ぐ。昭和三十五年頃に、海草と一緒に、大きいものは十五センチ、小さいものは粟粒ぐらいのものが無数に寄り着いたことがある。殻は薄く純白で、螺旋形模様をつけている。尚この殻はタコの生育と共に発育するものである。

大崎海岸に大量に漂着した年代は次のとおりである。

昭和三十五年末—三十六年一月 大崎海岸に無数漂着

昭和四十二年末—四十三年一月 ク ク

昭和五十四年末—五十五年一月 大崎海岸に一、〇〇〇余漂着



オウム貝 別名「ノーチラスカイ」とも云う  
石地萩野宅にあり

# 16 オウム貝

古世代初期に現われ、同時代末期に殆んど滅亡したといわれる。原生種は約六種あり、化石の生き残りといわれる珍しい貝で、今では熱帯のサンゴ礁の一部にしか生息しないといわれる。この貝が昭和五十六年秋、石地、松井氏土蔵解体の際、壁の中より発見された。松井氏宅からでたものか。現在石地萩野秀雄氏宅に保存されている。浜忠須藤平治美氏宅に年代等是不詳だが一個あり代々お目出度いときに酒をついで酌み交すという。

細山鷹一郎氏宅にあるオウム貝は、父竜藏さんが、明治初期に懸橋山の砂山から発見したものといわれ、また、細山氏の話では、三島郡出雲崎町久田の小黒市四郎氏宅にも一個あると、父から聞いたという。大崎の近藤長吉氏宅（当時、酒屋、茶屋を営業）に

一個あり、クケツカイと呼んでいたという。(貝に多くの室があるのでそのように呼ばれたものと言われる。)

明治十八年十二月三十一日 漂着  
昭和四十四年十二月十三日 小黒市四郎  
大正十五年十二月二十日 宅にあり  
昭和五十四年一月中旬 出雲崎阿部 五郎 拾得  
昭和五十七年一月中旬 吉川清太郎 保存  
昭和六年十一月十六日

オオム貝は数百米の深海から自由に浮沈する。それは貝の内部の隔壁という多数の仕切によって区切られているからである。どこで産卵するか、何年かかって大きくなるか今でも解っていない神秘的な生物である。殻の中のガスの浮力は軟体が死んで殻から脱落するといっそう効果的に作用して死殻だけが海面にまで浮き上ってきて、海流や風により数千キロの長距離も漂流し、黒潮に乗って日本列島にたどりつく死後漂流物である。

(浜田隆士編「日本列島のおいたち」より)

## 17 タルイカ (本名ソデイカ)

南西の風によって打ち上げられる。時期は十二月〜二月頃までが多い。長さは一米ぐらいで、目方は大きいものは十五〜六キロもある。タルイカを拾った者は、珍らしさもあり、隣近所、知人等に分けて、その味を楽しむ風習がある。肉の厚さは四センチぐらいあり、四〜五日保存してから、刺身等にして食べると、いっそう味がよい。打ち上げられた時は大抵生きていて、クック、クックと、咳のような音を出すので暗くともその場所がわかる。このことから咳をする人を、「タルイカのような咳をする。」といっている。



漂着した「タルイカ」55.12.30

18 椰子の実

不思議に大崎海岸へ漂着するが、現在まで記録に残っているものは、次のとおりである。

|              |         |            |     |      |
|--------------|---------|------------|-----|------|
| 昭和五年二月       | 大崎海岸に漂着 | 大田尋常小学校に寄付 | 拾得者 | 押見丸吉 |
| 昭和三十八年冬      | 〃       | 〃          | 〃   | 光村トメ |
| 昭和四十年十月      | 〃       | 〃          | 〃   | 近藤喜一 |
| 昭和四十五年八月     | 〃       | 〃          | 〃   | 丸田良雄 |
| 昭和四十七年十一月    | 〃       | 保存している。    | 〃   | 光村正男 |
| 昭和五十六年三月     | 〃       | 〃          | 〃   | 押見丸吉 |
| 昭和五十六年十月十一日  | 〃       | 〃          | 〃   | 近藤喜一 |
| 昭和五十六年十一月十九日 | 〃       | 〃          | 〃   | 丸田良雄 |
| 昭和五十六年十二月七日  | 〃       | 〃          | 〃   | 田村勝義 |

※「……もちろん、私は椰子の実の漂着地一つをもって、原始日本人の上陸地点を見ようとするものでない。しかし、少くとも日本の海岸線の数千里の延長の中で特に殊邦<sup>とくに</sup>の物の流れ寄りやすい区域が限られ、従って久しく世に知られずに過ぎたという点は参考になり……」

19 芭蕉の木

(柳田国男「海上の道」より)



漂着した椰子の実 田村勝義宅にあり



昭和五年初夏、大崎長浜海岸に芭蕉の木が漂着した。二位殿平兵衛（現、須藤光矢）が発見、珍しいので持帰り屋敷内に植えた。その後発育も良く数本の大株となり、夏は三メートル余に繁り、さながら南国風景が味わいる。又間右エ門にもあり年により結実をみる。

## 20 ハマナス

我が国では北海道千島の海岸が原産地である。北海道を頂点にして太平洋岸側は茨城県鹿兒島海岸を南限とし、日本海岸側は石川県能登半島附近までとされている。

海流の関係で島根県や鳥取海岸にも自生が見られるという。ハマナスは原産地北海道からリマン海流に乗って日本海を下する漂流漂着物であったのではなからうか。

大崎海岸には、長浜、石地小学校下、高塩の三か所に自生地が見られたが、今は数少ない。

群生地にはそれぞれ二位殿川、佐々子川、大津川の三本の川が日本海に注いでいる。何れの川でも右岸が群生地となっている。

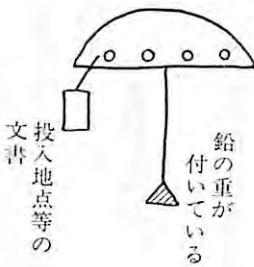
冬期の強風高浪の時には、これらの川に一〇〇メートルから二〇〇メートル上流まで海水が逆流する。この海水とともにハマナスの種子が川に流れ込み、折から強く吹く季節風によって右岸に飛び運ばれたのではないかと考えられる。

## 21 海流調査の人工クラゲ

昭和五十五年一月二十三日富山湾に投入した人工クラゲ同年二月三日大崎海岸へ漂着、

県水産課送付

人工クラゲ図



漂流期間十一日間

拾得者 阿部紀久治

昭和五十五年十月二十九日能登半島沖にて石川県水産試験場が海中投入同年十一月九日 大崎海岸へ漂着、石川県水産試験場送付

漂流期間十一日間

拾得者 田村 直樹

22 ジバサ

冷たい西風が吹く時に寄る海藻で、冬期の野菜等の不足がちの時期でもあり、健康食品として、みんなに喜ばれる。最近都会の人々にその珍味が評判として注文があるので、生干し（半干し）にして送っている。近時は浜の人だけでなく、近隣の人々も拾いに来るようになった。

23 ハコチャン

「ドザイモン」の別名。大正年間、柏崎市の人で、某博雄さんが水死体となって大崎の浜で発見された。村人の手厚い協力を得て検死も終了、身元確認で困惑していた時、村の古老が「身内の人が仏にさわると必ず変化が起こるから、さわって見なさい。」と言った。吾が子でないかと探しに来ていた女親がおそるおそる手の爪にさわった途端、鼻血が出、腹の両側が爪で掻き取ったように血走り、頭蓋骨がほんのりと赤味を帯びて来た。これを見た女親は、「博<sup>はく</sup>ちゃんや、博<sup>はく</sup>ちゃんや、なんでこんなになったの。」と何回も何回も呼び、涙を流したという。その後村人たちは博<sup>はく</sup>ちゃんと訛って「ハコチャン」とも言うようになった。

死体は検死後遺族に引き渡されるが、身元不明のものは村人たちにより、懇ろに供養され、無縁仏として村の墓地に埋葬される。



坂之下ゲンの口に漂着したソ連製模擬弾

## 24 木材

昭和四十二年一月十八日、柏崎から大崎に至る間、ソ連材が大量に漂着した。大きなものは直径一メートル以上もあった。村内の多くの人たちが拾ったが、殆んどは保険会社に回収された。

## 25 その他

昭和九年 石地高塩に富山高等学校の焼印が押された下駄が漂着 拾得者 石地 土田亀八

昭和十年十二月、能登鴨川に繋留してあった漁船が流れ、出雲崎町勝見浜に漂着、「鴨川丸」と書いた旗があったので、直ちに能登（石川県）に連絡したところ、早速船主が引取に來た。漁船はこわして焼き処理された。 発見者 勝見 法持寺住職

## 漂流期間二日間

昭和五十五年二月十四日 大崎海岸ゲンの口に、ソ連製模擬弾（長さ四メートル、直径四〇センチ）が漂着、全体は濃緑色で頭部は赤く塗ってあった。五キロメートルにわたって交通止めのため、自衛隊員により処理される

発見者 竹田一雄

昭和四十年三月 大崎海岸にオットセイが漂着、体長一・七メートル、巾一・一メートル、（何れもナメシ皮の寸法）推定重量約五〇キロ 拾得者 阿部重一

昭和五十五年十二月二十五日 大崎海岸石地小学校下浜でタルイカ一こ、同三十日に一こが漂着した。重量各約十二キロ

# 26 大國主命、二田物部命

大崎の海岸を出雲崎方面に行く道中に、出雲崎町勝見村（大崎より約四キロ）がある。

その村はずれに二田神社上陸地と刻まれた碑が国道の山側にある。

二田天物部命『二田宮記』に二田天物部命、宇麻志麻治命が石地の地に上陸されたとあり、『三嶋石部神社社記』には大國主命が上陸されたと伝えられている。

古代の航海術を知るとき、帆は小彦命、神功皇后の時代に使用されたと、又『記紀』にも帆の使用を示す記事が多い。船の方向を替える舵は、わが国では八世紀頃既に使用されたとある（『日本語大漂流』茂在寅男）



弥彦、二田両神社上陸地 三島郡出雲崎町勝見

神話の時代国造を進めるため、上陸の地点を定めての航海であったと思われるがあまりにも不明の点が多い。大きな潮の流（海流）に依る漂着と無関係とは思われない。

# 27 古代の漂流着

日本の文化は大陸文化との交流なくしては考えられないといわれている。特に朝鮮半島（対馬暖流）とのかかわりである。航海術の発達していない時代は、まづ沖合までこぎ出しその後は海流により、潮、風まかせで渡来したものではなからうか。

国分直一編「海上の道」に高句麗の使節は五七三年、五七四年、六六八年に越の国に到着している。渤海の使節は、七二

七年以来一八〇年間に約三五回来朝しているが、ほとんど北陸、山陰の海岸に來着しているとある。

## 28 磯回り

十一月末頃から翌二月頃までは、北国特有の季節風が吹きまくる。十一月二十六日前後は毎年しける（暴風雨となる）季節である。このころ真宗の報恩講へ訛<sup>まが</sup>ってホンコウと言う<sup>ノ</sup>が行なわれる。海がしけると海からの漂流物が多くなる。これは潮流の影響によるもので、タルイカ・コウグリ等の深海魚が打ち上げられ、また、船の遭難事故等による木材や、時として、死体が漂着する。この死体のことを地元では「ドザエモン」と呼んでいる。「ドサエモン」はその組の人達でねんごろに葬<sup>なぐさ</sup>ってやる。磯の夜回りは、どんなものに逢うか、全く見当がつかない。

磯回りは大体一〜二時間置ぐらゐに回る人と、宵（寝る前）と早朝の二回だけ回る者がある。磯回りをする時は縄（長さ一尋<sup>※一尋は約一・六メートル</sup>）二〜三本と、自分の名前を記入した名札二〜三枚と、釘や玄能等を持って出かける。絶えず磯は誰かが回っているので、自分の行動を発見されないために物を確認するまでは懷中電灯はつけない。

拾得物は一応縄を掛けて名札をつければ権利が発生する。磯を回る人は誰もがよくこのルールは守り、処置してあるものには決して手をつけない。

貝類、その他むしばまれた木・竹片、幾年となく洗い出された木の根等は貴重な自然の芸術品である。また海石（主としてメノウ類が多い。）も発見されることがあり、これらの蒐集家も幾人か居られる。

浦高札（天保十亥年九月十日被<sup>レ</sup>仰渡<sup>二</sup>候庄屋西村清兵衛記置候<sup>一</sup>）の一部

一、自然<sup>ユル</sup>寄船<sup>ユル</sup>弁荷物<sup>ユル</sup>流来<sup>ユル</sup>おゐてハ揚置<sup>ベシ</sup>半年過<sup>ニ</sup>迄荷主無<sup>レ</sup>之<sup>ニ</sup>おゐてハ揚置<sup>シ</sup>輩<sup>レ</sup>可<sup>レ</sup>取<sup>レ</sup>之<sup>ヲ</sup>若<sup>シ</sup>右<sup>ノ</sup>之<sup>ノ</sup>日數過<sup>ニ</sup>荷主出来たりといふ共不<sup>レ</sup>可<sup>レ</sup>遺<sup>ニ</sup>之<sup>ヲ</sup>屹度其所之地頭代官可<sup>レ</sup>請<sup>ニ</sup>差図事

右の大崎にある浦高札には既に江戸時代より海岸に漂流漂着した品物には、六か月の期間が経過すれば、自分のものと

して返さなくてもよいとある。また、柳田国男氏も「海から寄ったものは、種類を問わず、本来はすべて浦人の所得だったのが後に少しづつ法令をもって制限したものである」といつている。「海上の道」より）

四面海に囲まれた日本の二万六千キロの海岸の中で、なぜ大崎海岸を中心とした地点に椰子の実、鯨、オサカメ、アカウミカメ、カイダコ、オオムカイ、ベッコウカメと多くのものが漂流、漂着するのであろうか。古い時代にも、また近世においても名をとめない数多くの漂流物がこの海岸に打上げられては朽ち果ててきたことと思う。「海上の道」に「皆さんで氣を付けていたらその事實は積み重ねられるであろうが、それは何よりも地点を明らかにする必要がある……」と書かれている。

このような漂流漂着物を通して、わが町、自分が今住んでいる村の古い歴史の一部がひもとかれるような氣がする。また、神話や多くの昔話、伝説への興味が湧いてくる。

## 六 植物

氣象や海流の關係で、大崎村内は冬期間は、他所より暖かく、春から夏にかけては涼しい。十二月末に露路で水仙が咲く（新津園芸試験場踏査あり）、又、密柑等も季節風を防ぐ施設や風当りの少ない場所であれば、産地に負けない味の良いものが収穫される。バナナの本も育っている。

### ◎ 海岸砂丘一帯に自生している植物

1 ハマナス（バラ科）の群生していた地帯は、縄文土器が発見された長浜（向山）、高塩、ホテル、石地小学校下（今の浜茶屋のある地点まで）、大津川の川口等であった。六、七月頃、香り高い紅い花を咲かせ、海岸一帯を彩った。花が散り、小さな実になると子ども達は、その実をもぎ取って食べたものである。長浜は、元大田小学校の裏山でもあるので、昼食

休みや少しの時間でも採りに行ったものである。昭和三十年頃より砂鉄が採取され、又、海水浴観光地として開発された今は、見ることが出来なく、淋しく残念なことである。海水浴場として整備されたところが、ハマナスの群生地でもあったからだ。今、大崎の有志がハマナスの栽培と保存を心掛けている。早く実現し、あの美しい花を観賞したいものである。

2 月見草（アカバナ科）（和名待宵草）大崎に見られるものは、オオマチヨイグサである。花は七月～九月ごろまで咲く。何時の時代かつまびらかでないが北アメリカから来たといわれる草で、種子に依り繁殖し、二年目に花を見せる。大體ハマナスと同じ分布であるが、今残っていて当時を思い出させてくれる場所は、村内の共同墓地周辺だけとなった。

3 ハイネズミ（ヒノキ科）（通称ハイマツ）痛くとげとげしいので鼠除けに使ったところから出たといわれている。その自生しているものを見ると名前の通り、地にはって育っている。長いものでは十米以上のものもある。生花にするととげとげしさがなく、緑が濃く美しい。盆栽にも出来る。大體、ハマナスと同じ場所であるが、現石地小学校の周辺が一番広く群落をなしていた。年と共に少なくなってきた。

4 ヤブツバキ 海岸沿い帯には、ヤブ棒が群生している所が多い。特に、大崎の海岸沿には多く見受けられ、幾十年、百余年を超える大樹も数多く見られる。宅地内や宅地境には、必ずと言ってよい程ある。暖帯地方の常緑広葉樹林の中では、ツバキは代表的植物である。気象海流の所で述べた通り大崎海岸のツバキがそれを物語っている。ツバキを漢字で「山茶」と書くのが正しいといわれている。「棒」は、作られた日本の和語であり「椿」（チン）は、全く別の植物であると矢頭猷一氏は述べている。花は早いものは、雪の中から遅いものは五月頃までと花の寿命は永く、香りこそないが雪の中の紅花は目を楽しませてくれる。

5 マツ 全国的に広く分布している。黒松は海岸に多く内陸部は赤松が多い。黒松では糸魚川から出雲崎の間に育っている松が一番庭木用としては良いと言われている。松は昔から広く縁起のいい植物として正月の松飾に、長寿を祝うなど松にあやかると言葉も多い。田村与吉（屋号与次右エ門、昔五左右エ門と共に、大崎の二ツ屋と呼ばれていた）の庭に、近隣には珍しい黒松がある。樹令は不詳であるが、一度は見学さるべき松である。

松の長寿の記録について正確に調べたものはないが皇居の石垣の上の松は、享保七年（一七二二）に徳川吉宗が植えたものだからほぼ二百五十年を経ていることになる。東海道の松並木は、慶長年間（一五九五〜一六一五）に完成したもので、今までに残っているものとすれば、四百年近く生きていることになる。

## 6 ネムの木（カウカウの木ともいう）

海岸を背にした山、山や川沿などネムの木が多く自生し大きなネムは周囲八十糎以上もある。七月から八月に夢見るようなキレイな花を咲かせる。葉が夜になると閉じるので、ねむる木などとも呼ばれている。花はその年伸びた枝の先にじょうご形の花弁をつけ多数の雄しべが毛のやうに細長く紅色で美しい。

芭蕉が秋田の干満寺に足をとめて

「象潟きさかたや雨に西施せいしがねむの花」の名句を残している。

海水浴時期と開花が一諸なので観光資源として近い将来一役買う時が来るであろう。

## 7 ハマヒルガオ（ヒルガオ科）

海岸でよく見られる。多年草で地下茎は長く、地中にのび、地上の茎はつる状で地面をはう、花は六月〜七月に咲き出す紅の美しい色である。



## 8 ハマエンドウ (マメ科)

海岸ではよくみられる。多年草で地下茎を伸ばして繁殖し葉はエンドウ豆と同じく先にまきひげがついている。花は五月〜六月に咲き紫色で美しい。

## 9 ハマダイコン

海岸地方のいたる所に生える越年草、ダイコンが野生化したもの、肥料をやって栽培すると、元のダイコンになる。全体にやせて粗剛で粗毛が多い。根は長いが細く硬く、食用にならない。花は春に咲く。

## 10 ハマニンニク (クサドウ、テンキ)

関東北部・中部地方の日本海岸以北の海岸砂浜に生える多年草で太く長い地茎下を出し、長さ一〜一・五m、中空、上部に軟毛あり。花は夏、茎の先に単一の穂状花房を直立、葉は強じんなので編物に利用される。和名は葉がニンニクに似るため。別名は、藤の意味。

# 七 交通

今の国道（元北陸街道）は、遠く平安後期頃から日本海沿岸に自然に出来た道と聞く。その後、江戸時代に脇街道として整備され、明治十一年明治天皇北陸巡幸の折、新道として改良された。年表が語る如く時の流れの中で幾多の変遷があった。長岡方面へは、大崎を経て薬師峠（現在の薬師トンネル）を越え三国街道へ通じた。長岡までは、六里と言われ、石地、大崎の魚貝類、塩や海藻、北海道より廻漕業として運んできた干魚類は長岡周辺の生命街道の役割を果たしてきた。

※昔は、大津の北側から後谷を通じて薬師に向ったと言われる。

天保四<sup>亥</sup>年「大崎浜高引米願書」の縄引の中に「堅ハ波除土手<sup>より</sup>海岸二間余も往來除候」とあり浜を道路としていたことを物語っている。

北陸道は、疑いもなく「北ッ海ッ道」つまり、北海道だったのである。本来なら、この地域は、東海道、西海道、南海道と並んで北海道と名付けられるべきであった。にもかかわらず七世紀末の畿内の権力者達が、この地域を「北陸道<sup>はくろうどう</sup>」と命名した。北陸道の名称は、それ程古いものではない。呼称の初見は「続日本紀」の大宝三年（七〇三）の記事であり、東海道、北陸道を「海、陸、両道」とよぶとある。（浅香利木著「北陸の風土と歴史」）

陸路交通が発達するまで（越後線の開通や自動車の発達まで）、物、人の輸送は、海を利用する外なかった。北は北海道松前から西は瀬戸内海を通じて大阪まで、近世後半頃から明治中期まで盛んに船が利用された。石地の内藤、宮川の板谷、荒浜の牧口などが当時の主な海商だった。

板子一枚下は地獄と言われ、風まかせ、潮まかせ、長期の天気予報もなく、経験に基づく命がけの航海であった。出発時の積荷は米など穀類で、西からは、織物、塩、鉄工品、茶など、北からは、魚干物類であったと聞く。

大崎の庄屋伝右エ門も海商として広く活躍しており、その他沿岸沿に海送業を十余軒営んでいた。沿岸の小型船海送業は、昭和初期頃まで続けられた。大正末期から昭和初期には林産物（割木、柴木）は、船積場の浜まで生産者が運び、浜の敷料として割木



大崎古地図

は一棚につき大割の台木六本、柴木は一〇〇把につき一把、浜の権利者に支払っていた。海送業者は、舟の積込（舟の荷役と言った）をし輸送する。船運賃の外に、商業上の利益も見る。今の商社的存在であった。

昭和七年頃まで佐渡航路を営業して居られた坂の下武田繁三親子（現在の武田幸栄の曾祖父に当たる）の話を武田一郎に聞く。

明治中頃に三代にわたり（繁三、要吉、幸吉）佐渡から寺泊、柏崎、直江津へ竹の素材、竹細工（ザル、モン通、竹籠等）木炭を運搬し、特に柏崎⑤桑山木材（現港町の桑山建材）へは、多量に運搬した。木造三半船、帆船のマークは、又、乗組員二人、積荷は夜に終了し朝五時頃櫓で離陸し、朝のダシの風に帆を万腹にして、佐渡へ渡り、五月下旬から八月下旬、時には九月頃まで続行した。親子三代にわたって営業を続け、ある年の九月初旬強風で帆柱が折れ、外佐渡まで流され、必死になって二人で櫓を漕ぎ漂流していた時、たまたま通りがかった機械船に救助された。この様の遭難で両津や小本港に曳かれた事数十回にも及ぶという。生命を大海にさらしたこんな危険な商売は、もう出来ない、船を宮川のどう丸（屋号）に売り、商売を止めたという。又、同年代頃までの大崎では、船は漁業の他に、割木、竹、柴木、木材、砂利（主として荒浜）等の海上運送をした。十数の舟が朝早く三時頃から荷役を始め、積荷は、家庭の女衆だった。只ででさい歩き難い砂浜を重い荷物を背負う作業は、重労働であったと聞く、柴木のようにかさばるものは、カチ（船を二艘結束して）て山の様に積んで運んだ、何れも風を利用して往来した。

当時の船の所有状況 大正十年五月五日 石地町役場

| 所有者   | 進入年月日 | 主な運搬具 | 長  | 巾      | 高（深） |
|-------|-------|-------|----|--------|------|
| 武田 要吉 | 大正 五年 | 帆・櫓   | 八間 | 一間三尺二寸 | 二尺八寸 |

（宝永丸）石  
四十石

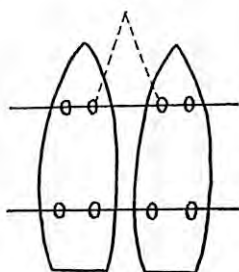
第一編 総論

四四

|       |        |        |        |        |     |
|-------|--------|--------|--------|--------|-----|
| 田村五郎治 | 明治三十七年 | 四間四尺三寸 | 四尺一寸   | 二尺     | 七石五 |
| 徳永 仁作 | 明 三十五年 | 五間     | 四尺四寸   | 二尺     | 八石五 |
| 田村市五郎 | 明 三十八年 | 四間四尺三寸 | 四尺二寸   | 一尺七寸五分 | 七石五 |
| 阿部久治郎 | 明 三十五年 | 五間     | 四尺     | 一尺八寸   | 七石  |
| 近藤長一郎 | 明 三十六年 | 五間二寸   | 四尺一寸   | 一尺八寸   | 七石  |
| 近藤米太郎 | 明 三十九年 | 五間七尺   | 四尺二寸五分 | 二尺     | 八石  |
| 近藤喜三治 | 大正 八年  | 五間一尺   | 四尺二寸五分 | 二尺一寸   | 八石  |
| 阿部 伴吉 | 明 四十一年 | 四間五尺   | 四尺二寸五分 | 一尺八寸   | 七石五 |
| 田村仙太郎 | 明 四十一年 | 五間     | 四尺二寸   | 一尺八寸   | 七石五 |
| 田村嘉久治 | 明 三十五年 | 五間一尺五寸 | 四尺三寸五分 | 二尺     | 八石五 |
| 田村 倉蔵 | 明 四十五年 | 五間     | 四尺五分   | 一尺七寸   | 七石  |
| 田村 七蔵 | 明 三十九年 | 五間三寸   | 四尺三寸五分 | 二尺二寸   | 八石  |
| 田村 芳蔵 | 明 三十五年 | 五間九寸   | 四尺三寸   | 二尺二寸   | 八石  |
| 田村 寅蔵 | 明 四十四年 | 五間八寸   | 四尺三寸   | 一尺九寸   | 七石  |

計 十五艘

船張と結ぶ



※上図の様に丸木船を二艘長い木で船張とロープで堅く結んで船の安定を計り積載量を増加する方法今の双胴船である。

大崎村

今般御検査請御鑑札願之方

|       |     |       |     |         |   |
|-------|-----|-------|-----|---------|---|
| 一、渡海船 | 永伝丸 | 参拾貳石積 | 三人乗 | 小島 伝 作  | 卍 |
| 一、渡海船 | 永徳丸 | 参拾貳石積 | 三人乗 | 武 田 六江門 | 卍 |
| 一、渡海船 | 与福丸 | 参拾貳石積 | 三人乗 | 田村 与治工門 | 卍 |

船数三艘

是者ハ今般御検査請御鑑札願之分

|        |    |     |         |   |
|--------|----|-----|---------|---|
| 一、三半漁船 | 老艘 | 六人乗 | 西村 伝右工門 | 卍 |
| 一、〃    | 老艘 | 六人乗 | 阿部 嘉左工門 | 卍 |
| 一、〃    | 老艘 | 六人乗 | 近藤 喜左工門 | 卍 |
| 一、〃    | 老艘 | 六人乗 | 阿部 伝左工門 | 卍 |
| 一、〃    | 老艘 | 六人乗 | 光 村 所九郎 | 卍 |
| 一、丸木漁船 | 老艘 |     | 武田 所左工門 | 卍 |

船数六艘

内 訳

|      |    |
|------|----|
| 三半漁船 | 五艘 |
| 丸木漁船 | 老艘 |

第一章 概要

第一編 総論

総計九艘

右者大崎村五拾石以下渡海船其之外書面之通相違無御座候 以上

第五大区小十六区

戸長 内藤久之 圃

明治六年八月

新潟県船改御出役

中村 龍太 殿

又当時船舶は総て船舶台帳に登録されていて、親子の中でも「船舶家督相統譲渡証」を発行し、親類弐名以上の立合の上で譲渡した。

## 第二章 大崎村の歴史

### 一 先住民族

大崎は、太古どんな人達が住んでいたものであろうか。興味深い問題である。発掘された土器等から見た大崎は、縄文中期頃から始まる。昭和三十五年十一月株式会社日東鉦山が砂鉄採取の折、大崎村内の小字向山（この辺一帯を長浜と呼んでいる）より、縄文中期（推定四・五千年前）の土器が出土した。

この土器は、隆起線渦巻き模様の縄文土器で、「馬高式」といわれる、長岡市関原丘陵上の馬高遺跡から出た火炎土器と同形質のものである。ここを、仁位殿遺跡と呼んでいる。（町誌）砂鉄採取の当時、雨降り後は破壊された土器の破片が無数に露出した。

また、同年八月石地高塩A遺跡に同年代の土器が発見された。大崎は仁位殿、高塩両遺跡の間に位置し、この砂丘の上に有史以前に石器や土器を使用していた「越のえぞ」といわれる、先住民族が住んでおり、ついで、出雲系民族により開拓され、その後、大和民族の文化の中で、歴史は綴られてきた。

東北地方（新潟県を含む七県）の古代文化のことについて、一九七四年五月東北電力発行の『家庭と電気』の中で、伊東信雄（東北大学名誉教授）と平井憲一郎（東北電力会長）と次の様に対談されている。

東北地方は従来文化のおくれた地方と見られているが、歴史以前からかなりすぐれた文化をもっていた。縄文時代はむ

しろ日本でも先進的な文化を持っていた。縄文時代は東北が日本で最も文化の発達した地域で又文化も高かった。特に縄文晩期には非常に発展し人口が一番多かったとある。

参考―縄文時代の全国推定人口に付いて（昭和五十四年二月十一日NHKテレビ「ヤマタイ国幻想」放送より）

縄文早期 二万二千人

前期 十万六千人

中期 二十六万三千人

後期 十六万一千人

弥生時代 六十万二千人

作家 松本清張  
考古学者 坪井清足

（対談）

東北地方や日本海側では、明治中期頃までその現象が見られた様だ。その後人口は年と共に太平洋岸へ移った。これを全国府県別人口分布で見ると、明治中期頃までその現象が見られた様だ。その後人口は年と共に太平洋岸へ移った。これを全

全国府県別人口分布状況（第十位まで）

| 府 県 名 | 明 治 二 十 一 年   | 大 正 十 四 年     | 昭 和 五 十 年      |
|-------|---------------|---------------|----------------|
| 新 潟 県 | 一七（一位）<br>二万人 | 一八（七位）<br>五万人 | 二二（十二位）<br>九万人 |
| 兵 庫 県 | 一五二万人         | 二四二万人         | 四九一万人          |
| 愛 知 県 | 一四五万人         | 二三一万人         | 五九二万人          |
| 広 島 県 | 一三二万人         | 一六一万人         | 二六四万人          |
| 福 岡 県 | 一二二万人         | 二二〇万人         | 四二九万人          |



|       |       |       |         |
|-------|-------|-------|---------|
| 大 阪 府 | 一八八万人 | 三〇五万人 | 八二七万人   |
| 千 葉 県 | 一八八万人 | 一三九万人 | 四一四万人   |
| 東 京 都 | 一一二万人 | 四四八万人 | 一、一六六万人 |
| 長 野 県 | 一一二万人 | 一六三万人 | 三〇一万人   |
| 岡 山 県 | 一〇六万人 | 一二三万人 | 一八二万人   |

※明治二十一年には秋田、山形、福島は九十万台であった。  
 ※明治二十一年には全国一位の新潟県は、大正十四年には七位に、昭和五十年には十二位と順位は置き替えられている。

## 二 人口と戸数

最も古い記録は、寛永二年（一六二五）である。

| 備 考     | 戸 口  | 戸 数     | 年 度    |
|---------|------|---------|--------|
|         | 四七三人 | 六二(内寺二) | 寛永二年   |
| 伊能忠敬日記  | 不明   | 五〇      | 享保十四年  |
| 大崎村明細表控 | 三四六  | 七四      | 天保十四年  |
| 合併誌より   | 四一八  | 八〇      | 明治二十三年 |
| 財政報告書   | 四〇八  | 七五      | 大正五年   |
| 強制疎開    | 六三三  | 八三      | 昭和十三年  |
| 食糧配給台帳  | 五四三  | 八八      | 昭和二十三年 |
|         | 三六八  | 七四      | 昭和五十年  |

## 三 石 高

|             |                           |
|-------------|---------------------------|
| 寛永 二年（一六二五） | 調 二四八石三三九                 |
| 正保 二年（一六四五） | 〃 二二九石余                   |
| 元禄十五年（一七〇二） | 〃 二三五石四                   |
| 明治 元年（一八六八） | 〃 二五〇石三〇八九                |
| 大正 五年（一九一六） | 水稻收穫面積 一九、五ヘクタール（大崎財政報告書） |
| 昭和五十年（一九七五） | 水稻收穫面積 二一、四五ヘクタール（農業センサス） |
|             | 〃 収量 一〇八、三二五K（農委基準反収）     |

#### 四 国司領主

国司 延歴 七年（七八八）坂上田村麻呂に越後介、ついで越後守を兼ねさせる。

十〇年（七九二）百濟正信越後守となる。

十七年（七九八）越後の国の田若干を、朝原親王に賜る、とある。

寛弘 年中（一〇〇七）平維茂、鎮守府將軍、その子繁茂は秋田城介となり、その子資國は、自称城小太郎と称した。

養和 元年（一一八〇）城資長 城小太郎の二子

寿永 二年（一一八三）城長茂 源頼家に殺害さる。

源義仲



愛宕山から展望 大崎中央

文治 元年（一一八五）城義資

源頼朝 天下を統一する。

守護

正治 元年（一一九九）源頼家 頼朝死去して、頼家が跡を継ぐ。

建仁 元年（一二〇〇）佐々木盛綱 城長茂の兄資長の長男城資盛を討つ

承久 三年（一二二二）北条朝時 源実朝が暗殺され源氏から北条

元弘 三年（一二三三）新田義顕 新田義貞の子、延元三年新田義貞戦死

足利尊氏征夷大將軍となる。

正平十九年（一二六四）上杉憲顕 足利二代將軍、義詮の一族である。景勝まで八代にわたり、二百三十四年間統治

天文十一年（一五四二）長尾晴影 長尾為景の子

天文十八年（一五四九）長尾景虎 長尾為景の子、後の上杉謙信、天正六年三月十三日、中風にて四十九才で死亡

天正 三年（一五七四）長尾景勝（養子） 慶長三年まで

領主

慶長 三年（一六一〇）高田城主 松平忠輝

元和 二年（一六一六）推谷藩主 堀直之、明治維新まで一六代、二五二年間

## 五 古記録に見る大崎村

(一) 石地三嶋石部神社の社記

『……前略

大國主命、石部に座して此國の選ぶ神達を随ひ給ふにより、石部山に鉾立峯・旗掛松・弓置御船・駒寄野・鞍懸山其の外名所数多くあり。大手さ起方を大崎邑おほてといひ、東の方に進軍して勝こと見へたり。依って勝見邑かちみといふ。出立給うさまに雲のみちびきあるを出雲崎いづもさきと言う。初めて島を見上り給うことにより見島郡号みしまぐう・是より東の方へ越し給うによつて古志郡ふるしぐうと言う……以下略

時 貞和三年丁亥正月吉詳日

越後国三島郡石地邑

御嶋石部大明神

神主 山岸大権大夫藤原氏定

※貞和三年（一三四七）足利尊氏の時代である。

## (二) 二田宮伝記「大崎神殿」

師木水垣宮御宇天皇之御世元年二田天之物部命神託于其十二世孫稚櫻命令遷御社給伎故自石地之磯奉於般而奉遷于南大崎之浦其所着御船之山号船岡山三月八日初而立百取之案合力於稚櫻命改造大崎之神殿于時天皇之三十三年也

二田物部神社、社記「二田宮伝記」のぬきがき「大崎神殿」に

しきのみずがきの宮（崇神天皇）の御代元年二田天之物部命の十二世の孫、わかざくらの命にかみがかりして、御社を遷さしめ給いき。かれ石地の磯より船に奉りて南、大崎浦に遷し奉る。その御船の着く所の山を舟岡山ふねおかとなす。三月八日初めて、ももとのりのつくえ立てし地、これを机立浦はたけという。今付立の浦といふはよこなまれるなり。武室住連むろむじと五十君連は相議りて力を稚櫻命（わかざくらのみこと）に合わせ大崎の神殿を改め造る。時に天皇の三十三年なり。

※百取の案―神様が召し上るおきさや、さかなを沢山上げる神饌用の机

※机立浦―坂之下に小字机立の地積がある。この地を机立浦（村）と謂う、元禄十五年大崎村と合併

※崇神天皇の元年は紀元前約一〇〇年

### (三) 刈羽郡旧蹟志

和名抄に三島郡（刈羽郡のこと）三郡に分つ。三島、高家、多岐、是なり。今三郷の区域詳ならざるも、古勢と古名称の遺るものに拠り考ふれば鵜川、鰯石川、長鳥川の三流域を以つて三島郡とすべし。鵜川に剣野の三島神社、鰯石、長鳥二流域に跨り、北条の御島石部神社なり。別山川より、東吉井、曾地、赤田、妙法事、坂田、二田、別山等の山嶺を繞らし、今三島郡境に至るを、多岐郷とすべし。曾地に多々神社、別山に多岐神社あり。別山川より西、海に至り北大崎。石地に延び南鰯石川の流末に及ぶを高家郷とすべし。村名に高町滝谷あり。又、武町保滝谷城あり云々。

※文武天皇の時に出来た大宝令の中に戸令といふものがあり。その中に、国郡里の定めがある。これは、戸数を基とし、一里は五十戸里がいくつか集つて郡、郡がいくつか集つて国となるがその土台は里であった。それから、条里制と言って、面積を計るにも、里といふ言葉を使って、里は戸数と面積の両方の単位に使われたので、奈良朝の初（七一〇）に戸教の方に使う里は郷と用いられた。多岐郷もその意味の郷である。（町誌）

### (四) 東鑑（あづまかがみ）

東鑑文治二年（一一八六）の条に

越後国波多岐ノ莊六条院領、波ノ字恐衍按圖、亘別山、山田、灰爪、尾ノ内、田沢、池浦、伊毛、鎌田、椎谷、大崎、甲田、大津、石地ノ諸邑、田多岐郷長橋庄、是其他也。

### ※和名抄

和名類聚抄（わみょうるいじゅしょう）のことで万葉仮名で記された我が国最初の辞書である。物事の和名を二十四部、百二十八門に類聚し、文字の出所を考証註釈したもの。

<資料>

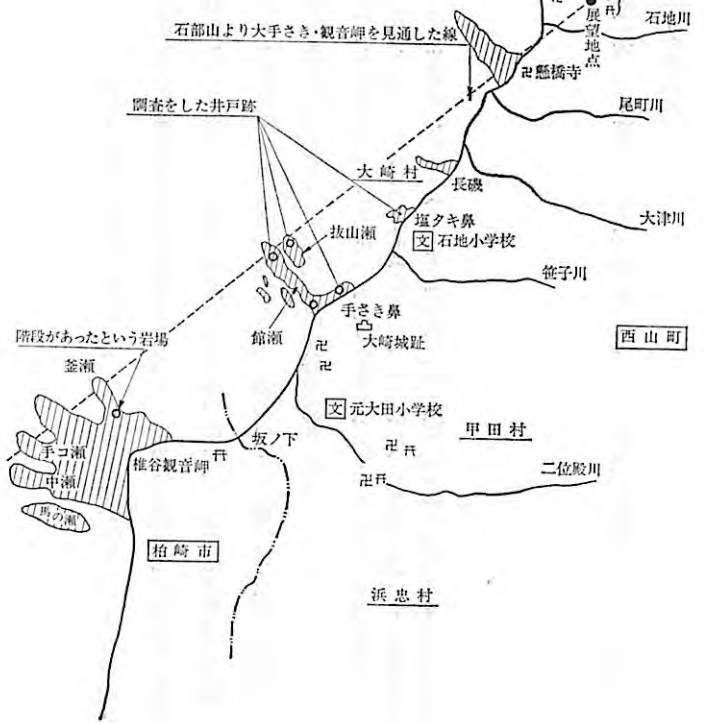
西山町・柏崎市海岸調査図

1:25,000

昭和54年 5月26日調



石部山からの展望



第二編 総論

平安時代の文学者源順（みなものしたがり）の著。  
源順は永観元年（九八三）に没している。年七十三歳



口碑によれば、椎谷馬市と尼が沢に弾薬庫があった事などと伝えられている。

一、最盛期は約八千頭近くも商があり、六月上旬より馬が来るので収容しきれなく、坂ノ下まで馬を泊めた。又、牝牡の別に厩をしないと大あはれするので牡馬を椎谷に送り、牝馬を坂ノ下に休養させ、牡馬の売買が終了すると坂ノ下の牝を椎谷に送った。馬市には、坂ノ下は重要な役割を果していた。(詳しくは第三編産業馬市参照)

二、坂ノ下の椎谷寄に、尼が沢がある。この尼が沢には、椎谷の兵器、弾薬庫があったと伝えられている。観音岬が長く沖に突き出ており、坂ノ下は自然の良港であり、軍事上、戦略上重要な地点であったことから椎谷の支配にしたという。

三、激しい政争からともいう

尚、分村されていることは事実であるが、その年代も詳でない。歴史的諸条件を参考にしながら探索してみよう。

坂之下が何時分村したかは興味ある問題である。椎谷と大崎の村の村境より柏崎寄に武田利左エ門家があり、宮川へ分家を出し屋号を大崎屋と呼んでいる。称号はその土地に居住していた地名をとって屋号とするものが多く又移動のたびに変わることもある。

例をあげると数え切れない。周辺のものだけ記して見る。

大崎村庄屋西村伝右門も古から屋号を大崎屋といっていた。

・椎谷藩主堀氏、明治十年二月十二日旧に復して奥田を改名した。

尾張国(今愛知県)奥田に住んでおられたので、奥田と名のられた。

・浜忠専超寺は、金沢にある専光寺の末寺なり。金沢の専光寺は、十七世紀の初め頃現在地に移る。それまでは、吉藤村



にあったと記録されている。吉藤の名字も、金沢本寺の居住地、吉藤村と同じである。

- ・大崎の庄屋、西村伝右門は、屋号を大崎屋とも呼んでいた。

- ・石地から出た西山駅前の石地屋、広井和四郎

- ・浜忠から出た坂ノ下の浜忠屋

- ・甲田により出雲崎町尼瀬に分家に出た押見甲策宅を甲田屋と今も呼んでいる。

- ・甲田より（押見長兵衛の脇に住居され、通称砂山先と呼んでいた。）椎谷に転出して甲田屋と呼んでいた。

- ・全国的には、近江屋、三河屋、越後屋、近くは三条屋、田尻屋、与板屋と数えきれない。

右の事例に依り坂之下の分村の時期を推理することは出来ないが大崎屋に付いて調査したので記しておく今後の研究を待ちたい。

## （三）大崎村と大崎屋

ア 坂ノ下武田利左エ門より柏崎市高浜町に分家された武田家屋号を大崎屋と称して、葉種問屋を営業し、遠くは松前（北海道）から関西まで手広く商売をされた。分家した初代大崎屋は安永二年二月一日（一七七三）死亡し、その記録は真藏院過去帳に記載がある。

イ 大崎西村伝右門（大崎庄屋を明治三十五年まで勤められた人）が椎谷に大崎屋と屋号して、分家を出されており、昭和二十五年頃まで椎谷に住居していた。

現在 北海道厚岸郡厚岸町本渡町 西村勝弥

ウ 石地中心に細山鷹一郎宅（タンス屋と呼ぶ）がある。このところに大崎屋新兵エが醤油製造業を明治二十四、五年頃ま

で營業をして居り、その後北海道に移住された。出雲崎寄にある屋敷脇に海岸へ出る道路があり、今もこれを新兵エ通りと呼んでいる。大崎千光院の壇徒であり大崎に住んで居られた。過去帳に記載あり

現在 北海道後志郡有幌七番地 三富徳三郎

エ 出雲崎の大崎屋は大阪城落城のとき真藏院に足をとめられ、その後、出雲崎に出られ屋号を大崎屋と称して旅館を経営され隆盛を極め、奥の細道の芭蕉などが泊られている。初代大崎屋は延宝三年（一六七六）死亡された。真藏院過去帳に記載あり

#### (四) 大崎屋について

##### ア 石地大崎屋

おたずねのありました大崎屋のことに付きお答え致します。私も小学校を卒業すると東京に出て居り、第二戦争中は軍隊へ終戦後復員落付くことなく上京致しました。そんな訳で両親とゆっくり先祖のことや故郷のことを話し合つて聞いたことは少なく、子どもの頃を思い出して見る程度です。

私の母親（キサ）は大崎屋新兵エの直系新兵エの末娘であることは間違ひありません。明治三十七年三月十一日父親仁作の所に嫁いで来ました。大崎屋新兵エは石地今のタンス屋細山鷹（一部宅）で醤油製造業を代々営み、手広く營業していました。家の脇の道路を新兵エ通（今も新兵エ通と呼んでいる）と言つて海岸迄通じていました。商品等の仕入販売は船を利用して居たものと思われまふ。

私の母（キサ）の母親（大崎屋）は不幸にも母（キサ）が七歳の時亡くなられその後、父親（大崎屋）新兵エが亡くなられ明治二十六年以降に兄（キサの兄）徳三郎は北海道後志国有幡町七丁目に転出されました。北海道に渡る時、母は同町の「下藤田市造当時酒屋をして隆盛だった様です。」下藤田は現在の坂田屋の家です。母はそこに預けられ育てられました。

新兵エのお墓は石部神社の右側田町寄の方に「下藤田」の墓と一所にあります。詳しいことは同町土田商店のお婆様（土田商店のお婆様の姉が大崎屋徳平の弟の所へ嫁いでいる）にお訪ね下さい。

御返事が大変遅れましたがどうか郷里の美しい自然と歴史を大切にして下さい。お願いします。

昭和五十四年四月

東京都荒川区荒川五一十九―一

小林 三郎

四月十一日、下藤田と大崎屋との関係を知るため円融寺を訪ねた。

お墓は、慈運長嶽居士行年六十一歳明治二十五年九月十八日と刻まれている。

石地三富伝十郎、三富源八、三富工左エ門（源八の分家）等石地にある三富の姓は大崎村より分家又は大崎に居住していた人であり、大崎屋新兵エも大崎村に住み、その後年代は詳でないが、石地へ移住した。

高善寺の左入口にある碑

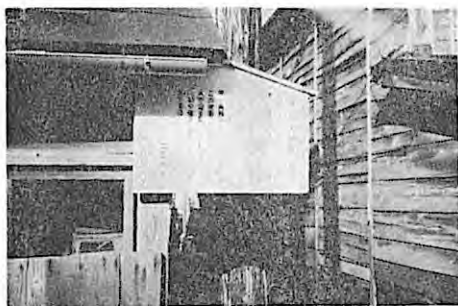
嘉永元年戊申八日吉 当宿施主

大崎屋新兵エ

同名 徳三郎 建文

## イ 出雲崎大崎屋

私が大崎屋の正統の相続者であることは間違なく、大崎真藏院とは切離せない縁があります。私共の先祖は剣術の名人で、大阪落城の時、落ちて大崎の真藏院に足を留め、その後、出雲崎に出て、旅館を経営して、一時は非常に繁栄して冠婚葬祭には町道の下上に縄を張って、混雑を規正したり、窮民救済のために喜捨施行をしたる由、真藏院の御堂内に安置されている。お厨子は、勿論青銅の灯籠その他殊大崎屋権右門の寄進となるもので一々記録されてあります。その他、田、



芭蕉が宿った大崎屋 出雲崎町

畑、山林等多く寄進した記録もあるはずで、切っても切れぬ関係のお寺です。また、高野山の奥院に先祖のお墓のあることが高野山からの書面でわかっています。高野の墓は昔の諸侯や富豪より外ないはずで、出雲崎では良寛の生家橋屋と私の家が一番古いと言われています。元禄時代はよほど大豪族だったらしく、芭蕉の宿泊した話は少しも聞きませんでした。

京都在住 横山康平氏の書簡

〔越後路の芭蕉〕 大星哲夫著より

## 第二編 政治編

### 第一章 時代の変遷

#### 一 時の流れ

氏族政治から武家政治へと移り、江戸時代元和二年（一六一六）より慶応四年（一八六八）まで、二五二年間、椎谷藩制を最後に明治維新を迎えた。

江戸時代、村は庄屋、組頭、百姓代表の三役が置かれ、年貢の取立てや治安、行政面に於いて支配されていた。

慶応三年（一八六七）大政奉還がされ、王権復古の旗の下で天皇親政の明治維新が始まった。戊辰の戦（特に椎谷、大崎、石地が激戦地であった）廃藩置県と幾多の変遷を経て、改革は進められ、近代国家へと進んだ。

村はこれらの改革の中にあっても依然として庄屋・西村伝右エ門が、明治三十五年の大火まで庄屋、戸長として、村を統治していた。西村伝右エ門の大火を契機に、重立制（合議制）政治へと大きく移行し、村人の行政への関心はたかまり、組織の確立、産業の開発と目ざましい進展を見せた。特に、大正年間に入ってから、大正デモクラシーと呼ばれた時代でもあ

り、各種組合の設立、規約の制定など自主的村行政を積極的に進め、新しい時代に対応していった。日清、日露の戦争昭和初期の金融恐慌、昭和六年～九年の東北地方一帯（新潟県も含む）の大凶作と打続く経済不況を、村人は一致協力、相互扶助で乗り越えてきた。

また、昭和六年（一九三一）満州事変、昭和八年（一九三三）国際連盟を脱退し、昭和十二年日華事変へと戦線は拡大され、遂に勝ちぬくための国家総動員法の制定、続いて米の切符制が実施され、減私奉公を合言葉に、国家への協力をよぎなくされてきた。

昭和十六年（一九四一）遂に太平洋戦争へ突入し、食糧の増産に、軍人としての召集、学徒動員、学童疎開、はては竹槍訓練まで行なわれた。一億総決集し、死力を尽したが、昭和二十年、遂に敗戦となった。

## 二 選挙制度と村の役員

明治二十年（一八八九）近代的な統一国家の政治制度として、地方自治制度が体系的に作り上げられた。町村制もその一環として公布された法律で制定された。

・村長や助役等の村吏員は、村民の直接投票で選ばれるのではなく、村会で村会議員の投票に依って選ばれた。原則として、名誉職であり無給であった。

・村会議員は、村全体の公民の中から選ばれた。

・選挙制度の変遷

明治二十五年（一八九〇） 国税十五円以上

明治三十三年（一九〇〇） 〃 一〇円 〃

大正 九年（一九二〇） 〃 三円 〃

昭和 三年（一九二八） 普選

昭和二十一年（一九四六） 女子参政権を得る

明治、大正の頃、僧侶に被選挙権があたえられなかった。

(一) 村内に於ける衆議員選挙資格者

大崎議事録 明治四一、二、九より その資格を有する者は、次の通りである。

。消火器を八ヶ買入れる。この代金二十四円也、但し、組毎に一ヶ宛配置し、代金の半額は、衆議院議員選挙権所有者にて負担し、後半額は共有金利子（財政の項で説明）より出す。

前記半額を負担するもの十六名として左記に例記す。（ ）は現屋号

|              |              |
|--------------|--------------|
| 田村 熊太郎（多郎平）  | 田村 五郎治（五郎助）  |
| 佐藤 清太郎（小左エ門） | 阿部 甚三（川端）    |
| 田村 角重郎（角兵衛）  | 光村 源吉（利左エ門）  |
| 近藤 熊蔵（喜左エ門）  | 阿部 仁四郎（嘉左エ門） |
| 阿部 六治（伝左エ門）  | 阿部 重右門（重右エ門） |
| 押見 吉右門（吉右エ門） | 西村 重二（市三）    |
| 光村 関治（所九郎）   | 田村 モヤ（藤七郎）   |
| 押見 庄造（出店）    | 田村 忠作（与次右エ門） |

※当時の選挙権有権数は全人口の三パーセントにも満たなかった。

※新潟県では一〇〇人に一人の有権者数であった。(明治二十五年)

大崎議事録 大正六、三、十三

。石地役場より大崎区長殿

選挙権者警告に関する件

今回総選挙に依る当町衆議員有権者に対し、来る十九日石地校に於いて、宮川警察分署長より、警告に関し、訓話の要ある趣きを以て有権者全部来集方申し来り候条、当日午後正一時までに同校へ来集候様御部内左記有権者に漏れなく伝達相成度比段通知候也

当時 大崎十四名(氏名略) 何れも地租 十円以上納税者

(二) 歴代総代名(古い記録にあるもの)

。宝暦四年

名主

伝右エ門(西村伝右門のこと)

組頭

間右エ門

〃(代)

市郎兵衛

百姓代

惣左右エ門(現田村吉右門の屋敷)

〃

仙右エ門(川端)

〃(代)

権左エ門

。天保十一年

庄屋

清兵衛(西村伝右門のこと)

組頭

五左エ門(大崎の二つ屋と呼ばれた現在南魚、塩沢)

〃

角兵衛



嘉左エ門  
百姓代  
伝左エ門

。明治六年

戸長  
西村伝エ門（明治三十五年まで勤務）

副戸長  
阿部嘉左エ門

百姓代  
小島伝平

其の後 記録なし

。歴代総代名

年号

総代

副総代

農家組合長

備考

明三六年

阿部 鶴吉

田村 五郎治

当時区長と呼んでいた。副区長は代理区

長と呼んでいた。

三七

阿部 鶴吉

阿部 重エ門

三八

阿部 重エ門

阿部 鶴吉

三九

阿部 重エ門

阿部 鶴吉

四〇

田村 熊太郎

阿部 重エ門

四一

田村 熊太郎

阿部 重エ門

四二

田村 熊太郎

阿部 重エ門

四三

田村 熊太郎

阿部 重エ門

四四

田村 熊太郎

阿部 重エ門

四五

田村 熊太郎

阿部 重エ門

大正二

田村 熊太郎

阿部 重エ門

三

田村 熊太郎

阿部 重エ門

四

田村 熊太郎

阿部 重エ門

第一章 時代の変遷

|       |      |       |      |      |       |       |       |       |       |       |      |      |       |
|-------|------|-------|------|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|------|------|-------|
| 昭二    | ～    | 十五    | 一四   | ～    | 一三    | 一二    | 一一    | 十     | 九     | 八     | 七    | 六    | 五     |
| 田村五郎治 | 光村関治 | 田村仙太郎 | 阿部仙松 | 田村熊吉 | 田村関治  | 田村仙太郎 | 田村仙太郎 | 田村仙太郎 | 田村仙太郎 | 田村仙太郎 | 田村熊吉 | 光村関治 | 光村関治  |
| 武田所太郎 | 佐藤勝治 | 西村寅作  | 田村喜藏 | 近藤喜藏 | 阿部久治郎 | 田村乙吉  | 光村源吉  | 阿部久治郎 | 西村団十郎 | 田村寅吉  | 田村乙藏 | 西村仁作 | 武田所太郎 |

※四月上旬阿部仙松副区長  
重立制を廃一級議員四名

二級議員八名とし、一級議員より区  
長、二級議員より副区長を選ぶ。区長  
は廻番とする。

|              |      |      |      |      |       |       |      |       |       |       |      |       |       |
|--------------|------|------|------|------|-------|-------|------|-------|-------|-------|------|-------|-------|
| 第一章<br>時代の變遷 |      |      |      |      |       |       |      |       |       |       |      |       | 昭三    |
|              |      |      |      |      |       |       |      |       |       |       |      |       | 四     |
|              |      |      |      |      |       |       |      |       |       |       |      |       | 五     |
|              | 十二   | 十一   | 十    | 九    | 八     | 七     | 六    |       |       |       |      |       | 三     |
|              | 阿部仙松 | 田村辰己 | 田村辰己 | 田村辰己 | 田村仙太郎 | 田村仙太郎 | 阿部仙松 |       |       |       |      |       | 光村閔治  |
|              |      |      |      |      |       |       |      | 田村仙太郎 | 田村五郎治 | 光村閔治  | 阿部仙松 | 田村五郎治 | 田村閔治  |
|              | 田村辰己 | 光村閔治 | 光村閔治 | 光村閔治 | 阿部仙松  | 阿部仙松  | 光村閔治 | 光村源治  | 阿部久次郎 | 西村團十郎 | 田村寅三 | 田村乙藏  | 西村仁作  |
|              |      |      |      |      |       |       |      |       |       |       |      |       | 武田所太郎 |
|              |      |      |      |      |       |       |      |       |       |       |      |       | 武田所太郎 |
|              |      |      |      |      |       |       |      |       |       |       |      |       | 佐藤勝治  |
|              |      |      |      |      |       |       |      |       |       |       |      |       | 西村仁作  |
|              |      |      |      |      |       |       |      |       |       |       |      |       | 田村乙藏  |
|              |      |      |      |      |       |       |      |       |       |       |      |       | 田村寅三  |
|              |      |      |      |      |       |       |      |       |       |       |      |       | 近藤喜三治 |
|              |      |      |      |      |       |       |      |       |       |       |      |       | 阿部久治郎 |
|              |      |      |      |      |       |       |      |       |       |       |      |       | 田村乙吉  |

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 総代兼務

総会に依って選任

農家実行組合設立

十三 十四 十五 十六 十七

二九 二八 二七 二六 二五 二四 二三 二二 二一 二〇 一九 一八

|      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |       |      |       |      |      |       |      |      |      |      |      |
|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|-------|------|-------|------|------|-------|------|------|------|------|------|
| 田村辰己 | 阿部仙松 | 近藤喜藏 | 阿部重己 | 田村辰己 | 阿部一榮 | 三富武雄 | 光村光雄 | 阿部仙松 | 西村十郎 | 近藤喜三治 | 田村辰己 | 武田所太郎 | 光村閔治 | 三富乙松 | 近藤喜三治 | 阿部仙松 | 田村辰己 | 阿部重己 | 阿部仙松 | 阿部仙松 |
|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|-------|------|-------|------|------|-------|------|------|------|------|------|

阿田阿近阿田阿三光阿光近  
部村部藤部村部富村部村藤  
重辰仙喜重辰一乙政仙政喜  
一己松藏一己榮松吉松吉藏

阿 田 田 田  
部 村 村 村  
重 辰 辰 辰  
一 己 己 己

/// /// /// /// /// /// /// /// /// /// /// /// /// /// /// /// ///

重立制を復活し、二名増員六名とし、区長は持ちまわりとする。

|      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |
|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 五二   | 五一   | 五〇   | 四九   | 四八   | 四七   | 四六   | 四五   | 四四   | 四三   | 四二   | 四一   | 四〇   | 三九   | 三八   | 三七   | 三六   | 三五   | 三四   | 三三   | 三二   | 三一   | 三〇   |
| 田村勝義 | 近藤善六 | 西村重雄 | 田村勝義 | 田村辰己 | 三富武雄 | 田村勝義 | 光村関平 | 田村辰己 | 近藤喜藏 | 光村関平 | 田村勝義 | 近藤喜藏 | 田村辰己 | 光村関平 | 田村勝義 | 田村辰己 | 近藤喜藏 | 阿部重一 | 田村辰己 | 西村重雄 | 近藤喜藏 | 阿部重一 |

|      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |
|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 武田一郎 | 田村勝義 | 近藤善六 | 西村重雄 | 田村勝義 | 田村辰己 | 三富武雄 | 田村勝義 | 光村関平 | 田村辰己 | 近藤喜藏 | 光村関平 | 田村勝義 | 近藤喜藏 | 田村辰己 | 光村関平 | 田村勝義 | 田村辰己 | 近藤喜藏 | 阿部重一 | 田村辰己 | 西村重雄 | 近藤喜藏 |
|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|

|       |       |      |      |    |    |    |      |      |    |      |    |    |      |      |   |   |   |   |   |   |   |   |
|-------|-------|------|------|----|----|----|------|------|----|------|----|----|------|------|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 阿部紀久治 | 西村仁一郎 | 阿部栄司 | 徳永九吉 | 同上 | 同上 | 同上 | 阿部栄司 | 田村勝義 | 同上 | 阿部政雄 | 同上 | 同上 | 田村辰己 | 光村関平 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
|-------|-------|------|------|----|----|----|------|------|----|------|----|----|------|------|---|---|---|---|---|---|---|---|

農家組合発足公会堂神社再建

ホテル誘致

第三次水道工事

部落規約制定  
内規制定  
環境モデル事業  
離岸堤となる。

第二編 政治 編

七〇

(二) 歴代村長及び町長

五三 武田一郎  
五四 西村重雄

光村関平  
光村啓助  
近藤喜一  
西村仁一郎

光村副総代辞表処理  
西村重雄になる。

村名 代 在任期間

大田村

氏名

村名

代

在任期間

氏名

石地町

|   |          |       |     |    |         |       |
|---|----------|-------|-----|----|---------|-------|
| 初 | 明三四、十一、一 | 灰野為吉  | 朝日町 | 初  | 昭二、六、十三 | 押見長一郎 |
| 二 | 三五、二、六   | 灰野為吉  | 西山町 | 一五 | 六、六、十三  | 内藤久二郎 |
| 三 | 三八、十二、十七 | 中野利三郎 | 西山町 | 一四 | 十二、五、二五 | 光村関治  |
| 四 | 四二、二、三〇  | 内藤鷺郎  | 西山町 | 一三 | 十四、十二、二 | 内藤久郎  |
| 五 | 大ニ、三、三〇  | 中野莊次  | 西山町 | 一二 | 二二、四、四  | 三富善範  |
| 六 | 六、四、十二   | 内藤鷺郎  | 西山町 | 一一 | 二六、四、四  | 田村辰己  |
| 七 | 十二、九、二〇  | 中野莊次  | 西山町 | 一〇 | 三〇、九、十  | 高橋孫一  |
| 八 | 十五、二、二四  | 鈴木重太郎 | 西山町 | 九  | 三一、四、十  | 高橋孫一  |
| 九 | 十五、十、十一  | 田村鉄太郎 | 西山町 | 八  | 三九、四、四  | 高橋孫一  |
|   |          |       | 西山町 | 七  | 四三、九、九  | 江尻勇   |
|   |          |       | 西山町 | 六  | 四七、九、九  | 江尻勇   |
|   |          |       | 西山町 | 五  | 五一、九、九  | 江尻勇   |
|   |          |       | 西山町 | 四  |         | 江尻勇   |
|   |          |       | 西山町 | 三  |         | 江尻勇   |
|   |          |       | 西山町 | 二  |         | 江尻勇   |
|   |          |       | 西山町 | 一  |         | 江尻勇   |

三 町村合併

明治二十二年政府が示した「市町村合併」には、大凡三〇〇戸以上を標準としてなるべく従来の関係や地形、人情を参考

として合併計画書を樹てる様に——中略——新町村の名称についても大町村が小町村を合併する場合は大町村の名称を、数町村の対等合併の場合は「各町村の旧名称を参互折衷する」等勉めて、民情に背馳せざる」とある。

明治二十二年の石地町は、

「石地村は戸口多くして自治体を保つの資力足りと雖も尾町村は戸数僅少且つ石地村と離る。五、六町に過ぎず交通不便なく風俗民情も亦異同なし」とする。

明治三十四年の高浜町は、

「椎谷町二ヶ村の合併はまた区域狭少なるを以って、更に石地大田の二ヶ町村をも合併せしを望み、宮川町は本合併を可とせり、石地、大田を加うるは地形宜しからざるを以って、これを排し本区域の通り合併するを相当とす」とある。

市町村合併と大崎

明治四年（一八七一）廢藩置県当時は、椎谷県に属していた。明治二十二年四月一日市町村制施行に伴い、大津村（人口三九七人戸数七〇）大崎村（四一八人、八〇戸）甲田村（一七三人 二八戸）浜忠（五五五人、九三戸）の四村が合併し大田村となる。当時の合併理由書に次のようにある。

各村戸数僅少、互に独立するの資力なし民情同一風俗異ならず。  
其の交通に於ける国道一等線路に連なるを以って不便多からず。

また、その村名選定理由として、

「合併村と参互折衷してこれを定む」とある。「大津、大崎の大をとり、甲田の田で大田として役場は、浜忠地内とすることに決した」とある。

明治三十四年十一月一日石地町と大田村と合併する。当時の合併理由書に次のようにある。

両町村は農商業を異にせりとの口実を以て石地町は独立を主張し、大田村は宮川権谷の二町村を加えんと主張するといえども元來、石地町は、地価二万五千余円、戸數四百二十戸、大田村は地価六万六千余円、戸數二百五十余戸の小町村にして、兩者とも將來独立自治の發達を企図する能はざるものなれば、ここに合同して互に相頼るの策を採らざるべからず。大田村の意見は地形長きに失し適當ならず。

昭和三十一年九月三十日石地町と内郷村と合併し朝日町となる。

昭和三十四年四月一日、朝日町と二田村（井岡を除く）と合併し、西山町が誕生した。

#### 四 戸數人口の移りかわり

|            | 戸數 | 人口  |                                   |
|------------|----|-----|-----------------------------------|
| 寛永 二（一六二五） | 六二 | 四七三 | 古文書より                             |
| 享和 二（一八〇八） | 五〇 |     | 伊能忠敬翁沿海日記より家50軒とある<br>（寺は別と考えられる） |
| 天保一四（一八四二） | 七四 | 三四六 | 男一五二 女一九四 大崎明細帳による                |
| 明治 七（一八七四） | 七二 |     | 部落屋敷調査による寺二を含む                    |
| 二二（一八八九）   | 八〇 | 四一八 | 市町村合併誌（大田村誕生時）                    |
| 四〇（一九〇七）   | 七三 |     | 神社合併時の氏子數 寺院は別                    |
| 大正 五（一九一七） | 七五 | 四〇八 | 大字大崎財政報告より                        |
| 十（一九二一）    | 七九 |     | 納税組合規約より                          |
| 昭和 十（一九三五） | 七四 | 四四五 |                                   |
| 一三（一九三八）   | 八三 | 六三三 | 疎開のため                             |



|          |    |     |                  |
|----------|----|-----|------------------|
| 二三（一九四八） | 八八 | 五四三 | 食糧配給台帳より         |
| 三二（一九五五） | 八二 |     | 万難割台帳より          |
| 三五（一九六〇） | 七八 | 三六二 | 男一五八 女二〇四 国勢調査より |
| 四〇（一九六五） | 七四 | 三〇七 | 男一三五 女一七二        |
| 四五（一九七〇） | 七五 | 二七二 | 男一二一 女一五一        |
| 五〇（一九七五） | 七四 | 二六八 | 男一二三 女一四五        |

## 五 明治天皇北陸御巡幸と北陸道の改修

### （一）北陸御巡幸

明治天皇は、前後六回にわたって、国内の御巡幸をなされた。明治五年大阪、中国、関西方面を振り出した。同九年奥羽、十一年北陸、十三年山梨、三重、京都、十四年山形、秋田、北海道、十八年山口、広島、岡山方面と相次いで御巡幸であった。なかでも第三回目の北陸、東海の御巡幸は、その日数、仕奉官員数ともに最大のものであった。八月三十日赤坂の仮皇居を御発輩、右大臣岩倉具視、参議兼大藏卿大隈重信、参議兼土部卿井上馨等総員七百九十八人の大部隊であった。一行は浦和―熊谷―前橋―高崎―長野―高田―柿崎―柏崎―出雲崎―弥彦―新潟―新発田―新津―三条―長岡―中通―柏崎―糸魚川―富山―金沢―京都―名古屋―静岡を経由し、十一月九日御還幸になられた。この間実に七十二日にわたる大旅行であった。

明治十一年九月十四日午前七時、椎谷を御発輩になられ、観音坂の峠でその眺望のすばらしさに、しばし車駕をおとめになり、「あゝ絶景かな。」と申されたと云う。その後この坂を絶景坂と呼ぶ様になった。大崎でのお迎えの御様子は詳しくは



大崎から見た観音坂

伝えられていないが、出雲崎編年誌には「国旗をたてて各家雁木には荒筵を敷詰め、礼装下座して鳳輦を待ち奉った」とある。大崎でもおそらくこの様にしてお迎えしたものと思われる。石地内藤家にて御昼食をお召しになり御休憩がなされた後、午後一時出雲崎へ御発輦になられた。内藤家での御休憩の御様子は西山町誌に記載されているので参照されたい。

## (二) 北陸道の改修

永正七年（一五一〇）長尾為景が椎谷へ上陸し激戦の折、焼打ちした真藏院（真言宗智山派）を、机立（坂ノ下）に再建し、その後、享保年間（享保八年十月二日本堂建立とある。）現在地に移転された。寺の伝承によれば、元旦の寺年始に冷たい仁位殿川を渡って坂ノ下（机立）まで行くことが何より辛かったので、当時、大崎で勢力のあった二ツ屋、与治右エ門、五左右エ門が強引に現在地に建立したと伝えている。当時、机立では、「せめて机立から菩提寺の見える位置に」と願って、机立から見え、しかも大崎地内ということで現在の位置が決まったと聞く。（当時海岸を往来していたことが十分忍ばれる）

寛政六年（一七九四）高田藩取調文書『山道往来』「…前畧…右は春日山時代山浜に筋道之往来道に御座候尤宿は無<sub>レ</sub>之浜辺往来難<sub>レ</sub>成節は右山道往来仕り候」とあり当時の往来道を物語っている。

※天保四年癸巳年（一八三三）大崎村高反別書書上帳扣の覚の末尾に

一浜長サ貳拾八丁但椎谷境<sub>ノ</sub>石地境迄北陸道往還浜地之事に御座候へハ<sub>ハ</sub>汐<sub>ノ</sub>之差引寄何程と難<sub>レ</sub>定候間反別書上兼候

※明和九年（一七七二）出雲崎編年誌上巻に与板町に福を得しものに「ある年出雲崎という浜辺へ商に行き止宿して、商のため山田というところに行くとして浜辺を通りしに以下略……」とある。

明治天皇北陸御巡幸を機に海岸線道路（北陸道）が改修されたことはその後の文化や産業に非常に大きな影響を与えた。また、北陸道開修で寺泊駅から柏崎駅までの修路は内藤久之が、これに任じられ、その苦勞のほどが内藤久之の日記に「如上の如く寢食を忘れる程に寧日なく、奔走されし内藤久之も……」とある。改修前はおそらく海岸べり（渚）を通っていたものと考えられる。当村にある古い絵図（明治六年癸卯年二月二十九日作ほか四絵図作成年月不詳）を見ても、海岸から山地へ向う道路（三国街道ほか二道）また、家々を綴る道路や作場道路は赤線で記入されているが、海岸線には赤線道路は見当らない。

「五月四日、寺泊出発、上之町端より一等道路修繕定杭打」とある。（出雲崎編年誌）

大崎の道路が一等線になったのは、明治十六年（一八八三）である。「石地―大崎間一里十七丁十三間、国道一等線となる。」と村に記録がある。既に石地、椎谷は一等線であった。之等の観点から見て、北陸道の改修前は、街道を除く以外は殆んど海辺を通っており、尾町出口の羅石尊の下には、昭和十五年頃まで浜に出入する道形が残っていた。

出雲崎蛇崩、椎谷観音峠は、北陸巡幸時の改修により開通した。（出雲崎編年誌）

昔は、川の奥地や深い所は丸木橋をかけ、浅い所や川巾の広い所は飛石伝いに渡ったから仁位殿川の川下も橋がなく、飛石で浜づたいに通ったものと思われる。松尾芭蕉が、元禄二年七月（一六八九）この越後路（大崎）を通った年代と真藏院が移転した享保八年（一七二三）とは、僅か三十四年の隔たりしかない。おそらく、芭蕉は海岸沿いを通ったと思われる。

### （三）北陸道改修こぼれ話

当時、内藤久之さんの番頭支配をしておられた大崎村の押見吉右エ門の話を押見丸吉氏に聞く。

大崎地内の道路は、海岸沿いに法線が決定したところ、多郎平（田村秀鋸宅）と作蔵（佐々子川のほとり。近藤保一宅）の兩名が、是非、自分の屋敷内に道路をつけてくれとの強い陳情をした。それが許されて、ほぼ現在の位置に変更して貰ったという。申立ての理由は、軒下で鞋を売っていても飯が食えるからだだったという。その後、海岸の浸食により多郎平では、倉庫、便所が波に洗ひ流され、現在はその跡形もない。多郎平の老婆は、「馬鹿のことをしたもんだ。倉庫の外に道をつけて置けば広い宅地が残されたのに。」と悔んでおられる。作蔵の宅地内を通さなければ、現在の石地小学校から真すぐに中央部まで道路ができていたであらう。

北陸道の改修は、六月上旬から八月上旬頃までかかった様であり、柏崎から寺泊までの間を僅か二か月で完成したことになる。久之日誌にもある如く、寝食を忘れた突貫工事であったと思う。勿論、現代のような機械力のない昔のこと、さぞ大変だったと思われる。多郎平の屋敷の中を通す工事も、急ぐのあまり肥溜を掘起さず、蓋をして工事を済ましてしまった。これを知った某氏が金の棒を持参し、コツコツと突き、これはなんだ、これはなんだと追及、「畏れおおくも陛下がお通になるんだよ」とおどかすが、やり直す日時もなく、そのままにしたと聞く。

仁位殿橋の懸替工事も行われた。この懸替工事も八月下旬頃には終り、橋は完成したが、陛下がお通りになるまでは、道路も橋も大切に維持管理をしなければならない任務をもつ内藤久之は次の願いを出している。

「牛馬車竝に荷車往来留之儀願」

從柏崎駅至石地駅道路之儀、今般殆んと修繕成功に及び候処、未だ地盤軟弱に付き兎角破損の憂不少候間先以御巡幸相過ぎ候迄牛馬并荷車往来差留、該治道所々へ其之旨掲札致し度此段御認可御願申上候也、但、旅人及人力車儀仕通行様は度此段添ひて申上置候  
明治十一年八月二十四日 第五大区小一区受持 副大区長 内藤久之

柏崎警察署 御中

（出雲崎編年誌より）

このため、仁位殿橋は本橋の浜側に仮棧橋が低く懸けられ、一般の通行が行われた。たまたま、本願寺門跡さんがお通りになるということで、一目でもと村の善男善女が仁位殿橋周辺に下座してお迎えをしていた。門跡さんが人力車に乗られ紅と紫の太い曳き綱で多くの人に導かれ、橋をお渡りになろうとしたとき、豪胆の某氏がまかり出て、「お待ち下さい。如何に門跡さんといわれる高僧の方でも、天子様がお通りにならない内に一歩たりとも通すことはならん。」と大手あげて、これを拒んだ。門下の曳人達と言争ったが、なかなか埒があかず、見かねた門跡さんが金子を渡されたことにより無事通過されたということである。

昭和三十年八月、仁位殿橋は永久橋に懸替られ、大田橋と命名されたが、呼びなれた仁位殿橋の名がふさわしく、何時かまた仁位殿橋と呼ぶようになるのではなからうか。

#### (四) 仁位殿川

豊かな三百町歩（三〇〇ヘクタール）の山あいの水を集め、六十余町歩の美田を潤しながら浜忠村内の中央を流れ、一〇〇戸の生活を支え、なお甲田村内へと大きく支流を伸ばし大崎家名馬の伝説を生んだ秘境鳴環の池に水源を置く川が仁位殿

川である。誰が、何時頃から仁位殿川と呼んだか詳でないが、悠久の歴史を知るこの川にその名前の起源を聞きたいものである。仁位殿川にまつわる詩を紹介する。

季題 春の水 仁位殿川や、むかしむかしの春の水 ※栗原ゆうゆう作

※作者の紹介 祖父健吾は、大正十四年七月三日死亡、俳句、書をたしなんでいた様です。（号を「ゆうゆう」といった。）誰に習ったかは、わかりませんが河東碧梧桐との交流が多かったようです。（祖父、さきに死亡）当時、碧梧桐は、東京で蕪村研究会を主管していましたので、その流れをくんでいるものと思います。当時、椎谷の私の家で全国的な俳句会を催したと聞いています。

栗原淳一氏（現湯之谷中学校勤務）書簡より

明治四十年十二月、明治四十二年六月碧梧桐は来訪されている。出雲崎、佐藤大雪（出雲崎編年誌著者）と交友あり。栗原健吾氏は、柏崎市椎谷に開業医としてその名声が高い人である。

民謡 大崎磯節

※佐藤勝治 作詞

へ 向山よいとこ お寺が二カ寺

朝な夕なの祈りの鐘は 罪を流して 仁位殿川へ

※作者の紹介 栗原ゆうゆうさんに師事し、俳句などを学ばれた郷土の文人であり、雑誌や新聞などにも投稿され、入選作もあり、また多くの文人との交流もあり、当村出身の、西村柊園（シノサヅ天台宗大学講師）との交友もあり、柊園の揮毫もある。昭和四十年五月没す。

## 六 戦乱と大崎村

海岸に面していた大崎は、古くから、幾多の人々の往来や交流により、数多くの歴史が綴られている。直接、大崎が戦乱の惨禍に逢い、また戦乱の巷となった記録は残されていない。しかし、上杉謙信の父、長尾為景が国主上杉顕定に破れ、佐渡へ敗走、翌年佐渡で陣を整え、永正七年三月十八日、椎谷に上陸し、観音坂で大激戦をした記録はある。また明治戊辰の役に石地戦争とも呼ばれた激戦が展開された記録がある。

地勢の上から見ても天剣といわれる椎谷峠と石地に狭まれ、背に一〇〇米前後の連峰を負い、前に日本海を臨む地勢の中にあつて、大崎だけが戦禍をのがれていたとは考えられない。「七度ききんに逢うとも一度の戦乱に逢うな」と清水文弥は著書「郷土史話」の中で戦乱の悲惨さを書いている。戦火をのがれるために、家財道具と食物を背に負い、女、子供達は遠く避難させ、自らは山頂で、不安におののきながら、激戦の模様を、血なまぐさい戦士のうごめきを、また戦火に焼打ちされる惨状を見たであろうことは想像できる。（永正七年、坂之下で真蔵院は焼打ちされている。）

いま、ここに二つの戦乱の記録を記してみる。

・観音坂の激戦 堂の山麓は北陸道で観音坂と言い、その路傍に一大の古塚ある。里人の伝えでは、永正七年三月、上杉顕定、長尾為景の両軍当地にて激戦のとき、討死せし士卒数百人を比処に大穴を掘り、敵味方を問わず、武器帯剣のまゝに埋めたので、今ここは枯骨刀剣が土中に累々としてしていると。小田梅之助は当観音の参詣のついでに、古戦場を見て、戦死者の靈魂を痛んで、其の辺八宗の僧数百人を講じて大法要を営み、塚の上へ記念碑を建てた。小田氏の後裔は今、古志郡福島村に住し、寛氏と称して、連綿として続いているといわれる。

また、椎谷を手中にした為景は、柿崎大和守を先手として、石地の大須賀勢を攻討った（三月十八日上陸した為景軍が石地攻略まで二日を要している）

・戌辰の役 鳥羽、伏見の戦（明治元年・一八六八）に敗れた桑名藩主、松平定敬は三月二十九日、江戸から百名の部下と共に柏崎へ引上げ、勝願寺で恭順の意を表した。ところが四月十一日、下臣の町田寛、幕府の大冨等の過激派が来柏し、恭順派の首領吉村権左右門を陣屋出仕の途中で刺殺してしまった。このことによって、官軍抵抗の火蓋が四月二十七日、鯨波に於て切られた。時に水戸藩士市川三左右門が出雲崎を占拠しており、五月八日椎谷の戦いで敗れた後、（重い具足や刀剣は甲田の押見家に軍資金は坂之下の某家にあずけたといわれる。）退いて石地内藤家に本陣をおき百余名の部下と共に官軍に備えた。五月十四日官軍は弾気山より猛烈に砲撃を開始し、市川勢は必死に防戦したがかなわず、又内郷でも水戸藩は破れたので背後を断たれる恐れがあり、急拠、出雲崎へ引きあげた。水戸軍が出雲崎を退却後、町内重立が集って、官軍を迎える大評議を開いている。椎谷、大崎、石地の官軍は、天を焦す程に盛んに篝火を焚いていたと言う。（出雲崎夜話より）

村の古老に聞くと、逃山周辺（公会堂より治平までの裏山、畑をいう。）には、戌辰当時の戦いに斃れた戦士の白骨がよく出、当時は家屋の戸など全部はずして、山あいや山かげに隠したものだという。

## 七 漁業権とその争い

宝暦四年、石地と大崎との間に起った漁場争いは、ついに幕府の評定所（最高裁判所）へ訴えられた。訴状及び添付された地図は、石地、大崎の両村に古文書として保存され、その内容は次の通りである。



# 差上申一札之事

越路国刈羽郡石地村訴上候は大崎村鰯ヶ淵惡水路を限、石地村地先長手岩を見通海境に定漁獵運上年々納來候所大崎村之者入込大網を曳大崎村運上之由申し石地村漁獵に差障り其上去る二月中大崎村より大勢罷出土俵を以浜地境惡水堀を堰止石地村地内江新土手を築堀筋付替候所惡水堀より此之方は石地村古塩高拾壹石之場所に候処理不尽に難儀之旨申上げ候。

同国同郡大崎村差上候は塩浜高五十壹石余、椎谷境より石地村境小丸山迄、浜長三十町有之塩稼並漁獵いたし塩年貢一ヶ年二五石余宛高に詰相納其外漁獵為運上金五兩宛納來候。

天和年中石地村検地節取替証文に分明候処、石地村者は場所引違ひ塩高十一石余之場所之旨申し大崎村地内に惡水堀附替候旨申上げ候。

右出入立合絵図面を以御吟味の上御代官紫村藤左右門様、前沢藤十郎様兩御手代被差遣、地所御改之上猶又被為遂御糺明候処石地村惡水堀より長手岩を見通、兩村浜境の由上申而已。無証拠に候は、難被遊御取用、且大崎村よりは椎谷境より石地小丸山を境海面見通大崎村漁獵場由申上候得共石地村より年々鮭運上之割付に書載書に塩役金と認有之上は大崎村申所無謂、石地村為漁獵場事歴然に思召付且又天和年中兩村為取替証文に浜境分明の旨大崎村申上候共、右場所之字見通し等も記無之地境杭木立合打置旨有之といへども年久敷儀にて船形も無之地境之証拠に難極と御取用候。依之取沙汰候

は浜地椎谷村境より石地村字川田川迄道法三十二町余之所石地大崎兩村塩高に割合石地村市藏所持之鰯ヶ淵之田と大崎五郎左右門取字長磯の間惡水堀より磯水際迄成の二分に見通、堀幅五間に堀之右堀落口より海面直に見通し、北は石地南は大崎兩村漁獵場に極め尤右堀埋候節は兩村役人立合如元復之以來双方和融いたし及出入間敷被仰度一同承知奉恐候。若相背候はば御料可取被仰付候間、後証運判一札差上申所乃如件

宝曆四戌年十二月廿一日

牧野駿河守御預り所  
越後国刈羽郡石地村

訴方名主 吉兵衛  
代 庄次郎



石地・大崎（宝曆4年）漁場争の古地図

堀大膳亮領分

同国同郡大崎村

相手方

|     |     |   |
|-----|-----|---|
| 組頭  | 八左  | 門 |
| 同   | 太左  | 門 |
| 代   | 市左  | 門 |
| 百姓代 | 文左  | 門 |
| 名主  | 伝右  | 門 |
| 組頭  | 間右  | 門 |
| 代   | 市郎兵 | 門 |
| 百姓代 | 惣左  | 門 |
| 同   | 市兵  | 門 |
| 代   | 権右  | 門 |
| 同   | 専右  | 門 |

御評定所

評定所の仲裁

評定所はその中を取って和解させた。以後百年間は大きな問題はなかったようである。天保年間に入って何かと問題が起りかけた見え、天保十一年八月、村役人は宝暦事件の事情を確認して事なきを得た。両村庄屋、組頭、百姓代の連印は次の通りである。

(前掲宝暦四年の訴並判決状)

右は両村地境出入御裁許御証文尅通宛取持罷在候所今般御個々付本紙之儀御奉行所江御差出に相成候付以来双方共出入ケ間敷儀無之様両村役人連印致為御証有取替置候処仍如レ件

天保十一年八月

石地村

庄屋 積藏(久武)

組頭 吉左門

同 嘉左門

百姓代 三郎左門

大崎村

庄屋 清兵衛

組頭 五左右門

同 角兵衛

同 嘉左門

百姓代 伝左門

漁場の争いは、明治初期頃まで続き幾度となく約定をつくり、平和操業を企図したが、明治十一年三月二日、南は椎谷、北は間瀬までの十一漁業組合で鱈場、渚漁の紛争があり、石地内藤久之の仲裁で解決された。(紛争の内容については、出雲崎編年史下巻を参照されたい。)

同会議に立合人として出席した大崎、隣村の代表者名は次の通りである。

第五大区小一区石地駅副大区長 内藤久寛、門谷三九郎、飯川清八、灰野権三郎

大崎浦(村) 小島伝平

小二区椎谷駅(宿場) 武田嘉左門

以下八か村村名省略

(注) 浦とは、海岸浜辺のこと、中世頃は住民を山の民、野の民、浦の民と呼んでいた。  
明治三十五年、地先水面専用願が提出されている。

發起人 光村閑治、阿部甚三、田村熊太郎、小島弥平、武田所太郎

明治四十四年

水面権専用のことで高浜漁業組合と争い、郡役所で勝訴した。当時、郡役所前は箆旗を多数押立て、物ものしい状況だったと古老は伝えている。

古くから争われてきた何件かの漁場争いの記録をたどり、調査の中で発見されたことは、板子一枚、命をはって海で働く男達の生活をかけた生々しい闘いの記録であった。お互いが主張し合う権利、即ち、「漁業権」それは一体どのようなものであろうか。

漁業権は、公共水面の一定区域で排他的に漁業を営むことのできる権利を云い、漁業権は本来共同であるから漁業を営む権利は伝統的に地元地域の住民一同の権利として保有されてきた。……以下略。「百科辞典」

勸発一一三〇号

漁業上に関する件

客月三十日高浜町に於て、石地漁業組合長、高浜漁業組合長並に関係役員と協議をなしたる。両組合関係水面専用権免許の件に付き、仮契約となしたところ、協議置き候通り右に関する本契約の締結をなすに際して、面議を要すべく候条来る十五日午前九時を期し無相違当庁へ出頭相成度右及通知候也。追て本件は重大なる案件にして相互出頭しなき時に於ては協議相成らざる次第に付以前両組合に於て都合繰合せ同伴出頭相成度特に申添候

明治四十四年四月六日

石地漁業組合光村閑治 殿

刈羽郡役所 印

原子力発電所建設と漁業権

昭和四十三年、柏崎、刈羽に原子力発電所建設誘致の構想が持込まれ、地元自治体にはバラ色とも思われる夢が投げかけられた。百十万キロワット原子炉一基の建設費が一十億円とすると、運転が始まる初年度柏崎市には約十三億円の償却資産税が入り、償却期間を十五年とすると八十二億円にもなる。一方、刈羽村には初年度六億三千万円が入る試算となり、これは四十九年度刈羽村税の十倍にも当る。これは一基についてであり、六―七基五千八百億円の建設が進むと地元で落ちる税金は、「雪だるま式」にふくらむ。また周辺町村にも配分されるという。だが、決してバラ色の夢だけではなく、幾つかの不安もあったが、柏崎市は四十四年三月に、西山町も四十四年九月に誘致を決議した。

四十七年夏頃から東京電力が漁協に対して補償の考え方を示してきた。沸騰水型原子炉の第二次冷却水の取入口と排水口の施設を海岸に造成し、最終計画の八百万キロワットの発電時には毎秒四百五十トン（この量は信濃川の流量に相当する）の温排水が海に出る。温排水の影響で海水が三度上昇する一〇平方キロの範囲は漁業権を放棄し、更に海水温度が二―三度上昇するとみられる一六・五キロの範囲は、迷惑料を払うという提示であった。同年秋に、東電側が十五億五千万円プラスアルファを示したのに対し、漁協側は百十億円を主張した。漁協の根拠は、海を坪当り三千円として計算した額といわれる。双方の主張の開きは大きく、交渉は続けられながら推移した。四十八年、漁協側が八十億円の修正案をはじき出した。計算基礎は、福島第二原発の漁業補償三十五億円に面積、漁業高、物価上昇を加算した数字という。一方東電側は柏崎、出雲崎両漁協合せて四百人組合員の年間収入その他の条件を調査し、お互いがその妥当性を主張して話し合いが続けられた。

四十四年「原発反対」を議決していた出雲崎漁協が、四十九年三月二十六日の臨時総会で議決を取消し、知事の出馬となった。その後、漁協側は四十五億円、東電側は二十五億円プラスアルファ（当時十億円とされていた。）まで歩み寄りをみせた。

たが、決着した四十余億円はデータに基づく額ではなく、政治算定額であった。交渉、あっせんは秘密裏に行われ、四月十七日仮調印で初めて明らかにされた。総額四十億五千五百万円プラス一億円台の漁業関連費が両者の合致点だった。そして、四月二十七日漁業補償が妥結、最後まで残っていた漁業関連費は一億七千万円、総額四十二億二千五百万円で結着をみた。交渉は五年の才月を要し、漁民一人当り一千万円以上を超える金額となった。

(数字は朝日新聞より)

原発の誘致決議、漁協の反対決議が行われた昭和四十四年頃から出雲崎漁協内には、それとなく異様の内紛が起つてきた。それは漁獲量の少ない漁民への足切であった。漁協法に基づくやむを得ない処置として、補償が決着をみる四十九年までに、弱少組合員のすべてが準組合員に格下げされた。

原発の話が出るまで村には十三名の組合員がいたが、現在では三名となり、ほかは準組合員となった。準組合員は、最低の三十万円で一切の補償を打切られ、漁獲物や採取時期の制限をされることになった。柏崎漁協は立地の条件がかなり違うので、前記の様なことはなく善処されたと聞く。

原発設置については、一、放射能の水産物への影響、二、巨大量の温排水の影響、三、海岸の建設工事の影響と数多くの問題が残されている。特に温排水については、確固たるデータに乏しくその影響は推測し難いとされている。沿岸漁民と沿岸産業への十分な配慮と監視体制の整備は、欠くべからざる事項であろう。

## 八 流転の船稼業を語る空屋敷<sup>あき</sup>

日本海に沿う道路を往来するとき、必ず目にとまるものに竹の風当<sup>かざあて</sup>がある。そのあい間あい間に、荒地とも畑ともつき難

い平地がある。これが昔を偲ばせる空屋敷の跡である。この数多い空屋敷は何を物語っているのか、それは海を利用する船稼業が、のるかそるかの一発勝負であるからである。

総論で述べた通り、明治の中期頃まで、即ち、陸上交通が発展するまでは、人は陸路を、荷物は海路と呼ばれ、日本海時代をなしてきたことは事実である。然し、現代の様な大型汽船や機械力でなく、航海は潮流にのり、風に帆を張り、櫓、楫を力で漕ぎ、神明の加護を祈りながら、命がけの航海であった。昔海で働く者は板子一枚に命をかけた猛者であり冒険家であった。積極的で危険をものともせず、困苦にもよく耐えた人と聞かされてきた。

当時、船は船主持ち、(大崎の場合は船頭持ちが多かった)積物は買い積方法(各地で安い品物を買集めて船に積み、高く売れる地方へ運び、船運賃というより、価格差で儲けようという方法)が多くとられていた。船主は、全資金力(資金力のない人は借金をして)を船と積荷に命をかけたのである。順調の航海なら大儲けであり、儲けの基準に佐渡五割という言葉が残されている。買値の倍の倍少くとも八倍、多いときは十倍近くにもなる勘定(故、三富乙松氏の話)だが、一度間違えば、財産も生命も失なってしまう。大ばくちであった。

航海に遭難はつきものとされている。江差、松前方面は、早ければ一週間、シケ(大波風)ると約一か月はかかったという。現在の様に天気予報もなく、長い経験を頼りに出港する訳である。途中たまたま暴風雨に遭えば帆柱を切り、荷物を捨て、モトドリを切って、ひたすら神に祈るのみ、不幸にして転覆破船すれば、命をおとし、全資産をかけた仕事が一瞬のうちに海の藻屑となり、一家の大黒柱(主人)までを失ない、時として親子一緒に運命をたどることもなる。現在の様な保険制度があるではなく、運命と諦らめる外はなかった。又資金の少ない人は小型船を造り、運賃だけの小回路を業とし、二、三男は船の乗子で生計をたてていた。

当時、松前、江差まで回船業をした佐渡小木港の状況が朝日新聞「佐渡にんげん巡礼」（江差の歌）に載っている。同じ様な浦浜であり、同じ対馬暖流の流れに乗って江差、松前まで回航した大崎の場合と大同小異である。

天保八年（一八三七）五月二十二日、入港したのは赤玉村、市橋新右エ門の大黒丸で、「弁財二人乗、長三丈二尺、巾一丈一尺、深三尺一寸五分、砦百石八斗四升（正石八十三石七升五合）」と記してあるごく小さな船で、外洋に漕ぎだしていたのである。弘化四年五月三日に入港した明神丸は百三十六石余りで、やはり二人乗であった。

江差に入る佐渡の船はやはり小さなが多くて、大船は少なかった。宝暦三年（一七五三）から文化七年までの五十数年間に江差に入った八十隻の佐渡船のうち、六十一隻までが二人から五人乗りである。次いで六―八人乗りが十五隻、十二―十四人乗りと、十六―十九人乗りが二隻づつとなっている。佐渡の回船業者は大資本を持たなかったのである。「三月から八月末までが、船が江差に入る季節です。」と宮下さんは説明された。「これはクダリ」と呼ぶ南風が吹くので船が入港しやすいからである。

いづれにしても、小さな船で冒険的な操業を続けていたフシがある。大崎でも、ほとんどが二、三人乗りの小型船であった。（総論第一章概要(Ⅱ)交通の船の所有状況を参照 長さ一丈十尺Ⅱ約三メートル）

大崎には、また漁業を中心とする漁師も数多く、海との関係を持たない者はなかった。これ等の小回航や漁師も遭難の心配が決してなかった訳ではない。漁業は資材の仕入れのため、沢山の資金を必要とする。特に角網（定置網）はその規模が大きい。角網は、春、夏、秋と年三回敷設する。秋の角網は鮭が主体であり、鮭は十一月中旬以降が、最盛期である。シケ（大高波）の直前が一番鮭が乗込んでくるため、シケを待って出漁することになる。（普通の漁業は海がシケる気配がすると大急ぎで帰るため危険は少ない。）角網は、シケと共に乗込んでくる鮭を見ながら、シケの中で操業することが多く、網揚



げまでキワどい勝負をする。突風などの場合は、シケてから船を出す。そのために命がけとなる。（昭和三十三年、豊漁丸遭難死亡、第四編第二章(五)海難事故を参照）

網を捨てるか命を捨てるかということがたびたびである。命があっても網を流すことが多い。その繰返しが大崎の流転の歴史でもあった。「孫子の代まで船稼業はするな。」と伝え残されている。

それに比べ内郷（海岸を除く内陸をいう。）には、親子幾世代となく連綿として、繁榮している家が多い。大地に足を踏付けている人達には、海のこととは到底理解はできないことである。

以下、家敷跡の調査結果を記す。

## 。五 左 右 エ 門

大崎村（元禄以前）の開拓者は二ツ屋であったという。二ツ屋とは、五左右エ門と、与治右エ門の二軒のことだと伝えられている。五左右エ門は回船業を営み大崎神社の前に住居を構え、当時は隆盛を極めたものであったという。明らかな分家は宇之助だけで後は不詳である。また、現在の西村正義氏宅は倉屋敷であり、大崎神社（石上神社）は五左右エ門の屋敷神様であったと伝え聞く。明治二十七年五左右エ門死後（不幸にして遭難にあい、その後漁業に転身、北海道方面に出漁中再度遭難にあつて没落し）塩沢町大木六村へ転出したとある。家屋はその後転々と住む人は変ったが、土地は近藤喜蔵氏が買取られ、昭和三十七年、家屋は解体された。五左右エ門と喜左右エ門との間は浜から神社への参道であったが、買収後は西村重雄氏との境に移された。お墓は神社参道左側与治右エ門と隣合せてあり、現在、角平（田村勝義宅）で管理されている。菩提寺は真蔵院である。昭和五十四年四月二十九日、山田宥基、田村勝義の兩人が塩沢へ行き調査した結果によれば

一、五左右門の長男新五郎の時代に、塩沢に移住し、塩沢では与治殿と呼ばれていたという。風呂など、お互いが貰い風

呂の時代であり、「与治殿風呂に來ないか」と呼ばれていたという。新五郎の死後、家号を新五郎と呼ばれて現在に至っている。

一、塩沢に行つて与治右エ門殿と自称していたことは、大崎でもある時代は与治右門殿であつたと考えられる。そうであれば、与治右門が大崎に二軒あることになり、まぎらわしいので、一軒を五左右エ門と改めたのではないだろうか。

一、二ツ屋と呼ばれた与治右エ門と五左エ門の關係は本家分家なのか親の隠居かは不明だが、血縁であつたことは考えられる。

現在は塩沢で田村材木店として、製材業、建設業を手広く經營されている。

#### 。西村 伝右門

いつの時代に、どこから移住されたかは詳でないが（屋敷は、真藏院の下、柏崎寄り（現在は道路が屋敷を分断している。）で、周囲に四軒もの分家を出し、大邸宅を構えて大西村と呼ばれていた。）なお熊野神社を勧請し、屋敷神として、自宅の小高い所に祭っていた。出雲崎編年誌によれば「熊野神社の当小木古城山の頂上に祭られしは、故あることにして、古代の武士は冑の内に守護神の像を斉き置きたる例多し、城主松本氏の祖先は、紀州熊野より出られしまゝ此の神を崇敬せられるなるべし。」建物は、現在の千光院（西村家の菩提寺）より、間口が三尺だけ短かく、使用された木材は巨大のもので、梁の上に人がいると下からでは解らなかつたという。

明治三十五年、不幸にして全焼したが、それまでは、大崎村の名主、庄屋として永い年代、村の統治にあたっていた。屋敷神、熊野神社を明治三十三年、鎮守大崎神社と改める程の実力者でもあつた。浜を往来する人々も「大西村」の家の下に來ると、笠や、かぶりものをぬぎ、頭を下げて通つたと聞く。その後の明治四十年三月、大崎神社（前の熊野神社）は石上

神社を主神として合併、現在の大崎神社となっている。

代々、回船業を営み手広く北海道、瀬戸内海方面にも及び、大火のときなど、佐渡より大量に移入された炭が倉庫一杯だったと伝え聞く。明治四十年前後に転出され、その子孫は現在、新津に居られる。

。権<sup>ごん</sup>右<sup>ね</sup>エ門<sup>ん</sup>

権右エ門の屋敷は、現在の押見丸吉（吉右エ門）の屋敷の中央山手側にあった。現在の手さき鼻を権ねん鼻ともいう。押見吉右エ門は、明治二十年頃、甲田より現在地に移住され、当時の権右エ門の家は、現在の市郎右エ門の屋敷にそのまま建てられてある。

当時の家の構造は、「田造」といって、下のような造りである。仏間の位置が、このような位置にある家は、現在、大崎では一軒しか残っていない。屋敷は、大崎浜、潤之口附近であることから、船稼業を営んだものと思われる。

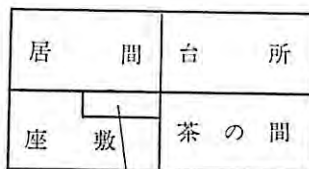
宝暦年間に大崎の百姓代表を勤めている。

。総 左 右 エ 門

現在の田村吉右エ門の屋敷に住んでいて江戸時代宝暦四年（一七五四）には、大崎村百姓代表の筆頭であった。その後文久三年（一八六三）家屋を新築したが慶応年間に転出し、その跡地を角兵衛が買取り吉右エ門を分家させ現在に至っている。

。西村治郎左右エ門

治郎左エ門は元屋敷（弥平次の下、丸久の隣）にあった。現在丸久が所有して居る。昭和二十二年大風にて屋敷が浸蝕されたため同二十五年現在地に移転した。西村栄治郎は中学校の先生をして居られ、その後、京都にいかれて、天台宗大学の



仏間の位置

講師もやられた。書画がたんのうで大崎神社（昭和三十六年台風にて破損）天井の絵、絵馬等を献上された。又、村の親戚に今もなおその揮毫が残されている。

。小島 義右エ門（現在の若月さんの屋敷）

吉川順三郎さんは、早稲田大学を卒業され、高田中学校で永らく教師をしておられ、退職後は大崎に住まれる。大崎に在住中椎谷に椎城校と言う私立の学校があり、その先生をされた。明治三十年頃椎城校が閉鎖されたので満鉄に就職された。その屋敷跡を相沢作造が買って生まれ、相沢作造が転出後、押見吉右エ門が買取ってあったが、若月コンさんが養子玉五郎に清八の娘セキさんを養女に迎え入れ現在に至っている。

。田村 七郎右エ門

西村伝右門の柏崎寄の隣にタバコ屋を営業しながら豆腐、コンニャク等製造販売されていた。船稼業もされ佐渡との取引もあり、炭、竹細工など大量に商われたが、明治三十五年西村伝右エ門大火後現位置に移転され、昭和十五、十六年頃まで、豆腐、コンニャク等の製造販売をしておられた。

。坂之下 小島伝平

坂之下、武田所左右エ門の隣石地寄に住んで居られ千光院の檀徒であり、千光院に三島郡大崎小島慶作（伝平）と記されたドウラン（葬式の時に打つ鐘）が寄附されてある。手広く廻船業を営まれ、明治七年大崎百姓代表をしている。同伝平の家は、現在の光村善作（利左エ門）へ昭和十五年移築された。太平洋戦争当時、東京より疎開され、昭和二三、二四年頃まで小島ミツさんが田圃を作っていた。年老いたので東京の子供の所に身を寄せられ、其の後押見竹七が屋敷、田畑、山林を買受けられた。屋敷跡は今畑となっている。

。田村久作（かずみや）

千光院には表参道と裏参道があった。裏参道は金津川に添って海岸までの道であり、これは赤線道路である。これが県道と交る橋の石地寄の所に松林の元屋敷がある。ここに田村久作が鍛冶屋をしていたが、その後「かずみや」と言う割烹料理屋を開店し、明治三十年頃まで営業をしていた。鎌田油田が盛んになるにつれて、椎谷に移り、椎谷で営業をやり石油事業が衰微すると共に柏崎に移った。

。近藤長吉

重平の（阿部勝四郎）の椎谷寄にしばらく居られたが、今のホテルの隣に移られ、代々漁業を営んでおられた。漁業前は、茶屋などやり、北陸街道の旅人の休憩所であった。明治時代牛馬車（馬方）の休み場となり長吉の鯉煮は名物であったと言う。又、大正年間には貸車等をし、昭和二十年代には父子二代で漁業をやられ、当時大漁つづきで隆盛を極めた。又、秋は荒浜の角網（豊漁丸）に弥助の山吉さんと二人で乗り込まれた。昭和二三年十一月長男正一が遭難に逢って死亡され、（同乗の山吉も死亡）その後は細々と漁業を続けられたが、次男の転職（静岡県三島市）で一人で磯漁業をしておられた。住居は、ホテルの誘致当時に売却され、その後三男の三郎さんが現在地に再建されておられる。

。田村七助（栄一郎）

先祖は坂之下に居住されていたが、享和三年、向山に移転（小左右エ門の前）竜巻にて家屋倒壊し、享和十三年に小野森雄脇に移築、昭和三八年現在地に移住される。

。押見竹七（博）

押見吉エ門（丸吉）宅地内に分家していたが昭和三三年現在地へ移転された。

。小島 弥平治（小島源二）

小左右エ門（佐藤キツイ）の隣に居られ出店（国原リセ）の前（丸久商店の脇）に移転され、酒、煙草、塩、切手類など商いを昭和二十年頃までされていた。その後、東京、向島へ転出された。

。田村 弥助（田村武志）

治平の石地寄の屋敷（今の多郎平の畑）に住んで居られたが、田村安吉が大正四年現在地に建てられた。その建物は、昭和四二年火災で全焼し、バラック建てに住まれ、昭和四八年国道の改修の時、新築された。田村安吉は、東京、足立区に旅館を経営されている。

。阿部 勘左エ門

年代は不明であるが、今の重平の両隣に阿部前右エ門が兄弟三人を分家に出された。重右エ門・孫左エ門・勘左エ門と三軒並んであったという。勘左エ門は昭和五年、現地（三富伝十郎の家屋敷）を買って移住された。<sup>※</sup>三富伝十郎は現在の石地の三富幸雄の先祖）

。阿部重右エ門は明治三年現在地に移転した。

。田村 治右エ門

阿部清一の隣り柏崎寄りに住んで居られたが昭和四十一年ホテル誘致の際、売却された。今ある稲荷様は、治エ門の屋敷神様であり、笠井伊忠治（ホテル社長）が再建したものである。大正年間まで代々漁業を営んでおられた。その後家族は、新潟へ転出され、跡地は今、駐車場になっている。

。小島 弥平

明治三五年水面専用権出願する際、発起人の一人として名前がある。また、大正三年愛宕神社改築に寄附などされている。今の佐渡見屋は分家である。弥平の屋敷跡は今、剣持剣一郎さんが住んでおられる。

。家老 徳三郎

七郎エ門の田（金津川添の田）の側に西村林蔵の畑に住んでおられた。大正五年三月八日石地役場より補充兵に対して点呼執行案内が、家老清太郎、西村政吉に發送傳達されている。大正末期に転出された。

。西村 甚平

元の甚平は吉右エ門の隣にあり、本屋は大田村役場が出来た時に役場に移築された。その後、家族は小屋住をしていた。現在の家屋敷は、田村与次右エ門が分家を出す時に多郎平より土地を買い、二男田村清太郎に多郎平より嫁をもらい分家した家である。田村清太郎は、採油会社勤めており、北海道へ転勤になり、そこに永住された。しばらく留守屋になっていたが昭和五年西村金作（甚平）が石油会社停年と同時に買って移った。

。西村 清三郎

昭和四四年国道改良の時、千光院の前に移築された。元屋敷は真藏院大門椎谷寄である。

。阿部 重平

江戸時代、嘉左エ門の道下に酒店を出していたが、その後道上の嘉左エ門の椎谷寄に屋敷を求め、鎌田のお寺のくりを持って来て建てた。その家は大津の川端へ移築された。明治三四年神社前の田村五左右門へ移り、昭和初期三か年程石地に転出、現在地に移る。昭和五年、現在地は勘左エ門の家屋敷である。屋敷の西側にある大土手は、阿部勘左エ門さんが二回にわたり築堤したものである。

。田村 六郎兵衛

長磯五郎左エ門（田村喜義）は年代は不明であるが、二男五郎助（田村辰己）を分家させた。次代の五郎助は回船業を営み、松前、江差の海産物を仕入れ、三島へ商い、身代（資産）をなして家を建替いしたといわれる。五郎左エ門は三男六郎兵衛も藤七郎（田村藤成）の道路下にあった納屋（船番小屋）に分家させた。その後、現在地に建設されたが永らく納屋に住んでいたので納屋という屋号でも呼ばれている。五郎助と兄弟だったので、本家五郎左エ門と共に船稼業をしていたものと思われる。長磯では五郎左エ門が一番古い家と伝えられている。

。田村 宇之助

二つ屋五左エ門の分家である。分家した年月日は天保四年三月、昭和三十年代に関東へ移住され、屋敷跡は、出雲崎佐藤さんが買収され民宿の建物を造り、近藤慶作に貸してある。

。西村 市兵衛

庄屋西村伝エ門と松林の古い屋敷跡の中間に市兵衛の屋敷があり、西村栄太郎石油会社退社後五左エ門の家屋敷を買取って入る。その後、新潟へ転出された。

## 九 明治初期の屋敷

|          |    |    |        |         |    |     |        |
|----------|----|----|--------|---------|----|-----|--------|
| 。武田 佐治平  | 机立 | 二三 | 三畝一四歩  | 。小島 伝作  | 〃  | 三四  | 二畝二〇歩  |
| 。武田 六エ門  | 〃  | 三二 | 二畝二五歩五 | 。武田 長右門 | 〃  | 三五  | 一畝二八歩七 |
| 。武田 所左エ門 | 〃  | 三三 | 七畝     | 。阿部 治六郎 | 向上 | 二四一 | 四畝二〇歩  |



|         |     |     |          |         |      |        |
|---------|-----|-----|----------|---------|------|--------|
| 。田村新八   | 向山  | 二四五 | 四畝二〇歩    | 。阿部重三郎  | 七八八  | 三畝一四歩五 |
| 。小島儀三門  | 〃   | 二四六 | 八畝一五歩    | 。阿部嘉左門  | 七九〇  | 五畝二八歩五 |
| 。小野清八   | 〃   | 二四七 | 四畝       | 。小島徳左門  | 七九六  | 六畝三歩八  |
| 。田村七五郎  | 〃   | 二四八 | 二畝一〇歩    | 。田村佐五平  | 八〇二  | 三畝二二歩  |
| 。小島長三   | 〃   | 二四九 | 二畝一二歩    | 。阿部彦三門  | 八〇六  | 四畝二二歩五 |
| 。田村七次郎  | 〃   | 二五〇 | 二畝一二歩    | 。田村角重郎  | 八一〇  | 五畝二〇歩  |
| 。小島弥平   | 〃   | 二六〇 | 四畝       | 。田村七三門  | 八三九  | 二畝二〇歩  |
| 。佐藤小三郎  | 〃   | 二六一 | 二畝二四歩    | 。田村多郎治  | 八六四  | 五畝四歩   |
| 。小島弥平治  | 〃   | 二六三 | 五畝       | 。田村治作   | 八七六  | 三畝二〇歩五 |
| 。滝沢喜三郎  | 〃   | 二六四 | 三畝一八歩    | 。近藤長吉   | 八九四  | 二畝     |
| 。田村喜平治  | 〃   | 二六九 | 二畝三歩     | 。田村弥八   | 八九七  | 一畝     |
| 。西村治郎左門 | 〃   | 二七〇 | 五畝一〇歩    | 。阿部勘左門  | 九二三  | 一畝一七歩五 |
| 。田村七郎三門 | 上の田 | 二七四 | 三畝       | 。阿部孫三門  | 九二四  | 一畝一九歩五 |
| 。西村市平   | 〃   | 三〇六 | 三畝二〇歩    | 。田村与治門  | 九四五  | 四畝二四歩  |
| 。西村伝三門  | 〃   | 三一六 | 一反一畝一九歩二 | 。田村吉三門  | 九四八  | 四畝二七歩二 |
| 。西村清三郎  | 〃   | 三一八 | 五畝七歩五    | 。田村清五郎  | 九八七  | 四畝六歩   |
| 。千光院    | 〃   | 三四八 | 一反二畝     | 。阿部仙右門  | 九八八  | 五畝三歩   |
| 。真藏院    | 〃   | 六九〇 | 九畝二歩     | 。阿部市作   | 一〇一四 | 二畝     |
| 。西村長七   | 〃   | 七二六 | 四畝       | 。田村庄治郎  | 一〇一五 | 五畝三歩   |
| 。押見弥八   | 〃   | 七二七 | 二畝       | 。阿部伝左門  | 一〇二二 | 四畝一五歩  |
| 。西村五平   | 〃   | 七三一 | 二畝二二歩    | 。西村市三   | 一〇二四 | 三畝二歩   |
| 。田村与作   | 拔山  | 七七二 | 三畝二四歩    | 。田村五左門  | 一〇二五 | 二畝二八歩  |
| 。西村甚平   | 〃   | 七八三 | 五畝六歩四    | 。田村市郎三門 | 一〇二七 | 二〇歩四   |

|          |          |        |           |          |        |
|----------|----------|--------|-----------|----------|--------|
| 。近藤 四郎治  | 砂 田 一六二八 | 二畝一五歩  | 。田村 与三平   | 長 磯 二三四五 | 二畝一八歩八 |
| 。田村 宇之助  | 〃 一六二九   | 二畝二五歩  | 。田村 五郎治   | 〃 二二四六   | 五畝一二歩五 |
| 。近藤 嘉左エ門 | 〃 一六三一   | 三畝二一歩六 | 。光村 利左エ門  | 〃 二二六四   | 三畝一三歩  |
| 。近藤 善太郎  | 〃 一六三三   | 三畝 二歩  | 。田村 五郎左エ門 | 〃 二三四二   | 四畝一三歩  |
| 。三富 九左エ門 | 〃 一六三七   | 四畝二三歩  | 。田村 藤七郎   | 〃 二三四六   | 三畝 四歩五 |
| 。滝沢 松エ門  | 〃 一六五〇   | 四畝一七歩八 | 。徳永 伝吉    | 〃 二三四八   | 二畝 二歩一 |
| 。近藤 五郎エ門 | 〃 一六五二   | 五畝     | 。田村 久七    | 〃 二三五二   | 二畝 九歩六 |
| 。三富 伝十郎  | 〃 一六七二   | 五畝二五歩  | 。田村 六太郎   | 〃 二三六九   | 三畝一九歩三 |
| 。阿部 重エ門  | 〃 一六七六   | 六畝一〇歩  | 。光村 所九郎   | 〃 二三三八   | 八畝     |
| 。田村 治エ門  | 〃 一六七五   | 七畝一歩   |           |          |        |

(明治七年調査の地引帳より) (七十二戸分敷地)

## 十 土地と農地解放

いつの時代でも農民がその耕している土地を自分のものとして所有したいという強い土地への執着は、変らない。終戦までは、どんな苦勞を重ねても自分の土地を持ちたいと夢にも思ひながら、それが実現出来ないまま、世を去った農民が多かった。

大宝元年(七〇一)律令制度(土地公用性で口分田<sup>※くぶんでん</sup>として配分されていた制度)が、制定になったが、人口の増加で口分田が不足し、天平十五年(七四三)墾田永年私財法が定められ、続いて宝龟三年(七七二)無制限開墾が許可となり、律令制度は衰え、ここに墾田の私有を許す様になった。律令社会から武家社会へと移り、江戸末期から、これらに変わって地主が農村を支配するようになった。

支配者は変ったが、重い小作料にあえぐ百姓の生活があった。生活苦だけではなく小作人や小農には公民権もなかった。議院制度が発足されたとはいっても、制限された地主と、自作層の一部のみに選挙権が与えられ、小作農民には選挙権はなかった。現在、農家が土地を財産として保有し、手離したくないという考え方とは違った農地への愛着であった。（第一章、(三)選挙制度、第二章、(六)補助規約を参照されたい。）

この農地が、昭和二十一年（一九四六）農地調整法改正として、農地改革が進められ（西山町では、実務は昭和二十二年から）十世紀にわたる苦しみから農民は解放された。（詳しくは第三編産業編、農地解放を参照されたい。）

※口分田 くふでん 律令制度の第三、班田収授制の中に述べてあり、六才以上の男女に口分田を与えた。男子は二反、女子はその三分の二である。口分田は戸ごとにまとめられ、六年に一度班給された。

## 第二章 財政と自治

### 一 明治時代の町村と財政状況

1 明治二十二年町村制施行後は、町村長、助役、収入役、書記などの給料や旅費が新しく町村負担となり、町村財政は一層苦しくなった。

一方財源は窮乏状態に於かれ、財産収入、使用料手数料及び、過料、過意金など町の財源として、それでも不足するときだけ町村税を賦課すべしと規定し税収入は補財源扱にしたのである。

町村税には明治十八年地租付加税 $\frac{1}{7}$ の制限があり直接国税付加も一〇〇分の五〇と言う制限が付けられ、特別税に関しては新税をおこさないことが原則として定められ、町村費は戸数割と家屋割などに頼らざるを得ず、戸数割の貧乏税としての性格が町村財源を一層乏しくさせた。「大島美津子 明治むら」

明治二十六年の石地町大田区才入才出予算書及県税、戸数割徴収規則を参照されたい。

### 2 石地町県税徴収規則

#### 第一条

戸数割は各人の資産及び所得等の斟酌標準として等級を定め毎年度の始めに於て貧富差等表を調製し町会で議決を以つて賦課徴収するものとする。

## 第二条

戸数割等級に依り調製せる貧富差等は資産及び所得に變動あるも年度内に變更せざるものとす。但し天災事変等に罹り全其の等級の資格で失う者と認る時は本人の申出に依り町長之を調査の上相等等級に組入れる事を得る。比の場合に於ては議員に報告するものとする。

## 第三条

戸数割貧富の差等表確定後転籍又は入寄届け、分家等して一戸を称したるもの、ある時は其の年度に限り町長見込を以つて相当等級に組入れるものとす。但し転籍又は出寄留者のある時は町長に於て除去するものとす

戸数割個数取調表

| 等 | 級 | 個 | 数    | 等 | 級   | 個 | 数    | 等   | 級   | 個 | 数   |
|---|---|---|------|---|-----|---|------|-----|-----|---|-----|
|   | 一 |   | 五〇・〇 |   | 十四  |   | 二五・五 |     | 二十七 |   | 六・〇 |
|   | 二 |   | 四七・五 |   | 十五  |   | 二四・〇 |     | 二十八 |   | 五・〇 |
|   | 三 |   | 四五・〇 |   | 十六  |   | 二三・五 |     | 二十九 |   | 四・〇 |
|   | 四 |   | 四三・〇 |   | 十七  |   | 二一・〇 |     | 三十  |   | 三・〇 |
|   | 五 |   | 四一・〇 |   | 十八  |   | 一九・五 |     | 三十一 |   | 二・五 |
|   | 六 |   | 三九・〇 |   | 十九  |   | 一八・〇 |     | 三十二 |   | 二・〇 |
|   | 七 |   | 三七・〇 |   | 二十  |   | 一六・五 |     | 三十三 |   | 一・五 |
|   | 八 |   | 三五・〇 |   | 二十一 |   | 一五・〇 |     | 三十四 |   | 一・〇 |
|   | 九 |   | 三三・〇 |   | 二十二 |   | 一三・五 | 三十五 |     |   | 〇・六 |
|   | 十 |   | 三一・五 |   | 二十三 |   | 一二・〇 |     |     |   |     |

|    |      |     |     |         |
|----|------|-----|-----|---------|
| 十一 | 三〇・〇 | 二十四 | 一・〇 | 以上三十五等級 |
| 十二 | 二八・五 | 二十五 | 九・〇 |         |
| 十三 | 二七・〇 | 二十六 | 七・五 |         |

※大田区の最高は十四等級である。資料 順藤平治美保存

3 自治法が交附されたとは云いながら村と村会に対しては内務大臣、府県知事、上級官庁の強い監督がくわえられた。村会では重要議件に付いては議決の認可が義務づけられていた。不当に認められた時は議決の執行停止、取消し原案執行、予算減殺など今では考えられない強い自治への介入があった。

4 町村制は村基本の財産を作り、それを維持することを義務として定めた。村税収入を補助を主として村有財産の運営に依って村財制を維持させようとする、いわゆる不要公課町村の理念の形成である。之れは国家財源と競合しそれを蚕食することを警戒したからある。

5 大崎村でも従前より村町にならって共有金制度を設け共有財産を造成していた明治二十九年に共有資金貸付簿が改めて作製された。

二十九年には六十八名、三十二年には七十三名となり全員加入している。

6 学校運営（増改築も含）は地方自治法交付（明治二十二年大田村合併）以前より基本財産に依る運営がなされていたことは明治十七年に学校資本金貸付帳（刈羽郡大崎村）があり資本金の合計額は五百貳円也

（内訳学校資本金四百八拾五円也製塩会社貸付料金拾七円也）とある。

この学校資本金は大崎単独会計であり大田村合併と同時に村の基本金に繰入れられた。

## 二 大田区（明治三十六年度）予算決算書

予算決算書を見て

- 1 才入財源を見ると貧乏税と言はれる戸数割が才入の約七五%をしめている。
- 2 共有財産を造成し貸金業務を行ない利子収入を財源としている。
- 3 雑収入の不用品（糞尿）の売却代金も才入に組込まれてある。

明治三十六年度大田区歳入予算表

| 科 目          | 歳 入        |            | 附 記                            |
|--------------|------------|------------|--------------------------------|
|              | 前年度予算額     | 本年度予算額     |                                |
| 第一款財産ヨリ生スル収入 | 一五、五七九 円 厘 | 三一、八八四 円 厘 |                                |
| 一 貸付金利子      | 二五、五七九     | 三一、八八四     | 貸付元金參百五拾四円貳拾七錢壹里利子年九朱          |
| 第二款雑収入       | 一、〇〇〇      | 一、〇〇〇      |                                |
| 一 不用品払代      | 一、〇〇〇      | 二、〇〇〇      | 糞尿売却代一ヶ年分見積                    |
| 第三款区税        | 五三五、八五六    | 五一、五七九     |                                |
| 一 地 価 割      | 一一六、二二六    | 一一六、二二六    | 地価四万六千四百七十六円三十五錢五里此地租予等高千百六十二円 |
| 二 戸 別 割      | 四一九、六四〇    | 三九五、三六三    | 拾六錢四里地租壹円ニ付拾錢即チ地租ノ壹分           |

第二編 政治編

一〇四

|     |         |         |  |
|-----|---------|---------|--|
| 合 計 | 五六一、四三五 | 五四四、四六三 |  |
|-----|---------|---------|--|

| 明治三十六年度大田區歳出予算表 |                |                |                            |
|-----------------|----------------|----------------|----------------------------|
| 科 目             | 歳              |                | 出 記                        |
|                 | 前年度予算額         | 本年度予算額         |                            |
| 第一款教育費          | 五四二、六三五<br>円 厘 | 五四四、六六三<br>円 厘 |                            |
| 第一項給料           | 三七七、九〇〇        | 三七九、四〇〇        |                            |
| 一正教員給料          | 三三六、〇〇〇        | 三三六、〇〇〇        | 教員月俸拾六円ノモノ尨人拾貳円ノモノ尨人       |
| 二補習科手当          | 二〇、四〇〇         | 二〇、四〇〇         | 補習科手当尨月尨円七拾錢宛ツ             |
| 三雇 給 料          | 二一、五〇〇         | 二三、〇〇〇         | 裁縫料給拾八円外五円臨時雇報酬            |
| 第二項雑給           | 七六、二三五         | 四四、七六三         |                            |
| 一旅 費            | 五二、〇〇〇         | 二〇、〇〇〇         | 教員出張旅費日当尨ケ年見積リ             |
| 二講 習 費          | 五、〇〇〇          | 五、〇〇〇          | 教員講習会費                     |
| 三教員慰勞費          | 五、三七五          | 五、〇〇〇          | 二円五拾錢尨人貳円尨人五拾錢尨人           |
| 四生徒賞与費          | 一、五〇〇          | 三、〇〇〇          | 生徒百人ノ見積受賞者十分ノ二尨人平均拾五錢宛ツ    |
| 五教員恩給基金         | 三、三六〇          | 三、七六三          | 教員俸給額三百三十六円百分一年加俸四十円三十錢百分一 |
| 六学務委員報酬         | 六、〇〇〇          | 五、〇〇〇          | 学務委員報酬                     |
| 七宿 直 費          | 三、〇〇〇          | 三、〇〇〇          | 臨時宿直尨回拾錢見積                 |
| 第三項需用費          | 八三、〇〇〇         | 〇〇〇            |                            |



|             |         |         |                            |
|-------------|---------|---------|----------------------------|
| 一 備 品 費     | 四三、〇〇〇  | 〇〇〇     | テーパー式拾組新調代式拾六円其他書籍器械器具代式拾円 |
| 二 消 耗 品 費   | 四〇、〇〇〇  | 四〇、〇〇〇  | 筆墨紙薪炭油茶代等一式                |
| 三 雜 費       | 〇       | 三、〇〇〇   | 費目分ノ支出ニ充ツ                  |
| 第四項常時修繕費    | 四、〇〇〇   | 一〇、〇〇〇  |                            |
| 一 校 舎 修 繕 費 | 四、〇〇〇   | 一〇、〇〇〇  | 疊拾枚表換代六円其他四円ノ見積リ           |
| 第五項協議會費     | 一、五〇〇   | 一、五〇〇   |                            |
| 一 協 議 會 場 費 | 一、五〇〇   | 一、五〇〇   | 協議會場費壹式                    |
| 第二款樹栽費      | 三、〇〇〇   | 三、〇〇〇   |                            |
| 一 樹 栽 費     | 三、〇〇〇   | 三、〇〇〇   | 苗木買入植付人夫及掃除料見積リ            |
| 第三款會議費      | 六、八〇〇   | 六、六〇〇   |                            |
| 一 議 員 弁 償 額 | 四、〇〇〇   | 四、〇〇〇   | 議員拾人実費弁償額二回分壹回金貳円ノ見積リ      |
| 二 書 記 給 料   | 五〇〇     | 五〇〇     | 書記壹月壹人貳拾五錢ノモノ二回分           |
| 三 使 丁 給 料   | 三〇〇     | 三〇〇     | 使丁拾五錢ノモノ貳回分                |
| 四 印 刷 費     | 八〇〇     | 六〇〇     | 議事細則 ニ 議案編制料               |
| 五 消 耗 品 費   | 四〇〇     | 四〇〇     | 筆墨紙薪炭油茶代等                  |
| 六 雜 費       | 八〇〇     | 八〇〇     | 会二回ノ雜費一回四拾錢ノ見積リ            |
| 第四款予備費      | 一〇、〇〇〇  | 一〇、〇〇〇  |                            |
| 一 予 備 費     | 一〇、〇〇〇  | 一〇、〇〇〇  | 予算外ノ費目ニ充ツ                  |
| 合 計         | 五六一、四三五 | 五四四、四六三 |                            |

財産明細表大田学区 三十五年十二月末調

一金參百円九拾貳錢

従前資本金

一金參拾八円六拾錢八里

交付金積立金

一金拾四円七拾四錢參里

交付金三十二年分三十五年十一月十日市橋ヨリ受入ノ分

計 金參百五拾四円貳拾七錢老リ

但灰野為吉壹百円押見仲治郎壹百四拾八円參拾七錢貳リ

須藤林太郎へ貳拾五円田村榮吉八拾円八拾九錢九リ

貸付

右提出ニ及候や

石地町長 中野理三郎

### 三 大崎村の財政

1 町村財制のところで既に述べてある通り町村は基本の財産を作り、それを維持することを義務とし、税収は補助とする財産の運営に依つて村財政維持を計る様強い指導がなされてきた。大崎村も大正末期以前の村の収支の決算書がないのは基本財産と諸貸付料金等の才入が主体で万雜割は補助的のものであり、その収支は報告だけでよかったのではないかと思われる。

(イ) 明治十年代より基本財産が造成されていた。明治十七年学校資本金貸付帳簿あり其の後大崎村基本財産に操入れられた。村の基本財産貸付簿は明治二十九年に改めて作製すとあり現在保存されている。

(ロ) 明治四十年以降村共有地が相当競売されている（熊野神社地墓地浜地）

其の競売代金は基本財産に組入られたと思う。

明治四十年八月神社跡地売却入札結果左の如し

一金 十円也 坂ノ下諏訪神社(机五十二番)

一金三十五円也 若宮神社

一金二十五円也 大崎神社(上の田二八五番)

一金十六円十銭也 浜浦神社

一金 九円也 十二神(長磯一六七九番)

明治四十三年十二月墓地売却

一向山上の田 五十八円十五銭

一 石山砂田 二十三円五十銭

一 長 磯 十一円五十銭

(ハ) 砂浜の貸付料漁獲高への歩金

。大正二年漁獲高に一分の歩金を徴収

例 二十五円に対して二五銭 近藤 長一郎

例 五百五十円に対して五円五十銭 田村 与次右門

。大正三年

海苔つみは各人別に監札を附与一人 年中 二銭

投網 十五銭

タモ 五銭

。製塩、海上の水上権利金もあった。

## 第二章 財政と自治

武田 所太郎  
押見 タカ  
押見 タカ  
田村 熊太郎  
光村 関治  
滝沢 儀三郎  
近藤 六蔵  
近藤 栄太郎

。明治四十三年四月二十九日浜忠より長浜借付料 五十銭

(二) 昭和二年以降は海浜に打上げられる砂利の競争入札をし財源としている。

。昭和二年押見丸吉五円五十銭落札以後昭和二十五年迄続く

二十五年落札者五〇〇円也 押見庄造

。昭和六年海中より石取部金として徳永伝一より一円也と記してある。

(注) 昭和十年公会堂建設翌年より公会堂糞尿入札阿部仙松二円落札する

。昭和二十四年には近藤長一郎が三五〇円で落札している。昭和三十八年には無償となる。

。昭和四十五年より石地小学校道路下共有地を浜茶屋に貸付ける昭和五十二年年収二十余万円となる。

この様にして基本金は拮出され村は運営された。

## 2 万雑割賦課基準

総会で度々予算制度に移行してはと意見も出ているが大崎村では現在も万雑割が続けられその制度の中で土木、環境衛生厚生の各部門を設けて部活動を積極的に進めている。

賦課方法は平均割、箇数割、固定資産割に大別されている。

平均割 賦課金総割の約三分の一に当る金額を大字の戸数で割り平均に負担する額

箇数割 見<sup>み</sup>当<sup>あた</sup>割とも言う。村全体で十六等級に分け各々其の分に添った等級にはめ込む毎年一回役員会で決定する

。総額より平均割を除いた金額の約六〇％を総ヶ数で除し一ヶ数の額を算定し、それに各人の等級を乗する。

固定資産 以前は賃貸割と言って土地だけであったが昭和五十一年改正し家屋も含めて課税することにした。固定資産は土地（40％）を課税する簡数割の残額を固定資産評価価格で除して算出する。

(3) 村の十年毎の収支の状況をす記（参考に人件費等を併記した）

|       | 昭和50年          | 昭和40年        | 昭和30年        | 昭和20年           | 昭和10年         | 昭和元年          | 大正2年 | 明治26年          |
|-------|----------------|--------------|--------------|-----------------|---------------|---------------|------|----------------|
| 収 入   | 6,726,222<br>円 | 403,538<br>金 | 176,349<br>円 | 5,494.24<br>円 銭 | 552.85<br>円 銭 | 318.71<br>円 銭 |      |                |
| 土地売却  | 4,889,915<br>円 |              |              |                 |               |               |      |                |
| 経常収入  | 1,836,307<br>円 |              |              |                 |               |               |      |                |
| 支 出   | 1,730,456<br>円 | 407,897<br>円 | 136,476<br>円 | 3,110.60<br>円 銭 | 391.22<br>円 銭 | 276.20<br>円 銭 |      | 126.2<br>円 銭 厘 |
| 総 代   | 75,000<br>円    | 23,000<br>円  | 10,000<br>円  | 240<br>円        | 40<br>円       | 45<br>円       |      |                |
| 副 総 代 | 50,000<br>円    | 6,000<br>円   | 2,000<br>円   | 60<br>円         | 5<br>円        | 5<br>円        |      |                |
| 農家組合長 | 30,000<br>円    |              |              |                 |               |               |      |                |
| 議 員   | 7,000<br>円     | 5,000<br>円   | 1,000<br>円   | 30<br>円         | 240<br>円 銭    |               |      |                |
| 人件費合計 | 447,000<br>円   | 73,000<br>円  |              |                 |               |               |      |                |

|      |                    |                    |                  |                 |                 |                 |                 |  |
|------|--------------------|--------------------|------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|--|
| 男賃金  | 2,500 <sup>円</sup> | 700 <sup>円</sup>   | 300 <sup>円</sup> | 10 <sup>円</sup> | 70 <sup>銭</sup> | 1 <sup>円</sup>  | 35 <sup>銭</sup> |  |
| 女賃金  | 2,000 <sup>円</sup> | 500 <sup>円</sup>   | 150 <sup>円</sup> | 7 <sup>円</sup>  | 50 <sup>銭</sup> | 70 <sup>銭</sup> | 20 <sup>銭</sup> |  |
| 大工手間 | 6,500 <sup>円</sup> | 1,500 <sup>円</sup> | 600 <sup>円</sup> | 20 <sup>円</sup> | 90 <sup>銭</sup> |                 |                 |  |

#### 四 租税と納税組合

1 町村は明治三十年後半一つの転機をむかえる。歴大なる戦費を要した日露戦争の遂行と戦後の帝国主義的諸政策の展開は戦時の増税を常時化し、大衆に重い負担をかけることになった。

町村財制も膨張し、明治三十三年義務教育四ヶ年同四十年小学校六年延長され、教育費もすべてと学校施設等の町村負担は多くなり、之れ等に対して国は明治四十二年には内務大臣指揮下に地方事務視察を統轄する専任事務官がおかれ、税務取扱事務の整備と督励が強化された。（大島美津子「明治のむら」）

2 大崎村では明治四五年上納の取立に次のこと議決している。

上納滞納者ある時は三日間猶予の上四日目には其の組の組長として督促し、滞納のときは組長より立替上納すること（議事録より）

全く厳しい制度で組長に上納の代納までさせて徴税に協力をさせた事は江戸時代の制度そのものであった。

※江戸時代の五人組制度

庶民の統制、年貢（租税のこと）負担者たる農民のために設けられた末端機構の制度である。相互検査（密告）連帯責任制の強制されていたまた若し年貢未納の百姓が駆け落した場合「年貢は五人組中又は村中として皆済仕り其の上その百姓を尋ね出すべきこと」年貢（上納）は五人組連帯責任であった。（五人組帳前書第二条）

### 3 大正十一年大崎納税組合が設立されている。

（規約）第一条 組合へ大崎納税組合と称し協同一致納税の義務の完了スベクヲ目的トス

第二条——省署

第三条——〃

第四条——〃

第五条——〃

第六条——〃

第七条——〃

第八条——〃

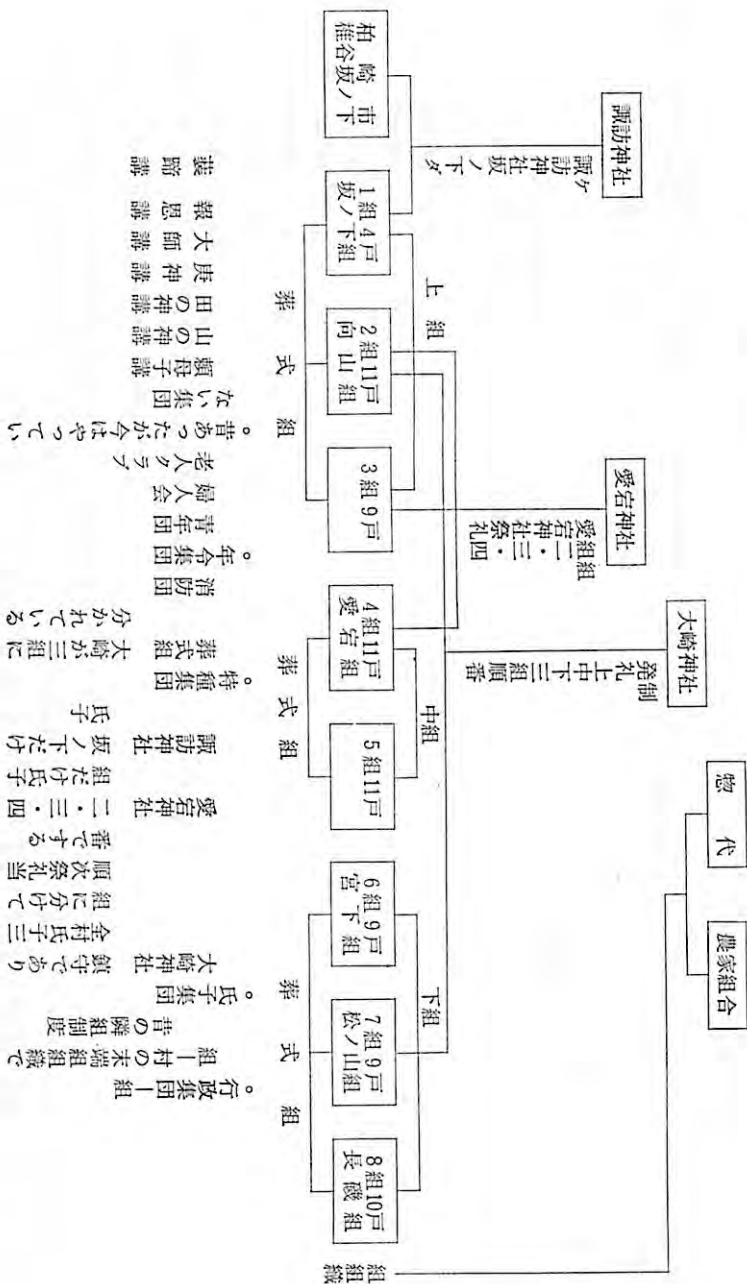
第九条——〃

第十条 組合員中規約ノ期限内に税金ヲ送付セサル者ハ組合長ハ之レヲ注意督勵シ不在其他調金不能ノモノアル時ハ相当救済ノ方法ヲ講ズルモノトス

大崎納税組合

武田 要吉 外七十八名 印

| 税金取經納付台帳 |           |         |              | 納税金額        |           |
|----------|-----------|---------|--------------|-------------|-----------|
| 税金受入月日   | 収入役へ納付年月日 | 受領証交付月日 | 事            | 告知書又へ令書受領月日 | 同組合員入交付月日 |
|          |           |         | 何税第何期納税者除外人分 |             |           |
|          |           |         | 由            |             |           |

五  
村の組織



## 六 補助規約

### 一 基本財産貸付簿

明治初年より村内には学校区毎に各々財産は造成されそれが運用されていた。基本財産運用議決（大正七年一月）

(一) 新規家持及其の字内の住人とならんとするものは本年よりその字内の共有金を計算しその当時の現金を割符し其の一人前を村金とすること。但し、字内中の仲間の名跡を立つるものは其の限りにあらず

(二) 寄留者其の他の人に借家をなさんとするものは組長及区長の承諾を得ざれば決して借さざるものとす。若し単独にて貸与する場合は其の一切の字内負担金若しくは相当の字内加符金を貸主に於て引受け出金するものとす。但し、単独にて貸付の場合はその他附加金は直接貸主に送達するものとす。

転入者の取扱（大正八年議決）

相沢市蔵字内住人仲間入りに関して基本金及び焼場火葬場のことに加入金として即納金五円とし焼場のみの加入金即納二円と決定する。

二 納 税 組 合 大正十一年

三 犯罪予防組合 大正 十年 組合長 田 村 仙太郎 組合員七十八名

四 大崎火災予防組合 大正 四年 組合長 光 村 関 治

五 約 定 書

維新を迎えたとはいえ働く百姓の生活が豊かになるわけはなく江戸時代の「百姓は生きぬ様に死なざる様に」と言う政

策の延長であった。武家支配から地主支配に変わっただけで封建的支配から脱却することは出来なかった。

明治初年からは又海も不漁であり大崎の村人達の生活は決して楽ではなかった。大崎村編年誌にも記されておる通り此の時代が大崎が一番貧乏したときである。収入が少ない上にバクチもやり生産は減少の一途をたどり遂に借金生活に頼らざるをいなくなった。

村内の土地（田、畑、山林）は殆ど他の村の借金の抵当となった。借金の返済が出来なく涙を吞んで命の次ぎといわれる土地を債権者の手に渡した。自作から小作への転落である。世間（他の村の人を言う）の人の地主が多くなった当時の小作料は今の様に一反歩（一〇アール）いくらでなく、あの田は何俵地、此の坪（一・三反）集団した土地を言う）は何俵地できめてあった。

条件の良い人で折返（地主五割小作五割）が上作といわれ条件が悪い所では小作が四割、三割のところもあった。

この様なきつい小作料を払っての耕作である。平年作や豊作の秋はまだがまん出来るが不作の秋などは年貢を納めることが出来ない。

大崎村内の耕地の条件（水利）も悪くその上大風や潮害も多かった。

災害を受けた時はその都度地主へ減額を申し出て各人毎に地主の了解を得て年貢米を納めた。両者の了解が付かない場合は農地の引上となる。

地主が農地の引上をする様な場合、小作者にとって死活の問題である。

大崎村は、共同体で之れに対処した約定書がある。

※大崎村内は耕地が少ない上に条件も悪く年貢が一番高かった他の村に出かけて小作すると年貢の三倍位収獲があったので遠くても出

作をした人々も多かった。

#### 大崎字内耆同約定書

今般字内一同協議ノ上越石<sup>こじつこく</sup>ノ小作地モ有<sup>レ</sup>之候ニ付風雨凶作ニ付ハ地主引米相願候節地主承諾不<sup>レ</sup>致而已ナラズ地所引上候ニ付テハ右地所<sup>ト</sup>地人ニ於テ小作等決テ不致候事

一、問合<sup>とひあわせ</sup>ナク他人ノ小作ヲ致候者ハ葬儀及ビ婚礼其ノ他ノ事ニ付キ出入等相禁シ候事

一、此約定ヲ他人ニ發言スルモノアル時ハ前条ノ所分ニ処スルモノトス

一、村内卸地ノ小作人ハ此限ニアラズ

一、右小作人ノ都合ニ依テ返地スルニ付ハ此限ニアラズ

右之約定取結候上ハ堅ク相守申可事

明治二十四年十一月二十七日 大字大崎

武田 佐次平 印

外七十一名連署連判しあり

昔から「村八分」と言うことを聞いて居るが、その村八分よりきつい村九分の約定書である。当時の貧困の中の共同体の結束を伺い知ることが出来る。

#### 村八分について

村の協同生活の秩序を保つため、その違反者にくわいられる制裁の一つである村付合の絶交、いわゆる村ハジキのことである。八分の語義は世間の主交際（冠、婚、葬、建築、病氣、水害、旅行、出産、追善、火事）の十種のうち火事、葬

式の二種を除いて、他を絶つから八分であると言う民間解釈がある。

だいたい村寄合など公の場で提案論議のうえ決定され村民全員の総意として本人に通告される。またこれに違反して交際をつづけるものも通例同罪に問われた。制裁を受けた者は村の公民としての一切の権利はうばわれ労力の互助手伝は拒絶され、さらに村人の訪問はもとより路上の挨拶さえ禁じられ家族全体にも及んでいかに痛烈な打撃を与えたかは想像に余るものがある（『日本社会民族辞典』より）

## 第三章 公共事業と道路整備

### 一 新潟—寺泊—柏崎線

昭和三十年海岸にバスが開通した。開通まではバスに乗るには出雲崎に行くのには石地迄、柏崎へは椎谷迄歩かなければならなかった。陸の孤島と言われた時代である。

バスの開通はあっても道路は狭く巾約四米しか

なかった。狭い所や、バス停周辺は無償で用地を提

供して開通に協力した。公会堂周辺は狭い上に直

角に近いカーブがあり見通しはつかず事故が続い

た。この様な危険ヶ所はこの他に西村屋敷（真蔵

院と旧松林の跡の中間）にもあった。

昭和三十七年二月陳情の結果当年度に予算化さ

れ改良に着手された。田村庄平、阿部伝左エ門、

阿部伴吉の宅地がこの時両断され、以後第一種特

殊改良として工事が進められ現在に到っている。



改良された国道 長磯



改良された国道 坂之下

やがて第二次改良も予想されるが之等の経過を十分踏まえて継続改良されるべきである。

## 二 離岸堤

現在の離岸堤方式になったのは昭和五十二年からである。大崎は約四キロに亘る海岸線に臨んでいる。年毎に之れが浸食され護岸まで浪に洗われ浜を通り抜けることが出来ない時代があった。生活の防衛と将来の発展の為にこの海岸浸食を食止める事が大崎住民の悲願であった。

離岸堤方式に依る災害の防止と造浜事業の推進が具体的に動き出したのは昭和三十九年ブロック投入岩のり工事にさかのぼる。岩のり工事を足掛りに遂次ブロックを沖合に突出してゆくことであった。その内側でのりの種子を栽培する事業が計画された。その後沖合いブロックを延長投入して事業の拡大を計るべく県に陳上するも諸般の事情があつて中々採択されず二、三年を経た。亘県知事に格段なる御協力を載き「越路のり」と命名されのりの種子採取事業が始められ種子は県下一と折紙が付けられようになった。其の後ブロックの投入工事が進められた。

ブロック延長について昭和五十年再度陳情したが結果は思わしくなかった。其の後も引続き運動を継続五十二年待望の離岸堤が予算付けられた。続いて大崎海岸、長磯海岸と順次進み大崎の浜もようやく砂浜が出来る様になった。



漁港を中心とした上大崎離岸堤

### 三、町農道

遅れていた町農道の改良も四十七年着手され翌四十八年以降は町道農道改良の二本建てで始り五十五年には葉山線も完了の見込となり、学校線を含む道路関係は一応五十五年で四路線完了することになる。

町道改良（四郎助の入口より柴三の田の三叉路迄）

|        |      |           |      |
|--------|------|-----------|------|
| 昭和四十七年 | 一〇七米 | 一〇〇万円     | 石高建設 |
| 四十八年   | 七六米  | 一〇三万六千円   | 〃    |
| 四十九年   | 米    | 二〇一万円     | 〃    |
| 五十年    | 一二〇米 | 二九八万七千円   | 〃    |
| 五十一年   | 一四七米 | 二九五万七千円   | 〃    |
| 五十二年   | 四四米  | 三二三万円     | 〃    |
| 五十三年   | 八二米  | 二〇二万円     | 〃    |
| 五十三年   | 二八米  | 二〇四万円     | 〃    |
| 総計     | 七二五米 | 一千七百二十八万円 | 災害   |

農道工事（ホテル入口より谷の奥まで）

|        |           |                  |            |
|--------|-----------|------------------|------------|
| 昭和四十八年 | 二五〇米      | 二〇〇万円            | 品田建設       |
| 四十九年   | 二三四・七米    | 二二五万円            | 〃          |
| 五十二年   | 三四〇米      | 五〇〇万円            | 石高建設       |
| 五十三年   | 五〇〇米      | 七七二万円            | 〃          |
| 五十年    | 三六米       | 一五八円四千円          | 〃          |
| 総計     | 千三百二十四、七米 | 一千六百九十七万円（災害を除く） | 災害（与三治山の崩） |





# 第三編 産業編

## 第一章 農林業

### 一 農地解放までの農業

大崎村に縄文、弥生土器が発見され、先人達が生活していたことはたしかである。

弥生時代農耕生活に入ってから、いろいろの記録はないが、江戸時代の農耕地や浜、海からの収穫されるすべての生産物を米に換算し、椎谷藩主が割附した定免相之事や嘉永五年の「本田、新田、高辻帳」などが残っている。（何れも西村家保存のもの）

※ 定免相之事  
じようめんさうじ

高 百八拾五石四斗四升五合

取米 百拾石

内九石九斗七升五合

大崎村

当不

第三編 産業編

一一一

残高 百石貳升五合

高 五拾壹石七斗三升

濱方

取米 二拾石六斗九升二合

高 拾壹石壹斗六升四合

新田

内高 壹石五斗三升二合

当不

残高 九石六斗五升二合

取米 三石三斗七升八合貳勺

右之通来ル霜月中 急噴皆済可仕候也

丸山 源左衛門 花押⑧

山中 又兵衛 花押⑧

寛文四年

辰ノ十月五日

大崎村庄屋

小百姓

※

一、椎谷藩が大崎村に宛てた年貢徴収令書である。

二、延宝年間（一六八〇）までは、租率は記入されていない。

三、延宝八年（一六八〇）に浜高に対する免（租率）が一ツ五分（十五%）七石七斗六升と低く、平年のより以下である。平年の免は

五ツ取米二十五石であるから、異常に低い租率である。その理由に付いては、今後の研究課題。

四、寛文元年（一六六〇）からの明治までの「定免相之事」の古文書は保存されている。

五、庄屋西村伝右エ門の石高は、七八石三八六六であり、総石高の三十二%である。

本田、新田、高辻帳 嘉永五子年二月改（名前を伏し一例をあげる）

一、三石五斗五升

下谷 沢味

一、三石

下谷 石神

一、一石八斗五升

下谷 沢味

一、壹石九升五合三勺

浜高※

一、四升七合八勺

元和新田

一、五升一合八勺

卯ノ新田

一、一斗八升九合貳勺

己ノ新田

一、壹石貳斗六升五合

大崎村の惣高 拾壹石貳斗八升九合一勺

大崎村の惣高 二百五十石八斗三升五合六勺五才

内

一、百八拾五石四斗四升五合

本田高

一、五拾石

浜高

一、一石七斗七升五合

元和新田

一、拾壹石壹斗六升四合

己ノ新田

一、壹石九斗六升九合九勺

卯ノ新田

引残

四斗八升貳合五才

過米

一、前書之連村方一同相談之上取極右過米八大庄屋御蔵番  
相定置候以上

※新田は、よやケリ、坂口、げんの口、かんざわ、宮田、うろし畑等詳しく記してある。戸口は六九外に寺院二、浜高は、六九戸全戸に割附しあり。

江戸時代椎谷藩の本田、新田年貢一覧表（大崎村）

| 新田名  | 高入年              | 石高         | 税率           |
|------|------------------|------------|--------------|
| 本田   |                  | 一八〇石五、四〇〇〇 | 五ツ八厘         |
| 元和新田 | 元和中              | 一、七三〇〇〇    | 五ツ一分<br>四ツ二分 |
| 己ノ新田 | 承応二己年<br>(一六五三)  | 一一、一六四〇    | 三ツ七分五厘       |
| 卯ノ新田 | 元禄十二卯年<br>(一六九九) | 一、九六九九     | 三ツ五厘         |

一、上の外、浜高五十石あり

二、税率五ツ八厘と五〇・八%の税金（年貢）である。

三、文政四年定免相之事より

※新田の増加を見ると慶安二年（一六四九）慶安の御触書が出てから急速に開拓が進められた。己の新田がそれである。本田の約八%を開田している。明治までの新田高は、約一割であった。

太閤検地により請地の所有権は認められたが、その代償として年貢を納めなければならない。この時代は石高制社会とも呼ばれている。

検地によって村の石高が決まって、それに免（租率）をかけて年貢の額が決まる。村中話し合って、戸口の持ち高に割当てる。租率は幕領で六公四民のこともあった。椎谷領の租率は、前の表にある通りである。しかし、最高は元禄六年六ツ一分（六一%）浜高は五ツ一分（五十一%）であった。年貢米は、一俵が三斗七升で二重俵装で、検査は厳しく、その上、附

加米（余升）<sup>コブス</sup>として四升から多い時には、六升ぐらい俵に入れ、一俵が四斗三升の時もあったという。この俵を四三入俵と呼んでいた。

反収の低い時代であり、六十一%の年貢を納めると粒のそろったよい米など食べることができなく、そこで村人は、新田の開拓を始め、血のにじむ努力をした。新田も決して無税ではなく、本田より租率は低いが、椎谷藩では、三割から四割の年貢を徴収した。大崎村にある古地図には、山の頂まで水のあるところに池を造り、いたる所に新田を拓いた。

歟しかなかった時代であり、言葉にはいいつくせぬ苦勞であった。田植が今は早く五月上旬であるが、当時は、一切が歟であったので早くて六月上旬遅い時には、椎谷市（七月一日）までかかったという。水不足の時期でもあり、早拔のため収獲皆無の時も度々あった。この時代を大崎村では新田貧乏といった。年貢は、連帯責任制で庄屋がまとめて納めた。未納者があれば、本人は勿論のこと、庄屋までが完納するまで人質となった例もある。年貢を完納するまでは、新米を食べることができなかったので、食えずに年貢を納めた。

明治、大正、昭和と時代は変わったが、百姓の生活は大きく変わることはなかった。

第二次大戦の敗戦によって占領政策の一つとして昭和二十年農地改革法が制定されて、農地の解放が進められ、ここに封建的農民支配はおわり、新しい農業の民主化と近代化の時代へと移行したのである。

### 大崎村での農地解放

#### 一、経過

第一次農地改革は、農地の所有権移転が、地主、小作の両者に売買をまかされた。保有地も五町歩まで認められ、小作料は金納となったが依然として小さな地主が残される様になった。これでは真の農民解放がないと連合軍総司令部が、覚書を

発令し、第二次改革が次の条件のもとで実施された。

- (1) 不在地主の小作地については、村に住居がないときは全部政府が買収する。
- (2) 在村地主の小作は、北海道四町、内地は平均一町、地主が自作している場合は、一町五反（県ごとに差あり）
- (3) 農地は、政府が買収する田は貸賃価格の四十倍（反当り七六〇円）畑は四八倍（反当り四四八円）で買上げられた。
- (4) 買収農地は、国が小作人に直接売る。小作人の支払は二十四年の長期年賦、低利の融資が行なわれた。
- (5) この世紀の大事業を公平に行なうために各市町村に農地委員会が設置された。委員会の構成は、小作側五、地主側三、自作側二の割合で、昭和二十一年十二月二十三日公選で選ばれた。

。第一回農地委員会委員（石地町）

小作代表 五名

地主代表 三名

自作代表 二名

時 田 熊 作

加 藤 文 昌

山 岸 秀 四 郎

栗 原 久 治

大 谷 喜 三 郎

押 見 利 之

徳 永 勇 吉

藤 田 邦 太 郎

徳 永 庄 一 郎

阿 部 勝 四 郎

大崎からは、小作代表として阿部勝四郎が選ばれた。

。解放された面積

|     | 田       |            | 畑       |           |
|-----|---------|------------|---------|-----------|
|     | 面       | 積          | 面       | 積         |
| 石地町 | 四七町三五二二 | 三六七、七〇〇円五〇 | 二二町六九〇六 | 四九、六六四円一六 |
| 大崎村 | 四町七九二七  | 三六、四七二円四〇  | 一町七二〇三  | 七、七〇六円〇〇  |

## 二 農地解放後の農業

昭和十七年食糧管理制が実施され政府は農家の自家消費分を除いての全生産量を強制的に買上げ、集荷して一切の自由取引を禁止した。村では一人当り十五才以上一日の配給量を二合三勺、生産農家は一日四合六勺で家族人員数で保有米を取り、残りを供出した。各農家の収穫量はなかなか把握することが難しく、やむなく台帳反別によって供出量を算定各農家に割当てざるを得なかった。最終的には、主食の割当てだけではなく、野菜や漁貝類にまで割当てた。

また、漁師も魚を供出した。価格は政府が生産者価格と消費者価格を設け、公定価格で管理した。

敗戦の色も次第に濃くなって食糧や物資が不足勝ちになり、配給制度も円滑に行かなく品不足となり、ヤミ相場という新しい言葉が生まれた。

敗戦後は領土制限と海外からの引揚者等による人口増加で国民は極度に食糧不足に悩まされ、農民は国の施策と共に一粒でも多くと増産に励み、生産されたものは強権発動という宝刀のもとで、黙々として供出をつづけてきた。

昭和二十五、六年頃より食糧事情は緩和され、昭和三十年以降には、米の豊作もつづき、食糧制度も緩和された。

昭和三十年頃より著しい工業の発展があり、農業の生産性と地位は低下し、他産業との格差が拡がった。この格差を是正

して、農業生産力を向上し、農業従事者の生産向上を計るため、昭和三十六年農業基本法が定められ、基盤の整備、機械の導入、技術の高度化を進め経営の規模を拡大し、自立農家の育成を基幹とした近代化が進められた。

一方、国民の食生活に変化が見られ、米の需要減となり、多くの余剰米を残すこととなった。昭和五十三年食管法堅持の建前から、水稻の作付減反が行われた。水田利用再編対策が実施され、農政の転換をよぎなくされた。

・西山町利用再編計画と実施

| 年次  | 転作目標面積 |       | 実施    |       |         |
|-----|--------|-------|-------|-------|---------|
|     | 転作分    | 土地改良分 | 計     | 面積    | 達成率     |
| 昭五三 | 二七 ha  | 九 ha  | 三六 ha | 四二・四四 | 一一七・九%  |
| 五四  | 二五・五   | 二・四   | 二七・九  | 三七・二五 | 一三五・五   |
| 五五  | 五一・一   | 四三    | 五五・四  | 六七・一四 | 一二二・二   |
|     |        |       |       | 一〇七・〇 | 一一〇・七〇  |
|     |        |       |       | 一一〇・〇 | 一一〇・〇   |
|     |        |       |       | 一二〇・九 | 率は何れも見込 |
|     |        |       |       | 一〇七・三 |         |

・大崎村の再編計画と実施

| 年次  | 目標面積   | 実施面積   | 達成率    | 水田耕作反別  |
|-----|--------|--------|--------|---------|
| 昭五三 | 七二・八 a | 八二・〇 a | 一一四・九% | 二〇・七 ha |
| 五四  | 五八・〇   | 八二・一〇  | 一四一・六  | 二〇・四一   |
| 五五  | 一五三・〇  | 一六六・五  | 一〇八・八七 | 二〇・六〇   |

### 三 農業センサスから見た大崎村



## (1) 専、兼業別並に就業状況

| 年次  | 農家数 | 専業  | 第一兼業 | 第二兼業 | 田面積     | 畑面積     | 農家人口 | 男   | 女   | 農業従事者 |
|-----|-----|-----|------|------|---------|---------|------|-----|-----|-------|
| 昭三五 | 七〇戸 | 二七戸 | 一八   | 二五   | 二六・四八ha | 一五・六七ha | 二五〇人 | 一五一 | 一九九 | 一四四人  |
| 五〇  | 四七  | 二   | 一    | 四四   | 二二・四五   | 二・五六    | 二〇〇  | 六五  | 八二  | 一四七   |

## (2) 水稻耕作面積と収量

| 年次  | 收穫農家 | 面積      | 収量        | 予約農家 | 売渡数量     | 販売金額        |
|-----|------|---------|-----------|------|----------|-------------|
| 昭三五 | 六五戸  | 二四・二八ha | 一一七、七四〇kg | 四〇戸  | 四九、七四〇kg | 三、三二八、〇〇〇円  |
| 五〇  | 四七   | 二〇・一六   | 九二、八八〇    | 四一   | 七〇、九八〇   | 一八、四五四、六〇〇円 |

## (3) 自小作農家の状況

| 年次  | 自作  | 自小作 | 小自作 | 小作 | 農家戸数 |
|-----|-----|-----|-----|----|------|
| 昭三五 | 五一戸 | 一三戸 | 四戸  | 二戸 | 七〇戸  |
| 五〇  | 三二  | 九   | 四   | 二  | 四七   |

## (4) 耕地面積規模別農家数

|         | 一〇a未満 | 一〇～三〇a | 三〇～五〇a | 五〇～七〇a | 七〇～一〇〇a | 一〇〇～一五〇〇a | 計   |
|---------|-------|--------|--------|--------|---------|-----------|-----|
| 保有総土地面積 |       | 八戸     | 一四戸    | 一三戸    | 七戸      | 五戸        | 四七戸 |
| 所有耕地面積  | 二戸    | 一三     | 一七     | 五      | 七       | 三         | 〃   |

|        |  |   |    |    |   |   |   |
|--------|--|---|----|----|---|---|---|
| 経営耕地面積 |  | 九 | 一九 | 一一 | 四 | 四 | 〃 |
|--------|--|---|----|----|---|---|---|

## (5) 農業の機械化状況

| 年次  | 動力耕運機 | 発動機 | 電動器 | 動力収摺機 | 乾燥機 | 田植機 |
|-----|-------|-----|-----|-------|-----|-----|
| 昭三五 | 五     | 三   | 二八  | 七     |     |     |
| 五〇  | 二九    |     |     |       | 一   | 一   |

※農業機械が大型化したので五十年調査には、小型機は調査外となった。

## 四 養蚕、葉たばこ

## (1) 養蚕

石地に今製糸工場があった。明治の末期頃より機械化され大正十年には、長岡工場を新設しその従業員数も二百人を超える盛況だった。

製糸の原料たるまゆの生産地として早くから養蚕は盛んだった。大崎村でも戸数の八十%を超えた養蚕農家があった。昭和十六年製糸工場の閉鎖と共に養蚕農家も少なくなり、村でも二、三人の少人数で昭和四十年頃までつづけられた。

## (2) 葉たばこ

昭和二十六年たばこ（松川種）の栽培が阿部仙松、押見丸吉の二名で耕作され、同二十八年に黄色種に転換されたとき（乾燥室を建設して火力で乾燥する品種）一挙に栽培面積は、三町余になった。耕作者も十二名と増加し、三十年には反当

収量九万余円と高崎地区管内の反収を更新する記録もあった。三十二年には売上代金三百五十万弍千円となった。(当時米価石当り四千百二十八円八十銭)しかし、連作を嫌う作物であるので限られた耕地の中での栽培は、病氣などを併発し、次第に減退した。

| 年次  | 人員 | 面積      | 収納代金 (円)  | 備考     |
|-----|----|---------|-----------|--------|
| 昭二六 | 四四 | 二・六四 ha | 七三七、七三〇円  | 松川種    |
| 二七  | 五八 | 四・三一    | 一、一八五、七三〇 |        |
| 二八  | 七八 | 一二・五〇   | 五、三三六、八六五 | 黄色種へ転換 |
| 二九  | 七六 | 一四・八八   | 六、六二四、六〇五 |        |
| 三〇  | 七八 | 一六・〇二   | 九、四四五、三九五 |        |
| 三一  | 八五 | 一七・六八   | 八、六二四、七九〇 |        |
| 三二  | 八五 | 一七・三一   | 九、五一、五三〇  |        |
| 三三  | 七三 | 一五・六九   | 七、八〇四、七〇五 |        |
| 三四  | 六六 | 一四・一八   | 六、七二八、二八〇 |        |
| 三五  | 五六 | 一二・五二   | 五、二九〇、〇七五 |        |
| 三六  | 四五 | 一一・四七   | 四、五三八、四〇〇 |        |

## 五 肥料

肥料といえば現在は化学肥料(無機質)万能であるが、昭和初期までは、自給肥料(山草たいひ、家畜糞尿、人糞尿など)

ど)を主体とし、補助的に魚粕、大豆粕、油粕、骨粉などが使用された。

(1) 下肥取り(人糞尿のこと)

下肥は古くから使用されており、江戸時代の「慶安御触書」にせっちん(雪隠)を広く造って、大切に蓄め置く様にとある。昭和二十一年頃までは、どこの農家も住居の改造や新築など出来なかったので、昔のままの農家の姿で、どこの家でも、九尺×二間のせっちん(外便所ともいった)があった。その中には、三尺×六尺、深さ四尺程の地下肥溜をつくり、また、六尺もの、三尺ものと言われる桶が、四、五本あり、その中に人糞尿を蓄えていた。その桶の数が多い程、精農家といわれた。小人数家族や大農の百姓は、自家のものだけでは足りなく、遠くは出雲崎や石地より荷車で、又、船を利用して肥樽に入れて運んだ。冬はそりなどを利用した。山地の者は背負って山を越えて半日一回一樽を運んだ。その汲取料は、一樽につき柴木三把であり、行きには柴木、帰りには樽を背負ってかえった。又、糯米などで年間契約もあった。冬の農閑期を利用し競って石地方面から運んだ。

※一尺は約三十三センチ、肥樽の重量は、約五十キロぐらい

(2) サイキ草刈

春五月中旬より六月上旬頃まで山に生えているサイキ草を刈取り、押切りで細かく切り、堆積発酵したり、直接緑肥として使用した。猫の手もかりたい程忙しい春耕期なので、山からの刈取りは大人で、押切りできるのは、子供が手伝うことが多かった。そのため押切りによる子供の事故があった。

## 六 農機具の移り変り

。田、畑耕おこし、整地作業

平鋤、三本鋤、すき、小切り、まんぐわ、耕耘機、トラクター

。田植作業

手植、機械植

。除草作業

手、手押式除草機、除草剤

。刈取り

かま、バインダー、コンバイン

。乾燥

はぎ、乾燥機

。脱こく

干羽、足踏稲こき機、動力脱こく機

。調整

土臼、動力用調整機

現在では、農機具はほとんど農家が個人所有であるが、以前は調整機、精米機等は、村の共有であった。機具は大型なものであり、各戸へ順々に廻って作業を行なった。移動等に人手がかかり、小型の機械の普及もあって、個人所有が多くなったので、昭和四十九年で利用部も解散となった。

。大崎動力組合

大正十五年十月大崎は有志を中心とした農具組合を結成し、農作業の協同化を図った。つづいて、昭和三年三月村にあった調製業者、小野太一郎と協議の上、個人有志の出資金を返済し、大字大崎の共有とし、大崎動力組合として新しく出発した。

。機械 調製機付土臼（篠宮号）

運転手 光村 三代治

押見 丸吉

近藤 喜蔵

阿部 重一

村内だけではなく、大津、尾町、別山方面まで作業にでかけた。一日四〇俵ぐらいの性能であった。当時、このような組合は他の村にはなく、大崎動力組合は、注目された。

# 七 米価格表

米 価 の う ち き (慶長11年より)

価格：円

| 年      | 号    | 米      | 年       | 号    | 米      | 年       | 号    | 米      |
|--------|------|--------|---------|------|--------|---------|------|--------|
| 日      | 西 曆  | 1俵60kg | 日       | 西 曆  | 1俵60kg | 日       | 西 曆  | 1俵60kg |
| 慶長 11  | 1606 | 0.95   | 正保 4    | 1647 | 1.43   | 延宝 3    | 1675 | 3.02   |
| 12     |      | 0.99   | 安元 2    | 1648 | 1.33   | 4       |      | 2.78   |
| 14     |      | 0.88   |         |      | 1.39   | 5       |      | 2.00   |
| 16     | 1611 | 0.84   | 明暦 3    | 1650 | 1.86   | 8       | 1680 | 3.26   |
| 元和 2   | 1616 | 0.95   | 明暦 元 3  | 1655 | 1.86   | 天和 元 8  | 1681 | 3.63   |
| 8      |      | 1.26   | 万治 元 3  | 1657 | 1.64   | 享保 元 5  | 1684 | 1.90   |
| 9      |      | 1.05   |         | 1658 | 2.40   | 5       | 1692 | 2.24   |
| 寛永 元 2 | 1623 | 1.30   | 寛文 元 3  | 1660 | 3.32   | 7       |      | 2.64   |
|        | 1624 | 1.20   |         | 1661 | 2.45   | 9       |      | 2.92   |
| 3      |      | 0.87   |         |      | 2.04   | 10      | 1697 | 4.12   |
| 9      |      | 1.17   |         |      | 2.62   | 12      |      | 3.39   |
| 11     | 1634 | 1.68   |         |      | 2.42   | 14      |      | 4.10   |
| 13     |      | 2.21   |         | 1665 | 2.61   | 16      | 1703 | 3.63   |
| 14     |      | 2.50   |         |      | 2.50   | 寛永 元 16 | 1704 | 3.96   |
| 15     |      | 2.62   |         |      | 2.96   | 2       |      | 1.61   |
| 18     |      | 2.29   |         |      | 2.72   | 3       |      | 1.96   |
| 19     |      | 2.71   |         | 1670 | 2.24   | 4       |      | 5.29   |
| 20     | 1643 | 2.18   | 延宝 元 11 | 1671 | 2.64   | 5       |      | 2.94   |
| 正保 元   | 1644 | 1.46   | 2       | 1673 | 3.52   | 6       | 1709 | 2.95   |
|        |      |        |         | 1674 |        |         |      |        |

| 年                     | 號                    | 米                                                                            | 年                           | 號                    | 米                                                                            | 年                                          | 號                            | 米                                                                    | 年                                               | 號                    | 米                                                                            |
|-----------------------|----------------------|------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------|----------------------|------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------|------------------------------|----------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------|----------------------|------------------------------------------------------------------------------|
| 日                     | 西                    | 1俵60kg                                                                       | 日                           | 西                    | 1俵60kg                                                                       | 日                                          | 西                            | 1俵60kg                                                               | 日                                               | 西                    | 1俵60kg                                                                       |
| 享保<br>天文<br>元 20<br>2 | 1735<br>1736         | 1.81<br>1.64<br>1.59<br>1.92<br>2.00                                         | 寶曆<br>明和<br>元 12<br>13<br>2 | 1762<br>1763<br>1765 | 1.48<br>1.68<br>1.81<br>1.98<br>2.12                                         | 天明<br>寛政<br>元 8<br>元 2<br>3                | 1788<br>1789                 | 2.03<br>1.32<br>1.32<br>1.76<br>2.42                                 | 文化<br>元 10<br>11<br>12<br>13<br>14              | 1813<br>1817<br>1818 | 1.81<br>2.05<br>1.94<br>1.88<br>1.88<br>1.60                                 |
| 寛保<br>元 5             | 1740<br>1741<br>1742 | 1.97<br>1.70<br>1.74                                                         | 安永<br>元 6<br>8              | 1771<br>1772         | 1.83<br>1.59<br>1.46<br>1.44<br>?                                            | 文政<br>元 5<br>6<br>8<br>9<br>10<br>11<br>12 | 1793                         | 2.03<br>2.20<br>2.09<br>2.06<br>1.81<br>1.90<br>2.12                 | 文政<br>元 2<br>3<br>6<br>7<br>8<br>10<br>11<br>12 | 1818<br>1827         | 1.46<br>1.28<br>1.23<br>1.24<br>1.25<br>1.27                                 |
| 延享<br>元 2             | 1744                 | 1.74                                                                         |                             |                      | 1.59                                                                         |                                            | 1798                         | 2.06                                                                 |                                                 |                      | 1.23                                                                         |
| 寛延<br>元 4             | 1747<br>1748         | 1.88<br>1.75                                                                 |                             |                      | 1.46<br>1.44                                                                 |                                            |                              | 1.81<br>1.90                                                         |                                                 |                      | 1.24<br>1.25                                                                 |
| 寶曆<br>元 3             | 1750<br>1751         | 1.67<br>1.61<br>1.54<br>1.30<br>1.13<br>1.86<br>1.94<br>1.64<br>1.51<br>1.44 | 天明<br>元 7<br>8<br>2         | 1779<br>1781         | 1.73<br>1.56<br>1.27<br>1.48<br>1.88<br>2.27<br>2.80<br>1.79<br>2.26<br>3.68 | 享和<br>元 12<br>2<br>3                       | 1800<br>1801<br>1802<br>1803 | 1.92<br>1.63<br>1.52<br>1.67<br>1.55<br>2.06<br>1.76<br>1.58<br>1.67 | 天保<br>元 11<br>12<br>2                           | 1827<br>1829<br>1830 | 1.86<br>1.56<br>1.68<br>1.76<br>1.68<br>1.68<br>2.14<br>2.35<br>1.84<br>1.82 |
| 日 本                   | 西 曆                  | 米 價                                                                          | 日 本                         | 西 曆                  | 米 價                                                                          | 日 本                                        | 西 曆                          | 米 價                                                                  | 日 本                                             | 西 曆                  | 米 價                                                                          |
| 10                    | 1760                 | 1.44                                                                         | 7                           | 1787                 | 3.68                                                                         | 8                                          | 1811                         | 1.67                                                                 | 7                                               | 1836                 | 1.82                                                                         |



| 年   | 号    | 米      | 年   | 号    | 米      | 年  | 号    | 米      | 年  | 号    | 米      |
|-----|------|--------|-----|------|--------|----|------|--------|----|------|--------|
| 日   | 西    | 1俵60kg | 日   | 西    | 1俵60kg | 日  | 西    | 1俵60kg | 日  | 西    | 1俵60kg |
| 天保  | 1837 | 2.60   | 安政  | 1858 | 2.70   | 明治 | 1879 | 3.26   | 明治 | 1900 | 4.76   |
| 8   |      | 2.49   | 5   | 1859 | 2.64   | 12 |      | 4.32   | 33 |      | 4.96   |
| 9   |      |        | 6   | 1860 | 3.53   | 13 |      | 4.48   | 34 |      | 5.04   |
| 10  | 1839 | 1.81   | 万延元 | 1861 | 1.40   | 14 |      | 3.54   | 35 | 1902 | 5.78   |
| 11  |      | 1.54   | 文久元 |      | 0.93   | 15 | 1882 | 2.52   | 36 |      | 5.32   |
| 12  |      | 1.61   | 2   |      | 0.83   | 16 |      | 2.04   | 37 |      | 5.52   |
| 13  |      | 1.81   | 3   | 1863 | 1.46   | 17 |      | 2.60   | 38 |      | 5.88   |
| 14  | 1843 | 1.58   | 元治元 | 1864 | 2.19   | 18 |      | 2.20   | 39 |      | 6.56   |
| 弘化元 | 1844 | 1.63   | 元治元 | 1865 | 3.30   | 19 |      | 2.02   | 40 | 1907 | 6.00   |
| 2   |      | 2.03   | 2   |      | 1.46   | 20 | 1887 | 1.96   | 41 |      | 5.24   |
| 3   |      | 2.00   | 3   | 1867 | 2.32   | 21 |      | 2.40   | 42 |      | 5.30   |
| 4   | 1847 | 1.86   | 明治元 | 1868 | 3.64   | 22 |      | 3.58   | 43 |      | 6.92   |
| 嘉永元 | 1848 | 1.93   | 2   |      | 2.20   | 23 |      | 2.82   | 44 | 1911 | 8.04   |
| 2   |      | 2.04   | 3   |      | 1.52   | 24 | 1892 | 3.00   | 2  | 1912 | 8.56   |
| 3   |      | 2.60   | 4   |      | 2.33   | 25 |      | 3.48   | 3  |      | 6.45   |
| 4   | 1851 | 2.54   | 5   | 1872 | 2.88   | 26 |      | 3.84   | 4  |      | 5.23   |
| 5   | 1852 | 2.00   | 6   |      | 3.00   | 27 |      | 4.78   | 5  | 1916 | 5.67   |
| 6   |      | 2.21   | 7   |      | 2.18   | 28 |      | 4.02   | 6  |      | 8.78   |
| 安政元 | 1854 | 2.13   | 8   |      | 2.60   | 29 | 1897 |        | 7  |      | 14.68  |
| 2   |      | 1.76   | 9   | 1877 | 2.18   | 30 |      |        | 8  |      | 20.39  |
| 3   |      | 1.80   | 10  | 1878 |        | 31 |      |        | 9  | 1920 | 15.06  |
| 4   | 1857 | 2.08   | 11  |      |        | 32 | 1899 |        |    |      |        |

| 年       | 号       | 米 価     | 年        | 号       | 米 価      | 年        | 号       | 米 価      | 年         | 号         | 米 価      |           |
|---------|---------|---------|----------|---------|----------|----------|---------|----------|-----------|-----------|----------|-----------|
| 日 本 西 暦 | 1俵60kg  | 日 本 西 暦 | 1俵60kg   | 日 本 西 暦 | 1俵60kg   | 日 本 西 暦  | 1俵60kg  | 日 本 西 暦  | 1俵60kg    | 日 本 西 暦   | 1俵60kg   |           |
| 大正      | 10 1921 | 13.39   | 昭和       | 11 1936 | 12.62    | 昭和       | 26 1951 | 2,812.00 | 昭和        | 41 1966   | 7,026.00 |           |
|         | 11      | 12.67   |          | 12      | 13.49    |          | 27      | 3,000.00 |           | 42        | 7,668.00 |           |
|         | 12      | 13.72   |          | 13      | 14.00    |          | 28      | 3,280.00 |           | 43        | 8,126.00 |           |
|         | 13      | 15.92   |          | 14      | 15.54    |          | 29      | 3,648.00 |           | 44        | 8,114.00 |           |
|         | 14      | 16.51   |          | 1940    | 15       |          | 16.99   | 30       |           | 4,040.00  | 45       | 8,128.00  |
|         | 15      | 14.80   |          |         | 16       |          | 17.50   | 31       |           | 4,028.00  | 46       | 8,374.00  |
|         | 昭和      | 12 1927 |          |         | 17       |          | 17.66   | 32       |           | 4,128.80  | 47       | 8,805.00  |
|         |         | 3       |          |         | 11.50    |          | 18      | 18.87    |           | 33        | 4,129.20 | 48        |
|         |         | 4       |          | 11.39   | 19       |          | 18.87   | 34       |           | 4,133.20  | 49       | 13,412.00 |
|         |         | 5       |          | 1930    | 20       |          | 22.08   | 35       |           | 4,162.00  | 50       | 15,365.00 |
| 6       |         | 21      | 22.00    | 1960    | 36       | 4,420.80 | 1975    | 51       | 16,365.00 |           |          |           |
| 7       |         | 22      | 700.00   |         | 37       | 4,699.00 |         | 52       | 17,019.00 |           |          |           |
| 8       |         | 23      | 1,500.00 |         | 38       | 5,132.00 |         | 53       | 17,019.00 |           |          |           |
| 9       |         | 24      | 1,776.00 |         | 39       | 5,655.00 |         | 1979     | 54        | 17,005.00 |          |           |
| 10      | 1935    | 25      | 2,211.60 | 40      | 6,321.00 |          |         |          |           |           |          |           |

町制20周年記念 町民文化祭 昭和54年11月3日 提供 西山町農業委員会

## 第二章 漁業

古い記録で大崎村の石高調は寛永二年（一六二五）二四八石三斗三升九合とある。内訳は本田一八五石四斗五合、新田十一石一斗六升四合、浜高五十一石七斗三升であった。本田石高に対して浜高が二十八％で浜高は寺院を除く六十二戸に割当てゝあり一戸平均八斗三升四合であった。浜高は製塩と漁業であり本田の石高の二十八％の所得であり、租率（利率）は五ツ所得の五〇％であったから決して軽い査定ではない。そのため村人達は懸命に塩たきと漁業の操業をやらざるを得なかった。この様な生活が明治初期まで続き、無理の操業などが重なって宝暦四年（一七五四）石地と大崎の漁場争となり評定所に訴えでた。定免相（税金令書）を見る限り浜高は變つてなく、天保二年、天保六年に浜高に対して「塩焚稼仕候所……以下略」の減額嘆願書が出されている。その後も浜高に付いては厳しいお達しの様であった。

明治十九年豊之浦組合に加入し明治三十六年に石地漁業組合に十八円三十八銭を出資し、同年寺泊水産試験場へ五円也を助成している。漁業への発展を大きく期待しながら、村から補助金を出して育成して来た。

※浜高に対して税率は元禄十年には二六％と安く其の後は税率は五〇％となっている。漁業としてはフクベ網（角網）地曳網刺網等の方法があった。

△フクベ網に付いて▽

フクベ網は庄屋西村伝右エ門が新しい構造を考案し使用願を出している。

漁具使用書

一、フクベ網漁具

別紙図面之通（別紙図面はない）

右ハ鰯其他ヲ捕獲セル為メ毎年兩度 春ハ三月ヨリ七月迄 秋ハ八月ヨリ十一月迄別紙記載ノ漁場ニ於テ専ラ使用セルモノニ有之其ノ使用法ハ各季節毎ニ図面ノ如ク漁具ヲ海中ニ布置シ中網ニ沿ツテ入來ル魚類ヲ両袖網ニテ他ヘ散逸セシメス直ニ乗リ上ゲサセ藁網ニ進マシメ其レヨリ自然ニ糸網ノ袋ニ入ルム様仕掛ケタルモノニテ一旦袋網ニ入ルムニ及テハ銚子前ニテ之ヲ遮リ再ヒ逃亡セシメザル計画ニ設ケタル者ナリ

右之通相違無之候也

右漁具使用願人

西村 傳右衛門 ㊦

別紙図面が無いので具体的構図や設置場所等が不明

明治二十六年五月八日大崎と椎谷でフクベ網のことに付いて漁場を争い、今後ともフクベ網機械入水使用しないことに決着したにもかかわらず、椎谷側が約束を破り使用したので、郡役所へ至急出帳の上、椎谷町フクベ網機械を引き上げる様嚴重に御命令執行相成度お願候也

右漁業総代

西村 伝右エ門

押見 吉右エ門

刈羽郡役所

安田 正秀 殿

と文章にあり結審は大崎の勝訴となった。

明治四十三年富山県から小泉さんが来られ塩たき鼻でフクベ網を操業した。番屋（漁師が作業をしたり住んだ小屋）を角兵衛の下に建て大勢の若衆がいた。

大正五年

光村政吉、田村与治右エ門で塩たき鼻で角網をする。

乗子田村銀作（多郎兵衛）押見丸吉（吉右エ門）押見庄造（出店）等

大正八年 田村乙蔵操業

大正十五年一月

角網希望者田村乙蔵、田村忠作、徳永伝一、光村政吉、三富乙松の五名代表者田村乙蔵 昭和九年迄操業

現在田村武志が小型な角網をやっている。

寛文元年から明治に至るまでの「定免相之事」を見ると浜高と租率は変わっていない。寛文以前の文書はないが恐らく太閤検地から変わっていないと思われる。

浜高は製塩と漁業からの所得である。

古文書に記録されている文禄二年（一五九三）塩釜を令によって製作し、大崎村に設ける寛永二年（一六二五）戸口六二（内寺二）人口四七二名製塩釜数四十四とある。

江戸時代の製塩方法は海の水を直接煮詰める方法は少なく夏の浜を利用した製塩方法であった。

夏が好天に恵まれたときは、コストも安く量産されるが冷夏の場合は生産量も少なくコストも高くなる。漁業は海流の変化によって漁族も変り昨年獲れた魚が必ず今年も獲れるとはかぎらない。海の仕事は年々が全く不安定なことは今も昔も変

らない。大崎村の場合は本田石高の内に浜高が含まれているので、租率も五ツ（五割）と高く天候が悪く不漁の年は浜からの所得は少なくなるが年貢は変わりなく納めなければならず、浜の収入不足分を本田石高が負担して来たので収穫した米をほとんど年貢として出さなければならず、これ等のが大崎村の開田を一層進めた。

## 一 漁法と漁期

### (一) イワシ

流し網による網の長さは三〇ヒロ深さ一〇ヒロ（一ヒロは約一・八米）区域は一定しないが約八キロ米沖合時には佐渡沖に出る漁期は四月～六月上旬までで、五月が最盛期である。以前は漁業者が四～五軒ありこの時期には各戸が「イワシはずし」に朝早く頼まれて手伝いに行き沢山のイワシを分けてもらった。食事時にはイワシを焼くあの独特の匂が村中にたぎっていたものだ。

### (二) サケ

定置網（一名角網）を使う。記録には江戸時代から行われているが、しかし江戸時代前から行われた形跡もある。現在では許可制になって十月中旬～十一月末までとなっている。

### (三) 鯛、小鯛

タイは四月から五月には釣るが六月からは五智網を使っている。

### (四) タチウオ

(五) イワシの漁期の終る頃から行われ七月頃までつづける主に流し網による。

イカ

昔は擬餌釣でつり上げたが今では集漁灯でイカを舟のそばに近づけてとる。

(六) スズキ

岩虫を使って手釣をする。

(七) イナダ

定置網をつかう。

(八) タラ

タラは古くから「たら場」という漁場（水深一三〇ヒロから三〇〇ヒロ）があつてめいめいの場が決まっていた。昭和二十六年から漁場開放でどこでも出来るようになった。

(九) サバ

サバは秋になると味がよく「秋さばは嫁に食わずな」と云つて嫁いじめの例にひかれたほどだ。定置網で獲る。

(十) サザエ

大崎の沖合は豊富な海藻があるのでサザエの産地であり繁殖地である。普通は海中にもぐつて採るのであるが大崎沖合ではもぐることは禁じられており、サザエヤスで拾うのである。今は漁法も變つて網で採っている。サザエは沖合から移動する貝類だから沖で網を刺すことは、養殖とむじゅんが感じられる。

以上主な近海漁業、漁種を記したが他にも未だ沢山ある。又漁具、漁法も時代の進歩と共にずいぶん變つた。



地曳網と鰯の大漁

(1) 地曳網

天保十四年「大崎村明細帳」には九艘の大網があったと記録されている。

明治初年大崎に四統の地曳網があった。西村組（西村庄屋を中心とした上組）

かんけい組（角兵衛、多郎兵衛などが中心で治兵衛の脇に舟小屋があり拠点だった）

仙右エ門組（川端が中心となっておった組）

長磯組（所九郎が中心となつて長磯組を組織していた）

とそれぞれ地勢的にまとまつて地曳網が構成されており、江戸時代から明治初期までは漁も少なく、大崎が貧乏した年代である。幾多の変歴を経ながら、昭和十年代と二十年代の一時期には漁もあり、一時的に盛り上りを見せ大漁で千両祝もしたが其の後不漁で何時とはなく衰え今はその跡形もない。観光用にでものことされておれば良かったと残念に思われる。

漁期は田植後キス、フクラゲ、秋は鰯を主として曳いた最低十人、普通二十人の人手がいる。曳場は、坂之下、長浜、鳥井下、高塩（現在の長磯）の四ヶ所

(2) 角網（小形定置網）

田村乙蔵（佐五兵衛）は大正八年より角網を始め、大正末期には、大湊、椎谷大崎に二ヶ所、計四ヶ所に角網を営んでおり、春、夏、秋と年三回設置された。大正の末期には、鮭の大漁で柏崎市場を④の鮭で賑わしたこともある。また大正十四年十一月近海に珍しい「アカウミガメ」が水揚げされ五日間大きな桶に入れられて飼われていた。（目方五十メ



(一八七・五キロ) 周囲十五尺(四・五m)と今も記録の写真がある) 珍しいので遠くから見物人が集り、昔の語にならって酒やタバコを与えて放流した。当時の角網は一統(角網の呼称単位)に八九人の若衆が乗込んでいた。これ等の雇人はほとんどが年契約であったが、一部、すのう契約(一網毎の季節契約)もあった。総勢四十人からの若衆で浜は最盛期には活気に溢れておったが、年と共に漁が少なくなったことと、昭和初期の不景気とで昭和九年には中止した。この等の大漁具や舟などは県道下に大きな小屋を二棟も建ててその中に保存されていたが、その後寺泊の業者が買取っていった。国道下の舟小屋や格納庫のあった所は、今は波に浸食されてなくなっている。

## 二 販売及び貯蔵法

### (一) 販売方法

大きな魚は主として柏崎の漁市場に雪を付けて出荷され、小魚は小売人によって売りさばかれた。小売人は宮川、椎谷方面の人が多く、四、五人いて魚を荒筵の上に並べてその時その時の人数で山に分け抽せんをした。

特に入用の魚は、山分けの前に買取る。抽せんの方法は荒筵のヒゲを抜いて長さを適当に切って短い方が一番とか又は長い方が一番とか、きめて引く、くじを造った当番の人は最後ののこりくじとなる。

### (二) 貯蔵方法

冬期間出来得るだけ寒の内(小寒から大寒までの内)の雪を大勢の人夫を雇って大きな穴を掘って積み込んだ。その上を風の通らないように藁で囲い、木を組合せ、棟立てして萱で屋根を葺く。この様にして雪を年間保存して置く、これを雪かこいと呼んでいた。大崎には千光院山と石地小学校のところの二ヶ所にあり、雪かこいの場所を「雪あな」と呼んでいた。

そして雪は必要の都度、運んで来て使用した。

番屋（漁師の住居）の奥の方には長さ四米、深さ二米、巾三尺の地下室が造られており、その穴に獲れた魚を雪と共に貯蔵して鮮度を保つと共に出荷調整もして市場価格の安定に努めた。

雪穴の雪は当時とすれば貴重品であり、急患や病人など出た時は氷など買求めに不便だったので、村内は勿論のこと村外からの病人等の熱を下げるために使われた。

雪穴の場所は学校が建ち砂が取り去られ、その跡形を今は見ることが出来ない。

# △遊魚▽

## 投網打

大崎小唄に

♪ 雪の海辺は ボラコやナイン

浪のまにまに キラリと光る

打つなまでまで そばまで寄せて 投げる得意の投網投 ♪

と唄はれている。晩冬から早春にかけて、ボラ打の姿はのどかな風物詩である。明治から大正にかけては二十人から投網打があり、夜打などには作業場に納らない程とれたと伝えられる。

今でもこの夜打の場所は推測の域を出ない。その場所は親子でも聞かせなかった。当時は素足でわらし寒さを凌ぐため大切な玉はやわらかい打藁で包んで出たと聞く網を打つ人は今は四、五人になった。

### 三 海藻

海藻に付いて

沿岸に住む人々と海藻とは切っても切れない深い関係がある。四面海に囲まれている関係で、古代から日本人は世界のどの国よりも海藻を沢山食用として来た。(海苔の採取と海苔養殖を参照されたい)

ヨーロッパ大陸などでは沿岸の極く限られた地方だけが僅かに食用とするだけで、十七世紀末頃からガラス製造の原料としての海藻灰をとるまでは殆ど利用されていなかった。

大崎海岸からはホンダワラ、エゴ、テングサ、モズク、ワカメ、ノリ、青ノリと数え切れない程沢山の海藻が採れる。之等は定められた期間内に採取される(資源保護上漁業組合で申合せている)。

一 テングサ 四月一日より

一 ワカメ 四月二十五日より

一 モズク 六月二十五日より

一 エゴ 七月二十日(土用入日二十一日のこともある)より

一 ノリ 十二月〜三月

利用方法

一万年前の貝塚や泥炭の中から海藻が発見されていることから私達の先人がこれを食べて生活していたと考えられる。この様に海藻は古くから利用されており、現在は海の野菜として豊富なビタミンやミネラルが多く含有されている健康食品と

して見直されている。

又工業用、医薬用などにも利用されて来ている。次に大崎海岸で採取され利用されているものを左に記す。

# (一) 食品

。モズク

モズク科モズク属の褐藻である。太さ一ミリぐらいの糸状の細い枝状をしており、柔かく粘質である。ホンダワラなどの海藻に着生するもので、当地方では花モズクと呼んでいる（ホンダワラの上に咲いた花の様なところから出たと言う）外に岩礁に生育するためのモズク（当地は本モズクと呼ぶ）がある。色はやや黒く味もすぐれている。塩漬し保存され、いづれも酢のもの、味噌汁として食べる。

。ワカメ

コンブ科の褐藻で若茎葉部を食用とする。塩蔵又は干ワカメとして保存され味噌汁や酢のものとして食べる。

大崎海岸には広い地域にわたって、岩礁に繁っている。

。テングサ

テングサ科の紅藻類である。主として寒天の材料として利用されているが、古くからテングサを煮て固めて「ところてん」として大衆にしまれてきた（全国の生産量の約三〇％は「ところてん」として現在も利用されている）又香のものとして料理にも使用されている。ところてんの歴史は古く奈良、平安の頃から盛んに食され、和銅三年（七一〇）に平城京でところてんを売る店が「心太店」としてあり、その他の海藻は「海藻店」加工した海藻は「海藻店」などで取扱かれていたと言う記録がある。



「エゴ」を水洗しているところ

。ノリ

四の「海苔つみ」の項 五のイワノリの人工栽培を参照されたい。

。ジバサ（ジョロモク）

大崎海岸で採取されるものではないが冬期海岸に漂流するもの第一編第一章漂流物を参照

。エゴ

土用に入って採取されたエゴは砂浜で乾燥しそのまま保存されたものと、さらし（海岸の波打際で竹で造ったモミ通の中に入れて足で踏んで色を白くすること）で保存されるものがある。何年も保存されたものほど味、コクともに良いとされている。

エゴと同量の水を加えて弱火で掻き廻しながら煮るとノリ状になる。ノリ状になったものをバックかへぎなどの容器に流しきょう固させる。きょう固したものを適當の大きさに切って酢味噌、ユズ味噌などで食べる。

。醤油

昭和二十一年大崎（現在の石地小学校下浜茶屋のある地点）で日本無線製塩食品株式会社が終戦後天然ガスが噴出しているのを利用し製塩をやり、かたわら海藻から醤油を製造することを研究実用化された。食味などは当時とすればまあまあであったが希望の着色とならず最後は醤油エキスを混合したという。

。肥料

海岸地方の農家が海藻を肥料として使用して来た事は古くから世界各地にある。十二世紀頃から海藻肥料は盛に使用され、かなりの量が出産され、第二次世界大戦中肥料不足がきっかけとなって肥料の効果が科学的に研究されヨーロッパにも普及されたと聞く。大崎の村でも第二次大戦中や戦後肥料が不足したときに利用した。

海浜に打ち上げられた海藻を藁と混じて堆肥に又乾燥したものは燃やしてカリ肥料として使用した。殊にカリを大量に必要とした煙草栽培に海藻灰を使用すると収量が著しく増収した。その後硫酸カリが出廻る様になってから格納中に湿気を呼び品質が低下をするため使用することは禁止された。

。飼料

昭和二十年～三十年頃大崎では肥育牛や役牛が三十頭近く飼育されたことがある。当時ホンダワラなど塩を抜いてから煮て与えた。

。海藻と長寿

食生活と長寿関係は多くの人々に依って調査発表されている。米を多食するところでは自然と塩分の摂取量が多くなるため脳卒中で死亡する者が多く、長寿者が少ない。一方海藻を多く食べる島や海岸に長寿者が多いと云う調査結果が出ている。

日本一の長生きの村は島根県の隠岐島である。この村では大豆と海藻を良く食べる外はきわめて粗食であると聞く。

沖縄ではコンブを初め海藻を良く食べる習慣があり、一人当りのコンブの消費量は全国平均の一、二倍である。平均寿命は全国で四位であるが女性の平均寿命は全国第一位である。

紀元前八二〇年前ごろ周の時代にコンブの記録があり一世紀頃後漢へ日本の古代国家から献上された記録がある。何れ

も北海道あたりのものが献上されたものと記され、不老寿の薬として珍重されたと聞く。その後も第二次世界大戦頃まで引続いて輸出された。

保存食糧としての海藻

海藻は一部生で食用<sup>なま</sup>されているが多くは干海藻として食膳に供せられている。干海藻は長期保存が出来るため、戦国時代から戦時食として用いられた。

有名な加藤清正は熊本城を築城した際城壁内部にぎっしりと海藻をつめこんでいたという。

大崎海岸で採れたワカメ、モズクは大半が塩蔵されたり干物として夏の海水浴に消費されている。エゴ、テングサ、ノリは干物として市場に出荷される。

磯の香りと味

浜辺に近づくところからともなく磯の香りが漂って来る。海浜で発生するオゾン臭もあるが、これは浜に打ち上げられた海藻から発せられるもので、海藻類は水中に生えているときは、余り強い匂いはないが藻体が傷ついたり腐敗すると強い刺激臭を生ずる。これが磯の香りの一因となっている。

海藻のうまみは日本料理では古くからコンブと鰹節のだし汁としてよく知られている。その成分は主としてグルタミン酸である。

化学調味料「味の素」が生まれたのはコンブからのグルタミン酸の抽出発見からである（一八〇九年池田菊苗博士による）

。アオノリ

二月上旬より三月いっぱい大崎海岸全区の浅い岩盤に発生する。緑色の海苔に似た海藻である。寒気も去り暖い潮の引いた朝十時まで摘む。その後は深い所にあるもの（発生の時期は遅い）を舟で漁師がカギで掻揚げ。味噌汁、揚物、酢のもの等にして食する。塩蔵、又は冷凍保存すると鮮度が落ちなく夏頃まで食膳に餐することができる。

#### 四 海苔つみ

師走に入ると太陽を見る日は本当に少なく、空はどんよりとして潮風が吹つける日が多い。たまたま年末頃になると一日か二日潮が引いて、高波も幾分静かになることがある。それを見計って岩海苔摘がある。この海苔は磯の香りと黒々とした光沢で、地元消費よりは、贈答品として珍重されている。年内に一回ないし二回、翌春までは、五、六回採取される。昭和三十七、八年頃は収穫高で約二十五万円程あった。海苔は水温との関係があり、寒く雪が多い年は豊作であるが暖冬の場合には少ない。

採取の方法は、明日は海苔摘できそうだとわかる老練の世話人が一切判断指示をする（男禁なので女大将）。連絡を受けた人達は夜の中に爐の灰をふるって手拭袋に二、三こ詰め、外にザル、アク桶等の道具をフゴ<sup>※</sup>入して準備をする。早朝に食事を済ませ、お互に呼び合って岩場へと急ぐ。今は、ゴム長をはくが昔は、コアゼ（足袋の裏のないものを刺したものを）をはき、わらじ、つまかけ（藁で足の前の方だけ石畳式に組んだもの）をはき蓑と笠をつけて出かけた。最初の川を渡る時は身を切られる冷さで頭の芯<sup>こめ</sup>までズーンとし、足は赤くはてて痛く、その後はもう冷たさも寒さも感じなくなったという。現場到着が早いもの、遅いものがあったも、一応待ち合わせる。時を見計ってボスが指示をあたえると一斉に堰の水を切った如く、





摘りの岩



石地海岸 摘りの風景

我先にと渡り場を取る。(限られた場所のため海苔の一番ありそうな場所へ行き、自分の持ち道具を背よりおろす。これが自分の縄張りとなる)。熱心な人は前日に下見をする人もある。その縄張内の採取が終わると、どこでも自由に摘める。その後は、世間話を交わしながら、思い思いの場所です。天気により沖の磯(離れ島)に行く事もある。背丈の深さがあって危険が伴うので、ボスの指示で行動する。

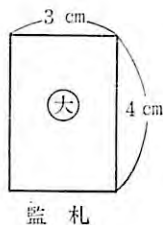
摘んだ海苔は、大岩に各人がまとめ、着物を脱

いで頭の上へ上げ、四、五人ずつ腕を組んで声を掛けながら大井川の川渡りの様にして渡る。沖の磯は老練、練達の者だけであり、今は舟で渡る。(昔は絶対男禁のため舟が出せない)浜育ちの子ども等は、十才ぐらいになると希望すれば同行ができた。岩海苔は、大崎と石地だけに採取権があるので、他の村の人は勿論、他の村に嫁にいった者も摘むことができない。

今はゴム長、ゴム合羽で身を守るが、当時のことを思えば背筋が寒くなると女衆は語る。

大正年間には、海苔摘みは許可制である監札が発行され、その監札を持参しないと摘めなかつた。(一人一枚交付)

大正三年一月の総会の記録





アオノリ摘み

|         |    |    |     |
|---------|----|----|-----|
| 海苔摘料金   | 一人 | 年中 | 二銭  |
| 投網      | ク  |    | 十五銭 |
| タモ      | ク  |    | 五銭  |
| ※フゴについて |    |    |     |

大崎に古くから伝えられるバック型の入物で縄紐が付いており背負うこともできる。材料は柏崎原子力発電所の山々に自生するふじを秋採ってきて陰干にして、冬仕事に細縄（にいごなわ）で編む。雨にあっても水を含まない。口が長いだいん円形になっているので、物の出し入れが非常に簡便である。ある時代までは、農協農産物品評会に工芸品として出品し入賞もしている。最近まで石地の商店でも販売されていた。一こ五百円〜千円程度。今は材料がなくなったので、クレムラ等のロープを解きそれで作っている。

### 海苔の種子の採集

昭和四十八年八月県水産課の指導でパイロット事業として海苔の種子採取事業が開始された。採取された種子（網に附着したもの）は、寺泊沖、石地沖で養殖された。品質は最上のものでされ、亘知事が「越路のり」と命名し商品化する計画が進められたが、日本海は荒海のため養殖中に切れたり流されたりして成功しなかった、然し佐渡に送られた種子は、湾の中で栽培されたため成功し、品質は最上と聞く。

## 五 海苔の人工養殖

大崎の村には自然のイワノリを採取して之れを食用に又贈答用としていたことは既に記されている通り、かなり古い時代から食用としていた。

日本の最も古い歌集「万葉集」や「延喜式」などにも其の名（ムラサキノリ）が見られ食用や租税として納められた。のりは上流社会の人々の食べ物であったが、奈良、平安時代からは広く庶民も食用としたとの記録がある。

古くから海藻は長寿の食べ物として知られており中でもノリは栄養面での最上位とされている。特にビタミンAの含有は多くピーマンの一〇倍、ホーレン草の五倍、トマトの五〇倍もあり、乾ノリ二枚がウナギのかば焼に相当するといわれている。この様に栄養豊富なノリの価値が認識され年と共に消費が盛んとなり、昭和四十八年には年間一〇〇億枚に近い乾ノリが国内で生産された。

これは国民一人当たり一年間一〇〇枚も食べている計算となる。現況では乾ノリは韓国から大量に輸入されている。

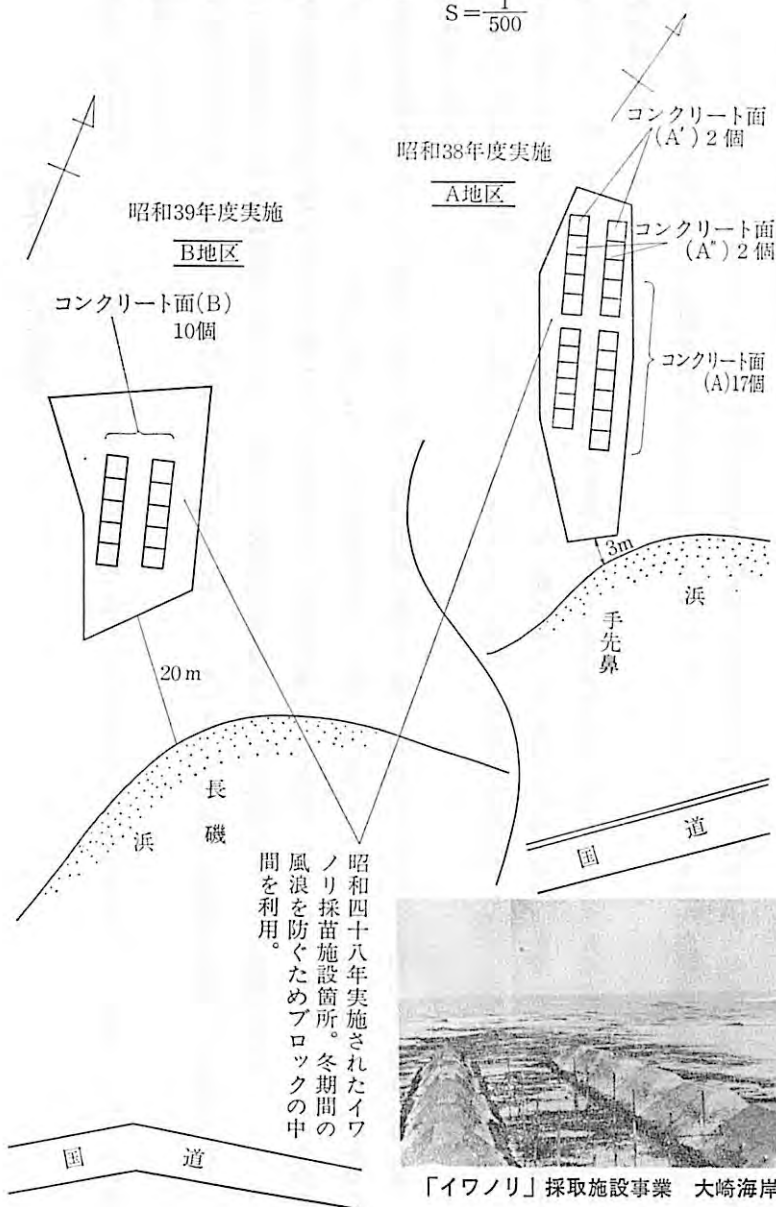
大崎は天然のイワノリの商品化と人工養殖を計画し、第一期事業として昭和三十八年県補助事業として手さ起の岩盤上に四十二万四千円、翌三十九年長磯に五十二万円四十年塩たき鼻と三ヶ年連続して岩ノリの養殖栽培を実施した。

施工完成図別紙にあり

岩ノリの養殖栽培も順調にその成果を掲げて来たが、四十年後半に入ってから暖冬がちの天候で減産され、長期にわたる安定した収入を望むことが困難となったので県の指導を受け現施設を利用しながら、昭和四十八年手さ起と長磯の二ヶ所でブロック内で岩ノリの採苗事業を実施した。

西山町大崎地区先ノリ床平面図 (完成分)

$$S = \frac{1}{500}$$



「イワノリ」採取施設事業 大崎海岸

事業計画は別紙の通り。

### 陳情の要旨

県単調整事業としてイワノリ採苗施設事業を昭和四十九年度においては是非採択され施設工事の実現を図られるよう願望いたします。

### 陳情の理由

本県における沿岸漁業は地形的立地条件から漁船漁業に依存する度合が強く、しかしながら秋季から春季にかけての季節風は沿岸漁業に大きな影響を及ぼし休漁状態にさせ、これがため漁場利用の価値の低下を招き沿岸漁業者の生活を困窮させている。

したがって冬期間もっとも生産性が望まれる漁業としての関係者の強い要望からイワノリ養殖事業は沿岸漁業に大きな期待を与えている。

とくに本町大崎海岸は県村上水産試験場及び県水産課技術陣の推奨のとおり、県下随一のイワノリ採苗の最適地であり同地より採苗し、毎年水産試験場で養殖試験を実施している現況であり、このような恵まれた自然環境を充分に生かし是非とも明昭和四十九年度においてイワノリ採苗施設事業を概算事業費五〇〇千円を県単事業として採択いただき、漁業経営の近代化の向上を期すべく地域住民を代表し陳情いたします。

### 添付書類

昭和四十九年度農林水産業開発事業実施希望量調

昭和四十九年度技術導入パイロット事業

## 1 事業実施の概要

## 第二章 漁業

刈羽郡西山町大字大崎総代 田村辰己  
大崎副総代農家組合長 田村勝義  
大崎漁業者協議会

会長 近藤善六  
大崎漁業者代表 押見丸吉

(1) 実施機関 新潟県農林部水産課

(2) 実施場所 新潟県三島郡寺泊町地先

寺泊漁業協同組合 区画漁業権 第区第 号

水深 三〇メートル

沖合 三、〇〇〇メートル

(3) 実施期間 昭和四十九年九月一日から  
昭和五十年三月二十日まで

(4) 実施担当者 水産業改良普及員 鹿島 武司

水産課普及係長 広沢 徳蔵

水産業専門技術員 浅野 澄夫

野田 栄吉

(5) 協力者 水産業改良普及員 佐藤 雍彦

宮尾 誠

## 2 事業実施方法

(1) 施設 下記のとりの施設を設置した。

仕様

A 麻袋土俵

C 浮子 三〇φ

E 中間浮子

G 幹ロープ

B アンカーロープ

D 沈子 一kg

F ノリ種網

|             |        |
|-------------|--------|
| 施設々置        | —11/ 5 |
| 沖出し         | —11/16 |
| 摘採<br>(六反)  | —12/23 |
| 摘採<br>(九反)  | —1/ 7  |
| 採取<br>(十五反) | —1/22  |
| 施設撤去        | —3/20  |

## 3

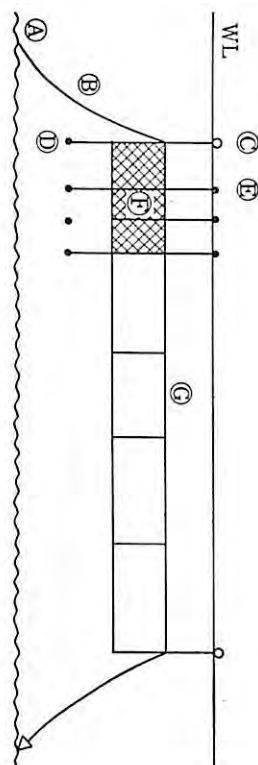
経過と結果の概略

三島郡寺泊町、寺泊漁業協同組合、ワカメ養殖グループ員に施設の設置及び現場管理を依頼、新潟駐在普及員が専門技術員の指導により随時現地に赴き調査並びに管理面の指導を実施した。

## (3) 実施体制

種苗は刈羽郡西山町大崎地先研究グループが平磯地帯で天然採苗した種苗を用いた。

## (2) 種苗



十一月五日、図一の施設を設置し、十一月十六日刈羽郡西山町大崎地先から移殖した種納三十反を沖出しを行った。この種納三〇反の内一五反はノリ芽が二、〇cm、三、〇cmに成長しており良質なものであったが、その他の種納は芽が一応でなくまばらであった。

十二月二十三日（沖出し後三十八日）六反、一月七日（沖出し後五十三日）九反、一月二十二日（沖出し後六十八日）一五反の摘採をそれぞれ実施した。その結果は下表のとおりである。

結 果 「表一」

| 月 日     | 反 数 | 生ノリ重量<br>kg | 生反当<br>kg | 製法規格<br>cm | 生一枚当り<br>g | すぎノリ枚数 | 備 考 |
|---------|-----|-------------|-----------|------------|------------|--------|-----|
| 十二月二十三日 | 六反  | 八・七         | 一・四三      | 二一×三六      | 八三・七       | 一〇四枚   |     |
| 一月 七日   | 九反  | 六〇・〇        | 六・六六      | 二一×一八      | 四六・一       | 一、三八〇  |     |
| 一月二十二日  | 一五反 | 二四・〇        | 一・六〇      | 二一×三六      | 八〇・〇       | 三八五    |     |
| 計       | 三〇反 | 九二・七        | 平三・〇九     | 一          | 一          | 一      |     |

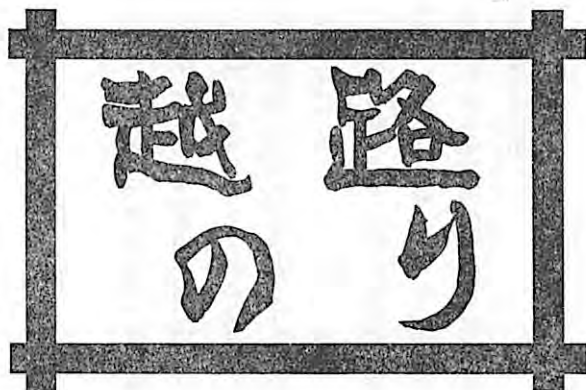
表一のとおり生ノリで九二、七kg、反当り平均で三、〇九kgの収獲となった。これを二一、〇cm×三六、〇cm 二一、〇cm×一八cmの二種類の規格ですぎノリにした結果一〇四枚、一三二〇枚、三百八十五枚となり、又一枚当りの生ノリ重量をみると二十一、〇cm三×六、〇cmもので八十三g、八十g、二十一・〇cm×十八cmもので四十六g程度を用いているがこれをアサタサ板に置き換えた場合約二倍の重量となっている。

製品単価は二十一cm×三十六cmもので八十〜百円／枚、二十一cm×十八cmもので三十〜三十五円／枚と価格及び販路については見通しを得たが収量の点で検討が必要である。



(参) 包装

商標登録出願中



## 新潟産 越路のり

## 越路のり

この「越路のり」は一般にはイワノリ（和名をウップルイノリ）といい、古くから新潟県沿岸の岩場で冬季間収穫されていますが、磯の香りが高く、風味が豊かなことから多く食用にもちいられ、よろこばれています。

しかしながら、岩場で収穫されるイワノリは小さい岩や砂がまじっており、食べたときに不快感を与えるところから、今回新潟県において全く新しい技法（網ひび）による養殖を開発し、“岩や砂のつかないイワノリ”が製造されるようになりました。

それが「越路のり」です。是非一度お召し上り下さい。

|       |                            |
|-------|----------------------------|
| 販売業者  | 新潟市万代島4の1<br>新潟県漁業協同組合連合会  |
| 製造年月日 | 昭和      年      月      日    |
| 枚数    | 板のり10枚                     |
| 製造者   | 出雲崎漁業協同組合<br>(三島郡出雲崎町大字尼瀬) |

## 第三章 鉦工業

### 一 石油

六六八年（天智天皇の即位七年）越の国から「燃える水を天皇に献ず」と日本書紀に書いてあるが、その献上地は西山町妙法寺字草生水一〇七二番地が献上場であらうと町誌に記されている。西山と言う地名と石油とは深いかわりがある。

わが国に於ける産業としての石油採掘は明治初年から始まり同六年には機械掘も始められたが、真に事業として確立されたものは、明治二十一年に創立された日本石油が、同二十三年に新潟県尼瀬で米国から輸入した綱掘機械で試掘に成功した時からである。

三十二年に石油、三十三年に牧に油田発見があいつぎ年産量も明治四十二年には三十万リットルに達した。生活に欠くことの出来ない石油は大崎にどの様に開発されたか。その歴史を調べて見よう。

(イ) 大崎村から石油試掘の願が県に提出されている。

石油試掘願提出

出願者 大崎 西村 伝右エ門

ク 阿部 重右エ門

甲 田 押見長之進

明治二十二年七月十九日

(丁) 明治二十二年八月二十日大崎西村伝右ニ門が大崎地内石油坑借区諸願人を代表して新潟県農商課へ再度願書を出している。

「前略 日夜検査相待候得共未だ御検分も無之而ルニ石油含有見込 地も充分有之候処徒ニ工業相休ミ居候儀も甚タ遺憾ニ存候間 願人等協議之上借区諸願地ノ内此度尚又試掘出願致シ次第ニテ 誠ニ当業者一同困難仕候ニ付……中略……速ニ実地検分之上御許可相成候様仕度此段再度願上候也」

(ハ) 許可後明治二十三年八月三十日東京日本橋麩殻町三丁目十三番地正木照蔵ニ葉山抜山石油借地一万千三百六十九坪九合八勺を一金百七十五円で譲渡している。

(ニ) 次頁ニアリ

(ホ) 明治二十六年十二月十九日日石常務内藤久寛と石油試掘地を交換している。

(ハ) 大崎石上地積には当時の手掘井が市蔵山（掘た会社不明）市橋山（東洋会社）山道（角平山大崎の有志七人で掘った）にそれぞれ一坑づつある。

尼瀬海岸に刺激されてか大崎海岸も試掘の契約書が替されてある。

## 契 約 書

一新潟県越後国刈羽郡大田村大字大崎海面一体同郡椎谷町界字坂ノ下ヨリ同郡石地町界鰯ヶ淵川迄凡そ千七百三十間右波打際より海水面を凡そ四丈（十二メートル余）に至る迄の間

則ち海面五町此の見積坪数五拾壹万九千坪

双方協議を遂げ左の条項を約す。

一 開坑の爲め地元<sup>一</sup>に及ぼす諸般の迷惑に対し試掘人は坑式十坑迄は何々の坑を問はず其の坑に於て原油壹本（式斗式升）以上の出油を見る当日より壹日に付き原油壹本づつを地元<sup>一</sup>に渡す可し但し坑数式十本以上に及ぶとき坑数に關らず之れを増して原油式本づつとし……以下略……九ヶ条からなり

以上諸条項双方契約を結び今回試掘人の願書面地元總代漁業總代調印可致事確實也……絵図面相添へ各一壹通宛双方に相領るもの也

試掘人 東京府赤坂表町三丁目二十二番地寄留大分県平民

岩 田 武 雄 印

明治二十二年七月十六日

新潟県越後国刈羽郡太田村大字大崎總代

西 村 伝 右 エ 門 印

石上 角平山手掘井の話

有志、西村伝右エ門、光村閑治、阿部重右エ門、阿部仙三、田村角重郎、押見吉右エ門、押見長之進（甲田村）七人は石油ブームに一旗あげようと二、三十円づつ出し合つて角平所有の山へ農道より山側へ十メートルぐらい離れたところに井戸を掘ったがムラ（原油のこと）がなにも出なかった。

手掘時代出油した原油は樽（ムラタルと呼び三斗樽で中味は二斗二、三升入った）で背中に背負つて山坂を運んだもの

でお金にはなつたが重労働であつた。主として女衆が背負運んだもので、直江津まで中継で運ばれた。

この背中で運ぶ原油を船で運うと、明治三十年 田村長太郎と光村閑治、田村七郎右エ門と阿部鶴吉はそれぞれ会社を創立して大崎の澗の口（港）に田村長太郎組は田村弥助の下に田村七郎右エ門組は小島五郎平の下に大きな桶（酒屋桶くらひ）を二ヶづつ埋めて貯蔵タンクを造り、ここから直江津へ海上輸送した。

其の後、明治三十三年出雲崎から鉄管が敷設されるまで続けられた。

貯油所は明治末期まで存置されてあり、昭和初期頃はまだその跡地は油砂で油がにじみ出ていた。

（以上 押見丸吉談）

## △石油▽

大正九年宝田石油会社が現石地小学校校舎の南方附近に一井を掘った。千数百米に及ぶと猛烈なガスが十八間も吹き上げたが石油は出なく廃坑となつた。

ついで、大正十二年現石地小学校現舎下の海辺に掘られたが出油量が少なかったもので、これも中止となつた。なお帝國石油会社の「試掘井調書」には左記四井の試掘が記されてる。

### (1) 大崎網式 第一号井

位 置 大崎小字石上

明治三十二年十一月九日開坑、同三十三年四月二十八日掘止め 二九四米六

明治三十三年廃坑（ツールス二組坑内に墜落引揚奏効なし）

採油高 原油 ○・二八呎 ガス 二八呎

(2) 大崎網式 第二号井

位置 大崎小字石上

明治三十三年十月四日開坑 同三十四年十月二十三日

掘止め 三五七米 同三十四年廃坑

(3) 大崎新網式 第一号井

位置 大崎小字石上

大正八年八月二十一日開坑 掘止め月日は不明

掘止深度 一、一七二米 同十年七月廃坑

(4) 大崎口式 第一号井

位置 大崎小字長磯

大正十二年十一月二十六日開坑、同十四年三月二十七日 掘止め深度、一二三米 大正十四年六月廃坑 大崎区民より

このまま記念井として保存しておきたいとの申出により、降入一四 $\frac{1}{2}$ 吋管一〇米を賣渡し埋坑せず、現在にては月産約五斗位の滲出油あり（昭和十一年十二月調）と記されている。

後に、青年団の活動資金にと村により管理採油をする。

昭和三十一年頃には一ヶ月の産油量は百リットル位で、これを出雲崎町の村松石油へ販売して活動資金とした。又、昭和二十一年頃の製塩が（塩たき）行われた時には、このガスを燃料に使用した。その後年々原油の産出量が少なくなり現在は封鎖されている。

## 二 砂 鉄

昭和三十三年、村に砂鉄委員が設置され、坂之下から長磯に至る約四キロの浜辺にある砂鉄が、西山の武藤さんによって採取が開始された。当時は、砂浜に黒々とした砂鉄が堆積露出していた。それをかき寄せて採取する程度であった。約二カ年間採取後機械化による大規模の砂鉄採取が開始された。

長浜、長磯、小学校下、高塩へと砂鉄採取はすすめられた。

昭和三十五年八月高塩に同年十二月長浜に縄文中期の土器が発見され、それぞれ高塩遺跡、仁位殿遺跡として町に保存されるきっかけになった。

砂鉄の採取では、昭和三十七年二月十八日、高浜鉦山の従業員であった当村 田村三郎（四十八才）は、大湊の砂鉄採取現場において土砂崩れのため尊い一命をすてたことを忘れてはならない。ご冥福をお祈りいたします。

## 三 製 塩

海岸は、古くから先人達の生活が記録されているが、当時はどの様にして生活に必要な塩を作ったのであろう。

縄文時代の古人は、雑食であったが、自然のまま手を加えず食べていたので、塩分は動物の臓器を食べることで十分であったといわれている。

弥生時代に入って農耕が始まり、米を食べる様になると塩分が不足してきたので、製塩の必要が出てきたのである。

万葉集には、海藻を焼いて塩を造る藻塩焼もしおやきの歌がかなり見られる。須磨（兵庫県）は、当時の産地として名高く、歌にし

ばしば詠まれている。この方法は、ホンダワラなどを浜辺に積重ね海水を何度も上から振り掛けて乾し、これを焼いて塩灰を造り、釜に入れて淡水を入れ、上澄を煮詰めて造ったものである。

平安朝時代には、新しい塩田法が考案された（『海藻の話』より）

# 塩 た き

塩たきの歴史は古く、塩たき鼻と言う地名をのこしている。文献には、

一、文録二年（一五九三）塩釜を令によって製作し大崎に設ける。

二、慶長十一年（一六〇六）

中頸城郡長浜及犀潟村々、刈羽郡荒浜、大崎、三島郡井の鼻、久田、山田、志戸橋、郷本、大和田、野積、西蒲原郡角田浜、五箇浜、北蒲原郡島見浜、大夫浜の浦々は磯辺の砂原を均し潮水を灌ぎかけて日に乾し、斯くすること兩度其の砂より潮を垂れ、鉄製の大平釜へ汲入、火に焚干て食塩を製す。之れを掛塩と云ふ。就中荒浜は土地高く乾き宜し故秋の末まで掛る。大和田は味ひ最も美なり。

当時、出雲崎京屋与右衛門は、名立浜柏崎より新潟まで、則ち越後海岸一帯の塩浜奉行であった。（出雲崎編年誌上巻 P 139 より）

三、寛永二年（一六二五）椎谷藩に納めた。塩税は「椎谷御領所請村覚」に塩役として、小判五両、その釜数四十四とある。

四、明治十六年（一八八三）発行の刈羽郡治概要（刈羽郡役所発行）には、刈羽郡唯一の製塩会社、<sup>※</sup>福地社が大崎村一五九二番地にあつて、資本金四千八百円とある。



製塩の方法 越後「名寄」に古き時代の製塩方法があるので紹介する。

沙原を平均 潮を激しく掛けて乾し、如此すること再度、其の沙をかき集めて、其れを塩をたて、鉄の大きな平き釜に汲入、火を焚て塩となる。甚辛き世渡也、炎熱の時節塩屋内、烟熱の苦勞思いしるべしと哀れんでいる。

十五、十六世紀頃の大崎の製塩方法も恐らく右の方法に依ると思われる。終戦当時の食糧難食糧危機と言われた頃は、木の実、木の皮、草の根まで食糧とし、この頃塩がなく沿岸は勿論のこと、山地の村（旧内郷村、二田村など）は、牛車（タイヤではなく鉄の輪の車）に水樽に入れた海水を運び、松の割木で煮詰めて製塩した。そのため当時、松林が切りつくされたと言われた。（直径一米前後の松も薪にされた）

大崎では海水を何回となく砂浜へ撒布し、その後乾いた砂を集めて一米四方ぐらいの木框に詰め、その上から海水を掛けて、濃い塩水を取る。海水の塩分は、普通三、四％であるが、この方法で旱水を造ると塩分二〇％、最高二五％に濃縮される。この旱水を煮詰めて塩をとる。誰もが製塩を希望したので浜は個人に区割りされた。戦争による疎開、終戦による復員、帰省と、人口も倍近くになったので、労働力にはこと欠かなかった。村共同でホテル下（笹子川の石地寄の地）で建物を建て、昼夜二十四時間交代の義務制で製塩をし、特別会計までもたれた記録が残っている。

これ等の塩は自家消費や、物々交換（統制経済下の戦後の大インフレで貨幣価値が下り、配給以外は全部物交でまかわれ、塩は当時、完全に貨幣の代価であり、貴重であった。）として、遠くから仲買人がインフレ札を袋に詰めてやってきた。この様な製塩は生きるため老若男女の区別なく黙々として炎天下での作業が続いた。当時、金属製品は殆んどなく、製塩に使われる道具は、全部木製であった。運搬用の樽や桶などフル生産しても間にあわなかった。桶屋さんは一日働い

て塩を二升もらった。(経済指数の中で米が物価のバロメータと最近までいわれた通り、終戦後までは、職人一人の賃金は米三升と決めてあった。このことから塩がいかに貴重であったか想像できる) 一戸平均一斗は製塩され規模の大きいものは日産三斗五升製塩した。

※福地社

塩たき鼻で福地社が製塩した方法は、従来の砂浜に撒水して旱水を造る方法とは異なり、大きな木の框を三段に組み、これにもう宗竹の葉の結束したものを吊し、ポンプで海水を揚げて竹の葉に撒水し、葉が白く塩のつくまで幾回となく撒水し、白くなると大きな桶の中で洗い落して旱水を造り、これを煮詰めて製塩したという。塩たき鼻の海中の岩盤に今もそのポンプで汲み上げた井戸の穴がある(押見丸吉談)

昭和二十年には、県より製塩の割当があった。昭和二十一年七月には、旧大田小学校でも製塩が行なわれ児童が生産に協力した。

## 第四章 商業

鉄道の発達や自動車の普及するまで（大正末期までをいう。）人は陸路、荷物は海路といわれ、物資の輸送は殆んど船を利用して運んだ。大崎でも遠くは松前、江差まで二人乗りの小型船（長さ約十五米、巾約四米、深さ約一・五米、約八十石積ぐらい）で商いに出た。江差松前に行く時は主として米を、帰りは海産物を積込んできた。この海産物は葉師峠を越えて、長岡方面から山地の方に商われ、店を持たない行商人が多かった。

大崎村では殆んど約八割の人が北海道となんらかのつながりをもち、他の村には見られない人間関係があるようである。すべてが船稼業と関係があったとは思われないが、古くから北海道を見たり又聞かされたりして理解していたと思われる。近くの海路は、柏崎より角田の船運賃と積荷をしていた。天保年代から越後線の開通する大正初期までの海浜は、非常に賑っていた。

昭和十四年、価格統制令が出るまでは、佐渡見屋、弥平治、店、長吉と四軒の茶屋、雜貨店があつたが、商業圏は極く限られた浜忠、甲田、大崎の大田地区であつた。北陸道は、江戸時代の脇街道でもあつたので、何れの店でも酒類を取扱い、茶屋をしていた。昭和十六年太平洋戦争となつて、国家総動員法が発令され、これらの店は統廃合をさせられ、村がこれらの品物を取扱うようになった。この状態は昭和二十五、六年頃まで続けられたがその後物資が豊富に出回るようになったので取扱いを止めてしまった。

酒類は、西村重雄氏が昭和二十七年に許可をとり、営業を続けており、昭和三十五年には向山の丸久商店が営業を開始、

その隣に昭和四十六年、押見石油がガソリンスタンドを開設した。

## 一 船を使った商人

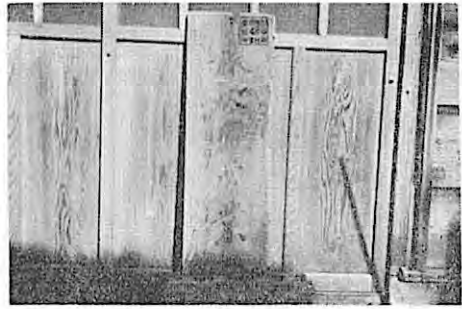
江戸時代から明治初期まで、船を使つての商いは、すでに「総論」第一章(七)の交通で述べているので省略する。

田村治一郎宅には明治十年、阿部平次宅には明治十一年の讃岐、金毘羅宮の高さ一メートル余のお札があるほか、阿部修、田村久栄宅などの小さなお札までを数えると村内には相当量のものが安置されている。

金毘羅宮は、航海安全と大漁祈願の守護神であり、これらのお札は、活躍した海商時代を物語っている。

## 二 記録にある商売の見積届

| 売上高見積届 |        | 大正三年 | 自 | 明治四十五年        | 自 |
|--------|--------|------|---|---------------|---|
|        |        | 至十二月 |   | 至十二月          |   |
| 〃      | 一金 百円也 |      |   |               |   |
| 〃      | 五拾円也   |      |   | 一金 五拾円也       |   |
| 〃      | 百五拾円也  |      |   | 〃 七拾円也        |   |
| 〃      | 〃      |      |   | 〃 四拾円也        |   |
| 〃      | 〃      |      |   |               |   |
| 〃      | 〃      |      |   | 一金 八拾円也       |   |
| 〃      | 〃      |      |   | 〃 貳拾円也        |   |
| 〃      | 〃      |      |   | 近藤 六蔵 塩小売人    |   |
| 〃      | 〃      |      |   | 田村 忠作 漁業      |   |
| 〃      | 〃      |      |   | 近藤 栄太郎 塩小売人   |   |
| 〃      | 〃      |      |   | 若月 コン 雜貨商     |   |
| 〃      | 〃      |      |   | 小島 芳太郎 たばこ、酒類 |   |
| 〃      | 〃      |      |   | 田村七郎右門 たばこ    |   |
| 〃      | 〃      |      |   | 小島 孝平         |   |



武田一郎旅人宿営業看板

|      |        |             |
|------|--------|-------------|
| 一金   | 武田 榮次郎 | 居酒屋         |
| 二拾円也 | 田村 繁三  | 回船業 宝栄丸 四十石 |
| 廃業   | 武田 所太郎 | 旅人宿         |
| 工業の部 |        |             |
| 一金   | 三 富伝作  | 屋根屋         |
| 二拾円也 | 阿部 丑三  | 桶屋          |
| ク    | 徳 永伝一  | ク           |
| 一金   | 滝沢 儀三郎 | 左官業         |
| 二拾円也 | 武田 所太郎 | 旅人宿         |
| 五拾円也 |        |             |
| ク    |        |             |
| ク    |        |             |
| 五拾円也 |        |             |

### 三 観 光

大崎村は幸い日本海と言う恵まれた観光資源を持っている。背丈の深さを過ぎても、足の爪先が見える透明さだ。水のきれいさと、遠浅は、海水浴場の最大の魅力である。遠浅できれいな水、これがキャッチフレーズだ。こんな条件を備えた海水浴場は数少ない。太平洋岸の既設の海水浴場から見ると、未開発といってよいくらいの海水浴場である。

大崎では、昭和四十年グランドホテル誘致を契機として民宿を始めた。当時、十軒開業したが、客が少なく、翌年には三

軒となり心細い状態がしばらく続いた。しかし、みんなが協力し励まし合って客の誘致に施設の整備にとつとめ、昭和五十二年には、石地海岸を訪れる海水客数は六十五万人となった。大崎海岸も賑わい民宿も盛んとなった。

現在民宿は、二十三軒、茶屋五軒となり、売上げも約一億程度と推定され、今では、村でのトップ産業として育った。組合員も村民と共に海水浴観光に対して大きな期待をかけている。石地、大崎の海水浴場はまだ、相互の結び付が少なく、全体の観光事業に対する意欲がひくい様に思われる。国、県の観光に対する積極的な施策、公共投資に依る交通網の整備と相まって、町内、近郷の名勝、旧跡等を発掘宣伝すると共に、総合的体育施設等を整備し、「海と山」の立体観光を進めれば百万の観光も夢ではないと思われる。

観光開発の推進は、地域の産業の発展もうながして、地域住民の所得の向上となり、地域全般に大きくこうけんすることになる。海水浴観光は、海あつての観光であるから、この恵まれた自然の資源を保護し保全し、自然を大切にしながらいかに調和のとれた開発をするかは大きな課題である。なお、下水処理、造浜事業は、最も急がなければならない事業である。

### (一) ホテル誘致

外資を導入し、海水浴観光の拠点を作り、大崎の観光を開発しようと、昭和三十九年、田中角栄先生の秘書 本間幸一さんの紹介で、長岡三ツ郷屋温泉の笠井社長を訪ね、大崎進出の要請を陳情した。回を重ねること数回、翌四十年春笠井社長らの決断で進出が決定した。

町当局に協力方を依頼し、産業課は用地の測量を、総務課は村の役員と一体となって、用地の買収に当ることとなった。第一期工事は、建物建設と駐車場用地の買収であった。

地権者、近藤長一郎、田村直英、阿部重一、阿部勘太郎、近藤喜蔵、三富武雄、光村光雄の七氏の協力を得て、四月一バ

イで買収は完了し、七月一日のオープンを目指し、建設は突貫工事で進められ、一方、第二期工事の公園用地の買収を進め、これも地権者の協力で大体目的通りの用地買収が完了した。予定された工事も順調に進み、無事に七月一日、ホテルはオープンし、その夜は建物はさん然と輝く殿堂のように映えた。

ホテル誘致と同時に交通網の整備を図るため、本間秘書を中心に笠井社長と三者が協力し、遂にホテルの営業開始を前に長岡から礼拝、浜忠経由のバス開通が実現した。

次にハイヤーの乗入れを計画し、中越タクシ一の社長と笠井社長が話合われ、中越タクシ一の社長は、三か年の赤字を覚悟して大崎に進出することが決定され、運行諸手続のため、町当局に協力を要請したが、当時、西山にタクシ一が配置されること等があり、理解と協力が得られず、遂に断念をせざるを得なかった。今にして思えば、若し、ハイヤーが乗入運行されていたなら、状況も変わったかも知れず残念なことであった。

ホテル進出と同時に、笠井社長は大崎に街灯六基を寄贈された。

## (二) 民 宿

ホテル誘致と共に、民宿が十軒開業した。当時の民宿は農家の住宅を開放しただけの宿と休憩所だけだった。宣伝も農協などを通じて積極的に進められたが、第一年目でもあり、お客は少なかった。農業をやりながらお客がきたら泊めてやるという程度で施設の方も、警報装置など空缶を打ち鳴らして知らせる程度だったが、二、三年後には大きな鈴（消防団の警報用の鈴のようなもの）を振って警報器としていた。今思うと今昔の感にたえぬものがある。

環境も今と異なり、海水浴場全体に浜ニクやマヨギ等が繁っており、周囲の道路は砂利道で、車が続くとホコリで前方が見えない程で、家屋は戸を開けて置くことも出来なかった。道路沿えには竹の風当があり、入口が開いている丈の北国

特有の海岸風景であり、道路沿えの稲はホコリのために稔実が悪くなったと苦情も出た。

当時としては、勿論、街灯もなかった。ホテル誘致で六基の街灯がともされ遠くからみるとボツリボツリとホテルの光をみるようだった。こんな環境の中で民宿が十軒開業したが、翌年には三軒に減少した。

四十年の開業者は、徳永屋、長磯茶屋、田村屋、長吉茶屋、三富屋、伝右エ門、川端屋、岬館、大崎館、港館の十軒である。

### (三) 民宿組合と組合員

海水浴を中心とした観光が急速に開発され、夏の賑わいは先進地を凌ぐ勢いである。石地海岸の海水浴場の歴史は古く「柏崎編年誌」には、昭和十年七月二十一日石地海水浴場開設十周年と記されている。昭和の初期既に県下の海水浴場として知られ、石地海水浴場が組織的に活動し始めたのは、昭和二十七年石地観光協会の発足からである。

大崎の海水浴場は旧大田小学校が臨海学校として古くから利用されて来たが、海水浴場として大きく発展したのは昭和四十年からである。

| 年 度 | 民 宿 | 茶 屋 | 合 計 | 組 合 長 | 摘 要                   |
|-----|-----|-----|-----|-------|-----------------------|
| 四〇  | 一〇  |     | 一〇  | 田村勝義  | 大崎グランドホテル営業・西山町観光協会設立 |
| 四一  | 三   |     | 三   | "     |                       |
| 四二  | 四   |     | 四   | "     |                       |
| 四三  | 六   |     | 六   | "     |                       |
| 四四  | 七   | 六   | 一三  | "     | 長浜に茶屋六軒営業開始           |
| 四五  | 一三  | 九   | 二二  | "     | (小学校下に茶屋三軒営業開始        |
| 四六  | 一三  | 九   | 二二  | "     | 浜茶屋組合と季節旅館組合合併        |



|    |    |   |    |      |                   |
|----|----|---|----|------|-------------------|
| 四五 | 二四 | 六 | 三〇 | "    | 大崎海岸、石地海岸を石地海岸に統一 |
| 五四 | 二二 | 六 | 二八 | "    |                   |
| 五三 | 二二 | 七 | 二九 | 田村勝義 |                   |
| 五二 | 二三 | 七 | 三〇 | "    |                   |
| 五一 | 二三 | 七 | 三〇 | 近藤慶作 |                   |
| 五〇 | 二〇 | 七 | 二七 | "    |                   |
| 四九 | 一七 | 八 | 二五 | "    |                   |
| 四八 | 一八 | 八 | 二六 | "    |                   |
| 四七 | 一七 | 九 | 二六 | "    |                   |

(四) 施設

|          |            |    |         |
|----------|------------|----|---------|
| 昭和四十五年   | 公衆便所       | 建設 | 長 浜     |
| 昭和四十六年   | ク          | ク  | 石地小学校下  |
| 昭和五十二年五月 | 監視所        | 建設 | 近藤善秀宅裏  |
| 昭和五十四年七月 | 「石地海岸」看板設置 |    | 村内四か所   |
| 昭和五十五年七月 | 公衆便所       | 建設 | 西村孜氏駐車場 |

(五) 海の観光と漁業

遠浅で水がきれいな海水浴場としては、全国一と言われる海浜である。

村民は、先祖伝来、自由に海に入り、魚貝類を採り、又、海藻などを採って楽しみながら海に親しんで来た子供の頃が懐かしい。唇を紫色にして、サザエを桶一パイに採って来て食べた味は忘れられない。今の子供には、その楽しみを知ること

は出来ない。勿論大人にもない。今はその場所に行くことすら禁じられている。また、海藻も、簡単な網刺しも同じようなことがいわれる。十年位前にはこんなことがなかったように思われる。時代も変り、漁法（サザエなど沖合いで網で獲れる。）も変った今、お互いに考えられないものだろうか。季節になると毎年のようにトラブルがあるように聞く。悪質なものは徹底的に取締ったらい。また、注意もしなければならぬ。二、三の心ない人たちのために多くの人がとまでの楽しさを奪われたくない。海は皆んなのもの、公の海であってほしい。海の観光と漁業者との争いは、どこにでも起きている。今こそ、解決の方法を見出す時ではなからうか。今後の海水浴観光は漁業協同組合との協調に依って発展する可能性はある。

#### （六）名勝史蹟

名勝史蹟は、観光に欠くことが出来ない資源である。名勝史蹟そのものがずばり観光となっているものが多い。海水浴場としては非常に優れているが自然と史蹟の開発に宣伝が足りない。施設に至っては、見るべきものが少ない。観光施設の設置を進めると共に史跡や伝承なども掘おこし、整備すべきである。

交通体系も、高速時代を迎えて、観光の行動範囲が広くなり、海水浴だけの観光では満足できない時代が来ている。少なくとも、弥彦―米山間の広域観光ルートを共に考え、連繫すべきときであると考ええる。

。地域内において開発すべきもの

#### 有形

大崎城石地椎の樹叢と神社、羅石と懸橋寺、久観荘の長屋門、明治天皇行在所、坂之下観音と木喰像、椎谷観音、二田物部神社、内郷の一位の木、大法寺観音像、献上場、沖見峠、二十八軒屋敷

#### 無形

恋の懸橋、羅石の伝説、大崎屋、名馬、平家と机立等の伝説  
。広域圏内の連繫と案内

良寛記念館、石油公園、寺泊水族館、弥彦、柏崎

高柳貞観園（国道二五二号線との関係）

## 四 馬市と坂ノ下

椎谷馬市の起源は古く、「元和二年（一六一六）今から三百六十数年前に、初代椎谷藩主堀直之が、馬の改良、育成に非常に力をそそぎ、優良馬の生産を藩民にすすめた。」と椎谷藩史に記載されている。二代藩主堀真影の馬術免許証が刈羽村十日市の山崎家にあると聞く。おそらくそれらの時代から馬の取引があったものと思われる。

馬市は、年と共に盛んになり、日本三大馬市の一ツに数えられた。（日本三大馬市とは、安芸国（広島県）広島、奥洲の国（福島県）白川、越後の国（新潟県）椎谷をいう。）

その理由として次のことが考えられる。

一、椎谷藩主の積極的な殖産興業施策と馬市への熱烈なる意欲

二、当時の産業は、農林業、漁業等であり、農業は稲作を主体とし、その農耕は、すべて畜力に依存していた。広い越後平野の労役馬として、蒲原平野を中心にした需要が旺盛であった。尚農耕を終えた役馬は、隣の長野県で肉加工、骨粉製造で処理された。

三、牧草（塩分を含んだ馬草）が豊富にあった。また採草に必要な労働力があり、採草されたものの輸送は舟で、遠くから大量に運ぶことができた。

四、遠浅の海があった。この海で馬を洗うと、肢体にその活力がみなぎり毛の光沢が一段と輝やきを増した。これらの条件

があつて、三百余年も継続されたと思われる。

農耕馬は、農業の近代化に伴つて機械化され、その必要もなくなり、遂にその歴史は閉ざされた。

。昭和五年六月二十七日 椎谷の馬市昨年限りで認可切れのところ三ヶ年延長再認可

。昭和九年一月十三日 三百年の伝統ある椎谷馬市、郡畜産組合に移管決定

。昭和十九年六月二十五日 椎谷の馬市解散、新しく柏崎農業会主管で柏崎競馬場に設ける。

(柏崎編年誌より)

馬市は六月上旬に北海道、奥羽地方より毎日列をなして大崎の街道と浜辺を通つた。

この馬に毎日の秣まぐさを刈つて与えるのが近郷の人びとの手でまかなわれ、馬市期間中は、殆んどの人が秣を刈つて草市に行つた。嫁などはその時の稼ぎが一年中の給金として貰えたものだからそれは良く働いたと聞く。日当は普通の約十倍になつたという。「椎谷は草が良いので馬が生き生きする。」とバクロウ衆は話していたという。六月末までには馬市は殆んど終り、七月一日には椎谷市がある。市には、露天商、サーカスその他の見世物などがあり近郷近在の人出で道路が埋まり、見世物を楽しみ、一年中の買物もしたという。今の柏崎のえんま市と同じくらいの賑わいであつた。

坂之下、武田一郎氏の蔵に明治十六年頃商人宿を営業していた看枚が保存されている。武田氏の話によると、牝馬は椎谷に、牝馬は坂ノ下に宿をとり、最盛期には百頭を超える馬が坂ノ下に泊つた記録があるという。事務所に届出た馬の数は、明治四十一年(馬市も衰微の方向)から十ヶ年間は年平均で七百四十六頭、うち牝馬六百九頭、牝馬百三十七頭とあり、殆んど牝馬は坂ノ下で泊つたことになる。

海岸浸食により、今は道路の下まで海になっているが、当時は道下に馬小屋があつて、そこに馬を泊めたという。武田一

郎氏の道路下には昭和四十三年まで、当時の小屋の面影が残っていた。

大崎でも、大正十三年椎谷馬市に三十円の補助を出したことがあり、大崎も椎谷馬市には、幾多の経済の恩恵を受けて来たが、また協力も惜しまなかった記録がある。

※市草について

市草には、立て草と胴草とがあり、立て草は、背中に草の根をつけて、葉先をひらひらさせてかつぐ方法（二束位）で一束二銭五厘位であった。胴草は草を交互にし、中に雑草を入れて縛り、背中で横にかつぐ方法で二束で一〇銭位（当時の一般人夫賃は一日男五〇銭女二十五銭であった）。

※椎谷藩主と馬の改良

藩主は代々馬匹の改良奨励に力を入れ、一族郎党は勿論、農村にも良い種馬を貸し与え、子が生れると町奉行所へ届けさせ、領主が制定した図のような「馬之子鈴」を与え、これをつけた馬は、あまり労働に酷使してはいけないという禁制を加え保護したという。そして毎年七月一日には種馬と一緒に仔馬を引かせ、領主の閲覧に供し、この馬の中で駄馬で将来望みのないものは鈴を返上させ、駿馬とみると早速買上げる等の方法をとったといわれる。この日には一般の人達や百姓にも馬の売買を許可して取引させた。



鉄製、長さ一寸六分、径一寸

## 第五章 異常気象とその影響

昭和五十五年（一九八〇）の冷たい夏は、記録づくめと測候所は発表し、七十年振りとも、百年振りともいわれる。八月の平均気温は、東北から九州北部まで平均を二度～三度強も下回り東京では明治九年観測開設以来第三位の低さだったといわれる。平年より三度～三・五度の高低差ということは、季節として一か月～二か月も進んだことになる。いくなれば夏がなく春の次ぎに秋が来た訳になる。

局地的には岩手、広島、米子、福岡などの各地は、日照不足と合せて史上第一位の冷夏であり、これが農作物に与えた被害は大きく、江戸時代の三大飢饉（宝暦、天明、天保）天保の飢饉（一八三〇年代）に似ているといわれている。

天保の飢饉は、太平洋側の青森、岩手、宮城と収穫皆無のところでは、餓死者が群をなしたといわれ、日本海側の秋田地方では平年作、又は豊作のところもあったと伝えられている。

当時と現在とは単純に比較することは出来ないが、気象が農作物に与える影響は大きい。

現在は農家所得の七〇％が農外収入に頼り、又、農業共済制度が確立され、相互扶助の社会組織が出来て、農業災害を補うので、昔のような悲惨な社会問題は起きない。昭和五十五年の農業被害総額は七千億円ともいわれている。

幸い、大崎の稲作は平年作であったが、海水浴を観光とする民宿、畑作、海産物その他に与えた影響は大きい。異常気象が残した種々の出来事を記述する。

## 一 海水浴と民宿

海水浴を楽しむ季節的な観光として大崎には二十数軒の民宿と数軒の浜茶屋、ホテル等があり、ほかに駐車場経営又は土地の貸付、労務者などと海水浴時期には大なり小なり関係のない者はない。それが七、八月の低温と日照不足による冷夏であつたため、日帰り客の減少、予約キャンセル、滞在日数の短縮とその影響は大きかつた。

昭和五十四年は、海水浴シーズン中、土曜、日曜が晴れたのは八月十一日、十二日の一回だけだつた。五十五年は八月三日の一日だけが晴天で、二か年連続しての冷夏でこれは又全国的な冷夏でもあつた。

石地、大崎の民宿客は関東地方が多く、全体の八〇％を超している。関東地方の天候が客の出足と深い関係がある。

東京ではその夏七月の真夏日は七日間（平年は十五日）しかなかつた。一番暑い時期、七月二十日から八月二十三日までの二十五日間の平均気温は、明治三十年代に記録した最低を更に下回つたといわれている。このような気象であつたので、客の出足も鈍り、観光収入は大幅に減少した。

冷夏の原因については、太陽の黒点数説、火山爆発説と諸説が伝えられているが、この異常気象を十分踏まえて、今後の観光事業の推進とその対策を立てるべきである。

## 二 里芋の花

昭和五十五年九月初旬頃、里芋の根元に脇芽と違ったズイキ（葉経）が五、六本、幾株となく出た。普通なら鎌で刈り倒すのだが、そのまま一週間後黄色く三カ月形（長さ三〇cm）のきれいな花が咲いた。昔から里芋に花が咲くと必ず不吉のこ



里芋の花 田村勝義氏の畑

とが起ると伝えられていたので、村人達は自分の畑を見て回ったものである。咲いたのは田村卓一、阿部平次、田村勝義の畑の三か所である。何れも海岸に近い畑である。このことを、新津園芸試験場では次のように話している。

「里芋に花が咲くのは、非常に珍しく現在の里芋は太くおいしい芋をつくるため、花の方に養分がとられないよう、品種改良をしたものである。

数日、好天に恵まれ、気温が急上昇して夏のようなときはもともと熱帯植物であるので花が開くことがある。」（里芋は、水芭蕉と同じ里芋科で花は良く似ているが水芭蕉より小さい）

この話を聞き、村人達も安堵した。これも冷夏と秋の高温（当地三十六度を記録）という異常気象の産物であった。

### 三 エゴ（海藻）

エゴの豊作の年は、陸は困窮年と古くから海岸地方に言い伝えとして残っている。エゴは、七月、土用に入ってから収穫するものだが、雨が多く、冷気の年には、よく発育する。

昭和五十五年は、近年にないエゴの大豊作であった。エゴは漁師が刈取るものであるが、波の荒いときなど、八月中旬頃までに、二、三回は渚に漂着する。昭和五十五年は九月末日まで漂着し特に八月下旬などは、小山のように打寄せて来た。近郷近在の人達は車に乗って拾いきたが道路上に駐車出来ないほどであった。

エゴが大豊作であったことは良かったが、冷夏による全国的な被害は悲しいことであった。



昭和五十五年は暖冬、冷春、大冷夏で東北地方大冷害、七、八月について見るなら一〇〇余年にわたる日本気象観測史上第三位という低温であった。

#### 四 美しい夕焼け

昭和五十五年九月十日、十一日の夕焼けは古老達も、いまだ見たことがないという程のきれいな夕焼けだった。水平線上には約1mぐらいの高さのドテ（大崎の方言で水平線上に1m〜2mぐらいの雲がたなびいている状況をいう。）が、真赤に濃く焼け、西空は一面赤々と焼け、太陽は普通の夕日の大きさの二倍位の大きさに赤く燃えて海面に輝やき、海空一帯の素晴らしい夕焼けだった。

次に示す二つの例は、火山爆発による異常気象の関係といわれている。

・昭和三十八年（一九六三）三月インドネシア・バシシ島で火山爆発があり、この秋美しい夕焼けが日本海側で見られた。日本だけでなく、米国、ドイツなどでも注目された。（教育大、三宅泰雄教授）

・天明三年（一七八三）七月浅間山が爆発した。この年の九月は夕日が赤く、「満天紅にして人の顔に映ず」と江戸時代の随筆家橘春暉は「北窓瑣談」に記している。また、本居宣長の「発卯日記」や杉田玄白の「後見草」にも記されている。このことはヨーロッパにも広がり、ロンドンの空が異常な夕焼けに燃えたと伝えられている。

昭和五十五年（一九八〇）五月には米国セントヘレンズ火山の爆発があったことからこの影響で前述の夕焼けが見られたのかも知れない。

## 五 漂流、漂着物

昭和四十年三月、大崎海岸に、長さ一・七mのオットセイが漂着している。

昭和三十八年の異常気象（一万年に一回の周期といわれる）は、新潟県に大雪を降らした。同年には、親潮が緯度三十六度付近まで南下し、銚子沖ではオットセイの群泳が見られたという。このオットセイの漂着は異常気象との関係かも知れない。

## 六 ワカメ大豊作

昭和五十六年、大崎海岸の岩場は勿論のこと、離岸堤として投入されたブロックにもワカメがついた。このようなことは八十才の古老でも覚えがないという。平年なら四月二十五日から採取されるものが五日早く採取されたが、漁師や村人達が採っても採り尽せなかった。平年は色沢も茶色がかって味も良くないものが本年は色沢も黒々として味、香り共によかった。

また、青ノリが大繁茂して七月上旬まで大崎の磯を緑に色どって、海水浴の始まる頃まで海岸に打ち上げられた。だが、品質は堅くて食用にはならなかった。

昭和五十六年冬は三十八年に次ぐ大雪、寒波に見舞れたが北海道は暖冬であった。梅雨期に入って東冷西暑の日本海側多雨となり、夏は短く冷夏となり秋が早く昨年五十五年に次ぐ東北冷害となり、各地に豪雨をもたらした。

## 七 サザエ不漁

大崎海岸は、サザエの産地であり、養殖場でもある。産卵期を除いて、年中漁師は採っている。昭和五十六年は、七月の末になってもサザエが採れない。八月上旬より若干のものは採れたが、この不漁も何十年來覚えのないことであった。

## 八 鯨の漂着と冷害



漂着した五頭の鯨 昭和31年8月29日大崎海岸

|                 |              |                       |
|-----------------|--------------|-----------------------|
| 元禄 八年           | 石地海岸に鯨漂着     | 北海道、東北全般に日本四大凶作年の一つの年 |
| 元禄 十六年          | 尼瀬海岸に鯨漂着     | 元禄十五年東北全般と北海道で冷害      |
| 延享 二年           | 尼瀬諏訪町へ鯨漂着    | 延享一、二、三、四年連続冷害 南部新庄藩  |
| 年代不祥（明治中期以降と推定） |              | 真蔵院無常要文より大崎へ鯨漂着       |
| 明治四十三年          | 宮川浜に鯨漂着      | 中部東北南部冷害（七月～八月）       |
| 昭和三十一年          | 大崎海岸に鯨五頭漂着   | 北海道凶作（七月～八月冷害）        |
| 昭和四十年           | 大崎海岸にオットセイ漂着 | ク                     |
| 昭和五十六年          | 柏崎市宮川海岸に鯨漂着  | （四月～七月冷害）             |

以上のことから鯨の漂着と冷害とは無関係でなさそうである。

※冷害記録は、異常気象と農業の冷害年表による。



# 第四編 文化編

## 第一章 大崎村の文化財

### 一 有形文化財

#### (1) 二位殿遺跡及び出土品（火焰型土器一部）

新潟県文化財長岡市立博物館所蔵の縄文式深鉢式土器と同型のものである。同土器は、口縁部に連続破状体鶏冠把手、袋状凸等を施し、器全体に渦巻孤線、曲直線等を刻み、その縄文を施す余地のないまでに発達した装飾性は、本器の著しい特長である。縄文中期の最も典型的なものである。

大字浜忠から流れ出る二位殿川は、大崎に入って国道の橋下をくぐり海に入る。この国道と交叉した海寄りの両岸は、大崎の小字向山で、ここからは無数といってよい程の縄文土器のかけらが発見された。ここを二位殿遺跡と名づけた。昭和三十五年十二月、日東砂鉄鉱場で砂鉄採取の際、ホースの先に露出したのがこの火焰土器破片である。更に昭和四十二年八月県道護岸工事の際にも多くの破片が発見された。

(2) 高塩遺跡

昭和三十五年八月石地大字高塩から馬高式土器が発見された。何れも縄文中期（四、五千年前）のものである。

発見者 山本庄二

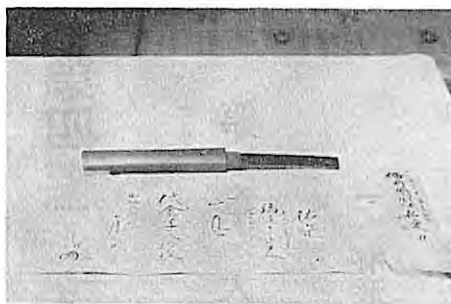
所管者 石地小学校

（以上町誌より）

昭和五十六年九月 二位殿遺跡発見地点より二位殿川上流約百五十メートルの地点の河川改良中に縄文後期と思われる土器の破片が数個発見された。発見者 須藤平治美

(3) 刀 剣

備前国長船住人祐定の銘のある刀が、田村与吉宅にある。伝来の由来や年月は不詳であるが田村家の代々の家宝として保存されてきた。残念なことに昭和二十二年銃砲剣類



備前祐定の鑑定証 田村与吉氏保存

(表)

|        |                   |                  |                      |
|--------|-------------------|------------------|----------------------|
| 祐<br>定 | 鑄造長さ 二尺<br>四寸七分有之 | 正<br>真<br>代金子八十枝 | 昭和八癸酉歳七月三日<br>本阿弥 花押 |
|--------|-------------------|------------------|----------------------|

(裏)

|    |                                                                                                |
|----|------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 美先 | 正宗義弘吉光の三作は<br>刀剣の神たるによって<br>代定めざる捷なり<br>折紙付は応需其伝来<br>宝力の伍列を明示する数字<br>にして価時る非ず故る時価<br>売買は非賣了任せず |
|----|------------------------------------------------------------------------------------------------|

所持法の誤った流言によって切断された。本阿弥光美氏の鑑定書とともに当家に保存されている。

#### (4) 塚

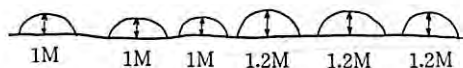
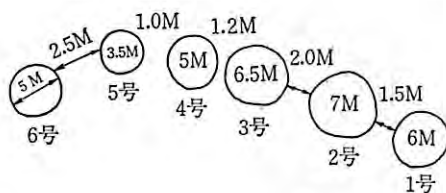
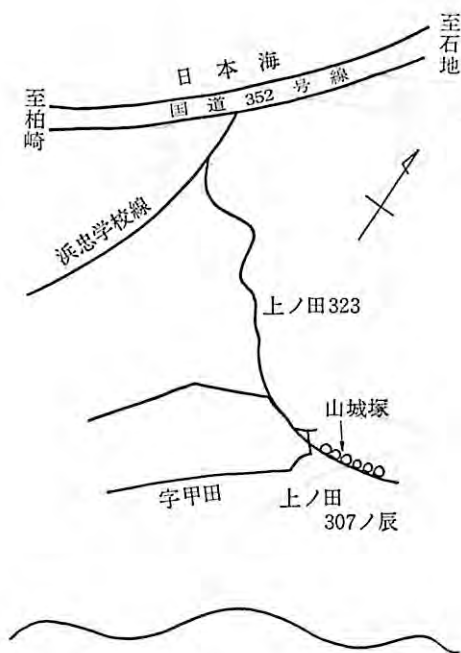
大崎村の内には、次の二つの塚が確認されている。

##### ア 山城塚

。所在地 刈羽郡西山町大崎小字上の田三〇七の辰

。土地 民有地

。位置及び遺跡略図



イ 二 塚

。所在地 刈羽郡西山町大崎小字葉山一三九八

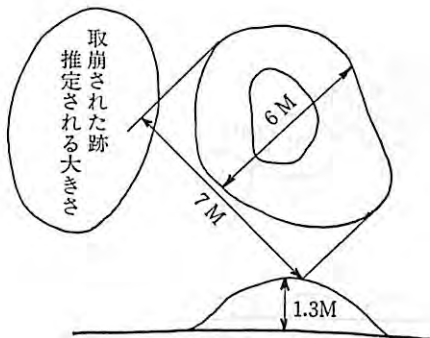
。土地 民有地

。位置及び遺跡略図

ウ 経 塚

。所在地 刈羽郡西山町甲田小字檜稻場三二四

。土地 民有地





[illegible]

この塚をかいたりすると直にその人が一時ひとときの中に病にかかり重い床に着かねばならないということである。何時の時代かに、甲田糺屋（押見紀久栄）の家の人が、この塚を畑にしてしまいたいと思つてかいたところが、早速容態がおかしくなり、次第に重態になったそうである。そこでうらない卜に見てもらふとその塚をこわしたたたりならんということで、もと通りにすると病は次第に全快したと伝えられている。

大崎中央の背後に一〇三米の小高い山がある。この山を愛宕山と呼んでいる。上杉氏の享祿年間公郷仁位某の後裔と云う



大崎城跡登山口



大崎城跡の山頂

大崎筑前守高澄が岩根山（現在の愛宕山、愛宕神社を建立した所から愛宕山と呼んでいる）に大崎城を築いたと云う、居城跡がある。

筑前守は、最初長尾晴景の武将であったが、晴景が栃尾に景虎（後の上杉謙信）を攻めた時、府中（今の上越市）の戦中で景虎に降った武将で、永禄四年（一五六一）川中島の戦いで討死した。筑前守は信仰に篤く、永禄年中春日山城ふもとの愛宕神社を造営したと伝えられている。愛宕神社の別当が宝持院である。謙信は、戸隠山観光院賢守を招いて住持

とし、以後、実賢、後海、珍海、全海、見海、慧命、亮海、暁海とつづいた。江戸時代、宝持院は、東叡山の末持となった。愛宕神社の祭神は、伊弉諾尊、火産靈神である。別当宝持院（本尊千手観世音像）愛宕神社は愛宕大権現と称して、徳川幕府から二百石の朱印地を賜っていた。〔上越地区に於ける戊辰戦争と文明開化〕より）大崎筑前守高澄も主君謙信と共に、愛宕大権現を守神として、武運の隆盛を祈願していたと伝えられている。

大崎愛宕神社は明和四年七月二十四日に（一七六六）建立された。（千光院記録より）建立までは、千光院内にあり、大正三年三月一日（一九一九）昭和八年十月十六日（一九二二）と二回改築され現在に至っている。大崎千光院が別当として、今も管理され、毎年一月二十四日、八月二十四日の二回大祭が行われており、ことに八月二十四日の大祭日には、居城

跡で盛大に當時を偲び行なわれる。

氏は村中ではなく、太郎平（田村秀銛）ゝ佐渡見屋（小島勇平）までの二、三、四組である。七月一日と大祭日八月二十四日は道刈がされ、登山は容易である。山頂の眺は実に素晴しく、大崎海水浴場より石地海水浴場まで眼下に見下され、遠くを望めば、西は米山薬師、東は弥彦山、佐渡が島を望むことができ、海水浴期には、七万人の出入を見ることが出来る。今は、観光の山として知られているが、昔は戦略、戦術上天然の要地であったことをうかがい知ることができる。

又、峯続きには「山城」と小字を持った六反歩（六〇アール）ぐらいの平地があり、大きな塚もみることが出来る。愛宕神社周辺の台地は、昭和四十六年まで、千光院の所有であったことも、筑前守との関係を物語っている。

町誌 長橋庄の項に

長峯山入の長橋城、滝谷地内の滝谷城、柏崎市五十土<sup>いかにづち</sup>の五十土城、大崎の大崎城とあり、古くから記録されている。

※川中島で討死した大崎築前守は川中島合戦の旗本であった。大崎九郎左衛門もと加地氏与板左藩千三百五十石と『歴史と旅』五十八年新年号 川中島将士一覽表より

※大崎九郎左衛門一二五一石余、軍役七五人「永正二年為景公御本意の後御祝儀指上象」に大崎大膳あり「永正三年景虎公上杉家を御難なされし御礼の象」並に謙信公御分城侍大將泉柏崎城主」の内の一人、後加茂に転勤の大崎築前守の子であり「姓は佐々木源氏加地の流、大江の姓とも紋は三星」とあり苅羽郡大崎村の出身と見えて柏崎城主になったこともあり、子九郎左衛門の代では与板衆でありながら蒲原村松の新明手象一〇七人の支配も兼ねていた。

長井では二七〇〇石『長岡郷土史』第十八号上杉軍団「与板衆」の考察より

## (6) 木喰観音堂

坂之下観音堂（真言宗智山派真藏院管理）に木喰上人の刻まれた仏像が十三体ある。木喰上人は二十二才で仏門に入り、

常陸国（茨城県）羅漢寺で木喰観海上人の木喰戒を受け、其の後日本を廻国し、千体仏作製の大願を發して全国を遍路千体仏成就をなし遂更に二千体の大願を發し九十一才まで仏像を刻まれ九十三才でなくなられた。

上人は大崎海岸を天明元年（一七八一）天明五年（一七八五）文化二年（一八〇五）と三回訪れておられ坂之下観音堂の仏像は文化二年（一八〇五）八十八才の作である。当時坂之下では廻り番で上人をお泊めしたといい、彫刻は昼より夜の作が多かったと伝えられている。



坂之下木喰観音堂 木喰堂内に13体あり

|       |       |   |       |
|-------|-------|---|-------|
| 普賢菩薩  | 六月三日  | 作 |       |
| 釈迦如来  | 六月五日  | 々 |       |
| 地藏菩薩  | 六月七日  | 々 |       |
| 文殊菩薩  | 六月八日  | 々 |       |
| 弥勒菩薩  | 六月十日  | 々 | 一日二体刻 |
| 観世音菩薩 | 六月十一日 | 々 |       |
| 薬師如来  | 六月十日  | 々 | 一日二体刻 |
| 勢至菩薩  | 六月十二日 | 々 |       |
| 大日如来  | 六月十五日 | 々 |       |
| 阿閼如来  | 六月十六日 | 々 |       |
| 阿弥陀如来 | 六月十七日 | 々 |       |
| 虚空像菩薩 | 六月十八日 | 々 |       |

## 二 無形文化財

### (一) 伝 説

。大崎家の名馬

むかし、むかし大崎村の岩根山（愛宕山）の城主大崎筑前守家に世にもまれな名馬があった。それは、中国の英雄項羽の愛馬「騅<sup>すえ</sup>」や同じ中国の豪傑関羽の名馬「赤兔<sup>せきと</sup>」や、源頼朝の駿馬「池月<sup>いけづき</sup>」「磨墨<sup>するすゑ</sup>」よりもすぐれた馬であった。一瞬百里を走り、一むち千里をかけるという世にも稀な天馬であった。

大崎家は、この馬を名馬として誇りにし、日夜わが子の様に可愛がっていた。

さて、越後の国守、上杉家ではこの話をきき、部下の大崎家に再三ゆずってくれと懇望した。ところで上杉家は、天下にとどろく武将であり、国守でもあった。どうしてもやとはいうことができない。そうかといって武士の宝といふべき愛馬は手放しがたい。思案にあまって多くの家臣を集め評議させたが名案がない。やむなく国守に献上することになった。

いよいよ愛馬献上となった。城主をはじめ家臣一同愛馬と別れを惜しんで涙を流していると、そのすきにいつの間にか馬は馬屋から姿を消してしまった。さあ、大変、大崎家は主従一同驚き、万一行方不明になったら、上杉家に申訳けないと城主は「家来ども早速さがせ」と厳命した。家来達は急ぎさがしまわったところ、やっと見つかった瞬間、追いかけると馬は甲田の奥にある池に向ってつっぱしる。池の端についたとたん馬はたちまち龍の姿に変わり、水中深く沈んでしまった。今でも村人は六月三十日池に行くくと水の中から馬の首にかけた環の音がきこえるという。石地甚句に

石地甲田の鳴環の池は、昔し名馬の駒が住むとある。

。安徳天皇と二位尼

保元、平治の戦に勝った平家は天下を掌中におさめ叙位除目を欲しいままに榮華をきわめ、専横な振舞をし「平家一門に非ざれば人でなし」と云って、人を人と思わなかった。これに反感や敵意が急速に高まり、それが平家打倒ののろしとなり、各地で兵が揚った。

伊豆に流された源頼朝を中心に平家との戦いとなり破れた平家一門は、安徳天皇、建礼門院を奉じ、三種の神器が携えて西国へ逃れた。そして檀之浦の戦いで破れて滅亡した。その時、清盛の妻二位尼が安徳天皇を抱いて波の下にこそ極楽浄土があると海中に没したといわれるが、それは影武者で、平家一族は関門海峽を西に越えて対島暖流にのって北上したと。

安徳帝と二位尼は大崎の南坂ノ下に漂着し、余生を忍ばれたと語り伝えられる。お着きになった浜を「安徳の澗」と呼んでいたが世を忍ぶあまり「安ドノ澗」と呼び、今も伝い残っている。帝が御七才になられた時手習はじめられお机に立たれたところを机立といい、今も机立という地積がのこっている。

その他、皇室や二位尼に因んだと思われる「御所ノ入」「御居ノ池」「尼ヶ沢」「二位殿」「照顕」などの数多くの地名が残されている。

。恋の懸橋

大昔今の懸橋の辺りに「いもり」と言う神様が美しい姫と楽しく住んで居られました。其の頃大崎長磯の辺りへ「ながそ」と申す神様が住んでおられ、或時「いもり」の神に、其の美しい姫を妻にしたいと申し込んで参りました。父の驚き、

姫の嘆きはたといやうもなく日夜悲しみに暮れて居りました。思案の末、一策を案じ難題を持ちかけて断ることにして「いもり」の神の申さるには、「姫はかねがねある海上はるかに浮かぶ佐渡が島へ渡って見たいと申して居ります。貴男が一夜の中に、あの島まで石橋をお懸けになるならば、姫も喜んで貴男の処へ参るでしょう。」と申しました。

「ながそ」の神は二つ返事で引受け其の日の日暮からどん大岩を生みだし見る見る中に沖合はるかに長い／＼岩橋を作り上げて行くではありませんか。「いもり」の神、親子の驚きは前にも増して大きく、このままにして居れば明朝は可愛い姫をあゝの乱暴者の「ながそ」のもとへやらなければならぬと思いつめた末、遂に謀事を用い彼「ながそ」を謀らんものと、その夜の更ける頃大きな箕を用いて鶏の羽ばたき真似て「バタバタ」と叩き、姫は鶏の啼音を真似て一生懸命に「コケッコ」と繰返し、繰返し叫ばれました。

一方橋懸に夢中になっていた「ながそ」の神はふと鶏の声に気付き約束の佐渡ヶ島を目前に控え乍ら、最早や夜が明けるのかと約束を果し得ぬ無念さと、姫に対する恋々の情の満し得ぬを憤り、折角懸けた岩橋を散々に打ちこわして自らは海に飛込み鰐となり人々に害を加へた。之れを取静め様として「いもり」の神は遂に帰らぬ身となつてしまいました。父思いの姫は悲しみの余り、父の後を追って入水し、うら若き一生を終りました。

この薄命の姫が父を慕う一念と愛児をいたわる父の心情と、互に男浪となり、女浪となつて東西から相寄り入り乱れ世にも珍しい網目の浪となつて悲しく奇しき物語りを今も尚伝えて居ります。

## (二) 大崎のうた

### 磯 節

へ向山よいとこ

お寺が二ヶ寺

朝な夕なの祈の鐘は

罪を流して 二位殿川へ

景色名高き 大崎こそは 浜は白砂 松原続き

磯は香りてかすむ 佐渡より白帆が渡る

長浜嵐で帆を巻く舟は 椎谷宮川ありや大湊

竹之尻から 荒浜新田早々柏崎

椎谷観音坂のぼればくだる 上り下りの浜辺を見れば

あちらこちらに 白帆が見える

石地名所を問はれたならば 一に石部神社 二に形蔵院

三は鈴木工場に朝なる気笛

佐藤勝治 作詩

大崎小唄

此処は大崎平和の村よ 西は薬師に東は弥彦

海に浮かべるヨイト 海に浮かべる佐渡が島

来たよ来た 大漁の群が廻せよ力の限り

ウント曳け 俺がもんだ浜は銀砂の山となる



へハア 老も若きも手を打ちならし 村の社で踊ろじやないか

秋は黄金こがねのヨイト／＼ 秋は黄金の俵の山

へハア 雪の浜辺はボラ子やナイシ 波のまに／＼キラリと光る

打つな待て／＼そばまで 寄せて投げる得意の投網打ち

田村勝義 作詩

有海不足漁 醫之有奇羸

有田不足耕 比隣伝相傲

載星旦踊月 講習改無精 聞佐藤勝二君尽力蚕業

未足安斯生 子女始蘇息 里民徳之善而紙長句以

佐藤君勝二 瘠土亦可營 請之

壯齡察民情 君率先創業

芸桑育蚕児 又兼策民榮 同郷出身前天台宗大學講師

且暮議蚕棚 厥績与厥徳 西村柁園

一跌又再跌 閭阿可以施

十年厥功成 吾亦流離子

収繭歳々多 求食東西行

聞之喜不禁

椎是身後名

紙詩寄井誠

庶拡之俾此

郷得楽土名

楽土兮楽土

(三) 漁師と故事

7 流れ仏

第一編四漂流物、磯廻りに「ハコチャン」がある。之れは浜辺に漂着したものだ。が漁師が海上で発見した漂流死体を「流れ仏」という。漁師の忌ごとで「赤不浄」がある。人の死や漂流死体は「黒不浄」といって漁師にとっては非常に縁起が良く死人を拾うのはことさらよいとされている。

又、死人を拾い揚げて来ると必ず大漁するといひ、もし死人を見逃したらたちまち災難に逢うという。出漁の途中、これを発見したときは、「これから俺は漁に行くので漁が済めば必ず此処に来てお前を船に乗せて帰り供養してやるから待っていらつしやい」と声を掛けて行くと潮の流れや風があつても、その位置はほとんど移動していかないという。仏を船の「オモカザ」右舷側に近づけ「待っていたか今揚げてやるぞ」といって手を掛けて揚げ様とすると軽く「ヒョット」船の中に入るといわれる。

陸に着くと船の「トリカザ」側左舷から仏を降し、和尚を呼んでねんごろに読経を済ませ、土葬して貰い人を待つ。貰受人がないときは自家の無縁仏として永劫弔う。



おおべつさん 田村勝義宅に祭られている

大崎には、この様の無縁仏がある。遠洋上で水葬する現在とは対照的といえる。

イ えびす様

えびす様は古くから漁村に於ける漁業の神であった。大崎では「えびす」のことを「オオベッサン」とも呼んでいる。

そのえびす様は必ず鯛を背負った釣人の像だけでなく、桜田勝徳の「漁民の社会と生活」の中に、エビスの神は必ず鯛を抱えた釣人姿の夷三郎であるとは限らない。時には死人である場合もサメ、クジラである場合もあり漁網のアバ（浮子）の一枚であったり又海中から引揚げられた石や木その他のものであると記されている。

田村勝義宅の神棚向って右端に大黒様と恵比寿様が祭られている。大黒様は俵に乗った大黒天であるが、恵比寿は彫刻されたものでなく、高さ十三cm、巾九cmの木の根の様のもので海中に永らく漂流していたものか、海底に永らく沈んでいたものかが漁網等によって引揚げられたものの様である。今は黒々としたエビス神として納っている。

大崎の漁家（地先漁業時代は殆ど全村）にはこの様なエビス様が祭られていたと思われる。

地曳網は中央に魚が入る大きな網袋<sup>あみ</sup>がついている。その網の袋に入った魚が逃げない様に確と結んでおく、その結んだところを「トシリ」と呼んでいる。「トシリ」には大きな「アバ」がついてある。この「アバ」を投げ込むとき「ソレ」「オオベッサン」頼みますぞと大きな声を出すのである。

沿岸を小型漁船で漁していた時代から、大型船へ改良機械力などで沖合へ出漁したり、漁業から海運時代となった頃よ

り大漁祈願というより、海上安全を主とした琴比羅様や善法寺様が全国的に船神様として盛んになった。

ウ 山だて（沖で漁場曳場など知る方位置を知る方法）

大崎に四統の地曳網があったことは産業編漁業の項で述べた通りである。曳場は高塩、鳥井下、長浜、坂之下と四ヶ所あるが、時期や天候潮の関係で魚の周遊は四場所平均には来なく一ヶ所に集中することが多い。そこで、魚が来そうだと判断すると、朝早くから船に網を積込んで予定する曳場の浜に網を置き優先権をとって待機する。

曳子（網を引く人々）は家の近くに居り、軽作業をしながら呼び出しを待っている。

「万葉」に「大宮の内まできこゆ網引きと網子ととのふる海人の声」とある。

平安時代と変らない風景であった。

地曳網の後へ魚が次から次々と回遊して来ても最初の網が曳揚げられるまでは、次の船は網を廻すことは出来ない。網だけ廻して待つと云う厳しい御法度がある。さて、四ツの曳場にはそれぞれの「山だて」がある。船頭はその時の潮の流れ風向を十分考慮して「山だて」を間違わない様網を廻す。判断を間違うと岩に掛り網を裂くことが多い。以下「山だて」の説明をする。

。坂ノ下

石上神社の石段と長兵衛の屋根のブシとを合はせる長右エ門の下端で網を折って浜へ向ける。

。長 浜

諏訪神社の森と二田城跡の嶺上とを見通した。西村伝エ門の茶の間（茶の間のデンジ）を見て網を折返り  
。鳥井下

庄平（現在位置が移動された）と石上<sup>いしかみ</sup>神社森を合はせる。大津の薬師の森を見通したところと折り返す。  
。高塩

大津川、長手岩に添って沖へ出る忠魂碑の下、赤松で折返す。（現在忠魂碑は石部神社の参道に移された）  
地曳網だけでなく沖合漁業の鱈場。ハイ縄、タコツケなどすべて山だてはある。

エ 漁師の忌ことわざ

- 。水中に刃物を落す。錨以外の金物を海中に投げんことを忌う。
- 。出船に針を使う。
- 。坊主に逢うこと。
- 。出産のあった漁師は一週間漁に出ない。又はカギ処（鍋釜を一所にしない）を別にする。
- 。妊婦も嫌う。赤不浄から来たもの。
- 。船に女は乗せない。どうしても乗せるときは鏡か雛様と一緒に乗せる。
- 。帆柱のセミ（滑車）は桑はの木で造る雷除け

オ 潮の干満

- 。一日の潮の干満差は少なく、又年間の干満差は七〇cmから多いときで一〇〇cmぐらいである。
- 。干潮の時期は冬至後、万潮時期は夏至後である。
- 。人が息を引きとるときは干潮のとき。
- 。人が生れるときは万潮のときと、潮の干満が人の生死に深く関係していると故老は言う、人の誕生は現在とは自然分岐が

少ないので潮の干満にかかわる人は少ないが、息を引きとる様なときは、よく陰暦を見ながら予言する人もいる。  
天気と諺

。ダシ（南風）のかえしは雨

。鉄砲下風（強い北風）が吹くと雨となる

。佐渡の前山（金北山）に三回雪が来ると俺がどこも雪が来る

。寒あけ（節分）に天気が悪いと夜昼二五日降る

。朝の雷は船乗警戒

。秋佐渡の二ツ山に稲光があれば二時間以内にシケ（風）が来る

。雪おろし雷が早くなる年は大雪

。十二月雷が多ければ雪多し

。タルイカが多く寄るときは大雪

。二月に雷がないときは夏雨が降る

。寒中雷は夏日照

。梅雨の初めに雷なれば空梅雨

。西が晴れば晴

。西が曇れば雨

。北が曇れば雪

。北風と夫婦喧嘩は日が入れれば止む（四、五月吹く北風）

。土用次郎―土用入の翌日天氣がよいとその後も天氣が続く

。彼岸太郎―彼岸の入口が晴天だと彼岸内天氣

。ハセンかたこと（晴天続きか、雨続かどちらかたよる）

。土用の入に雨が降ると長期天氣が悪るい

。西の窓（水平線上の西の空が雲がなくなるところ）をあけば風が来る

。猫が激しくさわぐとシケになる。又はゲドウがさわぐとシケる

。塩がシメル（ベト／＼した状態となる）と雨

。苗代時期には一人婿が逃げる。

。船旅と信仰

富山の漁船が漂流したとき、陸地に光を発見し、「それ、神のしらせだ」と大崎海岸に無事上陸した話と同じことが「日本民族と黒潮文化」に書かれている。

吳端寂氏によれば、以前まだ竹筏（竹を組んで造る漁船網漁に使う。）を使用していた頃、李王爺が飛魚漁に出漁中、昼頃から大暴風雨となったが、奇跡的に一人も死なずにすんだ。それは、竹筏（船）の前に光が出現し、無事に港まで導いてくれたからだという。光が出現して船を救うということは媽祖の靈驗談として古くから流布されている。

漂流物（富山の漁船）を見ても、廻漕業や沿海を主体とした船運送業、沖合漁業はどれも板子一枚運を天にまかせての潮に流れ、風を利用しての荒波との闘いであった。そのため家主、網元、水子達は毎日神仏の加護を心から祈っ

た。

命を張って働く人々は、今も昔も変わりなく信仰なしでは生きられず、船のへさきの表にどの船も金比羅様や善宝寺の木札を打って船の守りと身の安全を祈った。船のへさきには腰をつくことも不浄も許されなかった。近くは椎谷観音、山形の善宝寺、四国金比羅、村の鎮守、みんな海と生活を共にしてきた人々の信仰の中心であった。愛宕神社の社には、善宝寺より覬請した塔があり、真言宗真藏院が別当として毎年早春お寺で餉供養に豊漁、海上安全の祈願を行った。

#### (四) 方言

「ふるさとの訛なつかし停車場の人ごみの中にそれを聴きにゆく」と石川啄木が詠んだように、人は、お国訛りの心よい響きに安らぎを覚える。

「方言は、言語に先立って存在するよそゆきでない。からだからはがすことのできない具体的な土着的な言葉である。」と言語学者の田中克彦先生はいう。つまり、その地方の文化的な環境の中で、なま身の人間の身体からはがすことのできないものとして、その生活の中に、ほんとうに生きている言葉である。

ある東京の人が新潟に来て一番最初に覚えた方言が「のめしこき」と、「しやっける」だったという。そして「越後衆はのめしこきだ」と聞いたとき、はっと身の引き締まるものを覚えた。これは、まさに至言というべきかも知れない。我々新潟生まれの者の県民性によるものと思えるが、確かに仕事に対する熱意、努力、頑張りには他に劣らないのだが、立上りが遅いのがこのようにみられるからである。

この方言も義務教育の普及、交通、文化、マスコミなどの発達によって戦後急速に、その姿を消している。いまだ大崎に



は高齢者の間で、数多くの方言が生きていると思われるので、田中心一著「消えゆく方言」(柏崎週報社発行)の中から、大崎にかかわりの深いと思われるものをとり上げる。

あいぶ(ええぶ) あるくの意(おうい皆があいぶてや、そんなにおらええばんねえて)

あくど かかと(踵)のこと、(あくどのあかぎれが痛うてせつない)

あたける 子供達がさわいでじっとしていないこと

あっきや(あっちゃ) あら嫌だ(女)しまった(男)に当る(あっきやおらどうしようば)

あっぱ(あっぱんじょ) 便所のこと

あんげ(あんげなーあんつら) あんなに寄る。あのような意味。これに似ったものに

こんげ(こんげなーこんつら) (またこんげなことしたな)

そんげ(そんげなーそんつら) (そんげなことをねえてば)

どんげ(どんげな) (どんげなこと言っていた)

いさけえ いさかい けんかのこと(ねら、いさけえなんかしんなや)

いっせき すべて、みんなの意(いっせき、お前さんのおかげだて)

いっち 一番の意(この際いっちいいことは、いっち悪い手をうったねか)

いっちょめえ 一人前(いっちょめ面しんなや)

おえたへえたがねえ 終りのないこと、きりがなく(いつまでもおえたへえたがねえ)

おおごと 大変なことの意(おら、おおごととしてしもうたいや)

おとこぎんぼう

男のような女の子のことをいう

おとみる

もうこれでおしまいと思つてゐるのにまた子供ができたという時に使う

おもたつたらしな

重いとわかつてゐるもの意（重たつたらしな、ようまあ持ってきたな）

おやす

終わらせる、済ます、はえさせるの意味にも使う（ひげをおやす）

おびや

産屋（うぶや）（おびやあきのおこわ）

かえしま

裏がかえしのこと（なあが着物がかえしまたいや）

かがつばい

まぶしいこと（かがつばてよう見えねえ）

がわ

まわり（周囲）

かねっこり

氷柱のこと ツララ

かんじん

勧進のことだが、こじぎ（乞食）の意の方が強い（かんじんかんじんどすかんじん）

がせいがなえ

体力とか根気がなくなること（おれもこの頃がせいがなうなつてのう）

かたる

子供を上手にあやすこと（お前この子がたつてくれや）

かなへんび

とかげのこと

がめくし

頭のおできをがめと言ひ、それをでかしてゐる人のこと

からがく

ひもや縄でぐるぐると縛ること

かんとす

かきまわすの訛つたもの（風呂早めにかんもしておいてくれや）

きつちやねえ

汚いの訛つたもの それにしても、いかにもきつたげな言い方

くそつ皮

ぐちら

くっさ

けえ

げえもねえ

けつかる

げっぼう

げなりい(けなるい)

げら(接尾語)

こい(接尾語)

ごがねる

こく

ごくら(接尾語)

こけら

ごせやく

こちよばっこい

……こて、(こてや)

皮膚の薄皮のこと(滑って膝んどこくそつ皮むいてしもうた)  
と共に、とかひつくるるめての意ごと(りんごなんか皮ぐちら食う)  
こそはに当る。(今日くっさ、みんなやってしもうぞ)  
かゆいの訛り(毒餓にやられてけえてけえてならん)  
芸もない、何もないむだなことの意(そんげえもねえことしんなや)  
おり、居り等人の所作をいやしめていう江戸時代の言葉(何してけつかるこんでえら)  
一番あとのこと、びりのこと、(げっぼうでも賞品くれるてや)  
羨しいこと(そんげけなりがんなや)  
面白げ、悲しげ等のげ(気)にあたる。様子を表わす語(嬉しげらな顔)  
例 細っこい、暑らっこい(暑らっこいすけそばへくんなてば)  
腹がたつてたまらないこと(おらがねてごがねてどうしようもねえてば)  
体外に出す意と、言うということをいやしめる言葉(またこきやがったな)  
競争する意味でつける。走り競べのくら、走りごっこのごっこに当る  
魚の鱗(うるこ)のことも植物の苔のこともいう  
人のことで気をもんでやかましく口出ししたりすること(あんげえのごせやきは…)  
くすぐったいこと(そんげとこへ手を入れないや、こちよばっこいねか)  
行くわよのわよか、まあいいさのさに当る(そんげえにしねえたていいこてや)

……こんでえら

ことだやらの訛ったもの（あの娘今ごろどうしているこんでえら）

さあさ

しまったとか残念という時に使う。（さあさ、おら本を忘れてきた）

ざい

氷のことだが、どっちかというと薄い方

さかてんぼう

さかさまのこと（屋根からさかてんぼうになって落ちた）

さつつあ

あきる程十分というような意（おらへえ、さつつあになったすけ帰る）

さんじょっぱらい

あと始末を全然しないようなこと（部屋中さんじょっぱらいにして出やがった）

しやぐ（しやぎつける、しやいつける） ピシャピシャ叩くこと（馬鹿ばっかこくとしやぎつけるぞ）

じょーになる

おきた炭火が白い灰になってしまうこと

じょんのび

仕事をはなれて楽々とレジャーを楽しむこと（いいじょんのびさせてもらうた）

しょうしい

恥ずかしいこと（ちーとばっかでしょうしだども持ってきましたて）

しょうぶする

罰を加えること、処分するの訛りらしい（言うこときかんとしょうぶしすけな）

しょったれ（しょったれこき）

不潔なこと、またその人間をいう

じょんぎ

仁義らしい 人の道、挨拶の意（先に行くのがじょんぎだこて）

じょんならん

非常に沢山のことをいう（柿がじょんならんほどなった）

しやじやら

減茶苦茶な様子という（あんま、しやじやらにしんなや）

しんがいぜん

一生懸命長い間かけてこつこつ貯めてきた大事なお金のこと

すのう

最盛期のこと（今桃はすのうだすけうめえで）

ずべこべ

ずる(ずった)

ずれっこなえ

ぞげる

ぞろびっこ

そんまそこ

だいおろし

たいしょ

だすけ

たがく

……だくな

たつけない

だてこぎ

たまがす

たよさん

たらかす

たれこちる

あれこれとしゃべりたてること、理屈を言い立てること(ずべこべ言うでなえ)

滑り行くとか、いざり動くの意(汽車がやとずりだした)

エッチがかった冗談好きというような意味がある(あの人はずれっこなえことばかり……)

共に失敗すること(また、そかして書き直す、すっかり寝そけてしまった)

不揃いのこと(下駄はそんげぞろびっこに脱ぐもんでねえ)

すぐ其処の意(そんまそこにあるねか、早う取ってくれ)

使い初めの意(この道具はだいおろしだでや)

子供に對しほめたり励ましたりする時に使う(家の手伝いたいしょだなあ)

すけは標準語のからに当るから、だすけはだからに当る(おらちのがんだすけ)

持つこと(なあがさっきたがえていたねか)

無駄だというような意味(あんげえの見に行くのはやめれや 錢だくな)

たわいもないこと(そんげたつつけねえ話ばかりしていんなや)

おしやれのこと

びっくりさせること(そんげにたまがすないや)

神主さんのこと

うまいことをいってだますこと(あれは、こっすいすけたらかされんなや)

今にも垂れそうでもうにもならない状態(早う出れいや、おらたれこちそうだいや)

ちよこんと

ほんのちよつとの意味に使う（おらちよこんと言うたばっかだがんに）

ちようらもら

子供や老人に使う語あっちへ行ったりこっちに來たり考えのまとまらぬ様

でかす

こしらえるとか成功するとかの意味（あしたまででかしておいてくんなせえ）

てしょ

手塩皿（てしょざら）の皿を略した語小さく浅い皿のこと

てっこもり

山盛りのこと（ごはんがてっこもりでそんなに食わんねえ）

てっぱずれ

失敗のこと（用心したんだどもてっぱずれてまたできてしもうた）

てぶりはちくわん

手ぶら、何も持たないから手のこと

てもずら

手でするいたずらのこと（そんげてもずらばっかかいてねえでちと勉強せえ）

どうずる（どうずり）

どうは百姓のどと同じく相手を罵っている時の強めの接頭語

とうこと

たわごとのこと、思慮分別のないこと（いい年してとうこと言うな）

どっす

相手を罵る時に使う品の悪い言葉（このどっすが、今迄どこへ行つてやがった）

とちゅうなか

途中だけでよいのにもう一つなかを付けて使う（とちゅうなかまで行つたのに）

なあ

二人称 あなたとかお前の意（なあまたどこへ行つてたや）

なおる

上の座につく意味にも使われる（兄が死んでおじがなおつて後を継いだとや）

ないごげらな

ないことはないのに（ないごげらなそんな汚ない着物きてみっともない）

なじ（なじよ）

どんなの意（金の集まり具合はなじよだ）

なじょうも（なっちょも）

どうぞの意味に使われる（なじょうも一緒に來てくんなせえ）

なじよにか

大変とか非常にの意味になる（息子さんはなじよにかできなさるてねか）

なぜ（なで）

なだれのこと

なんぎつつらしな

苦しい丈で何のとももないことをいう

にかや

二階のこと

ねぐさい

魚などが腐って臭気のあること（こんげねぐそう<sup>なつた</sup>魚食われ<sup>つかい</sup>や）

ねつい（ねーつい）

くどい、熱心だの意味だが丁寧すぎるぐらいの意に用いられる

ねまる

すわること

ねら

なら（奴等）の訛と思われる（ねら<sup>そこ</sup>で何しているんだい<sup>や</sup>）

のうか

尚更の意（おら留守居している方がのう<sup>かい</sup>がんに）

のうげようなもん

汝のような者（のうげ<sup>のう</sup>のようなもん　へえおらちになんかおかんねえ）

のうてんき

気楽者のことあいつは少々あったかい人間だと通じるところがある

のた

波のこと　大波の寄せることを大のたが来たという

のめし（のめしこき）

怠けること、または怠け者（なあみてえなのめしこきはいねえぞ）

ばかしばかり

許りとか程の意（たったこん<sup>つ</sup>あばかりかくんなえのか）

はかす

よどまず流れるとかどんどん売れる意味（どんどんはかさんけば駄目だ<sup>でや</sup>）

ばしばし

はきはきと似た語（この子はばしばしもの食わ<sup>ん</sup>ので心配だ）

ばせる

負わせること（この赤ん坊おれにもば<sup>して</sup>くれ）

はちけ、はちけなす

ませていて利口な子供の事（この子ははちけなすだすけきとよくやるがの）

はつめい

利口とかかしこいの意味（お前さんどこの子ははつめいだすけ楽しみだこと）

はらくち

おなか一杯のこと満腹（おら、今はらくちで何も食わねえ）

ばらくたい

ばらばらに物が散らかっていること（なんだこんげばらくたいにして）

ばれる

負ぶさること（なあなんか俺がばれっかいや）

ひっぱり

つながり、つる、コネなどの意（うちとあそこはお爺さんの代からのひっぱりだよ）

ひまざえ

暇つぶしの意（とんだひまざえさしてすまなかったのう）

ぶちやる

捨てること（早うぶちやってこいや）

ぶったてる

持ち上げること（なんしおらにぶったてられようば）

ふっとつ

一杯になること（風呂の水がへえふっとつになっているぞ）

へぐ

はぐとかむくの意味（そんげ乱暴にへぐなや）

べと

土のことだが泥っぽいものをいうようだ

べべ

幼児語で着物のこと（いいべべ買ってもらうてよかったのう）

へら

舌のことべらともいう（どうへらだしてみれや）

べんきょうする

負けて安く売ること（あの店べんきょうしてくれすけ）

へんてこなし

ろくでなしと同じような意味（何してるんだこのへんてこなしが）

ほうつつ

皆が落付いているのに一人で落付かずそわわしている様（ほうつつもつしていた）



ぼう

ほげずる

ほけべちやる

ほげる

ぼこさん

ぼっこくる

ほどこ

ぼとぼとする

ほろ

ぼんこ

まき

まねく

まみや

みじやかる

みよける

むさんこう

めっこ

追うことをいう（逃げ足が早くばいきれなかった）

大声をあげて泣くこと（またほえずってやがな）

放って捨てること（そんげこきたねえもん早うほげべちやれや）

掘りひろげる意味（もうちょっと炬燵の火ほげてくれ）

蚕（かいこ）のこと

追いこくる即ちどこまでも追ってゆくこと（親父にぼっこくられた）

ふところの訛り

よたよたと動きまわるようなこと（一日中ただぼとぼとしているばかりで）

田舎の家の台所にある大きな戸棚のこと（ほろの中からしょもってこいや）

背中を円くしていること、背ぼんことという

血縁関係にある人達のこと（あの人はお○さんのまきでね）

まびく（間引く）こと密生した作物の一部を引抜いて間をあかすこと

まつ毛のこと

もつれること（また糸がみじやかってしもうた）

孵化すること、卵がかえってひよこになること

考えなしとか向う見ずの意味

片目、俗にいうめっかちのこと（あの人めっこでちんばだ）

めっこめし

出来そこないのしんのあるご飯のこと（また、めっこめしたいて）

めっぱち

ものもらいのこと（めっぱちはなあ人にうつすと直るてや）

もうぞう

特に訳のわからない子供はい考え、またはそういう子供（あんげもうぞうかもうな）

もうてなし

無器用者をいう（あんげもうてなしに何ができようば）

もの

できもの、はれもの、おできのこと（しっぺたにものができる）

やつせがねえ

やる瀬がないの訛り、思いをはらす方法がないこと

やっこすつとこ

やっことかようやくとのこと（おらやっこすつとこ登ってきたいや）

## 第二章 村人のくらし

### 一 家族構成からみた大崎

|            |   |   |   |    |    |   |   |   |   |   |   |                |   |   |            |
|------------|---|---|---|----|----|---|---|---|---|---|---|----------------|---|---|------------|
| 武          | 武 | 武 | 武 | 小武 | 小武 | 青 | 滝 | 滝 | 佐 | 田 | 剣 | 若              | 小 | 田 | 昭和二十三年世帯主名 |
| 幸          | 一 | 与 | ミ | 熊  | 喜  | 榮 | 熊 | 勝 | 数 | 剣 | 玉 | 太              | 芳 | 野 |            |
| 吉          | 郎 | 郎 | 郎 | 平  | 治  | 治 | 治 | 磨 | 郎 | 郎 | 郎 | 郎              | 三 | 吉 |            |
| 明五         | 六 | 四 | 五 | 六  | 五  | 七 | 四 | 六 | 八 |   |   |                |   |   |            |
| 昭二十三       | 七 | 七 | 四 | 一  | 五  | 五 | 四 | 七 | 七 | 二 | 八 | 〇              | 五 | 一 |            |
| 昭五十六       | 一 | 三 | 二 | 六  | 二  |   |   | 二 |   | 二 | 二 | 五              | 五 |   |            |
| 昭和二十三年世帯主名 | 留 | 文 | 倉 | 金  | 山  | 卓 | 秀 | 治 | 三 | 与 | 金 | 盛              | 仙 | 仙 |            |
| 吉          | 治 | 藏 | 作 | 一  | 銚  | 郎 | 郎 | 郎 | 吉 | 郎 | 治 | 郎              | 三 | 作 |            |
| 明五         | 五 | 七 | 〇 | 二  | 三  | 〇 | 六 | 五 | 五 | 二 | 四 | 六              | 五 | 八 |            |
| 昭二十三       | 六 | 五 | 五 | 六  | 八  | 七 | 六 | 四 | 六 | 六 | 〇 | 六              | 八 | 六 |            |
| 昭五十六       | 六 | 七 | 六 | 五  | 二  | 三 | 二 | 三 | 二 | 三 | 二 | 三              | 二 | 六 |            |
| 昭和二十三年世帯主名 | 近 | 阿 | 田 | 田  | 田  | 田 | 田 | 德 | 田 | 光 | 坂 | 昭和三十二年以降増加世帯主名 | 西 | 押 |            |
| 藤          | 部 | 村 | 村 | 村  | 村  | 村 | 村 | 永 | 村 | 村 | 井 |                | 村 | 見 |            |
| 市          | 治 | 郎 | 五 | 春  | 辰  | 磯 | 乙 | 傳 | 大 | 利 | 小 |                | 義 | ノ |            |
| 市          | 治 | 郎 | 治 | 己  | 吉  | 吉 | 吉 | 一 | 郎 | 郎 | 郎 |                | 義 | ノ |            |
| 明五         |   |   |   |    |    |   |   |   |   |   |   |                |   |   |            |
| 昭二十三       | 六 | 六 | 七 | 一  | 八  | 四 | 〇 | 八 | 三 | 四 | 三 |                |   |   |            |
| 昭五十六       | 六 | 六 | 八 | 六  | 四  | 四 | 四 | 六 |   |   |   |                |   |   |            |

|    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 小高 | 小野 | 田部 | 阿部 | 田部 | 山西 | 山田 | 押部 | 青木 | 西村 | 西村 | 阿部 | 小部 | 田部 | 田部 |
| 源ノ | 橋ノ | 野ノ | 見ノ | 村ノ | 部ノ | 村ノ | 部ノ | 村ノ | 部ノ | 村ノ | 部ノ | 村ノ | 部ノ | 村ノ |
| 長弘 | 新次 | 庄次 | 勝次 | 長次 | 貞治 | 宥治 | 三治 | 仁治 | 長治 | 竹治 | 丸治 | 平治 | 利治 | 謙治 |
| 弟住 | 弟住 |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
| 一  | 一  | 五  | 六  | 七  | 二  | 二  | 七  | 五  | 二  | 五  | 六  | 五  | 六  | 三  |
| 三  | 七  | 五  | 三  | 九  | 六  | 四  | 七  | 六  | 二  | 九  | 七  | 六  | 七  | 八  |
| 三  | 三  | 三  | 三  | 三  | 二  | 五  | 二  | 四  | 三  | 五  | 二  | 七  | 四  | 五  |
| 阿部 | 田部 | 西村 | 近村 | 近村 | 近村 | 田部 | 三村 | 富村 | 富村 | 藤村 | 藤村 | 藤村 | 藤村 | 岩村 |
| 久一 | 榮一 | 喜一 | 善一 | 己一 | 久一 | 乙一 | 忠一 | 慶一 | 幸一 | 重一 | 保一 | 勘一 | 長一 | 政一 |
| 榮  | 榮  | 榮  | 榮  | 榮  | 榮  | 榮  | 榮  | 榮  | 榮  | 榮  | 榮  | 榮  | 榮  | 榮  |
| 八  | 五  | 三  | 五  | 四  | 六  | 八  | 六  | 六  | 四  | 六  | 七  | 八  | 八  | 二  |
| 九  | 〇  | 八  | 二  | 四  | 七  | 三  | 八  | 五  | 七  | 八  | 五  | 七  | 九  | 四  |
| 三  | 一  | 六  | 八  | 五  | 四  | 二  | 二  | 一  | 七  | 六  | 四  | 二  | 四  | 六  |
| 光  | 光  | 林  | 功  | 啓  | 治  | 助  | 作  | 作  | 作  | 作  | 作  | 作  | 作  | 作  |
| 光  | 光  | 林  | 功  | 啓  | 治  | 助  | 作  | 作  | 作  | 作  | 作  | 作  | 作  | 作  |
| 三  | 一  | 六  | 八  | 五  | 四  | 二  | 二  | 一  | 七  | 六  | 四  | 二  | 四  | 六  |
| 阿部 | 田部 | 西村 | 近村 | 近村 | 近村 | 田部 | 三村 | 富村 | 富村 | 藤村 | 藤村 | 藤村 | 藤村 | 岩村 |
| 久一 | 榮一 | 喜一 | 善一 | 己一 | 久一 | 乙一 | 忠一 | 慶一 | 幸一 | 重一 | 保一 | 勘一 | 長一 | 政一 |
| 榮  | 榮  | 榮  | 榮  | 榮  | 榮  | 榮  | 榮  | 榮  | 榮  | 榮  | 榮  | 榮  | 榮  | 榮  |
| 八  | 五  | 三  | 五  | 四  | 六  | 八  | 六  | 六  | 四  | 六  | 七  | 八  | 八  | 二  |
| 九  | 〇  | 八  | 二  | 四  | 七  | 三  | 八  | 五  | 七  | 八  | 五  | 七  | 九  | 四  |
| 三  | 一  | 六  | 八  | 五  | 四  | 二  | 二  | 一  | 七  | 六  | 四  | 二  | 四  | 六  |
| 阿部 | 田部 | 西村 | 近村 | 近村 | 近村 | 田部 | 三村 | 富村 | 富村 | 藤村 | 藤村 | 藤村 | 藤村 | 岩村 |
| 久一 | 榮一 | 喜一 | 善一 | 己一 | 久一 | 乙一 | 忠一 | 慶一 | 幸一 | 重一 | 保一 | 勘一 | 長一 | 政一 |
| 榮  | 榮  | 榮  | 榮  | 榮  | 榮  | 榮  | 榮  | 榮  | 榮  | 榮  | 榮  | 榮  | 榮  | 榮  |
| 八  | 五  | 三  | 五  | 四  | 六  | 八  | 六  | 六  | 四  | 六  | 七  | 八  | 八  | 二  |
| 九  | 〇  | 八  | 二  | 四  | 七  | 三  | 八  | 五  | 七  | 八  | 五  | 七  | 九  | 四  |
| 三  | 一  | 六  | 八  | 五  | 四  | 二  | 二  | 一  | 七  | 六  | 四  | 二  | 四  | 六  |

注。明治五年は大崎村「守札戸籍下書」による。  
。昭和二十三年は配給手帳台帳による。

二 長寿者

明治時代における平均寿命は、四十才代であった。五十才を超えたのは明治二十二年、六十才を超えたのは、昭和二十五

年、七十才を超えたのは昭和四十五年、現在（昭和五十五年）は男子七三・三二才、女子七八・八三才と平均寿命は世界一となった。

これは、生活の向上、特に食生活の充実と健康保険制度の向上に伴い、老人医療の無料化（一部有料負担に法改正さる）高額療養制度の導入等によって、経済的に治療を受け易くなって、平均寿命が伸びたため、長寿者が多いということにはならない。世界最高の長寿村といわれる南米アンデス山脈の高齢地ビルカペンバ、人口四、五六五人のうち一〇〇才以上が二四人いる。最高年齢者は一三六才（女）と、まだまだわが国を大きく引離している。

長寿村、長寿者が多いといわれる地域は、気候的には温暖な、然も海岸が近く、海藻や小魚など豊富に食べる地域に多いという。（第三編 海藻と長寿を参照P150）

大崎は、そんなところに似たような地勢である。昭和五十六年現在、米寿（八十八才）を超えた長寿者は次のとおりである。（ ）は家号 下の年令は死亡時の年令

|    |           |             |    |           |      |
|----|-----------|-------------|----|-----------|------|
| 田村 | 五郎治（五郎助）男 | 天保十一年一月十六日生 | 農業 | 昭和七年四月九日没 | 九十二才 |
|----|-----------|-------------|----|-----------|------|

|    |        |           |      |             |      |
|----|--------|-----------|------|-------------|------|
| 田村 | クタ（ク）女 | 嘉永六年八月八日生 | 五郎治妻 | 昭和二十四年一月三日没 | 九十七才 |
|----|--------|-----------|------|-------------|------|

田村五郎左エ門より嫁ぐ

|    |            |            |    |               |      |
|----|------------|------------|----|---------------|------|
| 田村 | リオ（五郎左エ門）女 | 慶応二年十二月三日生 | 農業 | 昭和三十三年九月二十四日没 | 九十三才 |
|----|------------|------------|----|---------------|------|

田村五郎助より嫁ぐ

|    |            |             |    |              |      |
|----|------------|-------------|----|--------------|------|
| 阿部 | 勘太郎（勘左エ門）男 | 明治十六年十一月二日生 | 木槐 | 昭和四十八年九月二十日没 | 九十一才 |
|----|------------|-------------|----|--------------|------|

|    |         |              |    |             |      |
|----|---------|--------------|----|-------------|------|
| 田村 | ノイ（庄平）女 | 明治十一年十一月十四日生 | 農業 | 昭和四十一年四月十日没 | 八十九才 |
|----|---------|--------------|----|-------------|------|

田村五郎助より嫁ぐ

阿部仙松(川端)男

明治二十四年四月四日生

農業

昭和五十六年一月十一日没

九十一才

田村倉藏(角兵衛)男

明治二十六年一月五日生

大工農業

昭和五十四年米寿を祝う

小島タケ(五郎平)女

明治二十六年五月二十一日生

農業

昭和五十三年

ク

近藤喜左右門より嫁ぐ

佐藤ヨシ(小左エ門)女

明治二十六年二月一日生

農業

昭和五十三年米寿を祝う

三島郡出雲崎町相田より嫁ぐ

押見タキ(九郎平)女

明治十年五月十日生

農業

昭和三十九年八月四日没

八十八才

押見ヒサ(九郎平)女

文政四年五月二十一日生

明治四十一年九月二十一日没

八十九才

鎌田庄右エ門より嫁ぐ

阿部平次(嘉左エ門)男

明治二十七年九月十六日生

大工

昭和五十五年三月米寿を祝う

浜忠村六右エ門より入籍

桜井佐市(石地)男

昭和五十六年 白寿を祝う

長寿には環境、食物、保健は欠かされない条件ではあるが、調査では血統の関係も考えられる。

昭和五十六年四月

西山町総人口

八、三三六

六〇才以上高齢者

二、六四四人

総人口比

二五・二%

ク

ク

大崎

二七〇人

ク

ク

八九人

ク

三〇・〇%

### 三 出稼ぎ

大崎村は四キロにわたる長い海岸に沿った、半農半漁の村である。耕地の平均面積は、田畑を含めても五反(五〇アール)未滿と少なく、山林もあるが冬の季節風が強いため、造林の適地は少ない。反面、恵まれた海を利用する漁業は古くから盛んであった。一時期刺網(鰯網)などは、鰯が獲れ過ぎて、夜間網を刺すと、鰯がかかり過ぎて、網を沈めることが多く、日中、鰯のかかり具合を見ながら網刺をしたと聞く。また、鮭・鱒・鱈・鯛等も水揚げされ、村民の経済を大きく支えてきたが、明治初年頃から、しだいに漁が少なくなって、これを生業として頼れなくなり、他に職を求めなければならなくなった。ただちに転業することは困難であり、また適当な職業も見当らなかった。そのうえに漁師根性が抜けきらず(一獲千金の夢)、船を沖に出しては一か八かのバクチを打ち続けたと聞く。舟衆(男衆)だけでなく、婦女まで駆り立てて、「魚が来たぞ、舟を出すぞ。」と呼び寄せて、朝早くから船に網を積んで、沖に出てバクチを打った。昼近くになると、魚が少なくなるとも、網を回して曳かせる。(一回曳くと約二時間かかる。)曳き上げた網は舟に積んでハザ場へ運んで干す。このようなことを一日一回〓二回繰り返すため、婦女は農作業をすることも出来ず、浜に待機していたという。漁がなく、収入がないことから生活は苦しくなり、遂には村中借金 of 泥沼へと引きずり込まれていくしかなかった。こんなことで、村中の田・畑・山林等は、ほとんどと言ってよいほど、借金の抵当に取り上げられて、自作から小作へと転落していった。やむなく生活のため家庭を後にして上州方面(関東方面)への出稼ぎとなった。大正中期から昭和初期頃は、出稼ぎをしない家庭は十余戸ぐらいだった。生活の為だった出稼は、昭和時代に入ると当然のこととなった。

出稼ぎの大部分は職人であり、職人の養成は徒弟制度であって、明治の後半、尋常小学四年を卒業(教え年十二歳)する

と、ほとんどが職人の年季をつとめた。当時は柏崎まで歩いて、そこから信越線で上京した。

大正十二年、関東大震災を契機に、震災復興のため東京方面への出稼が多くなり、これを俗に「震災大工」と言った。

| 出稼先   | 昭和十一年                   | 昭和十三年 |
|-------|-------------------------|-------|
| 北海道   | 男 一〇四<br>女 一八一<br>計 二九五 | 計 一八六 |
| 東京    | 男 一〇一<br>女 一一一<br>計 二一二 | 計 一八八 |
| 大阪    | 男 六<br>女 一<br>計 七       | 計 八   |
| 神奈川   | 男 九<br>女 一<br>計 一〇      | 計 一二  |
| 埼玉    | 男 三<br>女 五<br>計 八       | 計 七   |
| 群馬    | 男 三〇<br>女 九<br>計 三九     | 計 三五  |
| 千葉    | 男 四<br>女 〇<br>計 四       | 計 七   |
| 栃木    | 男 〇<br>女 〇<br>計 〇       | 計 一五  |
| 愛知    | 男 四<br>女 〇<br>計 四       | 計 〇   |
| 長野    | 男 一<br>女 三<br>計 四       | 計 〇   |
| 福島    | 男 一<br>女 三<br>計 四       | 計 〇   |
| 青森・岩手 | 男 六<br>女 八<br>計 一四      | 計 〇   |
| 秋田    | 男 八<br>女 〇<br>計 八       | 計 〇   |
| 樺太    | 男 三<br>女 〇<br>計 三       | 計 〇   |
| 台湾    | 男 五<br>女 〇<br>計 五       | 計 二   |
| 関東    | 男 四<br>女 〇<br>計 四       | 計 三   |
| 満洲    | 男 〇<br>女 〇<br>計 〇       | 計 八   |

昭和六年、上越線の開通でいっそう出稼ぎは多くなり、昭和十年～十五年頃は村中で青年団員はたったの三名（光村関平・近藤正一・田村勝義）となり、「村から出稼ぎをなくしたい。」これが当時の切々たる願いであった。県文化財主事、駒形貶氏の話、「自分の娘（高校生）に『越後』と聞いかけると、その答えは『米・雪・出稼』それに『離村』であった。」これが一般的な認識であろう。今は地域の開発により、通勤兼業農家となり、観光事業の定着もあって、ほとんど出稼ぎが見られなくなったことは、誠に今昔の感に堪えぬものがある。

#### 大工出稼ぎ

村の出稼ぎの中では、職人、特に大工職が多く、年季奉公という形で幼少の頃より家族の一員として、住込み、子守から炊事まで手伝い、八年から十年という永い年月をかけて奉公しながら弟子として仕事を習った。江戸末期（一



八六三年）弟子入奉公の証文がある。

現在の職業訓練での習業と比べてみよう。

### 大工弟子入奉公証文之事

一、私伴熊作せがれと与申者 当年拾三才ニ相成候者 此度大工職能望のぞニ付 貴殿方へ願入早速御聞濟被レ成候 当亥七月より米未七  
月八ヶ年季相定弟子奉公相勤申候処実正ニ御座候 右年季之内何様之儀被仰付候共不奉公無之様急度相勤メ可申候若不  
奉公仕候ハ御作法之通大工御留可レ被レ成共一言之御恨申間敷候

一、宗旨之義者は 浄土真宗 当所極楽寺旦那まがれ紛無ニ御座候 若御法度之宗門与申者有レ之候ハ何方迄モ罷出急度申被可レ仕  
候

一、御奉公之内 相煩わづら候共年季内壹ヶ月者 御用捨可被下候万一長煩ニ相成候ハ、年明之節以ニ日数相返候共 又者金子  
成共貴殿之御勝手次第可レ仕候 尤長煩致節者私方へ引取養生可レ仕候

一、兩度仕着之義者は貴殿御心附次第ト成リ然ル上者御手元ヨリ離レ何方ニ而モひとりご人細工仕候節者以ニ日数ヲ御作料御勘定可レ  
仕候 若シ作料日数より不足御座候ハ、年明之節年ヲ以成共金子ニ而モ貴殿御望次第ニ御勘定可レ仕候万一取逃かけおち欠落引込  
等候ハ、拙者不ニ申レニ及請人罷走レ急度ニ埒明貴殿へ少も御難題相掛申間敷候

右御定之通御奉公首尾能相勤申候ハ、持来之道具并ニ着類もちきたりのもの壹通無ニ相違ニ御渡可レ下候御定之通年季之外礼奉公無レ之候 依  
而弟子入証文請人加判如件

文久三壬亥八年七月 日

親 乙 藏 ㊤

奉公人 熊 作 ㊤

大工 弥之助 殿

受 人 松 之 助 印

#### 四 農具民具

農作業の方法の進歩や、生活様式の進歩・変化により、忘れ去られてゆく農具・民具も多い。そのうちの幾つかをあげてみよう。

##### ① 農 具

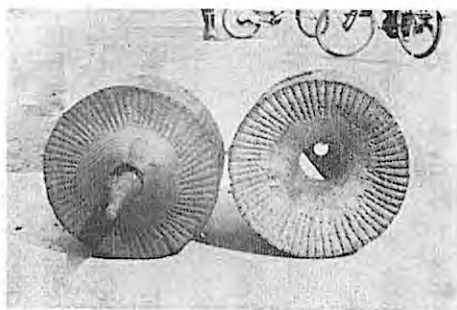
唐箕(とうみ)・万石・千歯・馬鍬・牛耕用具・足踏み脱穀機・俵編み機・小切り・箕・牛の背に荷物をつける鞍・いいぶり・手廻し脱穀機・手押し除草機・手面(てづら)・田植定規・鋤(すき)

##### ② 民 具

蓑(みの)・藁沓・ござぼうし・みのぼうし・石臼・粃臼・大八車・猫車・わらじ・はんばき・爪かけ・自在鍵・木鉢・土臼・機(はた)織り・イイカイ・一斗榼・炬ぶち・箱枕・ランプ・あんどん・丸まげの型

右のほか、漁具としては、櫓・梶・櫂・投網など、また養蚕の用具としてケバ取り機・綿切り機・まぶしなど。また、冬の初めには、味噌豆をつぶす機械が回ってきた。

(これは昭和三十七・八年ころまで)それから、これは特別の業者の手によったが、醬



木製ウス 田村勝義氏保存

油を作る機械が巡回してきて、一日がかりで醬油を作った。

## 五 水の確保

町の水道が入るまでは、縦井戸が圧倒的に多く、次いで横井戸・湧水の順で、各戸が確保していた。また縦井戸と横井戸の併用、また湧水との併用の家も数軒あった。また水脈の関係からか、水質のためか、隣家から天秤棒で運んでいた家もあった。同じ井戸でも水の量は自ら異なるので、渇水期には、もらい水、という所もあった。

## 六 炊事のしかた

### (1) ごはんの炊き方

最も多い変化は、「へっつい」からガス釜というパターンである。「へっつい」時代は松葉・雑木などで、また浜に寄った木を雨に打たせて塩分を取り、乾かして燃料とした家も多かった。終戦後、「文化」という言葉が流行したとき、「文化かまど」なるものが登場、たしかに早く炊けたが、炊き口が小さく、柴木を折って炊かねばならず、不便なので、間もなく使われなくなった。ガスも、都市ガスの入るまではプロパンガスを用い、又電気釜を使用した家もあった。「へっつい」は大谷石を使ったり、「台所改善」と称して、レンガやタイルを用いたりした。

### (2) 汁・おかず・調味料

煮炊きについては、大きないろりの上から自在鍵をかけ、つるのついた大鍋（家族が大勢いる家が多いので。）で作っ

た。食事の内容については、昔は栄養面で今日よりは不十分だったようである。逆に現今では主婦が外へ出て働く場合が多い関係から、スーパー等で加工食品を買って、手間をかけずに食事をする傾向も出てきている。料理の方法も、ごはんの場合に準じて、焚木から、ガスへと変わってきている。

調味料についても、とくに戦中戦後は不足していたので、醤油の代用として、味噌を煮出して使ったり、甘味については、柿の皮を干したのものや、終戦後は、サツマイモのふかしたのをドロドロにし、それに大根おろしをまぜて作ったアメを砂糖の代用にしたりした。砂糖キビを植えて、その汁を絞って使ったり、絞り汁を煮つめて使ったりした。塩は終戦後、多くの家で、浜で製造した。これは調味料というだけでなく、物々交換のための有力な財源となったが、専売法に触れるため、すぐに製造禁止となってしまった。

## 七 風呂

木の風呂桶に「おたふく釜」というのが最も多く、次いで地獄風呂・長州風呂などが用いられていた。これも戦後のいろいろな変化につれて、循環式のものが多くなり、桶もタイル・ホーロー・ポリ・ステンレスとさまざまである。燃料も、薪から石油・ガスへと変化している。

## 八 子どもの遊び

### ① 今は見られなくなった遊び

かつて、現今のような「過疎」などという情ない言葉の無かったころ、どこの村も子供たちの声でいっぱいであった。

「雪とけて村いっぱいの子供かな」これは信州信濃の俳人、小林一茶の句であるが、子供たちの遊ぶ声は、大人たちの心を和ませ、また、子供たち自身も遊びを通じて、お互の友情を深め、上下のしきたりを身につけていった。かつての遊びをあげてみると

「釘さし」「兵隊ごっこ」「輪まわし」「竹馬乗り」「竹トシボ」「陣取り」「石けり」「お手玉」「コマまわし」「面子（めんこ。俗に言うパチ）」「国取り」「水雷艦長」「おはじき」「助け鬼」「一貫二貫」「うずまき」「ユルミ鉄砲」「かんけり」「ケンケン」「馬飛び」「木登り鬼ごっこ」「草かくれ遊び」等々。

その遊び方は、

「木登り鬼ごっこ」……木から木へ登り伝って鬼をつかまえる。

「草かくれ遊び」……草原に集まって、鬼が目をつむっているうちに飛び出して、草の茂っている所に伏して鬼に見つけられないようにする。

「兵隊ごっこ」……まずボス（ガキ大将）がいる。ガキ大将は小学校6年ごろから「養成」されてあり、すでに当時にボスになるものもあるが、大体は高等科の生徒である。一編成は最低五・六名、多い時は二十人くらいのこともあった。

戦争は大半が夜間作戦で、殊に大作戦になると、奇襲をかけるために、夜であることが絶対必要であった。武器は棒が主たるもので、浜での白兵戦は、手榴弾戦（砂を海水で硬く丸めて造る。これなど、当たったら大変である。（禁止されているのに中に石をいれることもあった、石を投げることは固く禁止されていた）。戦い終われば、両軍とも大将の命に従っ

て、第二戦に持ち込むか、解散した。各字の対抗戦争もした。昭和五、六年のことである。

「ケンケン」……………一本足で、相手が倒れるまでもみ合う。

「一貫二貫」……………石をぶつけあそぶ。

「うずまき」……………うずまきの内と外との両方から走り、ぶつかったところでジャンケンをする。

「かんけり」……………かくれんぼの一つ。以上四つは、昭和三十年ころまであった。

「国取り」……………地面に、親指と中指（または人さし指）で、ウロコ状の線を書き、二人で交互にオハジキを

隣の区画へ進め、他との境界線に触れなければ、前の区画の境界線を消し、自分の領地を拡大してゆく。最終的には、自各の取った区画の広さで、勝負を決める。

「水雷艦長」……………水雷・大砲・艦長の役を、二つの陣営でそれぞれ決める。水雷は艦長より強く、艦長は大砲

より強く、大砲は水雷より強いというルール。互いに味方が勝つよう、コンビを作って、さまたぎに駆け引きをする。強い方が弱い方にタッチすると勝ちとなる。

「助け鬼」……………二つの陣営に分かれ、それぞれ鬼がいて、相手のメンバーをつかまえると、自分の陣営に次々に手をつながせて「抑留」する。相手陣営では、それを助けるために鬼をかわして抑留者にタッチすると、全員解放というルールである。抑留された者は自分の陣営に向かい、声をそろえて「助けえ来いや」と独特の節回しで訴える。

② 昔の子供の遊び道具

「竹ソリ」「コマ」「凧」「お手玉（俗称アヤ）」「竹箸」「竹馬」「ユルミ鉄砲」など。このうち、「竹箸」は、竹を

割り箸様にして作るもの。「アヤ」には、小石やアズキを入れた。「ユルミ鉄砲」は、榎の若い実を竹筒につめ、空気圧を利用したもの。同じ仲間に紙鉄砲があり。音と共に、相当の威力があった。

③ 昔の遊び唄

◎明治大正のころの子守唄

「ねん／＼ねこのけつにかにはいこんだ やっとこさでひっぱりだしたら又はいりこんだ」

◎てまりうた(1) 「浪子と武夫」

「一番初めの一の宮、二又日光中禅寺(東照宮)というのもあり。三又佐倉の宗吾郎、四又信濃の善光寺、五つは出雲の大やしろ、六つ村々鎮守さま、七つ成田の不動様、八つ大和の八幡宮、九つ高野の高野山、十は東京しんがん寺(本願寺)というのもあり。これまで心願かけたのに、浪子の病は直らない。武夫が戦地に行く時は、白きま白きハシカチを、打ち振りながら「ねえあなた早く帰ってちょうだいな」ごうごうごうという汽車は、武夫と浪子の別れ汽車、二度と会われん汽車の窓、泣いて血を吐くほととぎす」

◎てまりうた(2) 題不明、昭和十年代ころ歌われた。義経一代記。途中不明箇所あり。

「父は尾張の露と消え、母は平氏に捕えられ、兄はいずみに流されて、おのれ一人は鞍馬山。仇の平家滅ぼして、わが家源氏をおさんと、昼は学問や剣術に、人目を忍ぶ夜のわざ(途中不明、さいごの部分は次のとおり。)金売り吉次がお伴して、落ち行く道は奥州路」

◎てまりうた(3) 題不明、昭和十年代ころ歌われた。途中不明箇所あり。

「どんどこばいしやどんどこ、どんどこばにやどんどこ、どんどこばさやどんどこ、どんどこばしやどんどこ、どんどこばごん

やがれ。いーにのさんすけ、こちらへさあおいで、まあおいで。わたしの浮世に勝手も賞、負けても賞、種屋の一、種屋の二、種屋の三、種屋の四、種屋の五。いー取って、にー取って、さん取って、しー取って、ごんやがれ。

いただきざくろが一匁（もんめ）、いただきざくろが二匁、いただきざくろが匁三、いただきざくろがごんやがれ。あーりっしょがりっしょが、なーいりっしょがりっしょが、なーいりっしょがりっしょが、なーさんりっしょがりっしょが、なーしーりっしょがりっしょが、なーごーりっしょがりっしょが（おわりの部分）まずまず一貫つきまゝした。「歌の段階ごとに、まりのつき方にさまざまな変化があった。

◎縄飛び唄 昭和十年代に歌われた。

「大波小波、ちりちりはいて、またまたまたげ」

これは、長い縄の両端を二人で持ち、「大波小波」のときは振子のごとく左右に振る。それを一々二人の子が飛び、「ちりちりはいて」で、縄をくるくる回し、「またまたまたげ」のとき、飛んでいる子が縄をまたいで終わることになっていた。

九 行事

時代の変化と共に、行事にもいろいろ盛衰がみられる。主たるものをあげてみる。

一月 二 日 『仕事初め』 朝、ジョーバイシ（石）に向かって、横槌で糞をたたきをする。ひびが切れないように、小手などをつけ、だいたい五・六把の糞を打った。他の糞仕事をする人もあった。二日はまた買初めでも



あり、在郷町（椎谷・石地）に買物にでかけた。

一月十一日 『田打』正月のお飾りを下げて焼き、榊に入れ、松飾の松・楸・お明志などを持参し、豊作を祈願しながら、田打初めをした。

一月十四日 『小正月』神棚にまゆ玉を飾った。一月六日の山入れに水木を切って、まゆ玉かざりに使用した。これは、昭和三十年頃まで続いた。

一月十五日 『小正月』あずき粥（がゆ）を作り、朝二人一組になって、柿・梨・イチジク・桃・ザクロなどの枝にナタで傷をつけ、あずき粥を載せ、一人が木の名を呼んで、「なるかならぬか」「今年もならぬとハサミでちょん切るぞ。」と言うと、もう一人が「なります。なります。」と答え、果物の豊作を祈った。昭和二十年～三十年頃まで続いた。

一月十五日 『塞（さい）の神焼き』各戸から藁を集めて高く積みあげその中に、門松・締縄・お札などをいれて作った。火を付けると青竹に切り餅やするめをはさんで焼いた。この餅を食べるとその年は無病息災であるといわれた。子供は書初めを燃やし、高く舞い上がるのを楽しみをしていた。しかし年々規模が小さくなり各組毎に行なうようになった。「年毎に蝕（むしばま）れゆくこの浜に人集まりて塞の神焼き」（政幸）昭和四十五・六年ころからとりやめになったようである。



辺 浜 神焼きの塞

三月十五日 『鳥追い』家のまわりを横づちに綱をつけて引いて回り、「モグラモチャドコイッタ、ヨコヅチドンのおとおりだ。」歌った。大正年間まで。

三月十五日 『ダンゴまき（釈迦の涅槃会へねはんえ）』数日前に寺では子供二人くらいを頼み、鈴と箱と米袋を持たせて、「○○院釈迦の托鉢」と唱えつつ家々を回って、お米を集めてもらい。その米でダンゴを作る。（十四日に。）直径二センチくらいの円いアラレ状のものと、壇に供えるための、動物の形のダンゴを作る。アラレ状のダンゴは、釈迦の骨、動物は釈迦の死を悲しんだという動物の形である。当日は涅槃図をかけ、読経のあと参詣人にダンゴを撒（ま）いた。これはインドにおいて釈迦の火葬後、人々が争って遺骨を拾った故事による。戦後、保健所が、「不衛生なので、袋につめて渡すように」と指導したこともあって、衰退した。

また、個人の家でも釈迦の掛図を飾り、近所の子供達が来て、子供たちにダンゴをあげたところもあった。

十月中旬 『竹巻き』竹山所有者が二人、三人と、その家族総出で、竹が雪で折れる事を防ぐために、山の斜面と平行に竹の先端を何本か束ねて固定した。そして春になると、縄をとってやった。

十二月 『自斎』とり入れが終わり、雪が降る頃になると親類が交替で呼びこをして一軒に集まり、僧を呼んで先祖の話をし合いながら供養をして一日を楽しく過ごした。孫の多い家庭では、まことに多人数で、その日を待っていたようである。当日は餅をつき、家で取れた野菜物で色々と料理し、また余った品物は分け合って持ち帰った。後に村で十二月十日に定めて、呼びこはしなくなった。昭和十五年頃まで続いたと思

われる。

十二月二十三日

『大師講』川に行つて柳の木を切つて箸・杖を作つて仏壇に上げ、あずきがゆを炊いた。大師様は塩がま  
で火傷をしたので、塩を入れないで上げ、家の人達は、その後、塩を入れて食べた。昭和二十年と三十年  
ごろまで続いた。

春・秋の祭

当日『相撲』今の参道の燈籠付近に土俵があり、祭の当日相撲が行なわれた。

## 十 災害の記録

・遭難者

明治二十三年十一月二十四日、椎谷の梅屋が回船業をしていた当時、大崎の田村五郎治（家号、清五郎）と田村熊吉（同、五郎助）の二人が乗組員として働いていた。田村熊吉は本雇であったが、田村五郎治は大工が本職でたまたま帰郷して、熊吉さんに声をかけられて、船に乗り込んだ。明治二十三年十一月二十四日、角田より石を運ぶ途中、椎谷観音岬沖で遭難。熊吉は陸地まで泳ぎ着いたが、五郎治は職人であったので、泳ぎも達者でなく、転覆した船張にロープで身体を縛りつけ、漂着するのを待った。波、風はますます強くなり、長時間の漂流と寒気のため、遂に死体となって翌朝、大崎角兵衛の下の浜に破損した船張と共に打上げられた。当年三十一才であった。

。明治三十三年二月十五日、長磯の六郎兵衛と五郎左衛門の二人は、たかりすき（小さい鰯）に出漁して遭難、呼び声の届く所まで来ながら、転覆、死亡。

。昭和十一年六月七日、坂ノ下の又屋が、手先鼻沖合で鮫網操業中、遭難、死亡。

。昭和三十三年十一月十八日、田村山吉（屋号弥助）・近藤正一（屋号長吉）は、荒浜牧口へ角網（鮭網）乗子に頼まれて

操業中、しけを受けて死亡。

(一) 災害の記録

。仁和三年（八八七）七月六日 越後に津波をとまう大地震（M六・五）溺死者数千人

。文亀一年（一五〇二）十二月十日 越後南西部直江津を中心に地震（M六・九）

。慶長十九年（一六一四）十一月二十六日 越後高田に地震（M七・七）津波あり（以上理科年表より）

。明治三十年 披山の山崩

。大正十年 大風高浪

。昭和十九年 集中豪雨 大津橋流失石地駐在深見巡查殉職

。昭和二十一年 大風高浪 田村秀銈、道路下の建物流失、村内六ヶ所道路欠壊

。昭和三十六年九月 第二室戸台風

。昭和三十九年六月 新潟地震（M七・五）海水約二メートル引ける

。昭和四十七年九月 台風大波 高浪で石地小学校下の浜茶屋、県道が浪に洗われる

昭和三十六年九月十六日夕方、超大型台風が（瞬間風速五十八米）が県下を襲った。全国的被害は勿論のことであるが、台風の進路が佐渡と本県の間を通過したので、西山町、特に日本海岸地域（石地、大崎）の被害は激甚であった。

大崎では全壊四戸、半壊四十一戸、小壊三十戸で、被害を受けない家屋は皆無であった。しかし、人命被害がなかったことがせめてもの幸いであった。家屋の被害だけにとどまらず、一かかえもある大木が水平に鋸で切った様になぎ倒され、山林の被害も甚しかった。国の災害救助法が発動され、対策本部を設置復興を図った。大崎では、公共施設の全部、神社、公



第2室戸台風 全壊された住宅と土蔵  
押見丸吉



第2室戸台風 全壊された小島勇平

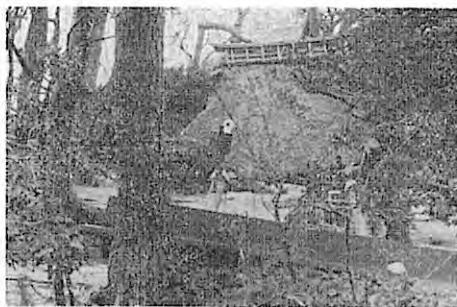


第2室戸台風 田村忠一郎

会堂、消防小屋、火葬場等全壊した。個人の被害が大きい中で、全壊した四施設を総力を結集して、これを再建した。台風が与えた物的被害は、前記の通りであるが、精神的（内面的）に与えられた傷痕は深くなかなか癒えず当時の小中学生など数年間は少しの風にもおびいていた。

## （二） 第二室戸台風

昭和三十六年九月七日発生した熱帯性低気圧は次第に発達し、八日台風十八号となり、（後で第二室戸台風と命名）発達しながら、十九時佐渡附近を通過し翌十七日北海道へ去った。その後佐渡海峡に副低気圧が発生し海岸地方では一時的に風



第2室戸台風 屋根だけ残った大崎神社



第2室戸台風 大崎神社神殿



第2室戸台風 阿部一栄宅の作業場

が弱まり、これで台風の心配はなくなったと思われた。しかるに十九時過ぎ吹き返しの風が猛然と襲ってきた。柏崎刈羽地方は平均四十五米、瞬間最大風速五十八米を記録する暴風雨となった。

被害は全町に及び特に海岸はひどく、大崎では全壊家屋四（小島勇平、押見丸吉、大崎神社、公会堂）三富栄一の二階建は階下がこわれ二階建が平屋となってしまう。屋根の被害は全戸におよんだが幸い人命の被害はなかった。翌十七日災害救助法が適用された。

### (三) 新潟地震

昭和三十九年六月十六日栗島附近を中心にM七・五の大地震があり、新潟、山形、秋田の各県で死者二十六人、家屋全壊一九六〇戸、半壊六六四〇戸、浸水一五二九七戸、その他船舶道路と多くの被害を与えた。

大崎では、津波が来るといふ警報を受けたので裏山に避難した。海岸では午後一時三十分頃海水が引き始め見る見るうちに海中の岩が出てきた。椎谷観音岬から石地大岩（石地入口）までほとんどの岩が出たという。館瀬海面から約二米ぐらいの岩場が見えたという。しかし、押返しは少なく砂浜の中程しか海水が来なく津波の心配はなくなった。

地震当時、石地小学校に勤務されていた田中一二先生（元西山教育長）は、石地漁港の海岸べりに建てられてあった電柱に押寄せてきた波の跡が残っていたので、海水からの高さを測ったら八十cmあったと、当時の模様を語っておられる。

### (四) 第二室戸台風と大崎神社の再建

第二室戸台風の時大崎村では神社、公会堂、火葬場、ポンプ小屋と公共的な施設は全部倒壊されたが翌三十七年これ等を再建した。其の趣意書がある。

### 第二章 村人のくらし



第2室戸台風 真蔵院参門



災害救助法を受け首相代理（植木法相）  
現地視察

大崎神社御由緒略記



本神社の創立年代は未詳なりと雖も、その歴史は古く、村発生の当初から幾星霜、その盛衰と共に在り、由緒は右に簡明に図示。生産、魚獵、縁結び等に勝れた御神徳と奇しき靈力の御加護の生成発展に垂れ給う事不思議なりと。崇敬の誠神明に達す折、その靈顯の程は村内近郷を問わず遠き旅先人の身上にも及びしと。その例数多く有り、古今を問わずと。

氏子崇敬者これを畏みて、近きは文政、天保の折の大崎城主筑前守高清の崇敬を初め社殿の改修、再建各人応分の金品の奉獻、社格の昇格具現等、神域の尊嚴維持発展に尽力する事範たり。斯道惟神の伝統、これ一重に神々の尊き御神徳に依るところ大。将又氏子の報恩の熱誠溢れる崇敬の念実とが相俟って神人和楽の聖交を結びしと。

大崎神社再建勸進趣意書



謹白 郷土出身の各位には益々の御清祥御発展の段、誠に大慶に存じ上げます。

大崎神社は由緒記の如く古来よりその御利益詢に尊く、氏子ひとしくその恵みに浴し、尊敬の念弥益に、大字大崎村の宗祖神として崇敬の誠が捧げられて居ります。

春秋二季の例大祭には、その都度古来より伝わる民族生成発展の労苦を物語る興趣深き里神楽奉納、参詣の老若男女は殿の内外に満ちみちて、村総員、親戚に到るまで共々の楽しみを有する祭日であります。この祭りを通じて明日の生活力への息吹きも新たに、神への感謝と己々が負持つ職務の責任を果たすことにその努力を惜しみませんと心に念じて互に生活の折目を正して参る。かくの如く大崎神社は私たちの生活と不即不離一体の關係にあります。

然るに皆様も御承知の如く、かの有史以来と称され、生死の肝胆寒からしめた第二室戸台風に依り荘厳なるさしもの御社殿も、境山外の鬱蒼と聳えこし老松の大樹等も、共に無惨なる様相を呈し、今昔の面影など現在を見る影もなしといった心痛限りなき状態にあります。公共建造物の全壊、民家の全壊、半壊、大破等尽大なる罹災の当村の現況ではありませんが、然し全村民の人命を御被護下さった大崎神社の御神力に対しまして、この様な状態に永らく放置致しておくことは誠に恐れ多く且つ忍び難い限りでありますので、御神慮を一時も早く安らかしめまして報恩の誠の実を捧ぐべく氏子一同一致協力の再建を決議、今度別紙事業計画書に依り再建計画を立てましたに付き、時節柄諸費多端の昨今ではありますが、大崎神社再建の御浄財の資に何卒乾坤一番御協賛下さいまして御寄進の程仰ぎ度く、茲に村民一同と共に心から御願い申し上げます。

日頃異郷の地にあらせられる皆様方から格別の御寄進を忝うして参りました事に付きましては、地元一同紙上を通じて厚く感謝と敬意の念を表させていただきます。

皆様の益々の御健勝と御発展の程御祈り申し上げます。

敬 白

殿

二四二

## 十一 戦争と大崎村

### 一、兵役に服された方々（略敬称）

阿部 文治 大正四年から六年ころまで高田連隊勤務。のちシベリア出兵一年のち帰還。陸軍上等兵。

田村 倉藏 大正二年、舞鶴海兵団入隊、同四年、臨時南洋群島防備隊解除第一艦隊に編入、呉を発ち、中国に向かう。六年、オーストラリア東岸及び新西蘭方面の作戦に参加、七年、現役を免ず。海軍一等水兵。

阿部 平次 大正三年高田五十八連隊入隊。十二月高田を出発し、満州事変に参加。陸軍歩兵上等兵。

阿部 清一 仙四水輪召集、昭和十二年高田三十連隊入隊。同年九月、高田を出発、朝鮮釜山を経て、天津着。徐州戦後方勤務、その後兵站勤務。昭和十四年帰還。除隊。陸軍上等兵。

西村 重雄 昭和十三年、北朝鮮会寧七十五連隊入隊。同十七年鉄道にて朝鮮縦断、釜山より輸送船にて大阪へ上陸、除隊。陸軍兵

長。

近藤 善六 昭和十四年、広島に集合し、ただちに満州綏芬河第二国境守備隊野砲第二中隊に入隊、同年六月、一等兵にて、中隊選

抜衛生兵となる。同年十二月、下士官候補者として、ハルビンにて教育を受け、兵長にて原隊復帰。十五年衛生伍長、

十六年衛生軍曹、十八年、衛生曹長。十九年、第五航空軍第四十四航空地区司令部要員として渡支、南京にて勤務、二

年、南朝鮮に転進、終戦を迎え、十月に博多に上陸、部隊編成解除。衛生曹長。

近藤 慶作 昭和十六年、十新発田連隊入隊、中支派遣、陸軍伍長。

若月 善一郎 昭和七年、現役兵として、東京中野の電信等一連隊入隊、八年除隊。同十年、予備役勤務演習のため電一応召、同年十

月召集解除。同十二年、仙台の工兵二連隊応召、兵站電信第四連隊に編入、宇品港を出、朝鮮を経て北支豊台着。十五

年、電信第九連隊に編入、同年帰国、九月召集解除、さらに昭和十九年、応急動員により、電信第二十五連隊に応召。

同二十年、北海道止若へ。ひきつづき樺太の国境駐留。終戦後止若にもどり、召集解除。陸軍軍曹。

田村 勝義

独立混成第三旅団第十六隊に現地入隊。昭和十五年敦賀出港、塘沽上陸、同十五年、十七年、山西省寧武縣寧武附近警備、同十六年、中原会戦参加、また、晋察冀辺区作戦、静楽南方作戦参加。同十七年、晋察予辺区作戦、南部大行作戦、山西省崞縣崞崗鎮警備。十八年十八春大行作戦、秋季冀西作戦。二十年、第二次河南作戦。二十一年五月、佐世保入港。陸軍軍曹。

田村 弘

昭和十七年、新発田連隊に入隊、二十年、ビルマにて戦病死。

押見 九吉

騎兵上等兵、内地勤務。

押見 吉寛

海軍一等兵曹。内地勤務。

田村 榮次郎

日本石油社員、軍属として台湾勤務。また、千葉県習志野へ入隊。その後、高田三十連隊に転統。陸軍上等兵。

田村 弘一

太平洋戦争参加。陸軍上等兵。

西村 貞一

所属部隊、ビルマ燃料工廠。昭和二十年、ビルマ、エナンジョン県シングー第五十四師団第一野戦病院において戦疾死、行年三十六歳。軍属。

武田 所一郎

明治三十七・八年外地にて、輜重兵・特務兵。現在死亡。陸軍二等兵。

武田 惣治郎

大正十年頃高田三十連隊勤務、騎兵。伍長勤務上等兵。第二回召集、白河。陸軍伍長。

武田 三郎

昭和六年頃高田三十連隊勤務。伍長。のち再度召集、北鮮へ。陸軍軍曹。

武田 一郎

昭和十四年内蒙古張家口第五通信隊勤務。同十五年召集解除。輜重兵。勲八等日色桐葉章受章。二十年一月、船舶通信第六大隊（曉部隊）勤務。六月、甲種幹部候補生。北鮮にて終戦。シベリナ、ソーガワニにて抑留。二十二年八月舞鶴へ引揚げ。陸軍軍曹。

光村 光雄

昭和十九年舞鶴勤務。海軍上等兵。

押見 博

昭和十九年、現役にて東京赤羽工兵隊入隊、ひきつづき満州東寧第三六一工兵部隊配属、ついで新京憲兵救習隊憲兵下士官候補生入隊、二十年卒業、憲兵兵長拝命。奉天憲兵隊本部鉄西憲兵分隊配属。二十年、終戦と共に治安維持に当たる。九月、ソ連軍によるシベリア送還開始。二十二年、博多港に引揚。陸軍憲兵兵長。

田村 秀鉾

中支派遣等十一軍独立山砲兵勤務。（昭和十七年入隊、中国湖南省武昌。昭和十八年江北せん滅作戦、常德せん滅作戦参加。十九年、湘桂作戦参加。二十一年六月、佐世保にて部隊解散。陸軍兵長。

田村 春治  
田村 栄一郎

昭和十九年、臨時召集にて、舞鶴海兵団入団。二十年、海軍水兵長に任ぜられ、滋賀空にて終戦。  
昭和三年、第一補充兵役編入。四年、教育召集にて電信第一連隊入営。七年、召集解除。同十六年、臨時召集により、工兵第二連隊に応召。宇品港出発。大連・関東州を経て、海粒爾へ。十七年、ハイラルより興安北省境を経て伊爾施に着き、新巴電信左翼勤務。さらに免渡河電信隊勤務。十八年通信勤務部隊要員としてハイラルへ。十九年、竜江省朱家頃に原隊復帰。六月釜山より昭南・泰・馬來を経て、ビルマ作戦従軍。終戦となる。二十二年、ラングン港を出て宇品へ帰還。陸軍曹長。

田村 久一  
田村 久栄

昭和十七年、軍属にてトラック島方面勤務。二十年十二月帰還。  
昭和十八年陸軍軍属にて、東部第八十五部隊勤務。南スマトラ、ペンドッポ（南方燃料廠）にて事務を担当、二十二年、佐世保上陸帰還。

光村 啓助

昭和十八年、仙台野砲兵第二連隊（東部第二十七部隊）へ現役にて入隊、十二月、憲兵学校入校。同十九年卒業。横須賀憲兵隊付。九月、陸軍憲兵学校付（教育係）二十年、平壤憲兵隊付。終戦と共にソ連軍により平壤三合里収容所に収容され、さらに満州廷吉収容所に収容さる。二十一年五月、中共軍に申し送られ、対国府軍戦に参加。公主嶺まで行くも、戦い利あらずして中共軍と共に新京まで撤退。新京にて民間人となり、苦難の生活を送る。七月、引揚開始、錦州へコロ島を経て、博多へ上陸帰還、憲兵伍長。

西村 正義

昭和十八年、東部八十五連隊入隊、シンガポールから南部スマトラへ。同二十年、独立歩兵六十五連隊入隊。二十一年、大竹港入港帰還。石油関係軍属・陸軍歩兵上等兵を歴任。

田村 久治

昭和十七年、教育召集にて東部六十七部隊（高田連隊）入隊。軍事教育期間終了、八月除隊。同十九年二月召集、東部二十三部隊（新発田連隊）入隊。五ヶ月後、福島連隊に転属、本土決戦に備え、青葉部隊を編成、群馬県高崎に移動。本土決戦に備える。その後終戦を迎え、九月復員。陸軍歩兵上等兵。

阿部 武司

昭和二十年二月一日、静岡県富士郡の陸軍少年戦車兵学校生徒として、第五中隊第五区隊に入校。二十年八月、解除帰郷。

高橋 政俊

昭和十六年、東京村山の防空連隊に入隊、十七年満州牡丹江省東寧に駐屯。後、ソロモン郡島コロバンガラ島へ移動（沖第三六一七部隊）さらに、ブーゲンビル島へ転進、十九年六月十七日戦病死。陸軍兵長。

三 富 武 雄

昭和七年、横須賀海兵団入団、九年航空学校入校、以来海軍航空隊員として勤務。十五年、中支方面に従軍、引き続き  
フィリピン十九年、博多航空隊にて終戦海軍少尉。

押 見 三 郎

昭和十五年五月、新発田歩兵第十六連隊機関銃中隊、現役入隊、同年八月、中支派遣軍歩、昭和十七年十月、満期除  
隊、陸軍歩兵上等兵。

光 村 関 平

昭和十五年、東京、近衛歩兵第一連隊現役入隊、昭和十九年、新発田歩兵第十六連隊へ応召、昭和二十年除隊、陸軍上  
等兵。

阿 部 政 雄

昭和十八年、関東軍へ、現役入隊、昭和二十年八月、終戦によりシベリヤ抑留、昭和二十四年、日本へ帰還、陸軍上等  
兵。

若 月 仁 作

第一補充兵にて応召、北満地区にて終戦。シベリア抑留後帰還。

若 月 三 治 郎

第二補充兵にて応召、仁作氏と同様の経緯にて軍従・帰還。

田 村 長 太 郎

二、右以外で従軍、戦死病没された方（西山町誌より転載、略敬称）  
明治三十七年七月三十一日 戦死、陸軍伍長。

田 村 藤 一 郎

昭和十二年十月二十一日。江蘇省にて戦死。陸軍伍長。

阿 部 仁 太 郎

昭和十八年三月二十四日、長野療養所にて病没。海軍三等兵曹。

徳 永 三 作

昭和十九年六月十九日、中部太平洋にて戦死。海軍兵曹。

押 見 吉 信

昭和二十年八月四日、岡山県玉野市にて没す。海軍兵曹。

青 木 平 二

昭和二十年四月一日、台湾海峡にて戦死。海軍軍属。

佐 藤 圭

昭和十九年九月四日 ニューギニアにて戦死。陸軍上等兵。

武 田 康 莊

昭和二十年八月八日、ルソン島にて戦死、陸軍兵長。

田 村 雄 司

昭和十九年十月四日、湖南省疾院にて戦病死。陸軍兵長。

佐 藤 敏 郎

昭和十九年十一月十七日、濟州島沖にて戦死。陸軍上等兵。

佐 藤 敏 郎

昭和二十年五月十五日、ルソン島にて戦死。陸軍曹長。

## 第二次大戦 地域別戦没者概数一覧



昭和56年4月15日

地域別に見た戦没者数（日本遺族通信より）

|        |          |         |        |
|--------|----------|---------|--------|
| フィリピン  | 518,000人 | スマトラ    | 25,400 |
| 旧中国本土  | 465,700  | 北朝鮮     | 34,600 |
| 南洋群島   | 247,000  | ジャワ     | 25,400 |
| 旧満州    | 245,400  | 千島以北    | 24,400 |
| ソロモン諸島 | 246,300  | アジダマン諸島 | 21,000 |
| 沖縄     | 186,500  | 硫黄島     | 20,100 |
| ビルマ    | 167,000  | 韓国      | 18,900 |
| ソビエト   | 52,700   | ボルネオ    | 18,000 |
| 西イリアン  | 53,000   | ベトナム    | 12,400 |
| 台湾     | 41,900   |         |        |

## 十二 江戸時代の村人のくらし（浦浜住民のくらし）

……庄屋西村家に伝わった古文書から……

江戸時代は領主が領民（特に百姓）に生きるギリ／＼の政策を行ったので、苦しい生活が続けられた時代であった。平常でさえ苦しい百姓、一度凶作に逢えば食べるものもない。元禄、宝暦、天明、天保の飢饉の記録はそれを良く物語っている。木の実、草の根を食い尽し遂には人肉まで食ったと当時の惨状が伝えのこされている。

既に産業編で石高に付いて記してあるが、大崎では本田高の外に浜高として五十余石が見込まれていた。天和年間迄は検見（塩の出来高）により取米（上納）されたが貞享四年（一六八七）に本田高に組入れられ本田と同じ取扱になった。本田の取米高に対しての減額は、大洪水に依る田畑の流出か山崩に依り潰地とならない限り減額にならない。天候に依る冷害、干害の凶作では容易に減額されなかった。大崎の浜高の場合は若干の漁業（地引網）からの収入も含まれてはあったが主たるもの塩焚稼であった。

製塩方法に付ては産業編で述べている通り、砂浜に何回となく海水を撒布し之れを濃縮したものを平釜で煮詰てつくったもので、砂浜が大風や大波でなくなったり夏季長雨が降り続いたりすると製塩は殆ど出来ない。天保年間などは浜の砂が二尺（約六〇センチ）も低くなり又長雨などで塩たき稼を休んでいる。塩焚を休んでも浜高は納めなければならぬ。当初二、三年は塩稼がなくとも外からの稼や先祖伝来の田畑を売ったりして弁納（他の収入で上納をする）してきたが何年と続くと、弁納する手段もなく遂に逃散するものも出て来た。食う事も百姓を続ける事も出来ず浜高に対しての減額が何回となく嘆願されている。

塩稼が出来ないときは、田も長雨に依る冷害を受け凶作である。浦浜人は稲の不作と、塩稼が出来ない二重の不作の上に塩焚用の釜の借入料や燃料の薪代金の支払をしなければならない。塩釜は柏崎大窪から一釜年間一メ六〇〇文で借受けており又薪は別山、鎌田、田中、甲田、大津などから定請山をし、その代金として塩や銀が支払れていた。冷害凶作により受ける浦人達の苦勞は里人（海辺でない百姓）の四倍五倍の苦しみであった。

塩焚の歴史は古く文禄二年（一五九三）からの記録がある。嘆願されている天保年間までの二百五十年間の内に四十七回の冷害作があり、天明元年から天保九年まで五十七年間に二十六回の冷害があった。二年に一回の冷害である。又天明年間



は天明五年を除いて七ヶ年、天保元年から天保九年までは連続八ヶ年の冷害であった。この引続く冷害に、浜高減額を何十回となく嘆願している。文化年間までは、その度毎に検見し引米減額している。最も引米された年は延宝八年で租率一ツ五分（平年度は五ツ）である。(2) 浜高検見手宛引された引米書を参照。

文化年間安達与左エ門の代になって、御定免となり手宛米も御引米も全くなく天保年間迄三十年間重税に苦しみ、想像を絶するものであった。上納に耐えず田、畑を売却するもの、欠落、逃散、捨児などするものが続出した。其の後始末は親戚や五人組という組織の中で、他の塩田持分の者が立替上納した。浜は荒れ百姓は離散する子供は親類に預ける。このまゝでは百姓を続けることが出来ない。遂に村も手の施し様もなくお上の御慈悲にすがりなんとかして貰いたいと、領主に上納の減額を天保二年より五ヶ年間十数回嘆願し続け遂に天保六年に、塩役金五兩の差免となり浜高に対して御引米が許された。当時の引米願書があるので、概要の説明を付けて記載した。（解説文は別紙に記載）

吾我の先祖が難渋苦行された事を忍び、又当時の庄屋、組頭、百姓代の血がにじむ様な苦勞と、之れを乗越えられた尊い歴史を永く心に留め置きたいものである。

尚当時の浦浜住民の生活と深いかかわりがあった、条目等も記載した。

#### (1) 浜方御引米願書

天保二卯年 引米願書 虫喰にて読難し

天保三辰年二月 再願書 〃

天保四巳年九月五日 再願書 〃

二月十日 清兵衛、五左エ門、角兵衛三人願出

天保四巳年九月

夏中雨降にて塩焚出ないので御見分を乞う。小前共（百姓のこと）は上納も納められなく、極々差詰り苦しく下々は離散するものさいあり、何率御聞濟下さる様嘆願

天保四巳年十月

再願書に対して役所より大崎村へ回答

何時頃本田高になったか、又何時頃から塩役金を納めたか、調査報告書を出す事

天保四巳年

寛政年中までは雨降の年は、夫々手宛米をして貰ったが文化年中、安達与左エ門の代、御田地御定免となり、夏雨降にても願い聞及なく、浜は残らず荒地となり、塩焚を止めているのに、浜高を上納させられ、弁納もして来たが遂に浜高が納められなくなった。

年柄による引米書を提出

天保四巳年再願書

新浜を含め浜高五拾壹石七斗三升と、古くから塩稼第一として来た最盛時には一釜に付き五斗余を焚き、村方で二千余俵も売出した。其の後浜が荒れて塩稼が少なくなった。殊に大風、大波で、砂浜が二尺も低くなり遣水<sup>き</sup>が出て塩が焚けない。一番よい場所でも七、八升ぐらいで薪代の半分にもならない。一釜に対し相当の損金を出している。釜の借代として柏崎大窪へ一釜一メ六〇〇文の借料を支払う。

一同塩稼を止め、拙<sup>つた</sup>く渡世五百文、百文集めても上納銭がない。先祖からの持来の田、畑売り払い上納を取繕っている。生活

することが出来ない。田や畑が拔崩れたとき、上納を引いて下さる様に浜高も是非見分して、同じ様に引米して貰いたい。宝暦年間浜荒れ塩稼がなく一家退散したものもあり、その浜高は持分外で立替納めて来ている。又坂之下道路下三軒は大波で家屋敷も崩れ塩浜も、家も無くなっている。外に逃散捨兒など出ておる現況どうか御検分して下さい。

天保四巳年 役所より

浜高引米願が出ているが浜高が本田高に含まれているので、浜高だけ容易に引米することは出来ない。塩役金は本年は免除する。なほ先に納めた、塩役金五兩を返すからそれを割戻せとの達示

天保四巳年十二月

塩役金の還付御礼 引米願は役所に留置かれ御沙汰のあるまで待てとのことだが、既に百姓相続けることが出来ない。とても待つことが出来ないので浜高も考慮願いたい。

天保四巳年十二月

浜高上納金として三拾兩借りたが三拾兩の金の返済を来年まで延期して貰いたい。

天保五年九月

借りた金を返す時期が来たが、まだ引米の沙汰がない。引米沙汰がなければ、借金も返せないし本年の上納も出来ない。

天保五年十一月

三十兩の金を分割返済する様にしたが、それが返済出来ない逃散するもの続出延期願

天保五年十一月



|            |      |        |             |     |            |
|------------|------|--------|-------------|-----|------------|
| 〃          | 十一亥年 | 〃      | 拾石          | 一ツ九 | 内七斗出水浜荒引   |
| 延宝         | 二寅年  | 〃      | 拾石          | 一ツ九 |            |
| 〃          | 三卯年  | 〃      | 拾八石五斗       | 三ツ五 |            |
| 〃          | 五辰年  | 〃      | 貳拾石五斗       | 五ツ  |            |
| 〃          | 七未年  | 〃      | 拾七石三斗五升     | 二ツ二 |            |
| 〃          | 八申年  | 〃      | 七石七斗六升      | 一ツ五 |            |
| 天和         | 二戌年  | 〃      | 拾五石五斗       | 三ツ二 |            |
| 貞享         | 四卯年  | 〃      | 拾八石壹斗五合五勺   | 三ツ五 |            |
| 〃          | 五辰年  | 〃      | 拾六石五斗五升三合六勺 | 三ツ二 |            |
| 元禄         | 二巳年  | 〃      | 拾壹石三斗八升六勺   | 二ツ二 |            |
| 〃          | 八亥年  | 〃      | 貳拾石壹斗七升四合七勺 | 二ツ九 | 是分本田入浜方ニ免推 |
| 〃          | 十丑年  | 〃      | 拾貳石三斗三升二合五勺 | 二ツ二 |            |
| 〃          | 十一寅年 | 五拾石    | 拾五石         | 三ツ  |            |
| 新浜壹石七斗三升   |      | 五斗一升九合 | 三ツ          |     |            |
| 〃          | 十五午年 | 拾壹石五斗  | 二ツ三         |     |            |
| 〃          | 〃    |        |             |     |            |
| 〃          | 十六未年 | 貳拾壹石五斗 | 四ツ三         |     |            |
| 〃          | 〃    |        |             |     |            |
| 第二章 村人のくらし |      |        |             |     |            |
| 二五三        |      |        |             |     |            |

|    |     |   |           |     |               |
|----|-----|---|-----------|-----|---------------|
| 宝永 | 元申年 | 〃 | 貳拾五石      | 五ツ  | 此年より浜高免五ツ定候   |
| 元文 | 二巳年 | 〃 | 貳拾三石      | 四ツ六 | 貳石夏中湛水ニ付浜差引   |
| 延享 | 二酉年 | 〃 | 貳拾石       | 四ツ  | 五石浜荒料         |
| 明和 | 元甲年 | 〃 | 拾八石五斗     | 三ツ七 | 五石浜荒料         |
| 〃  | 三戌年 | 〃 | 拾七石三斗     | 三ツ四 | 老石五斗浜忠の定請荒    |
| 〃  | 九辰  | 〃 | 拾七石三斗     | 三ツ四 | 右ノ外老石貳斗当浜手当   |
| 安永 | 五申年 | 〃 | 八石五斗      | 一ツ七 | 右ニ同じ          |
| 〃  | 七戌年 | 〃 | 拾六石       | 三ツ二 | 五石浜荒料老石五斗雨降手当 |
| 天明 | 元丑年 | 〃 | 拾三石       | 二ツ六 | 九石浜荒料         |
| 〃  | 五巳年 | 〃 | 拾五石一斗二升六合 | 三ツ  | 拾貳石老斗雨降手当     |
| 〃  | 六午年 | 〃 | 拾七石六斗壹升六合 | 三ツ五 | 九石八斗八升四合浜荒手当  |
| 寛政 | 元申年 | 〃 | 拾六石三斗一升六合 | 三ツ二 | 七石三斗八升四合 〃    |
|    |     |   |           |     | 八石六斗八升四合 〃    |

貞享四年本田高となつても見分の上、手宛米引米がなされている。

右百四十年間の平均租率は、三ツ一分である。取米にして約拾五石である。

寛政年間（一八〇〇）から天保六年（一八三五）迄三十五年間定免五ツで手宛米なく貳拾五石つつ取米された。従来より六一％の増税であり將に酷税であつた。

(3) 越後国刈羽郡大崎村明細帳扣<sup>ひかい</sup>

天保十四年に作製された「大崎村明細帳扣」があるのでこの明細帳により、村全体の状況を知り其の後に「浜方御引米願書」「五人組帳」「高札扣」「浦高札」「船中御条目」「御公載記」「御用達勅向書」村方仕来等通して、浦浜住民の生活を探って見よう。

一、本田高 貳百三拾五石四斗

大崎村

内

高五拾石

本田高ニ入浜方

高三拾五石七斗六升五合

屋敷、畑、山高共

残

高百四拾九石六斗三升壹合

田高

一、高拾壹石壹斗六升四合

但承応二巳年<sup>より</sup>己新田

一、高四升五合

但元禄十一寅年<sup>より</sup>新浜新田

一、高壹石七斗三升

但同年<sup>より</sup>新浜新田

一、高壹石九斗六升九合九夕

但元禄十二卯年<sup>より</sup>卯之新田

新田高四口

メ拾四石九斗八升九夕

本田新田

高総メ貳百五拾石三斗九升八合九夕

一、米七斗壹升四合

但大庄屋御藏番兩給米

一、浜方御役金五兩宛

但年々十月五日上納仕候得共浜荒に付御引米奉<sub>ニ</sub>願上<sub>ニ</sub>候所天保六午年<sub>ノ</sub>来<sub>ル</sub>辰  
年迄拾ヶ年之内御免被<sub>ニ</sub>仰付<sub>ニ</sub>候

一、大豆六斗四合

但現斗 御金納ハ無<sub>ニ</sub>御座<sub>ニ</sub>候

一、御年貢納之事

毎年十月十一月推谷御藏所江米納仕候勿論当村之儀ハ浜高屋敷畑山高共過分有<sub>レ</sub>之付年々米三、四石位米納仕相殘<sub>リ</sub>之  
分ハ御金納願上十一月入札之上米代金<sub>ニ</sub>而皆済仕候

一、神社九ヶ所 千光院支配

熊野三社大権現

石上大明神

諏訪大明神

式社

愛宕大権現

若宮

十二所大権現

稲荷大明神

式社

一、寺 貳ヶ寺

真言宗

千光院

真藏院

式社

一、薬師堂

同 宗

壹ヶ所



一、千光院隱寮

壺ヶ所

但境内南之方ハ伝十郎屋敷 北之方ハ掘筋迄 東方ハ水分 西向山 西ノ方ハ山道際境

一、御朱印地無御座候

一、御水帳之事

但先年ノ無御座候尤古来ノ高帳ニ而相用ひ来候

一、田畑仕附之事

但田方ニハ早稻、中稻、晚稻是々土地相応を見込植付仕候 畑ニハ大麦、小麦、菜、大根、粟、稗、黍木、土地見込作付仕候得共雪国之事故自分遺用も無之の売出候儀無御座候

一、当村起返切開新連上無御座候

一、当村御用木無御座候

一、村境之事

椎谷境ハ坂之下源七前ノ畑大崎村六右エ門屋敷附之畑畔境夫々山手ハ山畑共椎谷御畑と畔境夫々笹ノ入己之新田高五斗之場所ハ大崎村地内椎谷本田と一中略ハ椎谷、大崎、浜忠三ヶ村境此所之方角ハ酉戌之方椎谷地内戌亥子迄大崎地内丑之方浜忠地内ハ夫水ノ大久保一中略ハ二位殿角重郎風除外源之口惡水落口迄夫々同人家之下先年出入定抗迄夫々二位殿橋下半右エ門屋舗ニ打置候抗迄先年出入為取替濟証文之通 甲田出口清水落口迄榎ノ大崎村風卷上山道曲之所江見通夫々先年 浜忠村、大崎村論所新畑境夫々先年出入之節 彦助畑當時持主 新助畑下畦境少々 甲田村江地形下リ有之候夫々莫クニ山道右之方榎江見通左ハ次郎左エ門畑なり一中略ハ

甲田 大崎村共此所水分なり夫々当村 大津村峯水分ケ当村字<sup>ケ</sup>本木重三郎、嘉左エ門、清五郎、専右エ門 右四人之山ハ少々 大津村江地形下り候場所<sup>レ</sup>之以下略一

一、近村里数之事

椎谷<sup>ケ</sup>宅里 石地江一里 大津村江凡三拾丁余 甲田村江<sup>わおよせ</sup>凡拾三丁余 浜忠村江凡拾三丁余

一、大綱船 九艘

一、大綱引揚之事

四ヶ所有<sup>レ</sup>之<sup>ケ</sup>所ハ机立坂之下入会引候事<sup>ケ</sup>所ハ長浜と申所<sup>ケ</sup>所ハ鳥井之下<sup>ケ</sup>所ハ鰐<sup>ケ</sup>渚大津川下<sup>ニ</sup>石地村地内ニ而引来候尤 魚干場も右場所ニ干シ来候事

一、百姓居屋舖之事

西之方大海北国往来冬分ハ大風大波折々有<sup>レ</sup>之銘々之居屋敷波除土手年々拔崩候ニ付銘々之自前ニ而請仕漸住居仕候格別之大風大波ニ而自前ニ而請出来得候節ハ御上様江御注進御見分御願申<sup>テ</sup>助合人夫被<sup>ニ</sup>仰付<sup>一</sup>候事

一、男女稼之事

男女共田畑開作并塩焚商売重ニ先年ハ仕候得共近年ハ浜方不<sup>レ</sup>殘荒地ニ相成當時ハ渡世之致方も無<sup>レ</sup>之ニ付近村<sup>タ</sup>諸山村<sup>タ</sup>いたし薪代出或目料稼等いたし渡世送り其外商売無<sup>レ</sup>之候 当村ニ何にても名産物杯出来不<sup>レ</sup>仕候 春秋土用後少々宛鰯地引仕候外漁業一切不<sup>レ</sup>仕候

一、百姓農具之事

椎谷、石地、出雲崎三ヶ所<sup>ヲ</sup>入用之品買入仕候

一、御田地用水堰無<sup>サ</sup>御座候

一、少々宛水溜之事

是ハ所々ニ御座候得共年々村方ニ而修覆自前ニ而請仕候

一、野手山之事

少々宛所々ニ御座候共牛馬ニ養育草薊場村方御高札之内割出し入会地ニ御座候 右野手山之内明和年中村方相談之上千光院江寄附山沓ヶ所字針形山ノ風卷峯通先年浜忠村出入境迄尤境内山統ニ御座候

一、海岸往来之事

当村之儀ハ往来筋ニ候得ハ行倒人或ハ水死人流寄候節ハ早速御注進仕御見分之上取計方被<sup>ニ</sup>仰付候事

一、難波船之事

当村海辺ニ候得ハ難波船有<sup>レ</sup>之候節ハ早速村役人夫大勢召連罷出荷物諸道具無<sup>ニ</sup>粉失<sup>ニ</sup>様取揚船頭水主<sup>カ</sup>御書取早々御注進仕御見分被<sup>ニ</sup>成下<sup>ニ</sup>置候 尤御公儀様浦御高札之通沈荷物ハ拾分一浮荷物ハ廿分一荷物取揚候者共ハ為請取候得共天保亥年御触ニハ浮荷物三拾分一請取可<sup>レ</sup>申趣御触書承知仕候并元船代金ニ積立右分之一請取<sup>ニ</sup>之早<sup>カ</sup>冬分ニ相成候而当村ニ船登セ置越年致度と村役人江相願候節ハ大船小船ニ応じ地代金請取<sup>ニ</sup>之候右船登セ下ケ人足村方江相願候節ハ賃錢請取<sup>ニ</sup>之候事

一、御公儀御浦触并村送り箆等先年ノ継送来候

一、小川三筋

内沓筋ハ源之口二位殿川橋下ノ海岸迄大崎村地内年々川当村ニ而自前而請致仕候右端之道 浜忠村往来ニ候得ハ大波ニ

而道抜通行相成難候節ハ浜忠村役人ノ当村村役人立会右諸入用人足共浜忠村ニ而差出前面請仕来候 宍筋笹川当村御田地惡水弘川 宍筋ハ鰯ヶ渚大津川是ハ先年ノ御公儀御巡見様其外諸家様方御通行之節ハ石地大崎当村申合セ仮橋懸ヶ御通行有レ之候右之様之節ハ椎谷境ノ石地境迄鉞形打村役人罷出御案内仕候

一、浜長之事

椎谷境ノ石地境迄道法三十町位当村ノ大津江御検見様御通行之節ハ先年ノ当村石地三郎左エ門新田之中道大津村往来ニ候右新田開爰後ハ同人我儘ニ而大津村惡水弘川端江道切附候道去検見様御通行之節ハ当村ノ三郎左エ門江申遣候得ハ風除切破リ御通行道同人撤御通行有レ之候事ニ御座候得共近頃御定免ニ相成候ニ付右申上候川端道斗通行致し候先年ハ右様ニ御座候間申上置候

一、他村定請山之事（塩焚用燃料村山だけでは足りなく他村より借り借代金として支払った記録）

一、米一石三斗七升

山貳拾六ヶ所

但大津村ノ定請山年々椎谷御蔵所江斗納仕候

一、塩三升

山壹ヶ所

但同村ノ定請山年々同村江斗入仕候

一、塩拾五石五斗

山拾四ヶ所

但与板領別山村ノ定請山年々同村江斗入仕候

一、銀貳拾壹文五分

但同御領分同村定請山年々同村江上納仕候

一、塩九石六斗九升

山拾貳ヶ所

但出雲崎御支配所田中村を定請山江年々斗入仕候

一、塩三石六斗

山拾三ヶ所

但上山田を定請山年々同村江斗入仕候

一、塩三石

山三ヶ所

但出雲崎支配所船橋村を定請山同村へ年々斗入仕候

一、塩二石六斗

山六ヶ所

但鎌田村を定請山年々同村江斗入仕候

一、塩七石五斗七升五合

山五ヶ所

但甲田村を定請山年々同村江斗入仕候

一、米三斗

但下山田村を当村義右エ門方江伯楽代米山

一、御立山之事

但当村ニ無御座候

一、当村ニ社人 無御座候

但村方祭礼之儀へ往古を何方成共勝手次第社人相頼法 仕候

一、切支丹類族之事 無御座候

一、当所家数七拾四軒

内

貳軒

寺

壹軒

庄屋

三軒

組頭

六拾四軒

本百姓

四軒

名子百姓

人数合計三百四拾六人

内

四人

出家

百四拾八人

男

百九拾四人

女

右之者越後国荊羽郡大崎村田畑高辻其外当村有来候品々有無明細書面之通申上候

以上

右百姓代

多郎平

組頭

嘉左門

同

角兵衛

印

印

印

御役所

同  
五左右エ門 ⑩  
庄屋  
西村清兵衛 ⑩

(4) 浜方御引米願書

仕候儀恐人奉存候へ共年々浜高御物成弁納仕候てハ下々必至と難行立候間何率格別之以御勘弁右場所御見分被成下候様奉願上候右御聞濟無御座候てハ小前一同往々難波仕離散仕るより外無御座儀と歎敷奉存候依之厚御憐を以願之通御聞濟被成下候様偏々奉願上候依て村役人連印奉差上候 以上

天保三辰年二月

大崎村 百姓代 角 兵 衛

与頭 彦 右 エ 門

市 兵 衛

五 左 エ 門

庄屋 西村清兵衛

御役所

右之通願書二月十日清兵衛五左エ門角兵衛右三人にて差上候処去年中も願出候得共大崎村出入一件相濟候迄見合候様申付置候処願出候間何分此方にて預置様 申渡候被仰渡付ニ差上候様

天保四〇〇〇〇月又々以願書奉願上候扣

乍恐以書付奉願上候

当村浜高近年荒地ニ相成候ニ付去々卯年以願書御見分被成下置浜高物成之内年々御引米被成下候様奉願上候へ共御聞濟も無之依て辰年以再願書猶又御見分御願奉申上候得共是又御聞濟も無之往々御上納無納仕候てハ難行立歎ケ敷奉存候殊ニ当年ハ夏中より長々雨続ニて一向浜塩稼等不仕小前一同極々差詰り難決仕候ニ付御上様へ再三之御願不奉恐入又々今般押て願出候間格別之以御勘弁御見分被成下置候様重々奉願上候右御聞濟無御座候てハ下々離散仕候外無御座仕合何共歎ケ敷恐入奉存候間何卒厚以御憐愍<sup>ごりんび</sup>右場所御見分之上右願之通御聞濟被成下置候ハバ小前一同難有仕合奉存候依て村役人連印奉差上候以上

天保四巳年九月

大崎村

百姓代

角

兵衛

与頭

彦

右エ門

々

市

兵衛

々

又

左エ門

庄屋

西

村清兵衛

御役所

右願書差上候処十月十三日被仰渡候ニ付大崎村浜御高何頃より本田高入ニ相成候哉又塩御役金何頃より相納来候哉早々相調可申出之趣被御渡候ニ付早速取調同十五日横帳ニ相認ゞ先年より浜方免相御取加増減又ハ年々御引米御手宛等明細ニ書上



候処同日清兵衛御役所へ御呼出之上遂一御尋御座候処横帳ニ相認差上候通申上候所左候へハ以再願書願出候様被御付候ニ付再願書并先年より浜方免相御取加増減年々御引米御手宛明細書上帳老冊并横帳浜引何程上中下下々平均老引ニ付御高何程御役金何程と相認差上候扣左之通

浜方縄引書上 扣

覚

濱高五拾壹石七斗三升

此縄引貳百拾七引

内

三拾壹引半 川回引

残て百八拾五引半

上々濱上濱上ノ中濱上ノ下濱

中濱中ノ下濱

下濱下々濱

平均ニメ

壹引ニ付

御高貳斗七升八合三勺貳才ト  
御上様へ書上仕候全金書被御座候間向後御不審も御座候右之趣相心得可申候

但 繩壹引と申へ横幅六尋之閒ニ直ノ五閒壹尺堅へ波除土手下より海岸貳閒餘も往來除候迄古來へ堅間 貳拾閒餘も有之當時へ拾貳閒位ニ相成候尤壹軒前と申へ無定三引半位より拾引位迄所持主有之候外ニ

金五兩 但 鹽御役金

濱高壹石ニ付

錢六百六拾六文餘 年ニ上納仕候

但 兩替寄ニ年ニ少ニ宛増減有之

右之通濱高御役金共年ニ上納仕候所相違無御座候 以上

天保四 癸巳年十月

大崎村 百姓代 角 兵 衛 ⑩

組 頭 彦 右 衛 門 ⑩

〃 市 兵 衛 ⑩

〃 五 左 門 ⑩

庄 屋 西村清兵衛 ⑩

御 役 所

濱方先年より御引米書上

大崎村

濱方御高免相御引米書上

万治三年

一 高 五拾壹石七斗三升

取米 貳拾石六斗九升貳合

寛文九酉年

一 高 右同斷

取米 拾八石壹斗六合

同十一亥年

一 高 右同斷

取米 拾石

延宝二寅年

一 高 右同斷

取米 拾石

同三卯年

一 高 右同斷

取米 拾八石五斗

同五辰年

第二章 村人のくらし

濱 方

右同斷

右同斷

右同斷

右同斷

一 高 右同斷

右同斷

取米 貳拾石七斗

四ツニメ

内

七斗

出水濱荒引

同七未年

一 高 右同斷

右同斷

取米 拾石三斗五升

二ツニメ

同八申年

一 高 右同斷

右同斷

取米 七石七斗六升

メ

天和二戌年

一 高 右同斷

右同斷

取米 拾五石五斗

三ツニメ

貞享四卯年

本田入と相成候

一 高 右同斷

右同斷

取米 拾八石壹斗五合五勺

三ツ五分

同五辰年

一 高 右同斷

右同斷

取米 拾六石五斗五升三合六勺

三ッ貳分

元祿二己年

一 高 右同斷

右同斷

取米 拾壹石三斗八升六勺

同八亥年

一 高 右同斷

右同斷

取米 貳拾石壹斗七升四合七才

三ッ九分

同十五年

一 高 右同斷

右同斷

取米 拾貳石九斗三升貳合五勺

貳ッ貳分

同十一寅年

一 高 五拾石

右同斷

此年より新濱と相分分ル

取米 拾五石

三ッ

一 高 壹石七斗三升

新濱

取米 五斗壹升九合

三ッ

同十五年

一 高 五拾石

右同斷

取米 拾壹石五斗

貳ツ三分

一 高 壹石七斗三升

新濱

是より本田入濱方ニ免准し

同十六未年

一 高 右同斷

右同斷

取米 貳拾壹石五斗

四ツ三分

宝永元申年

一 高 右同斷

右同斷

取米 貳拾五石

五ツ

此年より濱方免五ツニ相定ル

元文二巳年

一 高 右同斷

右同斷

取米 右同斷

五ツ

内

貳石

夏中洪水ニ付濱差引

延享二丑年

一 高 右同斷

取米 右同斷

内

五石

明和元申年

一 高 右同斷

取米 右同斷

内

五石

壹石五斗

同三成年

一 高 右同斷

取米 右同斷

内

五石

壹石五斗

壹石貳斗

第二章 村人のくらし

右同斷

五ツ

濱荒引

右同斷

五ツ

濱荒ニ引

濱浜忠村定請濱荒ニ引

右同斷

五ツ

濱荒ニ引

濱忠村定請濱荒ニ引

當濱手宛ニ引

同九辰年

一 高 右同斷

取米 右同斷

内

五石

壹石五斗

壹石五斗

安永五申年

一 高 右同斷

取米 右同斷

内

五石

壹石五斗

拾石五斗

同七戌年

一 高 右同斷

取米 右同斷

右同斷

五ッ

右同斷

右同斷

當手宛引

右同斷

五ッ

右同斷

右同斷

鹽濱當夏雨降續ニ付御手宛并濱忠村定請濱荒ニ引

右同斷

五ッ



内

五石

壹石五斗

貳石五斗

天明元<sub>丑</sub>年

一 高 右同斷

取米 右同斷

内

五石

壹石五斗

五斗

五石

天明五<sub>己</sub>年

一 高 右同斷

取米 右同斷

内

五石

第二章 村人のくらし

右同斷

右同斷

當手宛濱浜忠村定請濱荒ニ引

右同斷

五ッ

右同斷

右同斷

安永五<sub>申</sub>年より右同斷

當夏雨降續ニ付鹽濱塩御手宛引

右同斷

壹石五斗

右同斷

五斗

右同斷

八斗八升四合

濱忠村定請濱荒ニ引

貳石

當御手宛引

但先年より濱忠村ニて當村より濱御高五石七斗六升八合定請仕鹽商賣仕候処追々荒地ニ相成置候之御引米奉願上候  
天明四辰年迄濱鹽稼いたし居候得共濱方弥々荒地ニ相成濱忠村ニて鹽商賣相止メ無據御見分奉願濱御高五石七斗六升八合

此取米貳石八斗八升四合

内

壹石五斗

明和元申年より御引米

五斗

安永五申年より御引米

八斗八升四合

天明五己年より御引米

メ貳石八斗八升四合

濱忠村定請御取米不殘御用捨ニ相成候

天明六年

高 右同斷

右同斷

取米 右同斷

五ツ

内

五石

右同斷

五斗

右同斷

八斗八升四合

右同斷

壹石

當手宛引

寛政元申年

高 右同斷

右同斷

取米 右同斷

五ツ

内

五石

右同斷

壹石五斗

右同斷

五斗

右同斷

八斗八升四合

當手宛引

八斗

右書面之通寛政年中迄ハ夏中雨降續之年柄ハ夫ニ御見込御手宛米被成下候得共文化年中ニ至リ安達與左右衛門様御代御田地御定免ニ相成候より夏中雨降續之事柄ハ其度ニ願出候得共御聞濟無御座既ニ當時ニ至ては濱方不殘荒地ニ相成濱鹽稼相止メ候ても御手宛も無之年ニ弁納仕候故濱方持主一同難行立難ケ敷存候

一 濱御役永之儀も元録元辰年より之御受取書所持罷在候其先之御請書無之此儀御見定ニ御書載無之別段之御請書ニ御座候

得ハ何頃より上納仕來候哉申上兼候得共元錄元辰年前之御請請取書無之候上ハ同年より相納來り候と奉存候  
前書之通先年より年柄寄御引米被成下候所相違無御座候 以上

天保四己年十月

大崎村 百姓代 角 兵 衛 印

組頭 彦 右 衛 門 印

同 市 兵 衛 印

同 五 左 衛 門 印

庄屋 西 村 清 兵 衛 印

御役所

右濱引帳繩引帳如此認メ差上候

右再願書左之通

乍恐以願書奉願上候

大崎村濱高五拾壹石七斗三升新濱共往古より御高請仕男女鹽焚稼第一ニ致其時節は鹽一釜ニ付五斗餘も焚揚村方ニて貳千俵餘も賣出候儀ニ御座候右様俵數も賣出候故御高并御役永共御請上納仕候得共其後追々荒地ニ相成其度ニ御引米も被成下又は御手宛等被成下候分別紙を以奉申上候右ニて欠ミも渡世仕候所近年ハ別て大風大波折々ニて濱方粉砂海面へ引出し地方貳尺餘も低相成其下荒砂ニて 水差込丹誠を運ひ候て鹽焚候ても一向無之鹽濱之内内第一之場所ニて焚揚候ても漸七八升位

ならてハ無御座焚がや之代錢ニも不行届候故差當り一釜ニも餘程之損分相立其上鹽釜之儀は大窪村鑄物師方より銘々借り請候所釜壹枚ニ付壹ヶ年壹百六百元宛損料差出し右旁隨分之損分ニ相成候ニ付一同稼方相止メ外いたし方無之拙く渡世仕五拾百文と取集メ候ても上納ニ引足不申年ニ弁納之分相嵩先祖より持來候田畑追々買拂是迄上納取繕候得共最早錢代ニ相成候品無之濱方持主之もの共必至と差詰候故去々卯之年より度々御引來御願申上候得共御聞濟無御座何共歎ヶ敷奉存候依之御田地山拔荒地墨ニ被仰付候御振合を以濱高も右同様御見之上御取加御役永共墨被成下候様持主一同奉願上候既ニ寶曆年中當村

申もの濱御高壹石八斗三合三勺鹽御役壹百貳百文餘所持仕鹽稼罷在候所前書奉申上通濱荒ニ付御高御役永弁納之手段無之家敷打捨家内一同退身仕上納村方ニて弁納仕候又候其後文化十三寅年十一月中當村

右三人之もの共大風大

波ニて居屋敷拔崩濱高御役永之場所打捨同村長濱と申所ニ引越右三人之御高御役永半減之分外持主之もの共辨納ニ相成候其下當村五郎吉と申もの濱御高七斗六升九合五勺鹽御役五百拾文餘所持罷在同人儀文政十亥年病死いたし候所同人女房右御高御役永上納等不行届十二丑年中漸ニ八歳ニ相成候男子壹人打捨退身仕右男子之儀ハ親類ニ申付預ヶ置候得共是等も無據外持主辨納仕夫々損分相嵩別て難澁至極仕候依之御見分之上御目通りニおゐて鹽焚方御試被成下候て願之通相違も無御座候ハハ墨御聞濟奉願候尤漁業御役永之儀ハ別段不被仰付候得共濱高并御役永共過分奉請候故上納不仕候漁業と申候ても鰯地引計ニて年ニハ無之六七年頃拾ヶ年餘ニて相懸之漁業方大金之様子ニ相見候ても入用引除キ銘々大勢ニて割符仕候へば究竟之男女貳人ニて壹前と定壹前ニ付金壹兩位ニ御座候得共此度濱方御高御役永共御用捨被成下候上ハ相當之御役永上納可仕候猶又一昨年も

女房同様離散之もの共三四人も相見候ニ付村役人より嚴敷利解申聞差止メ此上御聞濟無御座候へハ荒地辨納迎も不行届濱方御百姓一同離散仕候より外無御座敷ヶ敷奉存候 何卒格別之以御憐愍御領分ニ永御百姓續仕候様御慈悲偏ニ奉願上候依て村役人連印一札奉差上候 以上

天保四癸巳年十月

大崎村 百姓代 角 兵 衛 印

組 頭 彦 右 衛 門 印

同 斷 市 兵 衛 印

同 斷 五 左 二 門 印

庄 屋 西 村 清 兵 衛 印

御 役 所

右之通願書相認并濱方繩引張壹冊前書願面ニ有之候先年より御引米書上帳一冊右願書壹通共差上申候

右三通差上候所己之十二月廿七日以御書付被仰渡候御書狀之通左之通

但 御本紙村方ニ貫請置候

大崎村

右は當年違作ニ付濱高之内引方相願候へ共本田高之内ニ候得は容易引方及難沙汰候之閒願書諸書付共預置追て可沙汰候乍去當年ハ違作之上濱方稼出來兼一統難澁之趣相聞候間格別之譚を以當年之所ハ鹽御役金用捨申付候依之先達て取立候金五兩相渡候間其段一統へ 可割渡候 以上

己十二月 御 役 所

右御請書扣

差上申御請一札之事

當村濱方追々荒地ニ相成濱高所持之もの共必至と差詰濱御高上納之手段無之ニ付再三書付を以墨之儀奉願上候所格別之以御勘辨金五兩當年鹽御役金御用捨被仰付右金只今御下ヶ被成下小前一同致割符難有仕合ニ奉存候然ル所墨願之儀は本田高之内ニ候得ハ容易ニ御引方難被爲及御沙汰之旨ニ付願書諸書付共御留置追て御沙汰被成下候 段被仰渡難有奉存候乍去願之通御聞濟無御座候てハ迎も御百姓相續不行届儀ニ御座候間何分ニも御勘辨之程偏ニ奉願上候依之村役人連印御請一札奉差上候以上

天保四己年十二月

大崎村 百姓代 角 兵 衛

與 頭 彦 右 二 門

々 市 兵 衛

々 五 左 二 門

庄 屋 西 村 清 兵 衛

御 役 所

天保己年十二月濱高持主之もの共上納ニ差支候ニ付金三拾兩拜借願扣

乍恐以書付奉願上候

大崎村濱方荒地ニ被成候ニ付先達て書付を以奉願上候通濱之持主之もの共誠ニ差詰候ニ付金三拾兩拜借奉願上候所御時節柄

ニ付嚴敷御利解被仰聞奉恐入候乍去古來より御領分ニ住居仕罷在難有奉存候ニ付是迄錢代ニ相成候品物ハ不殘賣拂荒地高辨納仕候得共過々貧窮ニ相成離散仕候外無御座候ニ付無拋墨之儀奉願候所御聞濟被成下候哉殊ニ當年ハ世間一同大饑飢ニて金錢通用ニ差留り別て右もの共之儀は聯<sup>いさか</sup>之質物等も無之ものニ御座候得ハ如何様才覺取懸り候ても一錢たり共出來不行届剩扶喰<sup>あまつさ</sup>乃當さへ無之漸親類其外村方救ニて當時露命繫候族ニ御座候得ハ濱高辨納之手立無之重々奉恐入候何率格別之御慈悲を以右御收納丈之當テ金三十拾兩來午之十月迄御貸延奉願上候萬一御聞濟無御座候てハ御百姓大勢妻子共迄何共可仕様無御座候此段御勘辨偏ニ奉願上候右願之通御聞濟被成下置候ハハ一同難有仕合ニ奉存候 以上

天保四己年十二月

大崎村 百姓代 角 兵 衛

與 頭 彦 右 門

々 市 兵 衛

々 五 左 門

庄 頭 西 村 清 兵 衛

御 役 所

右之通御聞濟相成候 午之十月迄

天保五年九月廿六日差上申候願書扣御沙汰無之ニ付差上ル豊嶋純吉様御引越前

乍恐以書付奉願上候



當村濱方荒地ニ相成候ニ付去己年以願書墨之儀奉願上候所去當初ハ鹽御役金五兩御下ケ被成下一同難有奉存候得御共高御收納之分御引米御沙汰も不被成下殊ニ饑飢之年柄故必至と差困り無扨金三拾兩拜借奉願右を以上納ニ差向皆濟仕候然ル處當年之儀も今以御引米御沙汰無御座追々上納之時節ニも相成候へ共一金辨納之手宛無御座何共奉恐入候依之格別之御慈悲を以去年中願之通墨御引米之儀御聞濟被成下候様幾重ニも奉願上候依て村役人連印奉差上候 以上

天保五年九月

大崎村 百姓代 角 兵 衛

與 頭 彦 右 二 門

市 兵 衛

五 左 二 門

庄 屋 西村清兵衛

# 御役所

同年十一月六日去己之暮三拾兩拜借金之儀十月之期日ニ候處今以否申出候趣被仰聞候段同日清兵衛迎も才覺不行(届)候ニ付罷出候所大庄屋所ニて右之御沙汰ニ付清兵衛申上候ハ右一件ニ付今日罷出候段申上候只今才覺取懸り居候間今暫時御用捨被下候趣申上罷歸候 六日晚新湯へ差出し候もの罷越不來之趣ニ付無扨金拾兩新湯へ才覺ニ上納仕残り貳拾兩之は來未之十一月迄御貸延之願書十一月八日ニ差上候扣

乍恐以書付奉願上候

當村濱高荒地ニ相成ニ候ニ付三四ヶ年以前より度々墨御引米奉願上候所去己年鹽御役金五兩御用捨被成下難有奉存候得共御高御引米之儀否被爲仰付候ニ付誠ニ去暮之儀は格別之年柄ニて何共仕方無御座右御高御收納之分無據勘金三拾兩當月迄拜借奉願村方一同皆上納仕難有仕合奉存候依當春中より拜借人共へ申聞少々宛成共働出し拜借期月迄上納仕候様情申々付候得共露命取續さへ不行届もの共故色々手段を盡し才覺仕候得共出來不仕既ニ當月才覺迄手懸之場所頼方差遣し候得共引宛無之もの共故一金之才覺不行届奉恐入候依之 儀村役人共ニて金拾兩辨金仕返上納仕候残り貳拾兩之儀格別之御慈悲ヲ以來

十月迄延上納奉願上候 五六ヶ年以前其之以前兩人御收納之手立無之離散仕右もの上納濱高持主へ割付辨納爲仕候處猶又當夏中も御届奉申上候通拜借人之内百姓 と申もの拜借金并荒地高年々辨納ノ手段無之ニ付妻并子供兩人老母共召連立

去何れへ罷越候哉早速親類組合村内之もの共迄相尋候得共未ダ行衛相知不申候其外身分成右同様之もの相見へ候ニ付早速村役人共精々利解申聞差出置候儀ニ御座候依之御勘辨之内御引米奉願候左も無御座候て追々離散仕候より外無御座候何共敷ケ敷奉存候何率御慈悲之御勘辨ヲ以右願之通御聞濟被成下永く御百姓相續仕様偏奉願上候 以上

天保五年十一月

大崎村 百姓代 角 兵 衛

與 頭 市 兵 衛

彦 右 門

五 左 門

庄 屋 西村清兵衛

御 役 所

右之趣願書差上候所期月過去候儀別紙差上候様被仰付候ニ付別紙文言左之通扣

乍恐以書付奉申上候

去暮中金三拾兩奉拜借當十月迄返上納仕候様奉願候所當十二月六日迄否不申上候段御沙汰ニ付奉恐入候。右は拜借人之者共内新潟八五郎と申ものへ手懸り有之候ハハ八五郎へ才覺ニ差遣し候ニ付様子引合可申上心得ニて罷存候所存外手開取漸六日晚罷帰申聞ハ品能様子ニも相見候ニ付長逗留仕候得共閒違手切ニ相成無據被抛帰候之趣申聞一同當惑仕右之段前廣ニも不奉申上閒違ニ相成候段重ニ奉恐入候。此段偏ニ御宥恕奉願上候 以上

天保五年十一月

大崎村 百姓代 角 兵 衛

與 頭 彦 右 二 門

々 市 兵 衛

々 五 左 二 門

庄 屋 西村清兵衛

御 役 所

同十二月十三日清兵衛御呼出之上其村他村ニ定請山多分有之由右山之儀は鹽漬入用之定請山と相聞候。鹽漬壹引ニ付山何反何畝歩ト割合ニても有之候哉又は極ニ難澁ニ相成候もの共賣買實物等ニても差入候事相成候哉之旨御尋ニ付清兵衛夫ニ先之通仕來之通申上候處左候ハハ右之趣書面ニ認メ早ニ差出し可申候。尤清兵衛印よろしく趣被仰候。右書面扣十二月十日

## 差上候

乍恐御尋ニ付以書付奉申上候

當村濱御高追ニ荒地ニ相成候ニ付度ニ以願書墨之儀奉願上候所今般鹽濱繩引壹引ニ付他村定請山之儀反別何程と相定リ割合ニても有之候哉又は定請山小前ニて差詰候節ハ質入或は賣買いたし候義之趣御尋ニ付奉申上候。

此段當村之儀ハ海岸殊ニ小村地迫之村方故自分薪焼かや等も無御座候村柄ニ候得共往古より濱御高役永共御請上納仕其時節ハ鹽一釜ニ付五斗餘も焚揚村方ニて凡二千俵餘も賣出候儀ニ御座候。右様俵數も賣出し候故鹽焚揚方薪焼かやニ差支依て銘ニ自暖ヲ以最寄地領他村ニ不限定請山と取極いたし鹽上納又銀上納と取極いたし每暮他村之山地主ヘ銘ニ上納仕來或ハ米ニて取極候もの共ハ每暮御藏前ヘ計納仕候もの共ニ御座候處近年追ニ濱荒地ニ相成候てハ他村山主ヘ年ニ不納ニ相成候もの共ハ山主ヘ夫ニ相戻し既ニ此節ニ至り候てハ村方定請山之内半減餘も山主ヘ差戻し候儀ニ御座候。依テ鹽濱壹引ニ付反別割合等之儀共先年より決て無御座候。猶又濱御高所持不仕もの共ニても定請山所持いたし候もの共も有之濱御高餘分所持仕候ても定請山上納差滞候もの共ハ銘ニ山主ヘ差戻し持不仕候。定請所山賣買之儀は他村之地所ニ御座候故質地賣買等ハ一切不仕候。只今ハ自分焼用而已定請ニ仕置候得共是等も追ニ上納差滞候ヘハ山主ヘ何時ニても差戻し可申哉も難計何共數ヶ敷奉存候。近年鹽濱第一之場所ニて丹誠ヲ運び焚揚候ても漸七八升位ならでハ無御座候かや之代金半減ニも不行届候故差當リ一釜ニ付餘程之損分相立候ニ付一同鹽稼方相止メ拙く渡世仕五拾百文と取集メ候ても上納ニ引足不申年ニ辨納相嵩濱方持主之もの共一同必至と難行立候故乍恐 押て墨之儀 奉願上候間何率厚御勘辨奉願上候

右御尋ニ付奉申上候處少も相違不申上候。以上

天保五年十二月

御役所

天保六乙未年正月十二日清兵衛大庄屋所へ御呼出し當時濱方墨願之儀田村宗左エ門様御心得書を以被切渡候御心得書之(寫)左之通

大崎村濱方之内荒地御引米儀先年より奉願願書諸書附も預置純兵出府之上進達之及内談候所本田高入候ハ濱高之事故容易ニ御聞届難相成外様御聞合も有之候所同様之御振合も有之荒地御用捨無之右ハ田畑之山拔川欠米は反別石盛有之故何反歩内何反何歩損分と申事ハ凡ニも相分り可申候得共濱之儀は元來見積を以て心附附候ものニ可有之候間荒地之儀平人素人ニは不相分殊ニ御本田高之内ニ候得ハ不分明之儘ニ御領主様限りニ御聞濟難相成ハ勿論ニ候。乍去此上強て荒地申立御引米相願候得は鹽濱漁業津出ニ積出し等之譯巨細ニ御糺詰不得止候事公邊其筋へ御問合之上品ニより御檢地ニ被成御願候上ニ無之てハ御引米永引等之儀は御聞届ニ難相成候。左候ては村方莫太之物入も有之稱難行立候。相察し村方之もの共前書之譯柄心得も無之一圖ニ願立候哉ニ相聞候間一應無急度爲申聞候様純吉より申渡候間一同相談之上否早ニ可申出候。

同村之儀一昨己年御年貢上納金ニ差支右當として金三拾兩去年之十月迄御借延相願同月ニ相成候ても何共不申出候ニ付翌十一月初旬及沙汰候所才覺調達延引ニ相成候申訊いたし内金拾兩相納残り金貳拾當末ノ十月迄猶又御貸延之儀相願一體御年貢之當テ貸延之儀故外御貸金とも違猶更上納期日等閑ニ相聞候ては不相濟殊ニ清兵衛儀は御預金御用も相勤旁以右を差操取計方も可有之所其勝手儘之次第不埒ニ付右殘金貳拾兩御貸延難相成候間其段小前下ニへも申含早ニ上納可致候。右御書付正月十二日大庄屋迄御下ケニ付右否十八日迄日延相願罷歸候。右之趣村方へ申渡候所早急御取立相成候てハ難行立候

聞何率四月拾兩六月拾兩仕度候由強て相願候ニ付十八日差上候願書寫

乍恐以書付奉願上候

一昨己年濱御高持主之もの共御上納ニ差詰り金參拾兩去年十月迄御借延奉願上候所格別之以御勘辨御聞濟被成下置難有御候ニ奉存候。依て去年之春中より村役人ニて度々申付相働期月ニ無相違上納可仕様嚴敷申付置候得共一昨己年之凶作ニて去年之出來作迄諸米穀高直ニて漸露命之繋方而已ニて右期月ニ相成候ても一金 手段更ニ無御座必至と差詰り諸方最寄色々手段を盡し才覺仕殊ニ遠方 場所迄も才覺ニ罷越候へ共右期月過翌十一月廿日漸罷越品能様子ニも相見候ニ付是迄延るニ相成候得共才覺閒違手切ニ相成候趣ニ付其上延る之段得御沙汰奉恐入右ニ付金拾兩村役人限才覺上納仕殘金貳拾兩ハ當未ノ十月迄無據御借延奉願上候處今般早速御取立之趣被仰渡一同驚動仕何共可様仕無御座仕合 下清兵衛儀此節は御預り金御用も被仰付置候處右等を以差操も可遣所無其儀も右様不埒之趣御不審之程恐入候。尤至極奉存候へ共素より困窮之村方故毎々村役人連印ニて借出し金猶近年は同人御預り金之内ニ暮每差操いたし御上納爲凌候へハ追々御用金相嵩猶又引宛無御座もの共ニ候得ハ御大切成御預り金萬一違變等有之候てハ何共奉恐入候ニ付差操仕兼候次第依テ此度御取立之儀外御貸金とハ違ひ殊更御上納金ニ御座候故嚴敷及利解候所早急御取立も調達難行届候聞何率厚以御憐愍來ル四月中金拾兩六月中拾兩石兩月ニは懸命相稼急度無閒違上納可仕段精々願出候聞萬一右兩月之内及遲滯候ハハ村役人急度引請聊無相違上納候。此段偏ニ御聞濟被成下候様奉願上候。依て村役人連印奉差上候。 以上

天保六乙未年正月

御役所

|    |       |    |
|----|-------|----|
| 與頭 | 彦右    | 二門 |
| 〃  | 市兵衛   |    |
| 〃  | 五左    | 二門 |
| 庄屋 | 西村清兵衛 |    |

右之通御貸願之儀は十八日ニ差上濱方願之儀願下ケ之義は小前ニて色ニ難澁申立候ニ付未タ何共可申上様無御座候間追々利解申聞致候間何率二月五日迄御日延奉願上候。依テ二月八九日ニ清兵衛、市兵衛兩人御歎願書差上申候扣

乍恐以書付御歎奉申上候

大崎村濱御高荒地御引米之儀前々數度奉願上候處右は御本田高之義ニ付容易ニ願之趣御聞濟被成段追々御利解も被成下其上奉願も重々恐入奉存候得共當村之儀は古來は鹽稼重ニ仕田畑は御承知も被成下候哉一同之稼方ニ引足不申濱御高荒地以來いたし方無之外出之日科都て之薪焼かや等他村遠方ニ不限荷ひ出し營候へ共前前段之仕合不得止事猶又御引米之義奉願上候處此度御利解之趣村役人始一同奉恐入候。右ニ付墨御引米願之儀は何れニも差留ニ致數日晝夜共呼寄押て利解申聞候所左候ハハ墨願之儀は御願下ケ被成下其外御百姓永相續仕候様願上具候段相歎候。殊ニ先達て願書ニも奉申上候通 退身仕

猶又 右 人之もの共文化十三寅年十一月中大風大波ニて居屋敷拔崩候ニ付御高御役永之場所打捨同村字長濱と申所へ引越候ニ付右三人之もの共御高御役永半減之分并去午年夏中も御届ケ奉申上候通 申もの家内一同退身仕右六

人之もの共御高四石餘御役永共濱方外持主荒地高上納ニ割附辨納爲致不行届節ハ村役人ニて辨納仕候。一駄當村之儀は往古

より田地方濱方別段相分り 高掛等相勤居候。殊ニ濱方之儀は古來より莫太之鹽を焚出し右稼方ニ准し御見積を以御高被仰付候御儀ニ御座候得ハ只今田地方其外ハ餘荷等取計ひ候ても出銀承知不仕何共仕方無御座候。依之右爲御救と前前書六人も鹽稼仕度其節は是迄之通上納可仕候間此段偏奉願上候。右之通被仰付候上ハ一同如何様之難義も爲仕右ニて不行届候もの共ハ家内一同年季奉公又ハ何様之拙き渡世仕荒地高辨納爲仕候。此段御慈悲之御賢察奉願上候。依之村役人連印奉差上候。以上

天保六未年二月

大崎村 百姓代 角 兵 衛

組 頭 彦 右 二 門

同 斷 市 兵 衛

同 斷 五 左 二 門

庄 屋 西 村 清 兵 衛

御 役 所

右之通二月八日迄村方相談決着ニ付同日右願書差上候處田村宗左衛門様被仰聞候ニハ先願書此方ニ預り置江戸表豊嶋純吉様へ御内談可遣候間右之趣相心得罷歸候様被仰渡候

閏七月七日清兵衛御呼出其村方濱方願之義江戸表より御聞濟之趣被仰渡候。鹽御役金五兩當未年より來辰年迄拾ヶ年之内御



用捨被仰付候。右ニ付六人之もの共辨納高相調書上候様被仰渡候ニ付引取早速翌九日ニ右六人辨納之分横帳ニ相認メ差上候帳面左之通

覺

御濱高 壹石八斗三合三勺

同 斷 七斗六升九合五勺

五斗九升四合五勺

メ高 三石壹斗六升七合三勺

此御取米壹石五斗八升三合六勺五才 免五ツ

但右三人之もの共退身いたし候ニ付外持主之

もの共辨納之分

濱御高 五斗六升九合五勺

五斗六升九合五勺

五斗六升九合五勺

メ高 壹石七升八合五勺

高 八斗五升四合貳勺五才 右三人之もの共

同 八斗五升四合貳勺五才 上納高  
濱御高外持主

之もの共辨納高

此高取米四斗貳升七合勺壹才 免五ツ

第二章 村人のくらし

但 文化十三 寅年十一月中大風大波ニて右三人之もの共居屋敷拔崩候ニ付同村字長濱と申所へ引越御高御役永之場所

打捨候ニ付御高半減之分濱高外持主共辨納之分

濱御高辨納

メ高 四石貳斗壹合五勺五才

御取米 貳斗壹升七勺七才

右之通相違無御座候 以上

天保六年閏七月

大崎村 百姓代 角 兵 衛

與 頭 彦 右 二 門

同 斷 市 兵 衛

同 斷 五 左 二 門

庄 屋 西 村 清 兵 衛

御 役 所

右帳面差上候處

同十八日御白洲へ庄屋清兵衛 三人御呼出し七助儀は他出届奉申上候。依テ被仰渡候ニハ右辨納高相違違無之趣御尋ニ付相違無御座趣申上候處左候ハ江戸表へ右之段相伺可申候間追て追御下知可有之趣被仰渡一同引取被仰付候

十月五日御免定前庄屋組頭

御役所へ御呼出以御書付被仰渡候御書付之寫左之通

覺

鹽役金五兩也

右は濱荒ニ付當末年より來ル辰年迄拾ケ年之内鹽役差免之

天保六乙未年十月

御役所御印

大崎村 庄屋 與頭 小 百 姓 へ

覺

取米 壹石五斗八升三合六勺五才 濱高取米之内荒地之分

是ハ 三人之持分同人共濱荒離散ニ付當末年より來ル辰年迄拾ケ年之内取米差免之

取米 八斗五升四合貳勺四才 濱高取米之内

内

取米 六斗四升六合六勺八才 右取米之内荒地之分

殘て取米 貳斗壹升三合五勺六才 三人納米

是は 持分荒地にて立拔屋敷替ニ付當末年より來ル辰年迄拾ケ年之内差免之

右之通被仰付候間此後濱手入立歸り候様心可懸者也

天保六乙未年十月

御役所御印

大崎村 庄屋 與頭 小 百 姓 へ

右貳通共十月五日被成御渡候 以上

右ニ付十日庄屋組頭百姓代御禮ニ相廻り申候

其節御列座

御中老御取締役兼 豊嶋純吉様

御役人

安野和左衛門様 中町忠兵衛様 水澤五郎兵衛様

大庄屋役 安達六兵衛殿 中町吉兵衛殿

條目書や古い文書を讀まれる前に若干の解説をつけた。

# (5) 村 役 人

藩幕體制の村方では、庄屋を中心に組頭、百姓代（之れを村三役と言った）に依って村は治められていた。

庄屋 代官が任命したが多くは世襲されたので権力や金力は益々強力になつて行つた。職務は納税、水利灌漑、戸

籍、家督相續、財産讓渡百般に恒る事務、風俗の取締旅人の出入、消防業務、犯人の搜索捕縛、犯罪の予防一

切の司法警察としての事務も取扱つた。

組頭 庄屋を補佐する役目

百姓代 村民代表

一、五人組 江戸時代に出來た、村の末端組織で職分は、浪人、不埒なものの取締、キリスト教の禁庄、相互監視と犯罪の

密告通報、税其の他の義務を怠ると五人組の連帯責任、宿泊、往來者の監視通報、婚姻、養子縁組、相續遺言の立合、土地の移動、書入、質入売買には證明同意連印、種驗約の實行監視や土地の移動賣買を禁じ個人の自由は全く束縛され、人權は制限された。元和九年（一六二三）徳川家光が始める。

一、御高札  
禁制法令など一般に周知させるために、室町時代から明治初年に至る間町の辻や村の中心地、庄屋の門前に、高くかゝげた木製の揭示板で、材料は檜木を用いる事が多かった。江戸時代には横長の板に、草書、行書、かなまじり文を墨で書いた。

その揭示板を幕府のものは、正高札といわれその内容により、キリストン、徒党札、人馬賃金札、浦高札など其の他の名があった。

明治三年（一八七〇）大政官高札であとを斷った。

大崎村には正高札と浦高札の二ツがある。

一、御用達勤向書<sup>つとむせ</sup> 大崎庄屋、西村清兵衛、甲田庄屋、押見長左エ門は藩の御用達役を仰付られていた。御用達勤向書には、藩が年貢を取立てた。その年貢米を賣却し、諸經費に充當した殘金を、利殖のために、大崎、甲田の庄屋に預け寔加金として利息（年利約一割弱）を上納させた。藩は餘裕金で、金貸業をしたのである。それを預けた御用達役庄屋は年貢の納入と藩の利殖を計ることで大變苦勞した。又村内で上納差付のときは、藩からの預金の中から貸付けた（拜借金證文之事を参照）他村にも、貸付てある。

一、村方仕來 村三役が行政をする時の規約

(6) 差上申五人組帳之事

一 毎年被<sub>レ</sub>仰付<sub>二</sub>候五人組大中小百姓を組せ前地に店借下人等迄明細致<sub>二</sub>吟味あやし起もの差置不<sub>レ</sub>申様にして被<sub>二</sub>仰渡<sub>一</sub>奉得<sub>二</sub>其意候若致<sub>二</sub>不念<sub>一</sub>一組中に惡敷者御座候ハ、當人の儀ハ不<sub>レ</sub>及<sub>レ</sub>申庄屋五人組迄如何様此事可<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>候事

附 此五人組帳ニ記申人數之外壹人も除不<sub>レ</sub>申候御事

一 常々も道橋惡敷所無<sub>二</sub>御座<sub>一</sub>候様節<sub>レ</sub>之作可<sub>レ</sub>申候往行之儀ハ不<sub>レ</sub>及<sub>レ</sub>申作場道ニ候共田地廣致度儘<sub>セ</sub>バ、め申間敷候有來<sub>ノ</sub>所之道せむめ申候ハ、其のもの事可<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>候御事

一、人賣買彌堅令禁<sub>二</sub>之召使<sub>一</sub>之下人男女共年季十ヶ年を限度といへ共向後年季之限無<sub>レ</sub>之譜代召抱候共爲相對次第之旨改被<sub>二</sub>仰出<sub>一</sub>候間其旨相守可<sub>レ</sub>申候尤一季半季之者抱申候共請人を立其之上宗旨を改メ菩提寺ノ手形取抱置則御改帳書載可<sub>レ</sub>申候若御改帳上<sub>レ</sub>申候後抱申候ハ、其段致<sub>二</sub>御斷<sub>一</sub>此之もの何月何日抱申候書載可<sub>レ</sub>申候御事

附 人をかどハし商賣仕候其の御座候ハ、御注進可<sub>レ</sub>仕候御事

一、往行之外行來不<sub>レ</sub>知者一切宿借申間敷候從<sub>レ</sub>往行之所御座候共指たる用所無<sub>二</sub>御座<sub>一</sub>者之滞留致候者差置間敷候所不<sub>レ</sub>叫用所御座候而罷在候ハ、其趣庄屋五人組江斷差置可<sub>レ</sub>申候若不念ニ而宿<sub>ノ</sub>斷不<sub>レ</sub>申候ハ、五人組近所之者其宿江様子相尋不<sub>レ</sub>苦者御座候ハ、差置可<sub>レ</sub>申候其之他壹者又ハ鐘た<sub>ニ</sub>き不<sub>レ</sub>案成坊主道心者穢多<sub>ニ</sub>喰惣而非人等ニ一切宿申間敷候御事

一、子不者閑申候時ハ跡式田地家財之儀遺言候ハ、其砌庄屋五人組死人之一門立會家財致<sub>二</sub>相對<sub>一</sub>遺言之趣致<sub>二</sub>覺書<sub>一</sub>加判早速此方江相伺可<sub>レ</sub>申候若無<sub>レ</sub>遺言ニ頓死仕候ハ、其之死人之一門庄屋五人組立會田畑家財相改メ少々之物ニ而も粉失不<sub>レ</sub>致候様書印致<sub>二</sub>加判<sub>一</sub>相窺<sub>ニ</sub>可<sub>レ</sub>申候事

一、作人商人諸職人其之家職情人可<sub>レ</sub>申候若作等商等とも不<sub>レ</sub>在わさと罷在候者御座候ハ、可<sub>二</sub>申上<sub>一</sub>候御事  
附 獨身之百姓相預耕作仕付兼候敷又ハ其身不慮之仕合有<sub>レ</sub>之候而作等手入不<sub>レ</sub>成候者ニ候ハ、吟味之上親類ハ不<sub>レ</sub>及<sub>レ</sub>

申其之村惣百姓助合田畑不<sub>レ</sub>荒樣可<sub>レ</sub>仕候御更

一、當村之者又通し者惣而何者ニよらず從如何樣之儀ニ而も人を殺退申者御座候ハ、隣門之者迄常々申合互ニ出會留守置早速可<sub>二</sub>申上<sub>一</sub>候若打拂退申候ハ、何方迄も跡をしたい落付所江斷置可<sub>レ</sub>申更

一、胡乱<sub>うらん</sub>な者堂宮山林ニから滿り罷在候ハ、押置様子承届可<sub>二</sub>申上<sub>一</sub>候若退候ニ而參候ハ、ニ先付届其段御注進可<sub>レ</sub>仕候御手負之者又ハ往來不<sub>レ</sub>知死人等見出候ハ、早速可<sub>二</sub>申上<sub>一</sub>候御更

一、法事御用ニ而庄屋百姓御呼出被<sub>レ</sub>成候節ハ早速可<sub>二</sub>罷出<sub>一</sub>候御觸狀廻申時片時も無<sub>レ</sub>遅之村次江廻し諸事御用等油斷仕間敷候御更

一、神事祭禮葬禮年季之佛事或ハ姫取<sub>よめとり</sub>或ハ掣<sub>せ</sub>取諸事祝事等ニ至迄百姓不似合結構仕間敷候御更

一、何事ニ而も印判仕候砌自分之印印人ニ誂<sub>あつらい</sub>又人之裏判を借申間違候印判不<sub>レ</sub>持者ハ支度可仕候跡々々持來候印判自然失申候ハ、早速判求庄屋江其斷五人組長之名之脇ニ何月幾日々此判替申候と書付求候押置可<sub>レ</sub>申候御更

一、勅進、能、相撲、おや津り等其之外何ニ而も見分之類留置申間敷候御更

一、酒造申儀被<sub>二</sub>仰出<sub>一</sub>候御法度之通新酒屋仕立申間敷候勿論酒造米員數之儀毎方書上申上候外少成とも餘慶<sub>よけい</sub>造申間敷候清酒之儀も往往并ニ漁獵仕候所之外ニ而賣買仕間敷候更

一、海上又ハ川通之自然破船有<sub>レ</sub>之候ハ、早速出合荷物等相改破船ノ様子 船頭<sub>かこ</sub>水主相尋口上書取<sub>レ</sub>之船具等銘々書記船頭水主加判ニ而品々預り置其段御注進可<sub>レ</sub>仕候惣而流船道具見付候ハ、揚置御下知次第可<sub>レ</sub>仕奉<sub>レ</sub>得<sub>二</sub>其意<sub>一</sub>候御更

一、遣馬病馬又ハかたわ馬ニ而役立不<sub>レ</sub>申候とて捨用間敷候身帶不能成候手前差置候事難成候ハ、庄屋組頭吟味之上村中又ハ其之五人組ニ而介抱仕置可<sub>レ</sub>申候病馬候ハ、馬醫<sub>うまい</sub>越<sub>こ</sub>つけ養生可<sub>レ</sub>仕候 御更

一、馬老買仕候節庄屋江其段相斷買申候ハ賣人方ハ槌成請人を立手形取置買人方ハ手形遣<sup>やり</sup>可<sup>レ</sup>申候勿論其之村之毛附帳記置可<sup>レ</sup>申候行來不<sup>レ</sup>知馬一切調申間敷候<sup>更</sup>

一、何方<sup>が</sup>も自然放馬參候ハ近所村ニ引取介抱致置早速御注進可<sup>レ</sup>仕候病馬候ハ是又馬醫<sup>ふし</sup>ニ懸<sup>か</sup>養生可<sup>レ</sup>仕御<sup>更</sup>

一、田畑永代之賣買仕間敷候從質地成とも他領之者<sup>へ</sup>ニ<sup>す</sup>と入置申間敷候田畑質入候其身帶潰申候ハ年季之内ハ質ニ取候者ニ持作年季明候ハ御取上年季ニ不<sup>レ</sup>限質ニ入置候ハ早速御取上被<sup>レ</sup>遊之旨奉<sup>レ</sup>得<sup>レ</sup>其意<sup>二</sup>候勿論質入候節ハ可<sup>レ</sup>奉<sup>レ</sup>窺候御<sup>更</sup>

附 質地御年貢之儀ハ質取候其<sup>が</sup>方御納所可<sup>レ</sup>取候<sup>更</sup>

一、自然缺<sup>か</sup>落<sup>け</sup>し百姓有<sup>レ</sup>之節ハ庄屋組頭五人組立會家財粉失無<sup>レ</sup>之様改置御注進可<sup>レ</sup>仕候御<sup>更</sup>

一、毎年鉄砲御役改御座候此度も別而吟味御座候得共先年御取立後鐵砲取持者壹人も無御座候預り鐵砲も仕間敷旨奉<sup>レ</sup>得<sup>二</sup>其意<sup>一</sup>候御<sup>更</sup>

一、毒藥に世藥種一切賣買仕間敷候御<sup>更</sup>

一、村中大事出來候ハ早速火本缺<sup>か</sup>着<sup>け</sup>火を消可<sup>レ</sup>申候御藏所并御陳屋近所と見請候得ハ十五<sup>が</sup>以上男子早速缺着防可<sup>レ</sup>申候御<sup>更</sup>

附 御藏番之儀次ノ番江渡候節ハ戸別之上御付相改御藏番廻りも拜見候可<sup>ニ</sup>相渡<sup>ニ</sup>可<sup>レ</sup>申候御<sup>更</sup>

一、子供多持候共先祖<sup>が</sup>持來候田畑惣而預之外ニ少も分ケ申間敷候 但其親之代ニ求候田畑ハ親心次第次男江讓可<sup>レ</sup>申候尤其節庄屋方江相斷此方江窺可<sup>レ</sup>申候御<sup>更</sup>

一、村中家敷之儀此度相改申上候書付外新家堅建間敷候從居屋敷内ニも別棟此方江無<sup>レ</sup>斷して建候ハ引<sup>ひ</sup>ニ者<sup>は</sup>可<sup>レ</sup>申候并五



人組帳ニ載候名子前地之者身帶潰のき候ハ、其跡江外之者堅不<sub>レ</sub>移早速ニ者し可<sub>レ</sub>申候尤其節此方江窺五人帳江其之預書載可<sub>レ</sub>申候御意

右之條々少しも違背仕聞敷候五人組帳二冊仕立壹冊ハ差上壹冊ハ庄屋所ニ差置一ヶ月一度宛庄屋所江惣百姓寄合前書之趣致<sub>二</sub>披見<sub>一</sub>皆相守申候 以上

越後國

寛政貳 庚戌年五月

五人組印  
百姓代印  
庄屋印

御役所

(7) 高 札

唐物拔荷之儀毎々度々被<sub>レ</sub>仰出之趣も有<sub>レ</sub>之奉行所之手筋候而ハ毎度差押殿科等被<sub>レ</sub>訴事候處私領ニおゐてハ改出來候沙汰も不<sub>二</sub>相聞<sub>一</sub>候尤領内口留之番所川船改<sub>レ</sub>之番等所々ニ有<sub>レ</sub>之由ニハ候得共間屋之斷又ハ送狀を見改候迄ニ而荷物之改無<sub>レ</sub>之相通しニ、三人乗之小船旅船ニ至リてハ改ニも不<sub>レ</sub>及趣ニ相聞左ニ候而ハ可<sub>レ</sub>改出様も無<sub>レ</sub>之畢竟其之筋之役人等閑故之儀領主ニおゐて不念之事共ニ候依つて之以來ハ湊内川船改<sub>レ</sub>之番所并ニ湊見張番取共賣荷之分自然船之大小となく旅船風待汐掛之船共時<sub>レ</sub>之改<sub>レ</sub>之もの差出積荷之様子爲<sub>二</sub>見廻<sub>一</sub>送狀等見届唐紅毛持渡品ハ手秘見届箇數突合怪敷荷物と見請候ハハ荷主ニ上廻<sub>二</sub>切解ヤ可<sub>レ</sub>申候改送ハ不<sub>レ</sub>苦候不正之荷物或ハ秋荷物等見出候ハ、船人共ニ留置長崎大阪宛寄<sub>レ</sub>之奉行所江可<sub>二</sub>相届<sub>一</sub>候尤

召捕候ものお差出候ニハ不<sub>レ</sub>及候若不<sub>二</sub>呼出<sub>一</sub>して不<sub>レ</sub>叶筋有<sub>レ</sub>之候ハ、奉行所之差図次第家來不<sub>レ</sub>及<sub>三</sub>差添<sub>二</sub>宿村繼を以可<sub>二</sub>差出<sub>一</sub>候

但<sub>シ</sub>手拔見届候ニ付而ハ爲突合ニ手板印鑑相渡候様長崎奉行 京大阪町奉行江達置候間勿々より相斷番所ヶ所ニ應し請取可<sub>レ</sub>申候尤九洲并ニ長門周防國之儀ハ於ニ長崎表ニ相渡其餘中國比國之分ハ大阪町奉行所ニ之相渡候筈ニ候

一、口留番所陸荷之分も前條同様ニ候三ヶ年通候手板或ハ割帳之所有<sub>レ</sub>之候歟繼手印形無<sub>レ</sub>之手板ハ不正之ものニ準し候

一、所々番所ニ之不正之もの改出候ハ、番人共厚<sub>キ</sub>褒美可<sub>レ</sub>被下候若又口番所改落し、拔通し候ハ番人共急度可<sub>二</sub>申付<sub>一</sub>候

一、改方ニ付差支之儀も候ハ、長崎奉行所江問合可<sub>レ</sub>申候尤勿々番所改方様子長崎奉行所が密々見廻り候儀も可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>之間ハ其旨想違改方嚴重可<sub>二</sub>申付<sub>一</sub>候右之通相達候上も改方等閑之向も候ハ、領主之不念たるべく條念其趣可<sub>レ</sub>存候右之通從ニ公

儀被仰出ニ候條御觸書之趣急度可<sub>二</sub>相守<sub>一</sub>もの也

文化二乙丑年二月

椎谷役所

唐物拔荷之儀ニ付先年が度々相觸候處近年不正之商賣いたすもの有<sub>レ</sub>之趣粗相聞不届ニ候以來ハ海陸浦方村町問屋筋且船中ニ而も怪鋪ト見掛候ハ、相糺不正之荷物有<sub>レ</sub>之候ハ、早速荷物人共其所ニ留置荷物ハ所役人荷主立會封印之上願置長崎奉行所又ハ其之所之役人共立會荷物令封印可<sub>二</sub>訴出<sub>一</sub>候たとひ同類たりとも訴出るニおゐてハ其罪をゆるし荷物之多少ニ隨ひ褒美銀可<sub>レ</sub>被下事

一、秋荷差押候もの并村役人ハ勿論都而不正物附送候を差押訴出等おゐてハ其之支配筋役人場所ニ而始末相尋奉行所江其段可<sub>二</sub>相届<sub>一</sub>候於然ハ右之もの共奉行所江不<sub>レ</sub>及<sub>三</sub>差出<sub>二</sub>候間掛合之所を不<sub>レ</sub>厭心掛差押可<sub>二</sub>許出<sub>一</sub>候其荷ノ多少ニ隨ひ褒美可<sub>レ</sub>被下

候

一、薩洲さつしゅうの白糸砂綾限リ京都ニ問屋定置相廻シ對洲たいしゅうのハ□其外采種類唐物ト粉敷品まきらはしきハ箱詰之上朝鮮產之旨相記賣先送狀等粉敷無レ之宗對馬守役人以ニ送狀ニ相廻シ候右之外都而唐紅毛持渡之品ハ長崎表ニて買請五ヶ所條割ニ付宿元手板證文添相廻候儀ニ候手拔無レ之荷物之分ハ不正物ニ有レ之候其旨可ニ心得ニ事右之外先年せんねんの秋荷物之儀ニ付度々被ニ仰出ニ處之觸書之趣ヘ無遺失ニ急度可ニ相守ニモ也

右之通從 公儀被ニ仰出ニ候間急度可ニ相守ニモ也

文化二乙丑年二月

國々之廻船漁航海上ニおゐてハ異國之船相親ニ候儀ハ前々御法度之事ニ候今般浦々ニ於て異國船乗寄次第可ニ打拂旨改而被仰出候間船方漁民等彌いふく嚴重相守船之乗筋等可ニ成さけ異國船出會ざる様心掛可ニ申候若異國人ニ親ミ候儀を隱置後日於相願候ハ、可ニ被所嚴科有體訴出候ハ、一旦同意之者ニ而も御褒美可ニ被レ下候間不ニ相包ニ可申出者也

西二月

右之通當村ニ有レ之候御高札亨奉ニ差出ニ候 以上

天保五午年九月

御役所

|     |       |    |    |
|-----|-------|----|----|
| 大崎村 | 百姓代   | 角  | 兵衛 |
| 興頭  | 市     | 兵衛 |    |
| 庄屋  | 西村清兵衛 |    |    |



一、自然寄船辨荷物流束ニおいてハ揚置ベシ半年過迄荷主無レ之ニおめてハ揚<sup>べ</sup>扁<sup>べ</sup>し輩可<sup>レ</sup>取<sup>レ</sup>之若右之日數過荷主出來たりといふ共不<sup>レ</sup>可<sup>レ</sup>遺<sup>レ</sup>之岐度其所之地頭代官可<sup>レ</sup>請差圖一事

一、博<sup>ばく</sup>突<sup>とつ</sup>惣<sup>そう</sup>而<sup>しか</sup>緒<sup>けもの</sup>之者勝負堅可<sup>レ</sup>爲<sup>レ</sup>停止一事

右條々可<sup>レ</sup>相守之若於<sup>ニ</sup>相背<sup>ハ</sup>可<sup>レ</sup>被行<sup>ニ</sup>罪科<sup>一</sup>もの也

正徳元年卯五月

奉行

(9) 破 船 覺 (必要の部分だけ抜粋)

一、明和八年辛卯二月廿四日夜通しより同廿九日晦日<sup>ふたて</sup>上西大風故攝津国高郡俵屋孫三郎船神徳九千貳百石積廿一端帆船頭五兵衛水主<sup>かこ</sup>喝<sup>かつ</sup>食<sup>しき</sup>都而拾六人乗柏崎松平越中様御藏米并大豆小豆貳千九百五拾俵揃廿七日夜被<sup>レ</sup>致<sup>ニ</sup>出船<sup>一</sup>候處折節廿八日夜より晦日迄強風晝夜無<sup>ニ</sup>間斷<sup>一</sup>吹張終<sup>ニ</sup>椎谷<sup>一</sup>之坂之下長手岩少し上方ノ方ニ而裏底岩ニ相當<sup>リ</sup>候處半時程之内ニ底裏相拔候故拾六人共傳馬船ニ乗轉<sup>うつり</sup>少し磯口ニ向候半ニ大浪貳三枚打來海中江即時ニ打込終四人海底江相沈致<sup>ニ</sup>死去<sup>一</sup>候舟諸道具椎谷并ニ大崎兩濱江大浪故有増突寄候處椎谷大崎新定三ヶ所ニ而拾揚候處椎谷御役所より殊外御吟味強く被成候故二月廿八日より三月四日迄七日間之内ニ目立候物有増出し候故埒明申候同五日船から致拂<sup>ニ</sup>物<sup>一</sup>候處柏崎宮川安右エ門方より目代として同所焰魔堂町幸次郎と申ス召人ヲ買遣候強勢者故坂之下ニ而椎谷町と大喧嘩差起處故相延同六日ニ諸道具等竊<sup>せり</sup>賣<sup>り</sup>相払候百貫余ニ相成候

一、坂之下海中沈米椎谷町ニ而大湊石地等之船借集メ取揚大崎村ニハ少々も不<sup>レ</sup>爲<sup>ニ</sup>相構<sup>一</sup>之依大崎村并ニ船頭五兵衛椎谷大庄屋并町庄屋源兵衛方江相願候得共大庄屋衆御挨拶ニハ浦方ハ源兵衛掛候間彼方江可<sup>レ</sup>有<sup>ニ</sup>相談<sup>一</sup>由ニ候故右之段申入候得共源兵衛并町方御一統不<sup>レ</sup>致<sup>ニ</sup>了<sup>一</sup>簡<sup>一</sup>彼町ニ而□及所ハ有増取揚手足ノ及ハ御左成大崎村ニ由來候故差出候得共致<sup>ニ</sup>了<sup>一</sup>

簡五、六艘出三、四之内取揚候處不<sub>レ</sub>殘取揚御法式之通拾分一請取候右之仕合候間自今如何躰之難船候共大崎濱江走掛<sub>は</sub>有<sub>レ</sub>之候得ハ椎谷表<sub>ら</sub>如何様之儀申來候共此度之破船ニハ格式相定候間申すものニ有<sub>レ</sub>之候間向後當濱ニて難船之節ハ右之格を以可<sub>レ</sub>致<sub>ニ</sub>挨拶<sub>ニ</sub>候勿論沈物ハ大崎村ニて皆來<sub>ニ</sub>取揚<sub>ニ</sub>拾分一可<sub>ニ</sub>請取<sub>ニ</sub>候

一、沈米海水冷し時分十四、五日海底に濕<sub>うるは</sub>候蒸籠<sub>せいろ</sub>ニ掛蒸し候處相驗候ニ少しも相構無<sub>レ</sub>之候右之仕合故壹俵ニ付五百貳拾

文宛ニ千餘俵忍ニ賣拂候出雲崎廻米一俵ニ付<sub>キ</sub>代四拾文宛而積送彼町ニおゐて代六百文餘相拂候由承<sub>レ</sub>之候出雲崎直段壹俵ニ付七百四十文宛ニ賣拂候

一、掛揚米ニ付先達而數度椎谷江申入候處一切不<sub>レ</sub>致<sub>ニ</sub>了簡而其後三月八日有増掛揚相殘無<sub>レ</sub>之時分ニ被成大崎村江船五艘申來候由差出掛揚致させ候處五俵三俵拾九俵揚候船漸々壹艘有<sub>レ</sub>之候

明和八年 辛卯 三月

敬具

天保十己亥年

申 渡

御城米并ニ武家荷物其外商賣荷物とも海上而難船いたし候節荷物陸揚いたし候もの分一請取方之儀是迄區々之場所も有<sub>レ</sub>之哉ニ付以來別紙之通可<sub>ニ</sub>相心得<sub>ニ</sub>右ハ太田備後守殿ニ申上候上 明榮飛彈守申儀

亥七月

別 紙

御城米并ニ武家荷物其外商賣荷物共海上ニおゐて難波船および候節荷物陸揚いたし候もの分一請求之儀已來左之通可<sub>ニ</sub>被<sub>ニ</sub>相心得<sub>ニ</sub>候

一、浮荷物沈荷物ハ浦高札ニ有レ之候者船中之荷物ニ無之難船之節海中江散乱致海上ニ浮キ海底ニ沈候荷物之事ニ有レ之海上ニ有之荷物取揚候浮ものハ貳拾分一海底ニ沈候荷物取揚候ハ十分一請取可レ申候事

一、船中ニ有レ之荷物之儀ハ沈船ニモ可レ致程之水船并ニ沈船ニ而も淺場所之分ハ陸揚致候荷物三拾分一請取致而深海之沈船ハ陸揚致候分ハ拾分一請取全く之浮船ハ陸揚いたし候分一請取申聞敷事

右之通相ニ心得分一請取方之儀ハ寛政七卯年御觸書之通其之品相當之代金ニ而請取可レ申尤差向難決儀も有レ之共荷物ハ不殘荷主江相渡分一請取方之儀其之時々可レ被ニ同合ニ候

亥七月

右之通御勘定奉行明樂飛彈守様ハ御達相成候間海岸附町村役之もの共相心得高札揚にも認メ取差置候様椎谷町大崎村江可レ被ニ申付ニ候 以上

亥九月

御役所御中

大庄屋共江

天保十亥年九月十日被ニ仰渡ニ候

西村清兵衛

記置候

定 但シ船中御條目

一、於船中ニ御城米無ニ沙汰ニ仕聞敷萬一打米うちこめ澤手さわて缺米等準レ之御米ニ少々も隱置ニ之後日聞ゆるといふ共穿鑿之上船

第二章 村人のくらし

頭水主之儀ハ不ニ申及ニ品々ノ諸親類迄可レ被レ行ニ罪科ニ事

附 船中火之用心堅相守ニ之ニ且又諸勝負一切仕聞敷事

一、御城米船積之砌<sup>せき</sup>相帆柱<sup>せいはしら</sup>綱碇<sup>つなづち</sup>并糧米薪秣諸道具等ニ至迄海中ニ而可レ入分可レ積ニ之是々改遺請候以後何々之浦ニ而も私  
の荷物隠し候而不レ可<sup>レ</sup>積ニ之ニ若日和無レ之永致ニ逗留ニ糧米不足之時ハ何之浦ニ而も相調<sup>あひあつ</sup>其趣所之ものヲ證文取レ之自然  
偽糧米ニ準ル之商賣之米調積レ之ニおゐてハ急度曲事<sup>きどくじ</sup>ニ可ニ申付ニ事

一、遭ニ難風打米不能ニ而不<sup>レ</sup>叶時ハ糧米殘捨レ之其之上ニ而御城米捨可<sup>レ</sup>申候若シ自分之穀類等於ニ殘置ニ可<sup>レ</sup>被ニ取上ニの事

一、沢手米有レ之ハ入念可<sup>レ</sup>干レ之若シ海中ニ而船具相捨候而猶令<sup>せしめ</sup>ニ不定ニハ着船之湊ニ而可ニ相調ニ事

一、於ニ江戸ニ御城米不ニ相渡ニ候以前餘分無<sup>レ</sup>斷して陸江揚申聞敷事右之條々儘可ニ相守ニ之若相背族<sup>やんち</sup>ニ於レ有レ之者ハ訴ヘ出ベ  
シ從同類たりといふ共其科をゆるし御保うび可<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>下<sup>（從）</sup>之且又仇な<sup>あひまた</sup>むる様ニ可<sup>レ</sup>被ニ仰付ニ候自然隱置脇ノ相聞入候ハ

ム船頭ハ勿論水主かつしき等迄審<sup>しら</sup>可<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>行ニ罪科ニ者也

# (10) 御用公載紀

漁獵境論（浦濱ニ關係あるものだけ抜粹）

一、漁獵藻草中央限取之

一、藻草ニ役銀無<sup>レ</sup>之ハ獵場之無ニ差別一地元次第取レ之藻草ニ除<sup>（オイ）</sup>障<sup>（ハ）</sup>ニ新規漁獵禁<sup>（ハ）</sup>レ之

一、藻草漁獵場ニ障ニおゐてハ禁<sup>（ハ）</sup>レ之

一、磯獵ハ任ニ近浦之例ニ沖漁願ニおゐてハ新規ニ免<sup>（ハ）</sup>レ之

一、浦役永於<sup>（ハ）</sup>有<sup>（ハ）</sup>レ之他村前之浦たりといへども漁獵入會之例多し



- 一、浦役永ニ於<sup>レ</sup>無<sup>レ</sup>之居村前之浦たりといへども漁獵禁<sup>レ</sup>之
- 一、船役永ハ沖獵或ハ荷船可<sup>レ</sup>爲<sup>ナル</sup>繫役一
- 一、海境之分木ハ貳本建る例多し壹本ハ濱境可<sup>レ</sup>爲<sup>ニ</sup>網干場境ニ
- 一、運上船改メハ磯<sup>ろ</sup>沖江風一里程禁<sup>レ</sup>之
- 一、關東筋鮫繩諸獵之防ニ成候ニ付停止<sup>ニ</sup>之
- 一、一本針ニ而鮫釣候事盤<sup>は</sup>禁外たり
- 一、入海ハ兩頬之中央限之根付村又ハ其境見通シ境たるべし
- 一、鮫獵ハ十四、五町之内限<sup>レ</sup>之
- 一、魚獵入會場ハ國境之無<sup>ニ</sup>差別ニ取<sup>レ</sup>之

(11) 御用達勤向書

天保二年

御用達勤向書留并ニ證文 扣

卯五月

御預ケ金之事

一金四百七拾八兩

右之通憶ニ御預リ奉ニ申上候萬一不時御入用之節ハ被ニ仰付ニ次第御規定右之通年八朱之積リを以御莫加相添上納可<sup>レ</sup>仕候仍

第二章 村人のくらし

西村清兵衛

御預一札奉ニ差上ニ候處如レ件

天保二卯年十二月

御役所

西村清兵衛 印  
押見長左エ門 印

差上置 扣

——覺七件略ス——

天保八酉年十二月證文 扣

覺

一、永四百七貫九拾五文分貳厘貳毛

但 天保七申年十二月御預リ金高

一、永參拾貳貫五百六拾七文六分六厘六毛

但 右利息年八朱 酉年壹ヶ年之分上納

一、永五拾五貫文

但 天保八年十二月御預リ金

ノ 永四百九拾四貫六百六拾三文四分八厘八毛

内

永貳百四拾七貫參百參拾壹文七分四厘四毛  
永貳百四拾七貫參百參拾壹文七分四厘四毛

長左エ門 奉預 印  
清兵衛 奉預 印

右之通奉預候處相違無御座一候御用之節ハ何時成共返納可仕候 以上

天保八酉年十二月

西村清兵衛 圖  
押見長左エ門 圖

## 御役所

註

### 御用達

江戸時代幕府および諸藩の需要を弁ずる出入商人および職人を指し、また御用聞ともいう。幕府の金銀兩座人、金銀兩替組、呉服所をはじめ種藩の職元、掛屋等はいづれも當時の御用達の代表的なものであり旗本御家人に金融を行つた札差も一種の御用達である。

幕府諸藩は財政的に彼等の資力に負う所が少なくなつたから彼等の大半は苗字帶刀を許され扶持米を給せられる等身分の待遇の外に營業用にも種々の特權が与いられた。

(世界百科平凡社)

### (12) 拜借金證文之事 (藩から預つた金を借受けた證文)

印

一金五兩也

右之者當御納ニ差支無<sup>レ</sup>據貴殿御預<sup>リ</sup>金之内拜借仕度段御願申上候 格別御差繰を以書面之金子只今慥ニ拜借仕候處實證也 尤返納之儀者來申<sup>さる</sup>五月中元利共急度返濟可<sup>レ</sup>仕候萬一右期日返濟方差支候節ハ請人之私共引受急度返濟可<sup>レ</sup>仕候 貴殿江少も

御損分相掛用開敷候爲念親類引受拜借證文依而如<sup>レ</sup>件

弘化四丁未年十二月

|       |     |      |   |
|-------|-----|------|---|
| 大崎村金子 | 拜借人 | 五左エ門 | 團 |
| 親類    | 引受人 | 喜左エ門 | 團 |
| 同     | 斷   | 純左エ門 |   |
| 同     | 斷   | 與三兵衛 |   |

西村清兵衛殿

(13) 村方仕來之事(越後国荊羽郡大崎村明細帳扣より)

一、庄屋高之儀ハ高拾九石六斗御檢之割諸掛リ割兩様計相除候

一、年中種勘定有<sup>レ</sup>之節組頭 百姓代 庄屋方ニ相賄候節ハ一飯二升分宛ニ先年ノ相定メ村方ニ而入來候事勿論年柄ニハ増減有<sup>レ</sup>之候

一、御用ニ付キ庄屋 組頭推谷江出宿罷雜用一飯米一升五合ゾツニ御座候前書村入用雜用推谷宿雜用米合セテ何石何斗村方棟割ニ先年ノ御座候并ニ諸懸リ人足之内壹軒ニ付キ人足三人ゾツ割合ヲ以テ引殘る何百何十人ハ高割當之上右外落候人足三人ゾツかひ為差出候儀先年ノ仕來右人足三人棟割之譯ハ當村ハ往來ニ候得ハ日々<sup>かひ</sup>第村送り參所是等ニハ往來掛リニ候處村方廻リ人足ニ以たし銘々潰ニ候所時ニ寄<sup>かこ</sup>第坏ハ重病<sup>かこ</sup>人斗乗故誰成共居合次第ニ申付先村江早々繼送不<sup>レ</sup>申候而ハ萬一病死等いたし候得ハ村方江迷惑相懸候間右送人足等之儀ハ前々ハ高割ニいたし來リ候右等之儀旁往來一件有<sup>レ</sup>之候故如此先年ノ仕來候事

一、仲便給之儀 御座候尤先年々庄屋方ニ相勤候故餘荷之分ニ而如此然ル所庄屋分家差出候節  
右便給相讓候分ニ家爲ニ相勤ニ候事

天保十四 癸卯年二月

註

餘荷ニ給料を増す。雜給。村費用

#### (14) 諸國御巡見

天保九年（徳川十二代將軍家慶時代）諸國巡見様が御通行に付巡見使へ差出た伺書がある。

巡見使とは、江戸時代將軍の代替り毎に各地へ巡見して大名や代官の政治や民情を調査させた使者であるが、定員三十五名に従者も入れると百人以上の多勢であった。これを迎える庄屋や住民は大変なものであった。大崎通過は同年五月八日であった。

当時の情況が出雲崎編年誌に記されている。天保九年（一八三八）五月九日八ツ時分御着一行は石尾織部様、木内内記様、寛新太郎様従者百二十四人佐渡渡海巡見のため同十三日迄出雲崎に滞在、十三日五ツ半頃御出帆船、船歌あり、茶菓、

|     |       |
|-----|-------|
| 百姓代 | 多郎平   |
| 與頭  | 嘉左エ門  |
| 同断  | 角兵衛   |
| 同断  | 五左エ門  |
| 庄屋  | 西村清兵衛 |

お酒、肴、赤飯、香物と至れり盡せりのもてなしである。出帆に當ては高田様は大阪陣に御用被<sub>レ</sub>遊候陣太鼓、貝を御吹被<sub>レ</sub>遊候、長岡様は竹の貝を、新発田様も同様とあるからまさに大賑いである。

この様の御巡見は、寛永五年、寛永十年、正保元年、延享二年、天和二年、寶永七年、正徳三年、享保二年、寶曆十一年、寛政元年、天保度の十二回あったという。

天保九戌年

諸國御巡見様御通行ニ付

木ノ下内記録江差出候伺書寫

壬四月寫<sub>レ</sub>之置

西村清兵衛 扣

天保九戌年正月十二日

天明度筑紫從太郎様江別紙の趣相伺候所夫御附札を以御差圖御座候此度も都而天明度御差圖之通相心得可<sub>レ</sub>然哉此段奉<sub>レ</sub>伺候 以上

書面都而天明之度之通可<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>相心得<sub>一</sub>候

正月十二日

松平甲斐守家來

上 野 伴 助

以下三十一名 省略ス

右別紙之通

覺

一、御三方様被ニ召連ニ候御供上、中、下御人數夫々承置度候

致ニ承知ニ候別紙申達候

一、御休泊ニて繼馬并人馬員數何程心掛可レ申哉

人馬等之儀ハ通行已前<sup>いざ</sup>先觸差出し候之間其趣被ニ相心得ニ書面之外餘計之人馬用意不レ致様御申渡可レ有レ之候

一、御上へ通々御膳部等見苦數ク無レ之候ハ、有來を相用ひ御供之衆江も右ニ準ジ取計可レ申哉

膳部從<sup>レ</sup>是爲<sup>レ</sup>持申候家來膳部之儀ハ其之所之有合を以用ひ不足之品ハ取集物ニ而も不<sup>レ</sup>苦候間休泊有<sup>レ</sup>之向江兼而御申渡様致度候

一、御料理向魚物等之儀其節有合之品相用ひ可レ申哉

先達而申達候通一汁一菜申付候之間何ニ而も其所有合之品を以用候様御申付可<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>置<sup>レ</sup>候

一、御菓子兩度差出候分ハ一度差出し可<sup>レ</sup>申哉

差出ニ不<sup>レ</sup>及

一、御酒差出候節ハ御看三種程之心得用意可<sup>レ</sup>仕哉但シ御供之衆江も右ニ準省略仕差出し可<sup>レ</sup>申哉

上、下共一切相持不<sup>レ</sup>申候間其趣急度御申渡被置候様存候

一、御幕等見苦數無<sup>レ</sup>之候ハ、有來を用ひ可<sup>レ</sup>申哉

幕等爲<sup>レ</sup>持候間不<sup>レ</sup>及ニ用意ニ候

一、疊之儀御座之儀ハ見計表替可<sup>レ</sup>致候次之間等も見計拔替等可<sup>レ</sup>申哉

先達而御書付之趣も有<sup>レ</sup>之候間其旨相守尤疊替等ニハ不<sup>レ</sup>及候

一、御夜具用達可<sub>レ</sub>仕哉

一、中通夜具是又如何様取計可<sub>レ</sub>申哉

一、御足輕以下蒲團計與先格ニ拜見申候是又如何様相心得可<sub>レ</sub>申哉

夜具爲持申候并用人夜具之儀も是ト爲<sub>レ</sub>持申候大勢之儀ニ候間拾人以下々迄ハ難<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>持候之聞於<sub>二</sub>其所<sub>一</sub>御請候様可<sub>レ</sub>致候 但綿布相用候様急度御申付可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>置候

一、俗衣等之品上、中、下之方品柄并敷何程心懸可<sub>レ</sub>申哉

俗衣其外床飾等差出候儀無用可<sub>レ</sub>致旨休泊有<sub>レ</sub>之向候ハ前廣ニ御申渡候様存候

一、居風呂桶其外盥右ニ準<sub>レ</sub>候類御上之分ハ新規ニ申付其餘ハ見苦敷無<sub>レ</sub>之分ハ有來ヲ用ひ可<sub>レ</sub>申哉  
上、下共新規用意不<sub>レ</sub>致古候共有來を用ひ候様致度候

一、障子張付等之類損候ヲ取計取繕可<sub>レ</sub>申哉

障子張替ニ不<sub>レ</sub>及候

一、御休泊リ家根可<sub>レ</sub>成ニも御用達候分ハ少々御挾ニ而も新規立繼等ハ仕聞敷哉

休泊リ之場所手挾ニ候共不<sub>レ</sub>苦候

一、御旅中領分之内野間イ山間イ之場所江御小休所等仮補理等仕候て湯茶等差出置候様可<sub>レ</sub>仕哉  
不<sub>レ</sub>及ニ此儀ニ候

一、御休泊江之使者役人度々差出可<sub>レ</sub>申哉

御用之外御使者ハ差出候儀無用ト可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>致候



一、御湯殿雪隠等隨分手輕ニ可<sub>レ</sub>仕<sub>ト</sub>奉<sub>レ</sub>存候

先達被<sub>ニ</sub>仰出<sub>一</sub>候御書付之趣も有<sub>レ</sub>之候聞其趣可<sub>レ</sub>被<sub>ニ</sub>相心得<sub>一</sub>候

一、御駕籠御召替用意仕差出置可<sub>レ</sub>申哉

駕籠用意ニ不<sub>レ</sub>及候

一、御供之内若病人等有<sub>レ</sub>之候節之多め山駕籠四、五挺も用意可<sub>レ</sub>仕哉

一、御供之内御駕籠之もの并其外病人等有<sub>レ</sub>之候節代リ有合之品ニて可<sub>レ</sub>然哉

供之内病人有<sub>レ</sub>之節代リ之者可<sub>レ</sub>被<sub>ニ</sub>心懸<sub>一</sub>之段尤も乗物繼人馬ニて打越候聞其趣被<sub>ニ</sub>相心得<sub>一</sub>若病人等有<sub>レ</sub>之節も人足之

外別段雇之もの不<sub>レ</sub>致候 但繼人足之儀故着板着爲<sub>サ</sub>不<sub>レ</sub>申候勿論面々其趣可<sub>ニ</sub>相心得<sub>一</sub>候 書面一打<sub>ヒトツキ</sub>ケ條之趣則下札ニ

テ申達候此外先達而被<sub>ニ</sub>仰出<sub>一</sub>候御書付之趣も有<sub>レ</sub>之彌々其旨可<sub>ニ</sub>相守<sub>一</sub>事ニハ候へ共心得違無<sub>レ</sub>之様御申渡可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>置候

右之趣奉<sub>レ</sub>伺候 以上

十二月

榊原式部大補家來

牧野新之丞

以下 三十三名 省略

筑紫從太郎様ニて御渡之御書付左之通

筑紫 從太郎

召連候人數

四拾五人

侍分 拾六人

足輕 拾人

大久保 長重郎

中なかつ間 拾人

召連候人數

三拾人

侍分 拾三人

足輕 六人

中間 拾壹人

召連候人數

三拾人

侍分 拾三人

足輕 六人

中間 拾壹人

掘 八郎右衛門

右之通召連申候

別紙

覺

一、御三人様之人馬御遣高

別紙書付之通

右ハ御先觸ニテ相分リ可レ申候ヘ共前廣ニ相心得申渡候

一、御三人様之御知行高

高二千石

木下内記

高貳千貳百石 石尾織部

高千五百石 寛新太郎

一、御三人様之御紋所并御合印

紋所并合印別紙書付之通

一、御三人様御精進日

公儀御精日之外無レ之

一、御三人様之御家來御役人名前

家來共性名發足前可ニ進達ニ候

一、御三人様之御牽馬有無

如ニ先規ニ牽馬無レ之

右之通御問合申上候以上

酒井修理大夫家來 宇佐美金右衛門

正月十二日

一、正月二十一日木下内記様ニて御用人 佐田直右衛門を以御挨拶左之通

木下内記

召連候人數

四十人

待分 拾六人

足輕 九人

中間 拾五人

第四編 文化編

石尾織部

召連候人數

四十人

待分 拾六人

足輕 九人

中間 拾五人

寛 新太郎

召連候人數

三十五人

待分 拾五人

足輕 七人

中間 十三人

右之通召連申候

別紙

覺

一、人 足

百貳拾人程

一、本 馬

三十疋程

輕 尻

右者三人

御朱印人馬雇人馬共ニ風右之見込ニ而少々増減可有レ之治定之儀ハ先觸ニて御承知可有レ之候

一、紋所ハ紋本之通

一、合印菱崩

木下内記

一、同 石之字

石尾織部

一、同 巴之字崩

寛 新太郎

右之通ニ候

正月

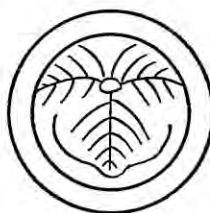
木下内記様



石尾織部様



寛新太郎様



右之通江戸從御屋鋪椎谷御役所へ御下し被レ成候ニ付大庄屋所迄御下ケ候被レ成候ニ付寫置候

天保九戌年壬四月



## あとがき

急速な社会の変転によって、ともすれば昔のことが忘れられ又捨てられがちになります。所詮、大崎もその域外にあることは許されません。「温故知新」の言葉の通り、今こそ古いものを掘りおこし、書き留めておかなければ、埋もれてしまい、果ては未来への指針も失なってしまうであろうと語り合う中に、昭和五十二年春の総会において郷土誌調査委員会が設けられることとなりました。

五十二年に編年誌を編集し、つづいて総論（五十四年）政治編（五十五年）産業編（五十六年）そして文化編を発刊することができました。調査の段階で五十六年春、庄屋西村伝右エ門の子孫西村節郎（現新津市に在住）氏より江戸中期の古文書が高橋委員を経て提供されました。紙面の関係で解読文を綴る程度となりましたが、今後の研究がまたれるところであり、先人の生活を知る貴重の資料と考えられます。資料として「西山町誌」「町の文化財」「学校の一〇〇年のあゆみ」その他、等を活用させていただきました。

海を語らないで大崎の文化も歴史もないという観点で、海に関係する記事が多くなり、また重複するところも多いが、お許しいただきたいと思います。また多くの方々に読んでもらいたいとできるだけ平易に書きましたが、われわれの力不足のため不十分なものになってしまいました。

編集にたずさわってから同志であった阿部嘉栄氏は、昭和五十四年四月十四日急逝、山田有基氏は、昭和五十六年七月十

九日逝去という重なる悲しみの中で、同志は編集をつづけました。ここに他界された両氏の御冥福を心からお祈り申し上げます。

ここまで稿をすすめることが出来ましたことは、調査に御協力をいただきました数多くの古老や村の方々の賜と深く感謝申し上げます。調査もれや修正を要するものが多々あると思いますが、今後の課題とし、一層の「大崎村のあゆみ」の充実を祈念いたします。

又編集に当り田中一二氏、前沢潤氏、新潟県水産試験場職員各位に格段の御指導を賜ったことに深く御礼申し上げます。出版に際し長野印刷商工株式会社社長小林義次氏編集社員一同の御尽力に対し深謝申し上げます。最後に編集にたずさわった同志各位の名を記し、終りいたします。

故編集員 阿部嘉栄

故 山田宥基

編集員 阿部栄司

〃 阿部修

〃 高橋政幸

〃 田村久栄

委員長 田村勝義

昭和五十二年度～昭和五十七年度 厚生部員一同

昭和五十九年二月



監 修 西山町文化財調査審議会・教委事務局

| 主 課 教<br>事 長 育 長               | 委 副 委<br>員 員 長<br>員 長 | 職<br>名 | 氏<br>名                                                                                          | 住<br>所 | 備<br>考 (TEL) |
|--------------------------------|-----------------------|--------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|--------------|
| 北 三 田<br>原 宮 中<br>達 敏<br>至 哉 雄 | 〃 〃 〃 〃 〃 〃           |        | 田 田 店 尾 荒 田 綱 藤 白<br>中 中 橋 崎 川 村 島 本 川<br>一 憲 正 忠 清 勝 芳 利 宗<br>二 二 英 良 作 義 郎 彦 敬                |        |              |
| 北 和 大<br>野 田 坪                 |                       |        | 礼 坂 別 上 和 大 坂 石 二<br>山<br>捍 田 山 田 田 崎 田 地 田                                                     |        |              |
| 四八一三三七二<br>四八一三〇六八<br>四八一三三一七  |                       |        | 四七一三二六三<br>四八一二七八〇<br>四七一三二六三<br>四七一三八二六<br>四八一二七三五<br>四七一三〇三二<br>四八一二六五三<br>四七一三五二二<br>四七一三二四一 |        |              |

# 参考文献

|        |               |         |        |                   |          |
|--------|---------------|---------|--------|-------------------|----------|
| 紺野義夫   | 日本海の謎         | 築地書館    | 浜田隆三   | 日本列島のおいたち         | 東海大出版    |
| 大星哲夫   | 越後路の芭蕉        | 富山出版    | 久々     | 続日本列島のおいたち        | 〃        |
| 井上悦夫   | 新潟県の歴史        | 山川出版    | 駒形忠造   | 新越佐風土記            | 野島出版     |
| 矢頭猷一   | 植物百話          | 朝日新聞社   | 近藤忠造   | クストー海の百科全二十巻      | 平凡社      |
| 大島美津子  | 明治のむら         | 教育社     | 坪井八十二  | 異常気象と農業           | 朝倉書店     |
| 豊田武    | 歴史読本七六年六月号    | 新人物往来社  | 根本順吉   | 海の民族学             | 岩崎美術     |
| 浅香年木   | 北陸の風土と歴史      | 山川出版    | 牧田茂    | 消えゆく方言            | 春秋社      |
| 大石愼太郎  | 江戸時代          | 中央公論社   | 柳宗悦    | 北越雪譜              | 柏崎周報社    |
| 牧野隆信   | 北前船の時代        | 教育社     | 田中心一   | 越佐と謎の石造文化         | 岩波書店     |
| 黒潮文化会  | 日本民族と黒潮       | 角川書房    | 鈴木牧之   | 西山町誌              | 新潟日報社    |
| 桜田勝徳   | 桜田勝徳著作集卷一、二、三 | 名著出版    | 平田団三   | 宿場町妙法寺            | 西山町教育委員会 |
| 茂在寅男   | 古代日本航海術       | 小学館     | 町誌編纂委員 | 柏崎編年誌             | 柏崎市      |
| 柳田国男   | 海上の道          | 〃       | 池田政太   | 出雲崎漁業組合統計         | 良寛記念会館   |
| 西村三郎   | 日本海の成立        | 築地書館    | 新沢佳大   | 長岡郷土史第十八号「与板象」の考察 |          |
| 寺田一男   | 海の世界史         | 文一総合出版  | 佐藤吉太郎  |                   |          |
| 新崎盛敏   | 海藻の話          | 東海大出版   |        |                   |          |
| 新潟輝子   | 地球の海と生命       | 海鳴社     |        |                   |          |
| 西村三郎   | 対島暖流          | 垣内生社厚生閣 |        |                   |          |
| 日本水産学会 | 海と人間          | 岩波書店    |        |                   |          |
| 佐々木忠義  |               |         |        |                   |          |

# 大崎村のあゆみ

昭和五十九年二月二十日 印刷  
昭和五十九年三月一日 発行 (非売品)

編集 「大崎村のあゆみ」編集委員会

発行者 西山町教育委員会

新潟県刈羽郡西山町大字池浦一七番地の二  
電話 〇二五七―四七―三三一

監修 西山町文化財調査審議会

印刷所 長野印刷商工株式会社

長野県長野市七瀬町六九五番地  
電話 〇二六二―二六―一六一